

平成23年第2回（6月）伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 （6月13日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○行政報告	4
○伊豆市議会改革検討委員会中間報告	5
○報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑	9
○議案第46号～議案第52号の上程、説明	18
○議案第53号の上程、説明	24
○議案第54号の上程、説明	27
○散会宣告	29

第 2 号 （6月16日）

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した者の職氏名	31
○開議宣告	32
○議事日程説明	32
○一般質問	32
森 島 吉 文 君	32
杉 山 誠 君	40

稲葉紀男君	53
室野英子君	62
内田勝行君	69
梅原泰嗣君	73
鍵山堅一君	77
関邦夫君	79
西島信也君	93
○散会宣告	107

第 3 号 (6月17日)

○議事日程	109
○本日の会議に付した事件	109
○出席議員	109
○欠席議員	109
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	109
○職務のため出席した者の職氏名	109
○開議宣告	110
○一般質問	110
鈴木初司君	110
大川孝君	125
松本覺君	132
三須重治君	144
森良雄君	150
木村建一君	167
○散会宣告	181

第 4 号 (6月20日)

○議事日程	183
○本日の会議に付した事件	183
○出席議員	183
○欠席議員	183
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	183
○職務のため出席した者の職氏名	184
○開議宣告	185
○議事日程説明	185

○議案第46号の質疑、委員会付託	185
○議案第47号～議案第52号の質疑、討論、採決	221
○議案第53号及び議案第54号の質疑、委員会付託	223
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	231
○散会宣告	232

第 5 号 (6月30日)

○議事日程	235
○本日の会議に付した事件	235
○出席議員	235
○欠席議員	235
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	235
○職務のため出席した者の職氏名	236
○開議宣告	237
○議事日程説明	237
○市長発言	237
○諸般の報告	237
○議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決	238
○議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決	263
○議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決	264
○議員派遣について	272
○日程の追加	272
○報告第4号の上程、説明、質疑	272
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	275
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	284
○閉会宣告	289
○署名議員	291

平成23年第2回（6月）伊豆市議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年6月13日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 伊豆市議会改革検討委員会中間報告
日程第 6 報告第 1号 平成22年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について
日程第 7 報告第 2号 平成22年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算の繰越明許費の報告について
日程第 8 報告第 3号 平成22年度伊豆市上水道事業会計予算の繰越の報告について
日程第 9 議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）
日程第10 議案第47号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
日程第11 議案第48号 平成23年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
日程第12 報告第49号 平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
日程第13 議案第50号 平成23年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
日程第14 議案第51号 平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）
日程第15 議案第52号 平成23年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）
日程第16 議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本 覺君	6番	西島信也君
7番	杉山 誠君	8番	内田勝行君
9番	関 邦夫君	10番	杉山 羌央君

11番	大川孝君	12番	森良雄君
13番	古見梅子君	14番	塩谷尚司君
15番	室野英子君	16番	飯田正志君
17番	鍵山堅一君	18番	飯田宣夫君
19番	三須重治君	20番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	遠藤浩三郎君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山本潔君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	潮木信君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	間野孝一君	会計管理者	鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	森修司	次 長	藤原一昭
主 査	稲村栄一		

開会 午前 9時31分

◎開会宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成23年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山羌央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長から指名いたします。

18番、飯田宣夫議員、19番、三須重治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山羌央君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月30日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月30日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山羌央君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、去る3月定例会にて可決された「EPA・FTA及びTPPへの対応に関する意見

書」については、内閣総理大臣を初め関係方面に提出しておきましたから、御了承願います。

また、「順天堂大学医学部附属静岡病院による地域医療の充実に対して支援・協力する決議」につきましても、4月12日、大川副議長、飯田正志議会運営委員会委員長とともに三橋院長を訪ね、決議文の写しを手渡し、院長から今後も伊豆の医療のかなめとして運営していく旨の回答をいただきました。

次に、地方自治法第243条の3第2項に基づく市の出資法人である伊豆市振興公社の経営状況の公表につきましても、書類をお手元に配付いたしましたので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果報告の写し並びにその他議長等の会議・出張等につきましても、お手元に配付した資料のとおりであります。

次に、本日までで受理した要望書は、伊豆市観光協会からの1件です。

既に、5月24日の臨時会にて議員の皆様にご写しを配付させていただきましたとおりですが、代表理事の小森泰信氏から、東日本大震災の影響は観光客の激減という未曾有の経済的大打撃を受け、最悪の状態にあることから、伊豆市議会においてもそうした事情を理解いただきたいという要望を5月17日に受けましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山 兎央君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成23年6月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、東日本大震災への対応及び被災地への支援について。

5月24日の臨時議会において報告した以降の状況について、御報告申し上げます。

まず、被災者への支援について。

個人宅も含めた伊豆市への避難者は、確認ができていただけで11世帯42名で、現在も6世帯19名が市内で生活されています。住宅以外では、学校や保育所の受け入れ対応として一時預かりなど、被災された方々の御事情に合わせた支援を実施いたしました。

次に、被災地への職員派遣について。

県からの派遣要請を受け、現在までに保健師2名、職員2名を現地支援として被災地に派遣をしております。今後も保健師1名、職員4名を派遣する予定になっています。

次に、義援金の募集について。

市役所本庁など市施設に設置した義援金箱に加え、市民の皆様、団体、企業などから、こ

れまで合計879万1,761円の義援金が寄せられています。お預かりしたお金は、日本赤十字社静岡県支部を通じて現地にお届けしました。

次に、節電対策について。

この夏の節電目標である15%の削減を達成するためには、既に実施している照明や電化製品の使用抑制だけではなく、さらなる節電に取り組む必要があります。そこで、毎週水曜日を一斉退庁日に指定することとしました。今後の状況によっては、市営施設の使用を再び制限させていただくことも想定しております。

次に、中小企業者への金融支援について。

観光業への影響ですが、3月12日から4月30日までの宿泊人数は4万1,454人で、対前年比50.3%、5月は4万416人で、同じく61.2%となっています。また、観光以外でも震災の間接的影響は著しく、売上高が減少している事業者も少なくありません。

このため、中小企業への金融支援策として、平成23年3月22日から9月21日までの間に中小企業災害対策資金融資を受けた事業者に対し、3,000万円を限度とする1%の上乗せ利子補給制度を創設することといたしました。

最後に、住民訴訟について報告申し上げます。

火葬炉設置工事に関する損害賠償請求権行使請求事件の住民訴訟について、6月2日に静岡地方裁判所にて、原告の請求を棄却するとの判決が言い渡されました。

本案件は、随意契約により締結した火葬炉工事の契約は違法であり、市に損害を与えたものであることから、契約締結を決定した当時の市長に対して損害賠償を請求することを市長に求めるとの訴えでありましたが、本判決により、伊豆市の行った火葬炉工事のプロポーザルによる随意契約の手法の正当性が認められ、当該契約については市に損害を与えていなかったと判断されたものでございます。

なお、原告側が判決の内容を知った日から14日以内が控訴期間となるため、まだ控訴の可能性は排除されません。いずれにせよ、伊豆市としては、今後も公正かつ適正な行政運営に努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で行政報告は終わりました。

◎伊豆市議会改革検討委員会中間報告

○議長（杉山羌央君） 次に、日程第5、伊豆市議会改革検討委員会委員長報告を行います。

同委員会より中間報告の申し出がありますので、これを許します。

伊豆市議会改革検討委員会委員長、木村建一議員。

〔伊豆市議会改革検討委員長 木村建一君登壇〕

○伊豆市議会改革検討委員長（木村建一君） 伊豆市議会改革検討委員会の中間報告の概要を報告いたします。

平成22年6月定例会で、全議員を委員とする伊豆市議会改革検討委員会を設置いたしました。

伊豆市議会は、市民にわかりやすい議会にするため、市民の代表としての議員の役割が十分に発揮できるよう議会運営の改善に取り組んできました。その改革の内容の状況について報告いたします。

「議会は何をしているのかよくわからない」という言葉に象徴されるように、議会は市民にとってまだ遠い存在になっております。

今回の取り組みは、議会みずからが議会の現状を見直して、もっと市民に身近な議会となるべく、議会に何が必要か幅広く検討する初めての試みであります。

この間、議会改革検討委員会を6回開きましたが、その調査項目は、どういう内容でみずからが調査をしたいのか、議会の現状はどうか、その課題について、それから改革目的はどうかということをも全議員から報告されました。その数は76件に及びますけれども、その課題を11の調査項目に分類して検討してまいりました。

今回は、中間報告をするに当たって、市民の皆さんが本当に関心があることを中心にしなから報告をしていきたいと思っております。

大きな1点目は、自治体議会の役割から見た改革の問題であります。

その第1が一般質問についてです。

市の政策や事務の取り組み、重要な関心事項などについて、市長や教育長に対して質問する一般質問は、今まで質問回数を5回とする制限のルールがありました。しかし、回数制限があることで、2回目以降の再質問で多くの項目の質問をする場合に、項目ごとの質問や回答の内容が混乱してしまったり、何の質問項目に対する回答なのかわからなかったりと、聞いている市民も何についての質問や回答なのかわかりづらいということがありました。

そこで、この回数制限は廃止をして、質問できる持ち時間、今までどおり30分ではありますが、その持ち時間の中で、納得がいくまで何回でも質問項目ごとに再質問することができる一問一答方式にいたしました。

また、回答する市長などが、質問の内容が不明確だったり、何を回答してよいかわからない場合など、答弁がかみ合わないケースも今までありました。そこで、回答する市長などに対しても、議員に対して質問内容の確認を求められる質問ができるというルールを取り入れました。

傍聴する方々も、質問する議員が何について質問し答弁を求めているのかがわかりやすくなったという、議会の中での話であります。本当にそうなったのかどうかということは、また後ほど市民の皆さんに聞く機会というのが必要なのかなと思っております。

自治体議会の役割から見た改革の2つ目であります。

発言の問題、とりわけ質疑の問題であります。

市長から提出された議案などについて、わからない点を質問して、みずからが判断をして

いく、疑義をただすと言いますけれども、その疑義をただす発言を質疑と言いますが、議会では区分ごと3回までというルールで行っております。

しかしながら、一般会計などの会計の議案に対して質疑をする場合、2回目以降の再質疑では、総務費や民生費、衛生費など、多くの費用項目ごとを一括で質問して回答するのでは混乱しやすく、何の質疑に対する回答なのかわからなくなったりと、聞いている市民も質疑の内容がわかりづらいということがありました。

そこで、一般会計の議案に対する質疑については、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費など費用項目、専門的には款と言いますけれども、款ごとに分けて2回ずつ再質疑できることといたしました。

また、質疑などの発言は事前に議長に通告するルールを徹底しておりますけれども、緊急に確認を要する質疑は無通告でも発言できるということを確認いたしました。これらは、議員の議案に対する賛否を確実に判断できる運営ルールとして設けられております。

自治体議会の役割から見た改革の3つ目、委員会審議についてであります。

議会に提出された議案は、各常任委員会に審査を付託します。通常、常任委員会の審議日程は1日で審議しておりますけれども、3月定例会では、市の施策の重要な議案となる新年度予算の審議は時間の余裕が余りありませんでした。

そこで、3月定例会の常任委員会は十分な審議を確保するために、2日間の日程を設けることができるいたしました。

自治体議会の役割から見た改革の4つ目のことです。

議員間の自由討議についてであります。

委員会や議案審議の中で、質疑とは別に、新たに議員同士が自由に討論する場を設けようとするものであります。

自由討議は、議員みずからが市の課題についての政策立案能力を向上させ、議案等のメリットやデメリットを多角的に分析をして、議員としての意思を明確にすることができます。

ただし、自由討議を実行するに当たって、討議のテーマや時間などルール化するため、それらの環境整備に向けて検討していこうということになりましたが、この議員間の自由討議については議会運営にかかわっているために、今後はこの議員間の自由討議については議会運営委員会で検討することになりました。

自治体議会の役割から見た改革の最後であります。

議員賛否についてです。

重要案件に対する議員個々の賛否を表明することで、議員としての責任を強めることができるということでもあります。

今までは、議会のインターネットライブ配信や録画等で、それぞれの議員のそれぞれの議案に対する意思表示というのは出てきましたけれども、一つ、さらに重要案件とは何かということについては煮詰める必要が当然あり得るんですけれども、ことしの3月議会からは議

員賛否を公開するという一方で、既に市民の皆さんにお知らせをしております。

大きな2点目であります。議会の情報共有と市民参加の件についてであります。

2つ報告します。論議したことです。

1つは、市当局に要求する内容の問題、議案の出し方の問題です。

市当局に対して新年度予算など重要な議案に係る資料は、慎重な審議を深めるために、わかりやすい補足資料の提供を、既に3月議会で行っておりますけれども、この件については、引き続き市当局に対して本会議に充実した議案資料を要望していくということになりました。

議会の情報共有と市民参加のもう一つの柱、議会と市民、議会報告会ですが、議会の審議経過や議決内容を報告する議会報告会とするのか、または、市民や各種団体とのテーマ別の意見交換会とするのかなど、さまざまな議論が交わされました。目的と手段について、そういう意味で議員間で大いに討議されましたが、まだまだ十分に煮詰まっていないということでもあります。

これを、どういうふうな内容で市民と議会とのパイプを太くしていくのかということについては、市民にとって議会はさらに身近な存在となるようにどうすべきかということについては、さらなる検討をしていくということになりました。

それから、さらに調査検討項目、冒頭11項目と言いましたが、例えば、議員の政治倫理の問題や政務調査費と費用弁償の問題、議決権の範囲等々ありますけれども、これらについては議会運営の確認事項のため、さまざまなことがありますので省略をいたします。

最後に、議員報酬と議員定数の問題であります。

議員報酬の額の見直しについては、社会情勢を考慮して、議員定数の変更や政務調査費の制定、費用弁償の廃止をどうするのかなどに関連して検討するものとして、今現在、皆さん御存じのように保留状況になっております。

ただし、とどめおくだけではなくて、これらのさまざまな関連するものについては、さらに検討を加えると同時に、多くの意見が出されたのは、市民の意見をここにどう反映させていくのかということが議員共通の要求として出ておりますので、ぜひとも市民の意見を反映させた改善案を今後考慮していきたいと思っています。

今後の検討課題について。

残された検討項目や、さらに追加した検討項目がありますが、これらについては引き続き調査・研究を継続していきます。

また、先進的な議会運営に取り組んでいる議会や、新たな手法を実証している議会への視察、議会改革をテーマとした講演会等への参加により、伊豆市議会の改革を目指していきたいというように思っております。

この議会改革による検討結果とその実施を積み重ねた上で、条例制定により議会として義務化や権利化が求められる場合については、議会基本条例の制定を目指すこととなりますけれども、まだそこまでの到達状況ではありません。

今、概略を報告いたしました。これらのさらなる詳細については、冒頭お話ししましたように、全議員が参加して、さらなる詳細はそれぞれの議員の皆さんが認識していることと思います。

きょう、報告をいたしましたのは、今まで議会改革検討委員会6回行いましたけれども、市民の皆さんに対して報告するのは初めてのことであります。

今後、市民の皆さんが今の概要をお聞きして、またさまざまな御要望がありましたら、ぜひともまた議会のほうに要望なり、また批判なり、御指摘なりしていただければ、本当に私たち20人の議会が市民とともに一緒になってさらなる議会改革に取り組んでいけるものというふうに思っております。

以上で、中間報告の概要の報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山羌央君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

ただいまの委員長報告をもって、伊豆市議会改革検討委員会の中間報告を終了いたします。

◎報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（杉山羌央君） 日程第6、報告第1号 平成22年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告についてから日程第8、報告第3号 平成22年度伊豆市上水道事業会計予算の繰越の報告についてまでの3件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第1号から第3号まで、一括して提案理由を申し上げます。

本件は、平成22年度伊豆市の一般会計予算、公共用地取得事業特別会計予算、上水道事業会計予算、それぞれの繰越明許に関する繰越額の決定に伴う報告でございます。

詳細につきまして、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山羌央君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

先に、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから、まず報告第1号 平成22年度一般会計

予算の繰越明許費並びに報告第2号になりますが、伊豆市公共用地取得事業特別会計予算の繰越明許費につきまして御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案書のほうは3ページになりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、平成22年度の伊豆市一般会計予算繰越明許費の繰越計算書でございます。

総務費から順に御説明させていただきます。

総務費、1項総務管理費でございますが、庁舎管理事業でございます。

予算のほうは1,260万円の設定をさせていただきましたが、年度内に設計等の部分が終わりましたので、ここの部分を除いた工事費といたしまして1,210万円を繰り越しをさせていただくものでございます。財源につきましては、光をそそぐ交付金500万円並びにきめ細かな交付金690万円、合わせまして1,190万円、残りが一般財源となっております。

次の、同じ総務管理費でございますが、電波遮へい対策事業でございます。

こちらにつきましては5施設分でございますが、年度内に交付決定が確定いたしました。したがって、決定額であります1,046万2,000円を繰り越しとさせていただきます。この財源でございますが、地デジ対策の補助の国庫補助、こちらのほうが456万2,000円、それから、一部推進協議会の交付金に振りかえをされておりますので、そちらのほうが525万円、65万円が市費でございます。

3款民生費でございます。

まず、2項児童福祉費でございますが、子ども手当給付事業でございます。子ども手当のシステム改修ということで、こちらのほうは全額繰り越しとなりました。こちらのほうは介護基盤交付金のほうを充当する予定でございます。

続きまして、同じ児童福祉費でございますが、保育園一般事業費でございます。修善寺保育園のエアコン並びに橘保育園の施設改修ということで330万円、これはきめ細かな交付金ということで300万円を予定しております。残りが市費でございます。

同じ児童福祉費の中で、こども園一般事務事業でございます。これはさくらこども園のエアコン設置ということで200万円を繰り越しをさせていただきました。きめ細かな交付金を180万円、市費が20万円という財源になっております。

4款衛生費でございますが、こちらのほうは、し尿処理施設建設事業費といたしまして1,450万円でございます。こちらのほうは調査業務ということで、全額市費を充当しております。

6款農林水産業費でございます。農業費でございますが、市民農園管理事業、予算といたしましては600万円設定をいたしました。排水路の工事のほうは終わっておりますので、残りの補修費ということで484万円を繰り越しをさせていただきました。きめ細かな交付金ということで、財源のほうは国庫金が441万円、43万円が市費となっております。

続きまして、2項林業費、林道整備事業でございます。1,300万円でございます。こちらのほうは全額きめ細かな交付金ということで1,280万円の充当、残り20万円が市費ということで予定しております。林道白沢線、上池線の補修ということで予定をするものでございます。

それから、7款商工費でございます。

まず、1項商工費の中の修善寺総合会館管理事業でございます。こちらのほうは改修工事でございますして、3,370万円を繰り越しといたしました。財源といたしましてはきめ細かな交付金を3,116万4,000円、市費のほうが253万6,000円でございます。

同じ商工費の中の六仙の里管理事業、こちらでも施設改修工事でございますして、800万円を繰り越しとさせていただきます。きめ細かな交付金780万円、市費が20万円でございます。

それから、天城ふるさと広場管理事業、これも施設改修でございますして、400万円を繰り越しとさせていただきます。きめ細かな交付金が380万円、市費が20万円でございます。

天城温泉会館管理事業、こちらにつきましては夕鶴記念館の改修工事ということで、260万円を繰り越しをするものでございます。きめ細かな交付金240万円を充当、残り20万円が市費でございます。

一番下になりますが、観光施設管理事業でございます。ハイキングコースの改修並びに修善寺川改修に伴う附帯工事ということで、1,227万5,000円を予定をいたしました。ハイキングコースの改修につきましては年度内に終了いたしましたので、残額といたしまして507万5,000円を繰り越すものでございます。こちらにつきましては全額市費でございます。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。

商工費の続きでございますが、その他の観光施設管理事業ということで、天城高原の登山道入り口へのカウンターの設置並びに竹林の小径の改修ということで、205万円を繰り越しとさせていただきます。きめ細かな交付金193万円を充当いたしまして、12万円が市費でございます。

8款土木費に移ります。

まず、1項土木管理費でございますが、TOUKAI-0推進事業ということで、これは耐震補強工事の部分でございます。予定では1,140万円ということで設定をさせていただきましたが、この中の10件分を補助決定をいたしまして、最終的には繰り越しとさせていただきます。繰越額は733万7,000円ということで、耐震の補助金のほう613万7,000円を充当いたします。120万円については市費でございます。

2項道路橋梁費でございますして、こちらのほう、2回にわたりまして繰越明許費の算定をそれぞれさせていただきます。事業名のところに括弧書きで書いてございますが、1件が市道出口平石線、もう1件が市道越路嵐山線でございます。

出口平石線につきましては、地域活力基盤事業ということで99万円、それから過疎債を充当してございますので地方債のほう90万円、市費が1万円ということで、190万円という

形になっております。それから、越路嵐山線につきましては、きめ細かな交付金390万円、市費が10万円という充当状況になっております。

次の3項河川費でございますが、河川維持改良事業300万円でございます。こちらにつきましては、茅野排水路の業務に伴う繰り越しということでございます。全額市費でございます。

6項都市計画費でございますが、修善寺駅周辺整備事業6,540万円、当初設定をさせていただきましたが、繰越額につきましては、駅舎及び鉄道附帯設備実施設計業務ということで、そのうちの4,092万2,000円を繰り越しとさせていただきました。まちづくり交付金2,460万円並びに合併特例債1,550万円を財源とするものでございます。

7項住宅費でございますが、市営住宅管理事業でございます。維持補修工事でございます。460万円、こちらのほうはきめ細かな交付金で438万9,000円を充当いたします。

10款教育費でございますが、まず、2項小学校費、小学校一般事務事業ということで、図書室のエアコン設置1,160万円でございます。こちらにつきましては光をそそぐ交付金事業で全額充当となっております。

同じく小学校費の中の学校再編事業でございます。中伊豆小学校再編に伴う事業費ということで、当初6,640万8,000円でしたが、最終的に6,412万円となりました。小学校の校歌の作成並びに繰り越し分の設計管理業務、同時に再編に伴う改修工事ということでございます。

中学校一般事務事業でございますが、こちらのほうは図書室のエアコン設置ということで480万円を繰り越しとさせていただきました。こちらにつきましては光をそそぐ交付金事業でございます。

同じ中学校費の中の修善寺中学校管理運営事業でございます。こちらにつきましては、通学路の設置工事ということで330万円でございます。きめ細かな交付金310万円を予定しております。

5項社会教育費でございますが、郷土資料館管理事業でございます。施設改修でございます。210万円、光をそそぐ交付金事業でございます。

最後になりますが、11款災害復旧費でございます。1項農林水産業施設災害復旧費、こちらにつきましては、過年度の農地災害復旧工事でございます。ワサビ田の直営施工分という形のものでございます。352万円を繰り越しといたします。財源といたしましては、災害復旧の補助金297万7,000円を財源といたしまして、残り54万3,000円を市費を充当してございます。

以上が、平成22年度の伊豆市の一般会計の繰越明許の明細でございます。

続きまして、報告第2号 伊豆市公共用地取得事業特別会計予算の繰越明許費でございます。

ページのほうは7ページをごらんいただきたいと思います。

3月定例会におきまして追加をさせていただいた繰越明許費でございます。予算額といたしましては9,200万円を予定させていただきました。年度内に契約が執行され、登記のほうは3月25日に完了いたしました。したがって、翌年への繰り越しが発生しなかったというものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、契約額につきましては7,200万円で契約できたということでございます。

以上、平成22年度の一般会計並びに公共用地取得事業特別会計の予算の繰り越しの報告でございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、報告第3号 上水道事業会計予算の繰越の報告をさせていただきます。

11ページをお願いします。

11ページに平成22年度伊豆市上水道事業会計予算繰越計算書が記載されています。繰越額がちょうど表の真ん中どころにあるんですけども、682万8,000円となります。これについて説明させていただきます。

平成22年度の上水道事業会計繰越の報告ですけれども、本繰り越しかかわる事業は、平成23年2月1日に、有限会社鈴木管工と請負金額が756万円で工事請負の契約を締結した平成22年度土肥新田配水管布設がえ工事の3工区であります。

工事のほうは順調に進捗をしていたわけですけれども、地元要望で消火栓の追加、また現場に合わせての変更をせざるを得ない箇所等がありまして、工事の材料の追加の必要が生じたわけですけれども、これが3月11日の東日本大震災以降、追加材料の入手が困難になりまして、工事の進捗にも影響が出てきました。よって、当初契約の工事期限が3月25日ですけれども、これが完成がおぼつかないということから、工期の変更、請負金額の変更の必要が生じたものですから、この工事の早期完成を目指し、予算繰り越しの処置をしたものです。

変更後の工期は平成23年4月28日、変更後の請負金額が875万8,850円、平成22年度中の支払いもありまして、682万8,000円を繰り越したものです。

工事の概要としましては、本管延長が172メートルで、高密度ポリエチレン管という75ミリのパイプを布設したものです。このパイプについては耐震性があると言われているものです。

また、消火栓のほうも1基から2基への変更、給水口の取り出しが8カ所、仕切り弁、制水弁ですけれども、これが3カ所を設置しました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

これより、報告第1号から報告第3号までの3件について、質疑のある方は発言を求めてください。

なお、ここで議長からお願い申し上げます。

質疑については、会議規則第55条によりすべて簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、整理して発言をお願いします。

質疑はありませんか。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

報告第1号と報告第3号について質問させていただきます。

報告第1号についてですが、書いてあるのを読んだだけではないかと思うんですが、いっぱいありますので、1つだけに絞って質問させていただきます。

4ページの都市計画費、修善寺駅周辺整備事業6,540万円についてですが、この事業は何もやっていないんじゃないですか。着手金だけ支払って、あとは何もやっていないんじゃないかなと思うんですが、予定としてはいつごろ、状況と予定についてお伺いしたい。

次に、報告第3号ですが、お話の内容からいくと、工期は3月22日というふうに理解してよろしいでしょうか。きょう現在は、既にこの工事は終わっているのかどうなのか。それと、工期が3月22日ならば、震災は3月11日ですよね、22日の工期に対して11日にまだ資材の発注が済んでいなかったのかどうなのか。その辺がちょっと理解できないので御説明いただきたい。

それから、もう一つ、消火栓が追加というお話ですが、消火栓の追加というのは、地元負担なしでできるものなのかどうなのか、お伺いしたい。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 事業の詳細ということでございますので、本来、建設部長のほうが詳しいかと思えます。これは、駅舎並びに鉄道附帯設備の実施設計、それと駅北広場の設計業務ということで、これはもう既に発注はしてございます。分金払いをいたしまして、残額について繰越予算させていただいたもので、これがいつ、じゃ、設計が上がるかということに関しましては、建設部長のほうからお答えをいただきたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

今の答弁に対しましてと、もう一つ、報告第3号についてを続けてお願いします。

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、まず、報告第1号のほうの回答をさせていただきます。

3月の議会、そのときに修善寺駅の設計委託が上がって、6月ごろには発表ができるというものが発表されています。今現在ですけれども、その設計委託をやっているところですが

れども、その中に建築確認というものが含まれていまして、それが上がるのが若干時間を要しそうなものですので、予定としては7月ごろにはでき上がるということで皆さんに報告ができるのではないかなと考えています。

続きまして、報告第3号ですけれども、先ほども自分の説明の中で、工期のほうが3月25日に完成というのが、変更で4月28日というふうにさせていただきました。そして、3月11日でもうそろそろ完成なもので、もう追加の材料がないじゃないかということでしたけれども、まず、変更のほうで、この高密度ポリエチレン管、これが168メートルから172メートルへの変更ということで、ほんの少しパイプが必要になったわけです。これが耐震性のあるパイプということで、これが、特にソケット部分を電気融着といまして、電気を流してパイプ自体を溶かしてくっつけてしまうという特殊なパイプなものですので、これがどうしても入手ができなかったということと、消火栓が1基から2基、そして、仕切り弁という制水弁なんですけれども、これが2基から3基に追加になっています。

ということで、ここの部分で材料が入ってくるのがおくれてしまったということで、お願いしたいと思います。

以上です。

〔「建設部長、消火栓の地元負担金」と言う人あり〕

○建設部長（佐藤喜好君） 消火栓の地元負担金はございません。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

〔何事か発言する人あり〕

○議長（杉山羌央君） はい。

ほかに。

木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 報告第1号についてお尋ねします。

1月27日の臨時会における今、総務部長がお話しになった中で、地域活性化交付金というのが約半分今回の繰り越しの中にあるのかなと思っておりますが、お尋ねしたいのは、緊急経済対策ということで急に、急にと言ったらあれでしょうけれども、国のほうからやりなさいと言ってきたというところなんですけれども、繰り越しをせざるを得ないということの中身については、当時の臨時会で学校のエアコン関係等々報告がありました、その中で1つだけお尋ねします、ちょっとわからないものですから。

天城温泉会館の管理事業、いわゆる雨どいと外壁補修というのがあって、これについて繰り越すんだという理由がちょっとわからないものですから、御説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） では答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 先ほども御説明をさせていただきましたが、天城温泉会館の中の夕鶴記念館の工事ということで、雨どい並びに外壁の補修工事ということでございました。どういう理由でというのは、私のほうからではなくて、観光経済部長のほうから御説明させていただきます。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） この件に関しましては、1月の臨時会におきます補正というようにございまして、年度末であったということ、ほかの事業等もございまして、件数的にもかなり商工費関係の中で繰り越しているわけでございます。そういったところで、事務的な面等々ございまして繰り越さざるを得ないというふうなことでございまして、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 基本的には政治的に引きずらざるを得ない立場ですから、余り、なぜ繰り越したなんて詳細はいいんですけども。

そもそも今回の明許繰越の中で、冒頭ちょっと質疑しました光をそそぐ交付金、きめ細かな交付金が1億4,600万円が提示されました。そして、これはやはり年度内で使い切りなさいということと言っているんですけども、極めて難しさがあるということで、市長がお話しなされましたね、提案理由の中で。

そうしますと、なるべく地域の方々が、このきめ細かな交付金等々を使って事業をやることによって地域の経済対策をということでやられたと思うんです。できない部分についてはわかるんです。さまざまなことなんですけれども、ほかのところがあるかどうかはわからないんですけども、たまたま天城温泉会館にしょっちゅう、地理的条件もありまして、お訪ねするものですから、雨どいをなぜつけないのかなというようなことがすごく不思議で、結局、雨が降ると全部中に入ってきてしまうという状況なんです。

本来ならもっと早く直してほしいなというようなことが、観光客が結構来るものですから。そういうことを考えたときに、なぜ年度内にこの件ができなかったのかなというところがちょっと、どうしても腑に落ちないものですから、本来、冒頭話したように、早く年度内に消化しようじゃないかというところがあったんですけども、現実にはできない部分もある。その点は重々わかるんですけれども、もう一度。さまざまなことじゃなくて、見ますと、観光関係はたくさんあって、1月27日の提案理由の中にもできない分もありますよという報告は、私受けています。その点は重々承知した上なんですけれども、この独立してある夕鶴記念館がどういう理由で年度末までにできなかったのかなということがわからないものですから、もう一度すみません、わかっている範囲内で結構ですからお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 具体的にございましたので部長から答弁させますけれども、ここ数年間、私が市長になって以降でしょうか、緊急経済対策ということで、年度末までに執行しなさい、あるいは年内に執行しなさい、大変もうございます。当時、伊豆市は、今のように観光交流課と産業振興課を分けずに観光商工課で、産業に関するところを全部一つの課でやっていたんです。大変に職員のほうは、特に短期間での事業がふえてまいりまして、非常に混乱をして、それから、繰り越さざるを得ないところ、あるいは繰り越せないからやらない、そういった産業振興施策、国が決めたものを、伊豆市としてはそれは使わないということもあったわけです。そのような中で、これはやはり大事な産業振興のところは分けないと、とても職員はたまらないということで観光と商工、産業を分けたわけです。

そういうような背景の中で、これを決めた中で、やはりとてもじゃないけれども、1月に予算を執行して年度内におさまり切れないというものは多かったものですから、今回もそのような中で、正直な話、非常に忙しく混乱した中で起こったものでございまして、当時、部長はいなかったものですから、これは、もし詳細をお求めになるのであれば後ほど報告させますが、そのような状況だったということはぜひ御理解をいただければと思います。

今後、観光経済部を2課から3課、産業振興を分けましたので、このようなことが起こらないよう、整々と公正に事業を進めさせていただきたいと思います。

○議長（杉山 晃央君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 晃央君） ほかに質疑はありませんか。

6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、一般会計予算の繰越明許のほうを1点お伺いしたいと思います。

4ページが一番上、7款商工費、1項商工費、その他観光施設管理事業というものですが、総務部長の説明ですと、これは1月の臨時会で可決されましたその他観光施設管理事業の中の説明があったわけですが、竹林の小径を翌年度に繰り越す、もう一点何かありましたが、この竹林の小径についてお伺いしたいと思うんですけれども。

これ1月に可決されまして、今もう6月ですけれども、私、竹林の小径は3日に一遍くらい歩いているんですけれども、いまだやられていないと思うんですけれども。今、東日本大震災がありまして、観光関係も大変疲弊しているということですので、これはぜひ早急に、竹林の小径の生け垣というんですか、それを直すというようなことだと思うんですけれども、何で半年もたってやっていただけないのかというのが1つと、それから、いつやられるのか、これを2点お伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 先ほどの木村議員に対する市長からのお話がありましたけれども、1月27日に可決していただきまして繰り越しということでございます。そうした中で、どちらかといいますと、人手も足りない、設計等も足りなくていろいろ苦慮しているところでございます。

現在の進捗状況でございますけれども、現在、設計のほうはやっておりまして、設計ができ次第行うわけですが、入札等も行わなければいけませんし、また、これから夏に向かって観光客が多いときに工事をやるというのはなかなか不都合だと思います。そうしたことで、夏を過ぎてから早い時期にやればというふうに考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 今、部長から答弁があったわけですが、こういう補正予算は、上がったからにはすぐやっていただいて、設計をこれからやるとかそういうあれじゃなくて、もっとスピーディーにやっていただきたいと思います。これは観光関係の方も期待している事業ですので、ぜひ、そんな夏を過ぎてからなんて言わないでもうどんどん。大体設計といったって、ただ竹の生け垣ですからね、そんな設計するほどのこともないと思うんですが、とにかく早期にやっていただけるようにぜひよろしくお願いします。答弁はよろしいです。

○議長（杉山羌央君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（杉山羌央君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で本件の報告を終わります。

ここで、10分休憩をします。10時45分再開といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に続き会議を開きます。

◎議案第46号～議案第52号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第9、議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）から日程第15、議案第52号 平成23年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの7議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第46号から議案第52号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）につきましては、人事異動に伴います人件費の所要額調整のほか、緊急雇用対策や観光客用駐車場の整備など1億8,280万円を増額し、歳入歳出予算額を148億4,480万円とするものです。

議案第47号から議案第52号までは、それぞれ人事異動に伴います人件費の所要額調整等を行ったものです。

詳細につきまして、総務部長に説明させます。

○議長（杉山 晃央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第46号から補足説明をさせていただきます。

平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）でございます。

ページのほうは13ページからになります。

歳入歳出を1億8,280万円を増額するものでございます。

まず、歳入でございますが、18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。

12款分担金及び負担金、1項負担金でございますが、衛生費負担金といたしまして1,163万4,000円を増額をしております。こちらにつきましては、歳出のほうでも御説明を申し上げますが、田方救急医療対策協議会の負担金でございますが、平成23年度から伊豆市が管理市になります関係上、伊豆の国市並びに函南町から負担金を伊豆市の会計に一たん入れまして、そこから支出するというので、本来、当初予算で計上すべきところではございましたけれども、計上漏れになっていたということでございます。

15款県支出金でございます。2項県補助金、まず、2目民生費補助金でございますが、社会福祉費の補助金といたしまして難病患者居宅生活支援事業という事業費の補助でございますが、2分の1の補助となっております。

4目労働費県補助金、こちらにつきましては緊急雇用対策事業の交付金でございますが、10分の10の補助となっております。

5目農林費県補助金でございますが、森林加速化・林業再生事業ということで、機械化に伴う民間への補助が決定して、その受け入れをするものでございます。10分の10の補助となっております。

8目消防費県補助金でございますが、大規模地震対策等総合支援事業の補助でございますが、東北の被災に伴いまして備蓄してございます毛布等を支援をしておりますが、その補充をするための購入をいたします。それに対する補助ということで3分の1の補助となっております。

おります。

財政調整基金の繰り入れにつきましては、先ほど市長のほうから説明がありました駐車場の整備等に要する経費ということの財源といたしまして、1億1,550万円を繰り入れをいたします。

繰越金につきましては3,904万3,000円を増額をいたしまして、財源の補てんをいたします。

それから、20ページ、21ページになりますが、雑入ということで退職団員の報償金、これを消防基金のほうから受け入れをする項目でございますが、予定よりも退職団員の増加があったということで、245万9,000円を受け入れるものでございます。

この退職の受け入れにつきましては、5年、10年という区分になっているんですが、伊豆市のほうは3年以上の団員にもうちょっと細かい単位で支出をしてございますので、受け入れ額と支出額が同額ではございませんけれども、支払金の掛け金をかけておる関係で計上することができます。

続きまして、歳出のほうでございますが、今回、ほとんどの項目に人件費を計上させていただいております。4月1日付の人事異動並びに6月1日で1名異動をかけたんですが、そういったものの異動に伴う補正でございます。

特に大きな金額のところがございますので、そこをちょっと御説明させていただきます。

まず、1項総務管理費、一般管理費でございますが、こちらのほうが4,382万7,000円の減額となっております。こちらにつきましては、当初予算をつくるときに、新規採用とかいろいろ予定をしておりまして、そういった職員を一たん一般管理費のほうで計上しておいて、異動後計上し直すという処理を例年しておったということでございまして、その部分で今回総務管理費のほうから減員となります。また、支所の人員が7名から6名というような形で1名ずつ減員となったということも関係しているものでございます。

24ページ、25ページをごらんいただきたいと思います。

総務管理費の中の8目でございますが、企画費でございます。その他事務事業といたしまして、駿河湾海上交通利用促進対策補助ということで170万円を予定するものでございます。カーフェリーの利用が、特に震災後急激に落ち込んだというようなこともございまして、駿河湾の利用海上交通対策という一環で、県と市と、それから近隣の関係する協議会をつくってございますが、その団体で補助をしていこうというようなものでございまして、これは市民に限りますが、ここの項目では市民ということで御説明をしますが、1人につき500円、大体1,000人ぐらいを予定していると。それから車につきましても1台、大体6,000円から6,500円ぐらいかかるそうでございますが、2,000円の補助ということで600台分を計上させていただいたというものでございます。

続きまして、ページのほうは30ページ、31ページをごらんいただきたいと思います。

民生費の社会福祉費でございますが、4目難病患者在宅福祉費というのがございます。この中で、先ほど歳入のほうでも御説明しましたが、難病患者等生活支援事業ということで委

託料で81万円を計上させていただきました。伊豆医療の訪問看護ステーションのほうで、難病患者対応の委託ができるというようなことになりましたので、予算を計上させていただきました。

それから、6目の国民健康保険事業のほうでございますが、これは国保会計のほうの人件費の調整等で149万円減額となるものでございます。

32ページ、33ページでございますが、介護保険費の中の介護保険事業、こちらにつきましても特別会計の繰り出し94万7,000円となつてございますが、そちらの会計での人件費の調整上、これだけの増額が出たというものでございます。

それから、36ページ、37ページをごらんいただきたいと思います。

生活保護の運営事業でございますが、国民生活基礎調査調査員報酬並びに費用弁償、これにつきましては、今回この調査が実施されなくなったということで減額。それから、回線使用料につきましては生活保護に係ります医療の診療報酬の明細、レセプトでございますが、これが電子化になっておりまして、これは回線を使って確認をするという作業になりますので、回線使用料が必要になるということで7万2,000円でございます。

次の38ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。

ここに救急医療対策事業ということで、先ほど歳入のほうでも御説明をさせていただきました田方救急医療協議会負担金といたしまして1,163万4,000円を計上してございます。歳入歳出同額を計上してございます。

続いて、44ページ、45ページをごらんいただきたいと思います。

農林水産業費の林業費、2目林業振興費でございますが、先ほど言いました高性能林業機械導入補助ということで、ザウルスロボというんだそうですが、これを導入する経費といたしまして400万円を交付いたします。これも歳入歳出同額でございます。

ページのほうは48ページ、49ページをごらんいただきたいと思います。

商工費でございます。

まず、観光振興費、こちらのほうでございますが、人件費のほうが1,155万7,000円減額となっております。人件費の科目、どこにとるかというのがございますけれども、今回、観光交流課と産業振興課、観光施設の管理の部分に分けましたので、そちらのほうは観光施設管理費のほうに回ったものでございます。

それから、観光振興事業としまして、事業の2でございますが1,035万4,000円でございます。上の13—40と13—44、観光案内サービス並びに恋人岬の誘客促進事業、こちらにつきましては緊急雇用対策事業を適用しまして、誘客事業並びに観光案内を実施していくものでございます。

それから、19—64に、先ほど出てまいりました駿河湾海上交通利用促進対策補助金というのがございます。これは観光客向けに行いまして、県の観光振興の関係で伊豆に来る便、清水を出港する便です、そこを対応すると。それから、土肥から出港する部分については、伊

豆市に泊まっていた方を対象に観光のほうで見ようと。市民の方については先ほどのところで往復補助をしていきたいと思いますというような考えでございます。

事業の3でございますが、観光施設整備事業といたしまして1億1,642万円でございます。先ほどの市長の話もございました旧いすゞ荘、湯の郷村のところですが、ここの用地を買い取りまして、観光客誘客対策というようなこともございますが、観光客用の駐車場というようなことで整備をしていきたいということでございます。一部道路の拡幅等にも充当、土地のほうは分筆をいたしますが、主に解体、それから駐車場の整備、それから、次の50ページ、51ページのところに土地の購入ということで計上させていただいております。敷地の面積につきましては3,360平米ということで予定をしております。金額は6,000万円でございます。

それから、50ページ、51ページの観光施設管理費のところの14観光施設運営事業というのがございます。湯の国会館特別会計、こちらのほうが554万7,000円の減となっております。人件費1名の減ということなのですが、こちらのほう、だるま山のレストハウス等施設の管理をしておりまして、そういったほうで必要な人員が確保できないということで、こちらのほうに1名、急遽6月1日付で配属し直すという形をとらせていただきたいということで計上させていただいたものでございます。

52ページ、53ページをごらんいただきたいと思います。

高規格道路整備費でございます。天城北道路関連用地事業2,400万円でございます。これは、平成22年度で予定をしておいた工事用道路の土地の購入に伴う経費があったんですが、国土交通省との調整の関係で、分筆の時期等がずれ込みをいたしました。したがって、平成22年度繰越明許を設定をしておりませんでしたので、改めて平成23年度で計上し直して予算を執行させていただくというものでございます。分筆登記の委託が50万円、土地の購入が2,350万円を予定しております。

ページのほうは56ページ、57ページをごらんいただきたいと思います。

消防費でございます。

2目の非常備消防費でございますが、金額にいたしまして351万6,000円、先ほどの受け入れのところ御説明しましたとおり、金額、若干区分が異なっておりますので、このような誤差が出ているものでございます。人数のほうは、当初予算では60人を予定しておりましたが、実質的には87名の退団がございました。こういった関係で補正をさせていただきます。

4目災害対策費でございますが、こちらにつきましては防災対策事業ということで、まず、消耗品といたしまして375万円、先ほど御説明をさせていただきました毛布1,000枚の補充でございます。それから、クリーニングの手数料でございますが、こちらについては当日大津波警報というようなものが出まして、実際に避難をされた方がいらっしゃいます。避難をしていただいた方に使っていただいた毛布のクリーニングということで、34万7,000円を計上させていただいております。

なお、お手元に補正予算の資料というのを配付させていただいております。その中にも、

ただいま御説明をさせていただいた内容につきましては記載をさせていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

一般会計のほう、最後になります、64ページ、65ページをごらんいただきたいと思います。

教育費の保健体育費でございますが、修善寺体育館管理事業というのがございまして、グラウンド改修工事調査測量設計委託900万円でございます。これはバックネット裏のり面、こちらのほうがちょっとはらんできているというようなことがございまして、ここを改修するに当たってボーリング等の調査をするものでございまして、900万円という計上でございます。

66ページ、67ページ、給与費の明細がございまして。特に67ページの一般職、職員数、比較で1名というのが出ておりますが、この1名が湯の国会館と一般会計の人のやりとりということで計上させていただいております。

続きまして、議案第47号 国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）でございます。ページのほうは69ページからになります。

国民健康保険のほうは、146万円を減額するという内容になってございます。

ほとんどが職員の人事異動に伴う人件費の調整ということなんですが、74ページ、75ページをごらんいただきたいと思います。

2款保険給付費、4項出産育児諸費でございます。支払手数料ということで、出産育児一時金支払事務手数料、こちらのほうが連合会経由での支払いという制度に変わっておりまして、こちらのほうで手数料が発生するということで1万円をとらせていただきます。

それから、5款老人保健拠出金でございます。老人医療制度については、もう既に終了しておるわけでございますが、精算分が若干発生をしまして、保険者同士での保険の種別の調整をいたします。恐らくこれが最後だと思いますが、2万円の不足が発生したということで、増額をさせていただきたいというものでございます。

以上が、国民健康保険特別会計の補正予算の概要でございます。

それから、議案第48号の伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）、それから議案第49号の簡易水道特別会計補正予算（第1回）、それから議案第50号の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）、こちらにつきましては、すべて職員の異動に伴う人件費の調整でございます。

それから、議案第51号の湯の国会館特別会計補正予算（第1回）、101ページからになりますが、ここの部分については先ほど一般会計のほうでも御説明しましたように、人員の異動がございまして、1名減という形になります。ページのほうが108ページになります。給与費の明細のところは1名減ということで、一般会計との人事異動が発生したというものでございます。

それから、議案第52号、109ページになります。こちらのほうは伊豆市上水道事業会計の

補正予算（第1回）ということで、こちら人も人件費のものでございます。

まず、第2条のところ、1款水道事業費用、こちらのほうで1,222万3,000円の減額、それから第3条のほうの資本的支出のほうで76万円の増ということでございます。

113ページをごらんいただきたいと思っております。

ここにごございます損益勘定支弁職員、これが第2条の関係になります。それから、資本勘定支弁職員、113ページ総括のところでございますが、こちらのほうが第3条に規定いたします資本的支出に関する人件費の計上でございます。この部分が変わってくるということで、給与費については補正をするということになっておりますので、今回提出をさせていただいたものでございます。

以上、議案第46号から議案第52号までの補足説明をさせていただきました。

なお、申しおくれまして申しわけございません。お手元に配付の議案の目次の部分、議案第49号並びに議案第51号のところに、簡易水道事業特別会計と湯の国会館事業特別会計、「伊豆市」という文言が漏れております。目次だけでございますが、平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計、並びに議案第51号のほう、平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計というふうに、「伊豆市」を追加をしていただきたいと思っております。

なお、それぞれの議案のほうは「伊豆市」が入っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月20日開催予定の本会議において行います。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第16、議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第53号につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正を受けまして、非常勤職員等のうち育児休業の対象から除外する者について規定する必要が生じたことから、規定の追加等所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に説明させます。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律、こちらのほうが改正になりまして、育児休業または部分育児休業の補充職員として採用しておる、臨時的な任用をしておる職員については認めておらないわけでございますが、それ以外の非常勤職員については認めるというような改正がされたわけでございます。

それを受けまして、先ほど言いました認めていない職員、非常勤職員ですが、育児休業とか部分育児休業、あるいはそれに準じるような任用をしている非常勤職員については条例で規定するという改正でございましたので、今回ここで条例を追加をさせていただくという改正でございます。

議案のほう、117ページからでございます。

伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

「第2条に次の2号を加える」という部分がございます。ここについては、育児休業が認められない場合の職員を規定するというものでございまして、3号と4号がございます。

3号につきましては、伊豆市一般職の任期付採用の条例がございますが、その中の第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員ということになっておりまして、介護休暇または部分育児休業する職員の補充という部分で短時間勤務の採用を認めておりますが、その部分の職員をまず3号で規定をしております。

それから、4号といたしまして、それ以外の非常勤職員ということで、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員ということで規定をしております。

具体的に、次のいずれにも該当する非常勤職員ということで、この非常勤職員以外の非常勤職員なんです、逆に認める職員をここで規定しまして、それ以外はだめですという文言が4号のところに出てくるわけでございます。

どういふ方かと言いますと、まず、アのところで、（ア）から（ウ）までがございます。引き続き在職期間が1年以上である方で、子供が1歳に到達する日以後1年以上任期を持って採用しているという職員。そして、さらに1週間3日以上、または1週間幾日という単位ではなくて、1年間121日というような勤務日以上非常勤職員という規定がございまして、それ以上の方は原則的には認めるということになっていまして、こういう職員を除いた非常勤職員が対象から外れますという形になります。

ちょっと逆説的な規定をしておりますのでややこしいんですが、お間違いのないようにしていただきたいと思っております。

それから、イのところでございますが、こちらにつきましては、規則で定める場合、1歳到達日または1歳の到達日以後の最終日に既に育児休業をとっている方、こういった方が継続して採用されるというようなこと、余りないとは思いますが、そういった方を対象にし

ているということでございます。

それから、ウのところと同じような規定でございまして、任期延長の見込みがあった方で、任期までに育休を承認されていて、その延長される任期の最初の日既に育児休業を取得している方というようなことで、再度の育児休業に係る規定の部分でございます。こういった方には、原則的には認める。したがって、これ以外の方の非常勤職員は認めないという逆説的な規定になってございます。

それから、一番下のほうになりますが、第2条の2を改正する部分がございます。（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）というのがございます。非常勤職員の育児休業の期間を定める部分でございます。

まず、第2条の2といたしまして、「育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする」ということで、第1号で、「次号及び第3号に掲げる場合以外の場合」ということで、原則的な規定をしております。非常勤職員の養育する子の1歳到達日ということになっておりまして、それまでの間、育児休業を認めるという規定でございます。これが原則になっておりまして、これ以外の場合というのが2号、3号で出てまいります。

まず、2号でございますが、これは、配偶者と職員それぞれが育児休業しようとする場合なんです、この場合については、子が1歳2カ月に到達する日が期間の末日になるというような規定でございます。

それから、3号につきましては、子の養育の事情によって1歳6カ月に達する日までを認めますという部分を規定してございまして、同じようにアとイの場合があるということでございます。

アについては、職員または配偶者が1歳に到達する日に育児休業をしていることが条件になっておるものでございます。それから、イのほうは、配偶者の方が見るということで予定をしておったのが、不慮の事故とか疾病、あるいはまた保育所に希望していたけれども入所できなかった、こういった場合は、またさらに6カ月延長して1歳6カ月までというような形をとってございます。

それから、119ページのほうをごらんいただきたいと思います。

「第3条に次の2号を加える」というのがございまして、第6号と第7号を追加してございます。これは、条例で定める場合の再度の育児休業に当たっての特別な事情ということで、先ほど言いました第2条の2第3号です、そういった特別な事情があることという場合等を規定したものでございます。第7号につきましては、任期が更新され、または任期の満了日に引き続いて採用されることが条件になっているようなことを書いてございます。

それから、中ほどの「第20条中」というのがございます。第20条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改めるということで、この部分がなくなってしまうので、第1号として新たに規定をし直すというの

が第1号でございます。

それから、第2号については、部分育児休業をすることができない場合ということで、先ほどと同じように、「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」ということで、規定を改めてさせていただくということでございます。

それから、第21条のほうになります。第3項といたしまして「非常勤職員に対する部分休業の承認については」というところがございますが、部分育児休業を認める時間というものをご規定してございます。職員の場合は7時間45分というのがございますが、非常勤職員の場合はそれよりもやや短い勤務時間ということになっております。5時間45分を減じた時間を超えない範囲ということで、通常職員と同じような勤務時間の採用をされておれば2時間、それより短ければ、その部分が短くなるという部分育児休業の時間の規定ということで御理解をいただきたいと思っております。

今回、このような改正をするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行という形で、現実的には、今非常勤職員の方、パートといいますが、そういった方については、育児休業をすると、職員もそうですが、給与は出ないこととなりますので、余り事例はないとは思いますが、これから任期付の採用をしていった場合に可能性はあるかなということで、改正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月20日開催予定の本会議において行います。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第17、議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第54号につきましては、天城温泉会館の一部に指定管理者制度を導入し、温泉事業の廃止等を行うために条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきまして、観光経済部長に説明させます。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

○観光経済部長（潮木 信君） それでは、議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正

につきまして補足説明をさせていただきます。

既に御存じのことと思いますが、天城温泉会館は平成8年6月にオープンいたしまして、当初、第三セクターの株式会社ライブピア天城により運営されておりました。その後、合併によりまして、平成16年7月より伊豆市の市営施設として直営で運営をまいりましたが、年間5,000万円近くの一般会計からの繰り入れなどの問題によりまして、平成21年3月で温泉事業を休止し、平成21年6月定例議会におきまして条例改正をお願いいたしまして、指定管理による管理条項を追加し、募集を行いました。指定管理者としての選定には至らず、平成22年6月定例議会において条例の一部を改正する条例の一部改正を経まして、結果的には、昨年平成22年12月定例議会において条例の一部を改正する条例の廃止について議決をいただいたところでございます。

そうした中、平成22年12月に、伊豆市区長会長、観光協会天城支部、商工会、旅館組合など、天城湯ヶ島地区の各団体からの天城温泉会館の活用についての陳情を受けまして、これをもとに、改めて会館の一部の指定管理者による管理を取り入れることといたしまして、ことし5月に市営施設管理運営委員会を開催しまして、指定管理の導入について審議いただき、今回条例をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、施設的に御説明いたしますと、売店、食堂、温泉施設のところを指定管理に、また、劇場ホールと夕鶴記念館は市の直営とする考え方でございます。

議案書の131ページの新旧対照表にて御説明を申し上げますので、131ページのほう、よろしくお願いいたします。

最初に、条例の名称でございますが、温泉を廃止するというので、「天城温泉会館条例」を「伊豆市天城会館条例」に変更いたします。

第1条では、今までの「観光及び農林業の振興並びに地域経済の活性化」の目的をという設置目的がございましたけれども、これをすべての産業という項目という考え方をするために、「生活文化と産業」というふうなものにいたします。

第3条では、施設を統合して表記をするもので、今まで10項目の施設がございましたけれども、今度はそれを、展示館、食体験施設、天城劇場ホール、夕鶴記念館、休憩所というふうにするものでございます。

第4条におきましては、今までの使用料というものを変更いたしまして、供用日と供用時間を規則で定める旨の規定を定めております。

旧の第6条から第8条におきましては、「許可」という言葉がございますけれども、これを新たに「承認」というふうな文言に変えてございます。

新しい第7条におきましては、利用の取り消しということで、利用者に損害が生じることがあっても、市はその賠償の責めを負わないという旨の規定を追加し、第4条の使用料を第8条にて定めてございます。

第14条、第15条で指定管理者による管理、指定管理者の事業報告を規定してございます。

134、135ページをごらんいただきたいと思いますけれども、別表につきましては、別表1で、市の直営となるホール及び夕鶴記念館の使用料を規定し、別表2で、第14条の施設の名称及び業務の範囲を規定するものでございます。

なお、公布日でございますけれども、条例の附則によりまして、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するというふうに規定してございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月20日開催予定の本会議において行います。

◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月14日及び15日は、議事の都合により休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、明日6月14日及び15日は休会とすることに決しました。

次の本会議は6月16日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

なお、当日は、発言順序1番の森島吉文議員から発言順序9番の西島信也議員までを行います。

また、本日提出されております9議案に対する質疑の通告期限は16日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時29分

平成23年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年6月16日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20名)

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本覺君	6番	西島信也君
7番	杉山誠君	8番	内田勝行君
9番	関邦夫君	10番	杉山羌央君
11番	大川孝君	12番	森良雄君
13番	古見梅子君	14番	塩谷尚司君
15番	室野英子君	16番	飯田正志君
17番	鍵山堅一君	18番	飯田宣夫君
19番	三須重治君	20番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	遠藤浩三郎君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山本潔君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	潮木信君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	間野孝一君	会計管理者	鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森修司	次長	藤原一昭
主査	稲村栄一		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） おはようございます。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成23年第2回伊豆市議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（杉山羌央君） 日程に基づき、一般質問を行います。

前定例会に引き続き、1回目の質問は全項目について質問し、2回目以降は項目ごとの一問一答といたします。

質問時間については、再質問を含め30分以内となっております。

なお、さきの定例会から質問回数5回の制限は廃止されたことを申し添えます。

続いて、質問に先立ち、質問者と答弁者に御注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないよう、答弁者にあっては質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

このことに関連し、さきの定例会同様、答弁者は質問者の質問趣旨が理解できないような場合には、質問者に質問に対し、議長の許可を得て問い返すことができるものといたします。

今回は15名の議員より通告をされております。質問の順序は、議長への通告順といたします。

本日は、発言順序1番の森島吉文議員から発言順序9番の西島信也議員までを行います。

これより順次質問を許します。

◇ 森 島 吉 文 君

○議長（杉山羌央君） 最初に、4番、森島吉文議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

○4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

市長に対し伺います。

1番目、原発事故と風力発電計画の方向性について。

東日本大震災が3月11日に発生し、地震、津波で大きな被害が発生したのは周知のとおりであります。死者、行方不明者、負傷者、合わせると3万人の人的被害でした。それとともに

に福島第一原発事故も発生しました。平常運転であった原子炉は、突然の地震により緊急自動停止し、直ちに非常用発電機が起動したものの、直後の大津波によって全機能が損傷し、深刻な原子力事故レベル7につながりました。地震でいいますと、強震、烈震、激震の上の限界地震という、これ以上のものはないというレベルであります。放射能汚染水の地下水への混入、海への流出、大気汚染による被害、風評被害も甚大です。

このようなことから、国もいずれは原子力発電事業から遠のき、クリーンエネルギー利用の方向になると思われれます。風力発電、水力発電、太陽光発電、地熱発電などです。

質問ですけれども、数年前より伊豆市においても風力発電計画がありますが、現在計画は頓挫している状況であります。福島第一原発事故、浜岡原発の稼働停止などを考慮し、低周波の問題等課題はたくさんあると思いますが、クリーンエネルギーの一部でもあります風力発電計画実現の方向性、可能性について伺います。

2つ目、津波による危険箇所について。

先月、静岡県主催の土肥地区、米崎の地震・津波避難訓練に参加、見学しました。場所は、国道136号から絶壁、急傾斜に挟まれた細い一本道を1キロ弱下った港周辺の集落です。地震で、落石、がけ崩れ、地すべり等が発生すると、狭い道路は寸断され、集落は孤立してしまいます。これに津波が発生すると、集落の孤立と津波との二重の被災となります。土肥地区に限ると思いますが、このような特殊な例、危険箇所は何か所あるのか、どのように対応するのか伺います。

○議長（杉山兎央君） ただいまの森島吉文議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

毎年6月議会は、私が1つ歳をとった直後の議会でございます、これまで以上に大人の答弁に努めてまいりたいと思います。

まず、森島議員の御質問についてですが、風力発電につきましては、伊豆市には西伊豆船原風力発電事業の計画がありますが、平成21年2月に行われた住民説明会で、地域の方々から反対の意見があり、9月には地元区長から建設に同意できない旨の文書が市長あて提出され、その後進展してありません。

主な反対理由の一つである低周波音の人への影響については、環境省も平成22年度から24年度にかけて調査と研究に取り組んでいるところでございます。また、静岡県は、伊豆半島における風力発電のあり方について意見を求めるため、本年4月に有識者会議を設置し、ことし10月ごろまでに施設建設の可否を含め、伊豆地域の振興策について提言をまとめることとされています。

現在、伊豆市はこのような国及び県の動きの行き先に注目しているところでございます。

また、風力発電だけでなく、さまざまな新エネルギーの技術開発動向を見ながら、伊豆市

に最もふさわしい新エネルギーのあり方について、新エネルギービジョンの見直しを含め検討してまいりたいと考えております。

次に、津波による危険箇所についてでございますが、孤立と津波被害の二重の危険箇所については米崎地区だけだろうと考えています。地震による道路の通行不能による孤立予想箇所は他にも数カ所ございます。

実際に被災した場合の対応となると、まず、米崎の場合は、徒歩で国道まで出ていただくか、あるいはヘリコプターでの救援になろうかと思えます。状況によっては艦艇が使えないこともありませんけれども、地震発生直後というのは大変難しいのではないかと考えています。

対応といたしましては、被害状況の把握が第一で、災害発生により孤立した地区の詳細な情報について入手をすること。職員または消防団に配備した防災行政無線でこれら情報を入力し、災害対策本部と防災関係機関が連携を図り、人命救助を優先した救助活動、物資の搬入、集落への道路復旧等になろうかと思えます。

孤立予想地区に対しては、行政と地域住民の方々と災害の危険を共有するとともに、その地区住民の皆さんが予想される被害を、まず十分に認識をしていただき、まずはみずから家族の命を守るための行動がとれるよう、これ基準はなかなか難しいのですが、少なくとも二、三日分の非常食料等の備蓄をしていただきたいと思いますと考えております。

日ごろからハード対策に備えるとともに、このようなソフトの事業、改めて両にらみでの対策が必要ではないかと考えているところでございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 反対運動があったということは認識していますが、市では県の動きに注目しているということで、そして、新エネルギーのあらゆる面に対して検討していくというお答えいただきましたけれども、何といたっても風力発電の問題は、先ほど言いましたとおり低周波の人間に与える影響だと思います。

伊豆半島にある風力発電をちょっと全部見てきました。4カ所ほどありますけれども、東伊豆町の奈良本。そこは住宅が中腹にありまして、その山頂に10基ほどありました。一番近い住宅から距離は300メートルから500メートル、そのくらいしか離れていませんでした。3基から5基はそれが目視できるわけです。その場所ではかすかに風切り音、シュッシュツという音が聞こえました。低周波音は確認できませんでした。日光により住宅に、逆行になりますとローターの影が定期的に映るような状況でした。

300メートル離れている高齢の女性は、頭痛、めまい、不眠、夜間に天井の電気がすごい揺れると、そのようなことを言っていました。

450メートル離れた男性の方は、障子が震えると、そのようなことを言っていました。今まで裁判に訴えていたようですが、なぜか今回最近取りやめたようです。

2つ目が伊東市のぐらんばる公園裏の風力発電。住宅街より500メートルぐらいの距離で、3基が稼働していました。発電機の真下へ行ってみましたが、低周波音、風切り音、ウーンという音とシュッシュという音が聞こえました。会話は何とかできる状況でした。100メートル離れた付近では風切り音のみ聞こえました。シュッシュという音です。200メートル付近では低周波音、風切り音、両方とも感じませんでした。施設は市営で、電力を売却し、市の収入としているそうです。

3つ目は南伊豆町石廊崎風力発電。これは、最初は、東伊豆住宅地の近隣山頂二百数十メートルのところに計画していたようですが、反対運動で少し距離を置いたということで、現在、300メートルから400メートルの距離で風車に囲まれた住宅が1軒ほどありました。

東伊豆の人たちがその反対運動に参加して、抗議運動が盛んに当時行われていました。

町への収入は、借地料、固定資産税等で8億5,000万円ほど入るということです。その他にも民間に、線架補償とか土地の買収という、そういうことがありました。

4つ目は南伊豆町立岩風力発電です。南伊豆町の立岩の住宅地から250メートルから450メートル離れた山頂に風車がありました。250メートルというと、山の上にあるものですから、すぐそこに、手が届くようなところに建設されていました。集落住民が目の前にその施設があるにもかかわらず、異論はないということで、住民は借地料で9割等の軽減が図られている。地域では大した収入源もなく、少子高齢化の中でこの収入に感謝していると、ちょっと逆のような意見もありました。

まとめますと、奈良本が300メートルから500メートル。抗議運動がありました。個人補償の恩恵なしというところがあります。

ぐらんばる裏では市営施設で500メートル付近。住宅側より500メートル付近。抗議運動なし。

南伊豆石廊崎、300メートルから400メートル。抗議運動があつて、個人補償がないと。

南伊豆立岩、250メートル。一番近いわけですが、抗議運動なし。集落に恩恵があるということでもあります。

結果、トラブルの原因は、やっぱり風車から住宅街に距離が近過ぎるということです。今言った4カ所、全部500メートル以内にあるわけです。その近さにもかかわらず、個人的な補償、恩恵がないと、その2点だと思います。

質問ですが、伊豆市の風力発電では民家との距離は950メートルです。環境省の中間調査結果では680メートルで低周波音は観測されないという結果が出ています。その環境省の科学的根拠を考慮し、さらに安心感を与えるために許容値を加えまして1,200メートル離して計画を推進したらどうか、そのように思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（杉山莞央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当時、私のもとにも説明会のときに、東伊豆、伊東、南伊豆の方々が

大変多くいらっしゃいまして、どなたからもお話を私は聞くべきだと思っておりまして、問題提起された資料もたくさんいただきました。その大半はドイツで研究されていた資料ということで、随分調べましたけれども、当時もうドイツ国内の中で健康に対する被害があるという報告が実は見られなかった。つい先日、外務省が主催した市長とそれから在外大使のレセプションのときに、外務省の経済局長がおいでになっておりまして、もともとドイツの公使だった方からですから、この話をしてみたんですが、やっぱりそういえば何年もドイツで勤務して、確かに聞いたことがない。

したがって、日本の場合には、静岡県の場合には県のガイドラインが300メートルでしたから、今、東伊豆、南伊豆で起こっているような健康被害が訴えられております。その状況がもう圧倒的に風力発電が定着しておりますヨーロッパとどこが違うのか。そして、日本の場合には実際に健康被害訴えられているわけですから、しかもそれを国が今調査している状況でございますので、その動向を見るまでは、市長として「どうぞ」というわけにはいかないんだろうと思っております。

伊豆市に計画されておりますところは、議員御指摘のありましたように、直線距離で950メートル、標高差もかなりございますので、健康被害はほとんど考えられないのではないかとはいえますけれども、しかし、国の調査、それから市民の皆さんの御意向というものはやはり無視できないだろうと考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 被害があるわけですから、動向を見ていきたいと。了解しました。

質問ですけれども、伊豆半島、伊豆市への観光客数が激減しています。現在激減しています。平成19年のころには100万人以上、21年度は74万9,000人です。その前は、20年度は85万人ぐらいだったと思います。平成22年度は65万人と推計します。毎年87%の減少であります。23年度は今回の原発事故でおそらく50万人は切るのはではないかと思っております。わらにもすがるといふ思いで、風力発電の工事用資材置き場、使った跡地をそのまま残していただきまして、完全舗装し、トイレを完備して、観光スポットの一つとして活用したらと思っておりますが、市長いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 観光振興という意味では、あるところから新しい御提案がありまして、新エネルギーを使ってそれを観光の売りにしたい。例えば温泉熱、小水力、特に伊豆市の中はいっぱい小さな狩野川の支流がございますので、小水力。それから、間伐材を利用した木質バイオマス、このようなものを組み合わせて、今使っている重油を燃やすものではなくて、新エネルギーを、周りにあるものを使って、それによってそれを観光の目玉にしていきたいというような動きもございます。

そのような新しいタイプの事業を見守りながら、できれば支援をしながら、ただ、他方、風力についてはなかなかそういう問題が現状ございますので、すぐに風力もあわせてということはなかなか難しいのではないかという感じがしております。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 観光スポットとしたらと言いましたけれども、全国では何カ所か観光スポットとして風力発電が成功しているところもあるわけです。

現在、伊豆市の財政も他市町村から比べると誇れるものではないと思います。市内を見渡せば山林ばかりです。84%が山林です。市長の言う森林文化ですか、山の木を育て経済につなげる、そしてジオパーク構想と観光、それに風力発電も含め伊豆市はこの84%の山林で稼ぐほかないと、利益を上げるしかないと感じます。

風力発電には、実現しますと15年間で5億1,000万円、年間3,400万円ほど入りますから、これを目的財源として、今後統合される学校の通学費等に全額充当したらと思いますが、市長、どうでしょう。デメリットをメリットにと考えて、いかがでしょうか。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 確かにいろいろな方に伺いますと、風力、必ずしも否定的な方ばかりではなくて、不思議なことに女性の中に多く、あれはあれでなかなか伊豆には似合うのではないかという方もいらっしゃいます。そこは、見栄えは価値観ですから、賛否あるかと思いますが、健康については、そこに疑義がある限り、やはり市長として「どうぞ」と言うわけにはいかないと思っております。

将来絶対やらないということではございませんけれども、まずは仲間である伊豆半島の中の現状を国が調査をしているということで、これの結果を待つまでは、なかなか市長としては判定できないというようなことを御理解いただければと思います。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 動向を見ながら、将来可能性があるということでわかりました。

以前、市でも計画された太陽光発電について伺います。

現在の電気料金が大体20円ぐらい。発電コストですけれども、原子力が5円か6円安いわけです。液化天然ガスが7円から8円、風力が10円から14円と。太陽光が40円から49円、大体原子力の10倍までいきませんが、コストがかかるわけです。それで、危険で、廃棄物コストが大というのが原子力であります。太陽光も電気料金の値上げは確実ではないか。太陽光主力になると、10倍近いコストの中で電気をつくるわけですから。そして、廃棄物も相当なものになると思います。

現在、余り議論されておりませんが、太陽光発電のパネルが大体風力発電と同じ15年ぐら

いですがけれども、役目を終えたとき、大量の廃棄物が発生となるのではと思いますけれども、市長はこの廃棄物コストに対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新エネルギーは今、国で議論されているとおり、これは国が買い取り制度をつくってくれない限りは、恐らくどれもうまくいかないのではないかと考えています。ヨーロッパではほとんどしっかりした買い取り制度がございますので、それによって先行していた日本はあっという間に抜かれてしまったということで、新エネルギーはすべてそれが前提になると思いますが、なかんずく太陽光発電はコストが一番かかりますので、今ある企業から提案をいただいて、伊豆市、できれば伊豆の国市も市有施設とか、旅館の屋上をお借りするとか、いろいろなところでやったらどれくらいになるのかという試算をしているところでございます。

したがって、そのような数値的な検討を踏まえて、太陽光発電についても、伊豆市もしくは伊豆半島の中央部で可能なかどうか、半年から1年ぐらいすればおおよその見当が出ると思いますので、それを見守っていきたいと思っています。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） わかりました。

2番目の質問に移らせていただきます。地震、津波の件です。

ちょっとデータを見ましたけれども、安政の東海地震の浸水域というのをちょっとデータを引っ張ってみました。これは江戸時代、1854年、そのときの地震の大きさがマグニチュード8.4、震度が7でした。今回の東北地震がマグニチュードが9、震度が7と。その安政の地震のときと全く同じレベルと同じ揺れだったということで、参考になると思いましてちょっと見てみました。

そのときに、土肥の大藪は山つきまで浸水し、現在の市役所、田方南消防署西出張所は浸水しまして、土肥高のところは大丈夫だったようです。小土肥は、黒根は山つきまで浸水、津波は田んぼのなかほど、今やっている菜の花舞台ですか、あの辺まで浸水したようです。そして、八木沢ですがけれども、今の国道が走っているトンネルから旧南小学校のところまで直線がありますけれども、そこから大体150メートルから200メートルほど波が到達したと、そのようなことです。大久保ですがけれども、大久保、下村は浸水域は大したことはなかったようです。下村の一番下の2軒ほどのところが浸水したと、そのようなデータになっております。

そして、米崎ですがけれども、この間使用した避難所ですね、その半分が津波が到達したと、そのようなデータになっています。そして、現在の集落はほとんど浸水し、1軒か2軒が浸水しなかったと。ほとんど集落は波におおわれたと、そのようなデータになっています。

災害三法、地すべりとか、土砂崩れとか、急傾斜と津波対策、法律とともに防災マニュアル、ハザードマップも国・県・自治体で今から大幅に検討改良されるため質問はしませんけれども、落石、がけ崩れで孤立し、そして津波の二重の被災、先ほど市長も言いましたように、米崎だけだと。幸いにも米崎集落から恋人岬まで幅2メートルぐらいの道路が、整備された旧道が存在します。地震、津波の被害から住民を守るために、このルートを整備し、避難ルートにしたらと、そのように思います。津波訓練のときの集落の人たちの口をそろえての切ない要望でもありました。

それと、けさの新聞ですか、きのう、県庁で開いた県津波対策で防潮堤や水門などが未整備となっている。緊急性の高いところから6月の補正予算などに盛り込み早急に整備をするという方針を示しました。このほか県は緊急津波対策として、想定津波浸水区域内——今説明しましたけれども——にある急傾斜地の上部に避難できる場所がある傾斜地には、避難階段を設ける計画と。5月下旬に沿岸21市町で実施された緊急津波訓練で、それと同時に、同報無線の聞き取りにくいところ、誘導標識の不足など、その点も何か整備するそうです。これらの助成金を利用して、今の要望を整備したらと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 特定の地名を申し上げるのはなかなか心苦しいのですが、米崎地区は私が市長になってからもずっと一番心配しているところでございまして、道路が1本しかございませんし、あと恋人岬に抜ける2メートルのところ、ここをお使いいただいて、少しでも高くまずは避難をしていただくことに尽きようかと思っております。

3月11日に、夜まだ警報が発令されておりましたときに、小下田の避難場所も見に行っただけですけれども、米崎の方々ほとんどが集まっておられて、乳飲み子もおられて、そのような状況で、隣の旧ふじみ幼稚園に畳の部屋がありましたので、すぐ小さなお子さんだけはそちらに移っていただいたんですが、本当に現場に即した準備と対応が必要なんだろうと、つくづく痛感したところがございます。

ただ、同報無線の聞き取りにくさというのはなかなか難しいところがありますし、それから一本道のところで、すぐに車を使えるかどうかわからないんですが、昔風のリヤカー等々の避難というのもなかなか現実的ではないでしょうし、米崎地区についてはなるべく徒歩で逃げられるところの整備をなるべく早くやるということに尽きるのかなという感じがしております。

その他必要な事業がございましたら、これも前倒しで県と協議をしながら、実行していこうと思っております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） よい答弁だったので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山羌央君） これで森島議員の質問を終了いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（杉山羌央君） 次に、7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

○7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をいたします。

初めに、東日本大震災に学ぶ防災、特に地震対策について伺います。

未曾有の大災害となった東日本大震災から3カ月が過ぎました。しかし、被災地ではまだに9万人近くの住民が避難生活を余儀なくされています。また、昨日公表された政府の調査結果によると、6月2日現在で、全国に避難している人を入れると12万4,594人に達するそうであります。さらに、被害を受けた自宅の2階で、余震におびえながら不安な毎日を過ごしておられる人もいます。

私は、先月20日から伊豆市社会福祉協議会の災害ボランティア派遣の一員として、岩手県の宮古市に行かせていただきました。JR宮古駅から海に向かって500メートルほどの地域で、町内会の方や他の多くのボランティアと一緒に、道路の側溝にたまったヘドロのかき出しや、消毒作業、また2階まで浸水した家の畳や家具の運び出し、床下の泥出しなど、復旧のお手伝いをさせていただくとともに、被災された方のお話を聞き、そして被災地の状況も見させていただきました。

一見して被害が少ないように見えた地区でも、お話を伺うと、家の中は泥水につかり、家財道具もめっちゃめっちゃになった。道路も2カ月たってやっとここまでになったが、当時は流されてきた船や車であふれ返りひどい状況だったとのことでした。よく見ると、避難先と連絡先を書いた張り紙や、解体の意思を示す解体オーケーと赤いスプレーで書かれた家があちこちにあり、当然のことながら、海に近くなるにつれて被害はひどくなり、市役所も1階部分は使えない状況でありました。

さらに、被害のひどかった田老地区や、隣の山田町を見させていただきました。行けども行けども見渡す限り津波で破壊された光景が広がり、ところどころに残された鉄骨だけになった建物や、火事で黒く焼け焦げたコンクリートの建物、うずたかく積まれたがれきや赤さびた自動車の山、折り重なって陸に打ち上げられ解体を待つ漁船、川の上流まで流された三陸鉄道の鉄橋、さらにはなぎ倒された防潮堤、そして今なお続いている行方不明者の捜索、目にするすべてが衝撃的でした。

これまで被災地の状況は、テレビ等で幾度も目にしていましたが、自分の目で見ると現実の光景は余りにもすさまじいものでした。改めてとうとい多くの人命と、人々の生活を奪い去

った自然災害の恐ろしさを見せつけられました。4週間近くたった今でもその光景ははっきり浮かんできます。被災された方々のことを思うと、一日も早い復旧・復興を願わずにはいられません。

今、東海地震の30年以内の発生率が87%とされる中で、伊豆市においてもこの震災の教訓を生かし、被害を最小限にとどめる対策を急がねばなりません。広い地域を抱える当市では、通信や交通の手段が閉ざされ、陸の孤島化する地域も予想されます。被災状況の把握やけが人等、一刻を争う救助のためにも、連絡手段の確保は欠かせません。衛星携帯電話や無線通信等、情報収集を確実にを行うための体制整備はいかがでしょうか。

また、今回の震災では、避難所に物資が届かずに、おにぎり1つを家族で分け合い、幾日も過ごした地域もあったそうです。家庭における備蓄は確かに必要ですが、津波や火災などで家を失い、着の身着のまま避難する人もいます。避難所の備蓄が必要ですが、いかがでしょうか。

さらに、土肥地区における地震、特に津波対策については、住民の命を守るためにまず避難体制の見直しが急務と考えます。避難場所選定や避難路の整備、避難経路の案内表示、また夜間に起きた場合の対応、そして高齢者や障害者等、災害弱者の救援体制など、住民との連携をしっかりととりつつ進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、岩手県釜石市は、死者・行方不明者が約1,300人に上りましたが、市内の小中学生は独自の防災教育が功を奏し、ほぼ全員が無事に避難できました。この釜石の奇跡と呼ばれる児童生徒の避難を成し遂げた学校における津波防災教育に学ぶことも大切だと思いますがいかがでしょうか。

次に、事業継続計画（BCP）について伺います。

東日本大震災を機に、BCP、事業継続計画が注目を集めています。BCPとは、地震のような大規模災害やテロといった不測の事態が発生しても、企業や行政機関が重要事項を継続できるように事前に立てておく計画のことです。事業計画に重点を置いていることが一般的な防災対策とは異なります。地方自治体においては、地域住民の生命、生活、財産の保護だけでなく、保健や福祉への対応、緊急時、被災時における道路、水道、港湾等の復旧整備などといった観点からBCP策定の取り組みが広がっています。伊豆市においてはいかがでしょうか。

最後に、「被災者支援システム」の導入・運用について伺います。

1995年の阪神・淡路大震災では、壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元的に管理できるシステムです。

同システムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、総務省所管の財団法人地方自治情報センターが2005年度に被災者支援システムを、地方

公共団体が作成したプログラムを統一的に登録、管理し、他の地方公共団体が有効に活用できるようにする地方公共団体業務用プログラムライブラリに登録し、2009年1月17日には、総務省が被災者支援システムバージョンツールをおさめたCD-ROMで全国の自治体に無償配布をしました。

また、今回の東日本大震災後、3月18日には民間事業者でも利用できるようにシステムの設計図であるソースコードを公開、オープンソース化しました。

今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識が高まり、システムの導入を申請する自治体がふえ、5月26日現在で300に達したとのことです。

災害発生時には何よりも人命救助が最優先されます。しかし、その後はきめ細かい被災者支援が求められます。中でも家を失った住民が生活再建に向けてなくてはならないのが罹災証明書です。罹災証明書を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果の3つのデータベースを突き合わせる必要があります。

大規模災害で多くの住民が被災をし、また市役所庁舎が損傷した場合を考えると、被災した住民はもとより職員も大きな事務負担を負うことになります。被災者支援システムは、高いIT技術も必要なく、導入コストもわずかです。今回の震災で改めて災害時に住民本意の行政サービスが提供される体制づくりを平時から進めていく必要性が高まっています。

そのために、阪神・淡路大震災の教訓と実践に裏づけられたこのシステムを平時に導入して、運用していくことが極めて有益だと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、最初の通信手段についてでございますが、伊豆市におきましては、旧4町の地区内における情報伝達機器として防災行政無線を運用しております。また、災害対策本部となる本庁舎と各地区庁舎との情報伝達機器として各庁舎にMCA無線機を各2台ずつ配備し、また土肥地区と本庁舎には衛星携帯電話も配備しております。

これで十分だと思っておりますので、これからなるべく強化をしてみたいと思います。

また、避難所における備蓄ですが、指定しております18カ所の避難所にそれぞれ防災倉庫を設置し、避難所運営に必要な資機材と、それから当然ながら非常用食、これも備蓄をさせていただきます。

次に、土肥地区における避難体制ですが、避難経路の表示や夜間の場合の想定、あるいは停電や倒壊等による道路状況等々考えますと、現状で十分だとは必ずしも思えません。今後、より実地的な避難場所の確保あるいは避難経路の表示策等々、早急に進めていきたいと思っております。

今回の地震以降、土肥地区の若いお母さん方からもいろいろな御意見をいただきまして、7メートルがいいのか、10メートルがいいのかわかりませんが、電柱だけではなしに一目でわかるような、海拔ここが10メートル、ここまでいけばなんとかというようなものをわかりやすい表示を導入することを含めて、再検討してまいりたいと思っております。

当然ながら議員から御指摘のございました災害弱者と呼ばれるなかなかお一人では避難できない方の対応策というものも十分に考えております。

次に、BCPですが、伊豆市が策定しております事業継続計画は、新型インフルエンザに対応したものであって、震災のように優先される業務が通常と異なる場合には対応していません。震災に対応した事業継続計画というものが必要なのかなのか、それはまた検討させていただきたいと思っております。

とりわけ、人々に関する届け出、これは罹災証明含めて、このようなAランクと言われる行政事務、それから飲料水の確保といった生活にこれまた必要な業務もAランクとなると思いますので、インフルエンザとは異なった事業継続のあり方について検討してまいりたいと思います。

それから、最後、被災者支援システムの導入につきましてですが、議員御指摘のCD-ROMについては配布があったそうですが、このシステムがウィンドウズで起動しないシステムであったために申し込み申請はしてあるところ、導入の検討は中断をしていたようでございます。市としても、今回の震災の教訓からそのようなシステムの必要性は実感しているところでございます。現在、デモンストレーション画面で使用の仕方を確認しているところでございます。引き続き導入に向け、必要な機器等の経費を含め、準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（杉山 晃 君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 釜石市の話であります。小中学生の生存率が、報道によりますと99.8%というぐあいに聞いております。伊豆市の場合ですが、土肥地区の小中学校においては、今回の大震災を教訓にして、日ごろから津波被害に備えた訓練を繰り返し行いたいと思いますし、登下校時の避難についても準備をしていきたいというぐあいに思います。

その際、議員から御指摘のありました釜石地区の小中学校の防災教育についてはぜひ参考にしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 晃 君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 最初の孤立地区との通信手段です。再質問させていただきます。

今のところ無線機が配備されているというお話でしたけれども、実際にこれは消防団が持っている防災無線機、現実的な話いたしますと、昔私も消防団の役員をやっていたとき持っ

ていたんですけれども、今ないところもあります。これから先、無線がデジタル化されていく中で、そういった無線機が確実に孤立想定地区あるいは……、想定はどのような災害が起こるかということは確定できませんので、確実にそういった無線を通じて、あるいは衛星携帯を通じて被災状況あるいは被災された方のけが人、あるいは家屋倒壊で下敷きになったとか、そういう情報が確実に伝達されるよう、住民側からの行政への報告がまだしっかり整備されていないと思います。その辺のところを今後確実に地域からの情報を得られるようなシステム、これについて整備していく必要があると思うんですけれども、旧天城地区では小型のエフエム無線機を使って、距離が届かないものですから、それを中継しながら連絡をとったということです。そのような各地区に配備できるような、区長さんに配置できるような、そういう通信手段、これを今後しっかりと確実に整備していく必要があると思うんですけれども、その辺のところの計画というのはおありでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今具体的に計画はございませんが、一番難しい問題だろうと思っています。情報は2系統、現場の状況をまず情報を集めてもらう。それを災害対策本部まで送ってもらうという機能が1つ。もう一つは、今、全体で何が起こっているのかを市民の皆さんにお知らせするという機能が1つ。後ろのほうは、昔と違って有線がないものですから、同報無線、これが台風があつたり、屋内では聞こえにくいというもので、過去何度か申し上げておおり、まずは伊豆の国市と共同でのローカルエフエムというものを検討したいと思っております。

既にエフエム三島函南や、それからエフエム静岡とも防災協定を結んでおりますが、しかし、広範な地域の中で伊豆市だけの情報を流していただくことは非常に期待が持てないものですから、やはり自前のエフエムはこれから絶対有効だろうと私自身は考えています。

それから、災害対策本部長の意思決定に必要な情報のほう、これは大変に悩ましいところで、各地区ごとのバイク部隊等もお願いしようかと考えてみたんですが、そうすると、やはり自治消防団になると思うんですね。自治消防団でバイクをお持ちの方に近傍を回ってもらって、まず情報を集めてもらう。これは建設業等々の皆さんにも既に協定はつくらせていただいておりますので、それはすぐ周りを回っていただく。基本的には自治消防団と建設業。

問題はその後、議員の御指摘のあったそれをどうやってこちらへ伝えていただくかというところで、3月11日はメールが使えたものですから、私がここを離れるときにあえて無線機は持たずに、最悪の場合にはしようがない、メールでやろうということでやったわけです。

現時点で具体的な計画があるわけじゃありませんが、この通信ですね。ここと各支所、それから各支所からそれぞれの地元の消防団、ここはやはりさらに強化していくことが必要だろうなと思っております。

現在の無線機をただふやせばいいのか、別のシステムが必要なのか、それは早急に検討さ

せていただきと思います。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 被災状況というのは時々刻々と変わるものですから、今回の震災でも電話、携帯等使えなくなりました。肝心なときに、状況がはっきり把握できたときに通信が途絶えるということになりますので、ぜひこれはしっかりと整備していただきたいと思います。

今、行政のほうから市民に向けて情報を伝達する手段として、同報無線、これなかなか聞き取りにくいということで、いろいろな意見があるんですけども、今行われております防災フリーメール、これは非常に有効な手段だと思ひまして、私も活用させていただいているんですけども、これもやはりそういった携帯、パソコンを持たない高齢者世帯も多いのですから、それもさらにほかの手段も考えなきゃいけないと思います。

今後、三島市で行われているような同報無線が聞き取れなかった場合に、再度内容を聞きたいというときに電話で、これは電気が通じているときの話なんですけれども、電話で再度それを聞く音声自動案内サービスというのがあるんですけども、これは確実に同報無線の内容を、高齢者の方でも聞き直すことができます。そういったシステムをそんなに経費はかからないというお話です。NTTにもそういうサービスがあります。ただ、これですと、聞こうと思ってかけた側の料金がかかりますので、0120のフリーダイヤルで対応している行政もあります。そういったことも今後検討する必要もあるんじゃないかと思ひます。

また、最初に述べましたような、防災フリーメール、これ携帯持っている方にはぜひ皆さん入っていただけるような、今後そういう普及啓発活動、これも進めていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 議員御指摘のように防災フリーメール、これにつきましては逐次広報等もしております、徐々にふえつつございます。

それと同時に、先ほどの無線の話もございました。現在、消防のほうに渡しております無線、簡易無線といいますが、これ116台ほど持っております。これは分団の部同士で通信ができるというようなものです。そのほかに、行政無線のほうに125台ほど現在支所の車載あるいは消防車両、そういったものにつけております。

それともう一つは、先ほど市長のほうもありました。エフエムの話でございますが、それを聞く方法として防災ラジオというものはございます。これは使いようによっては同報無線も周波数を調整すれば聞けるようなものでございますので、こういったものの配布方法、そういったものもこれから検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 以前にも防災ラジオのお話は伺ったことはありました。ただ、全戸配布するのか、それとも有料で買っていただくのか、そういったところもあります。有料ということになりますと、購入する方は制限されてしまいます。

また、各区に要望事項として、無線機の導入をということの要望項目もありました。これなんかの場合ですと、補助金ということなものですから、区によっては導入するところ、しないところがあるというばらつきが出てしまいますので、やはり確実にするためにはそういった確実な配布方法も考えていく必要があると思います。

デジタル無線機なんですけれども、函南町では各区に配布をしてあるそうです。函南町の場合は区の数が少ないということもあるんですけれども、そういうところも今答弁もいただきましたけれども、確実に進めていっていただきたいと思います。

あと、避難所の備蓄なんですけれども、本当に災害というのはどの程度の規模で起こるといことは予測が付きません。想定というのはあるんですけれども、そういった場合にやはり避難所に避難された方のしっかりとした手当ができるように、これから避難所の備蓄、それらの検討、整備の拡大、また特に避難所の場合、トイレが問題になるそうです。仮設トイレ等あります。マンホールトイレとかありますけれども、そういった人が日常生活を送るために必要なそういう整備、それらを今後拡充していくべきだと思うんですけれども、その辺のところどうでしょうか。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、食料のほうですが、例えば現在、修善寺で4,000食、湯ヶ島で2,500、土肥で3,000、中伊豆で2,500、合計1万2,000食を備蓄しております、伊豆市全体が震度7ということはないと思いますので、立ち上がれるところはあるかなと。

ただ、先般の3月11日の状況を見ていて、やはり避難所の責任者というものを定めませんと、どんなことでも災害対策本部のほうに問い合わせてくるわけですね。これを出していいですか、水を出していいですか。ふだんから現場責任者を優先順位、この人、この人がいなければ次のこの人というようなもの、しっかり定めて、その現場、現場の判断でそういったものを運用できるような、ソフトのほうの体制が必要かなと考えております。

それからトイレ、トイレは特に阪神大震災が都市部の神戸だったものですから、もう大変な問題になったんですが、伊豆市では使い捨ての簡易用のトイレを考えております。

ただ、どうしても私が自衛隊の経験があったものですから、一番効果的で安全なのは、小さなユンボで穴を掘ることなんです。2メートルぐらい掘って、もちろんキャンバスで隠して、いっぱいになったら埋めて石灰をまくと。伊豆市の場合にはほとんど問題なく使えるんです。

ただ、そうはいつでも柿木はいいけれども、土肥は、修善寺はそれができるのかというこ

ともございますので、当面は水洗トイレが使えなくなることを想定して避難所で使い捨てのものを十分に整備しておくということが現実的なのだろうと考えています。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 津波対策について伺います。

多くの方が語られることなんですけれども、津波に対して最も効果的な防災手段、命を守る唯一の方法としては素早い避難、そして安全な高いところへ早くということで避難することなんですけれども、今回、宮古市の角力浜町内会というところでは、高齢化率が40%、お年寄りが多い地区だったんですけれども、常日ごろから防災訓練に参加したり、また地区内で訓練、話し合い、勉強会、そして避難路の整備等に取り組んできたことが功を奏して、漁船を心配して見に行った人1人を除いて全員が助かったということがあります。

逆に、宮古市の田老地区、私も見させていただいたんですけれども、高さ10メートルで総延長が2.4キロの防潮堤が二重に整備されていたそうです。確かに防潮堤というのは津波の衝撃を和らげ、避難の時間を稼ぐということで非常に重要な役割をしているんですけれども、これが過信をされてしまって、防潮堤があるから安心だと言って逃げない人がいた。こういうことがありますので、やはり避難をするということを第一に考えて防災対策に取り組んでいかなければならないと思います。

そういうことから、やはりこれからの避難訓練あるいは地区住民における避難の大切さ、これをしっかりと訴えていくことが大事だと思います。

さらにはやはり、みずからが命を守ろう、逃げようという、その気持ちが起きないことには幾ら行政側から働きかけても、それはなかなか効果が上がりませんので、やはり実践的な訓練、常日ごろ体で覚える、理屈ではなく体で覚えるような、そういう取り組み、本当にこれ東海地震が心配される中で、職員割いてでも地区、地区に入って、そういった住民に対する意識啓発活動、これをぜひ積極的に強力に進めていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一番最後のところは非常に大切なところでございまして、けさのテレビでも、ちょっと番組は忘れたんですが、準備に尽きるというようなことが報道されてきました。準備の中身というのは計画と訓練なんです。往々にしてこれまで、防災計画はつくって、訓練はどちらかというとデモンストレーション、啓発事業が多かったんですが、やはり実際に見えるところで御自分の足で、実際に通るところ、何度も何度も訓練していただかなければいけない。例えば土肥に防潮堤をつくって、高さ7メートルになるかどうかとしても、5メートルだから、6メートルだから逃げなくていいということには絶対にならないんです。結果として、その防潮堤でおさまったかもしれないし、おさまらないかもしれない。だから、その防潮堤の高さを何メートルにせよ、絶対に避難しなければいけない。それを考

えると、避難訓練をより実際的な方法でやっていただくことが必要だと思っております。

なお、議会のほうからも、特に土肥のこども園のところは実際に逃げるところまで遠過ぎるという御指摘をいただき、早急に対策を講じよという御指摘もいただいておりますので、特に低いところにある土肥こども園については、敷地内の中でどういう対策をとれるのか、今、具体的な対策を検討しているところでございます。

○議長（杉山 兎央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 本当に大事なことだと思います。

しかし、逃げろと言われても、地震発生後数分で津波が到達するということでもありますので、これなかなか現実的に難しい問題があります。そこで、やはり近くにそういった場所を確保することが大事になってくると思いますけれども、避難ビル、何カ所か指定されていると思うんですけれども、避難ビルの問題で、先日もテレビで放送されていましたが、少し考えなければいけないのは、それが居住地から海側にある避難ビル、ここに向かっていくということはなかなか危険であるし、人間の意識としてできない。また逆に、それが訓練でなれてしまうと、津波の方向に向かって逃げていくことが平気になってしまうということがありました。非常に危険なものですから、避難ビルの見直しもされているとはお話も伺いましたけれども、ぜひ現実的に即した、より遠くへということがあくまでも原則ですので、そういったことをしっかりと住民の方とお話をさせていただいて、私たちの地区はここへ逃げようということを本当に具体的に、先ほど市長も答弁していただきましたけれども、日ごろから認識していくことが大事だと思います。

あと、具体的に高台へ避難ということになるとなかなか問題が起きてきます。それはまず急傾斜。先ほどもありましたけれども、急傾斜でお年寄りが登れない。そして、まず第一に私もゆうべ八木沢のほうちょっと行かせていただいたんですけれども、夜間ですと住民の方でもどこが通りから避難場所へ入っていく住宅の間の経路がわからないということがあります。避難路整備と同時に、避難経路の案内表示、これは非常に大事になってくると思います。住民の方だけではなく、観光客の方、そしてたまたまそこを通りかかれた方も避難をしなければならないわけですので、避難経路の案内表示、これもぜひしっかりと通りから見えるように整備をしていく必要があると思います。

また、夜間の場合です。地震は昼間起こるとは限りません。夜間の場合に、大きな建物ですと非常口の案内があります。そういった避難経路の表示に照明、これ電気を使うと停電で消えてしまいますので、ソーラーであるとかバッテリーでふだんは充電していくとか、そういう方法も考える必要ありますけれども、照明そして避難路、避難路もお年寄りの方も大勢おられて、足元が見えない。真っ暗な中で急いで逃げることはなかなか難しいというお話も伺いました。何も高いお金をかけて街灯を整備しなければならないということはないと思います。ホームセンターで売っているガーデンライト、あのようなものを並べていけば避難路が下からも見えます。あそこが避難路だなと常日ごろから、そういった住民の方に認識を深

めていただく効果もあると思います。そういった意味で、避難路の誘導表示また照明、こういったものを整備する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 津波に限定して申し上げますと、小土肥の場合には黒根の集会所は多分大丈夫だろうな。浜のこちら側のところ、この間避難していただいたところですけども、高さからいって多分大丈夫だろうなと。それから、土肥海岸につきましては、御承知のとおりもう海岸ぎりぎりからずっと旅館がございますので、これなかなか旅館で訓練させていただくの難しいんですが、しかし、本当に発災した場合には、旅館の御理解をいただいて、堅固な建物を使わせていただく。これはソフトのほうで対応することが一番現実的だろうなと。

悩ましいのは八木沢でございます、これ議員が御指摘のとおりで、高い建物ございせんし、西浜というんですか、向こうの丸山スポーツ公園側のほうは上の管理棟にということとで今地元の皆さんお考えのようですが、小池地区がないんですね。私、まだ現場を見てないんですが、小池の山側のところに少し山を削ったところがあるそうでございます、まずはそこが避難場所として高さが十分にあるのか、広さがなければそこを少し整地をして、まずは人的に避難するために、そのような地形的な強度のあるところを選んで早急に措置をすることが現実的だと。そこで、議員問題視されております、そこへ夜行けるのかというところがありますので、そのところはあわせて避難経路の表示措置もあわせて整備をしてまいりたいと思っています。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 市長が言われたあそこは大丈夫だろうなということが理解できません。今回の震災でも、犠牲になられた多くの方は浸水想定区域外で犠牲になられているんですよ。ですから、やはり想定はあくまでも想定であって、準備はしていかなければなりませんけれども、想定外のことが起こるといことも想定していかなければいけないと思います。ですから、より高く逃げられるような次の段階まで、これはここだから、ここで安心だということは言えませんので、それは後から釜石の津波防災教育にも出てきますけれども、そういう気持ちでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

災害弱者の救援体制なんですけれども、先ほども申しましたように、地震から五、六分で来てしまっているのではとても逃げられないということがあります。それでやはり今、気象庁のほうで、東海地震に関する情報ということで、今度表示方法が変わりまして、カラーレベルということで青・黄・赤ということでわかりやすくなりました。東海地震の予知情報ということで、警戒宣言が発表されます。これがすぐに来るのか、あるいは幾日かかかるのかわかりませんが、こういうものが発表されたら直ちに、すぐに逃げられない人に対しては避難所あるいは安全な場所へ順次またそこへ行かれてもいいと思います。そこでしばらくそういうような警戒宣言が落ちつくまで過ごされるような、そういったことまでも考えな

ければ、これすぐには逃げられないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、想定外のことをというおしかりをいただいたんですが、現実の問題5分しかないわけです。ですから、例えば小土肥のところで一番上の入谷まで歩いて逃げる、そこであれば十分だということは、しかし逆に現実的ではないのであって、まずは5分でどこまで行けるかということが早急に必要なんだろうと思うんです。それ以降、当然二連動が三連動になる、あるいは震度6規模の余震が起こるということは当然あり得るわけですから、さらにそこから上ということはあると思いますが、我々の場合にはまだ5分で到達できる場所を十分に確保できていないので、まずはそこをしっかりと整備をしていきたいということです。

それから、これは大変に苦しいところで、今、民生委員さんに御尽力をいただいて、各地区、伊豆市は民生委員さんが定足数そろっておりますので、数年前は個人情報の問題もございましたけれども、今は皆さんからこの自分の情報は使ってくれということで手を挙げていただいておりますので、民生委員さんは掌握をしておられます。

問題は、5分の中で民生委員さんみずからも安全を確保しながら、どこにどのような避難をしていただくということで、これはなかなか市がここにしなさい、あそこにしなさいということは命じることは難しいと思います。その地域、地域の中で一番安全なところを検討していただき、それを市がもう一回見に行きながら、市と地域との話し合いの中で一番実効性の高いものを早急に話し合わせていただくことが大事だろうと思っています。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 私は、5分で逃げる体制と言ったのではなくて、警戒宣言が出た段階で避難体制を整える必要があるということで訴えたんですけれども、どうでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 当然前回のように、例えば次には、これ非常に地名を言うのも申し上げにくいところもあるんですが、東海地震以外でも房総沖とか、関東大震災とかあるわけですから、そのような状況で30分、1時間後に到達する可能性もある、そういった前回のような大津波警報であれば当然に十分な時間の余裕を持って避難をさせていただく、これはもう私は当然のことだろうと思いますし、そのような体制は強化をさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） これ本当に5分ですべて完了ということは、よっぽど足の速い人でないと無理ですので、ぜひそういう事前の段階からの準備、これはしっかり計画の中に入れていただきたいと思います。

釜石の例なんですけれども、津波防災教育、ここでは全小中学校に対してそういう教育をずっと続けてきて、その教育の内容として、1番目に想定にとらわれるなということ、そし

て2番目に最善を尽くせ、3番目に率先避難者であれということ子どもたちに教えてきたということです。人間というのはなかなか非常時に逃げないようにできているそうです。例えばここで非常ベルが鳴ってもすぐに飛び出す人はいません。火事だという声があって、2度情報が入って初めて行動に移すということですから、やはりこれはすぐに動けるような、これは訓練しかないと思います。

そこで、やはりこれは行政にも言えることなんですけれども、何度も言うようなんですけれども、津波避難の意識を高めること、とにかく一人一人が逃げるという意識を強くしていくこと。浸水域の外にいれば助かるわけです。この浸水域というのが、先ほども言いましたように、想定範囲でおさまるといことはわかりませんので、次の段階、次の段階と、今回の釜石の小学生の例でも、最初に避難した小学校の屋上が危険だということ判断して、次に介護施設へ逃げた。ところがまた、津波の白波が見えて、ここも危ないということで、小学生みずから高台へ逃げた。そしたら間もなく、逃げ終わった途端に介護施設は波にのまれたということもあります。ですから、やはりその場、その場の判断を体ですぐにできるような、非常に難しいことなんですけれども、大事なことなものですから、地道に継続して訴えかけていく、そういうことを学校はもちろんなんですけれども、大人に対しても住民意識をいかに高めるかということ重要な課題ですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

済みません、次の事業継続計画なんですけれども、これは市が策定している防災計画と違って、市役所機能がダメージを受けた場合に、いかに住民に対してサービスを継続していくかということで、これ当然、住民ばかりでなく市役所だって被害を受けます。この庁舎はもう耐震化はされていますけれども、あくまでも想定された震度の範囲です。

今、日本もそうですけれども、想定を超える災害というのが頻繁に起きています。ですから、やはりそこまで考えて、計画を立てていく必要があると思うんですけれども、こういったBCP、これを今後より現実に即して、ここまで被災した場合にはこれだけの業務を何としてもやらなければならない、これだけはどうような計画を立てていく必要があると思うんですけれども、例えば地域防災計画ですと、行政の被害というのは想定していないと思います。職員に対する手当、飲料水、食料も、これも特にそれに限った準備はしていないと思います。それは地域防災計画では想定する必要がないということであつたわけですので、ぜひこういう事業継続計画では、庁舎の被害も想定して計画を立てていく必要がありますので、こういったことも考える必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 晃 君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 小千谷市の例でもまた同じことがございまして、災害対策本部を当初立ち上げたんですが、そこが使えないということでテントを建て、そして1階の別の部屋に移りというようなことで、実際にはそういうことが起こるだろうなと思います。

ただ、私ども既に1階の一番端に災害対策本部をつくっておりますので、そこが使えない

場合、それは次はどこが使えるか、ここが壊れた場合には、じゃ別館なら使えるか、生きプラなら使えるか、それはわかりませんので、それはどのような事業を継続するかという機能のほうに着目してやらざるを得ないと思っています。

ただ問題は、インフルエンザのように、一体どういう事業を継続しなければいけないのかということとは違って、災害の場合にはやるべきことはほぼ決まってくるんですね。そこで県とか国との制約をどうやって排除していくのか、それからもう千差万別の状況の中でその都度、その都度判断しなければいけないものですから、私が今一番気にしているのは、この広い伊豆市の中で、災害対策本部長の指示がなければ決心できない、決断できない、実行できないということが起こらないように、これが今伊豆市の中では、今防災計画の中で一番欠けている部分ではないのかなと思っています。

市役所の中の体制は、災害対策本部が機能しなくても動けるように、これはもう議員御指摘の方向でしっかり検討させていただきたいと思います。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 最後に、被災者支援システムに移ります。

ちょっと確認したいんですけども、伊豆市役所の場合、行政情報システムで、住民情報にかかわるもの、住民基本台帳と固定資産税業務に使う家屋台帳のデータベース、これはどの課で、またどのように管理されているのでしょうか。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） データベースですが、データそのものは総務課電算スタッフのほうで遠隔管理をしております、たとえここが被災を受けたとしても情報の確保はできるようになっています。

また、先ほど議員のほうからもございました自治情報センター、LASDECとありますが、そこでも住基情報については全国ネットで運用しているものですから、記録の確保ということでは対応ができております。

それから、固定資産のほうにつきましても、同じように総務課電算スタッフのほうで遠隔で、ここでも保管はしておりますが、遠隔のバックアップ体制というものを確立してございます。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） そうすると、いざ災害というときに、罹災証明書なんかの発行のときには直ちに現場でその突き合わせができるということによろしいですか。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 罹災証明について、直ちにとということではなくて、これは家屋の場合ですと、どの程度の被害というものをまず調査しなければなりません。その上でどの

おうちのどの家屋が被害を受けた、またどなたがけがをされた、そういったものを一元管理していくという形になりまして、先ほど市長のほうからも答弁ございましたように、議員からの御指摘のあるようなシステム、こういったものを準備していこうということで準備をしているところでございます。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員、あと1分です。

○7番（杉山 誠君） 一般的にはそういうあらかじめ入力しておかないと、今回の場合も被災地で非常に事務負担がふえて、住民を3時間も待たせてしまった、長蛇の列ができたということもあります。本当にこれ、西宮市の職員が災害の渦中であって、まさに被災した住民のために必要に応じて開発したものです。現場から生まれたものですので、効果は立証されています。

先日、参議院の質問を聞いていたんですけども、公明党の山本香苗議員の質問に対して片山総務大臣は、非常に効果のあるシステムであることを認めた上で、1次補正で資機材は補助対象になるので、ぜひ全国の自治体で導入していただきたい。また、こういう問題は市議会でぜひ議論していただきたい。うちの市ではどうなっているのか、今までの情報提供は首長側ばかりだったので議会のほうにも情報提供して、こういうものがあるからぜひということを改めてお勧めしていきたいということで、効果も立証されている、お金もかからない、職員にも住民にとっても利益になる、こういうシステムをぜひ導入するということを決断していただきたいんですけども、進めているのはわかりました。確実に導入ということを理解してよろしいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今の議員の御指摘では、国のほうがしっかり補助策をとっていただけるようでございますので、伊豆市としても導入してまいりたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

10時48分になるところですので、11時まで休憩をしたいと思います。

クールビズですから、温度も高いので、なるべく水分おのおのっていただきたいと思えます。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 稲葉紀男君

○議長（杉山羌央君） 次に、3番、稲葉紀男議員。

[3 番 稲葉紀男君登壇]

○ 3 番（稲葉紀男君） おはようございます。

3 番、稲葉紀男です。雰囲気を見まして、30分で終わりたいと思います。簡単明瞭に質問しますので、市長もなるべく簡単明瞭をお願いします。

1 件目です。市民主体のまちづくり地区委員会の設置についてでございます。

国と地方で、地方の時代、地方分権が求められている現在、基礎自治体伊豆市においても、行政と市民とのパートナーシップ、市民の政治参加——これ一種の権利ですね——と協働——一緒に働きましょうという義務です——は、住民満足度の向上や行政のスリム化、コストの削減において今後ますます重要となります。

市長は、3月議会にて、地区委員会の導入を来年、24年度をめどに検討すると表明しております。この件について以下の質問をいたします。

1、市長が市民主体、市民が主役のまちづくりとはどのようなものと考えていますか。意思決定、費用負担、実践及び責任に関しての市民の役割を具体的に説明願います。

2 番目です。地区委員会についてです。その設置の趣旨、目的、役割、権限、テーマの範囲、法的位置づけ、委員の構成や選出方法、処遇等はどこで検討され決められるのですか。なぜ平成21年当時の小学校区なのかについて伺います。

市民が主役、主体ならば、上記の点も市民による準備委員会等を立ち上げ、そこで市民が中心となって衆智を集めて検討すべきだと思います。これこそ市民参加の強いきっかけとなると考えますが、いかがですか。

3 番目です。地区委員会と以下の団体との関係を基本的にどのように考えますか。

行政、議会、現在の区、町内会、以下民生委員や児童委員、市民のボランティア団体等々でございます。

特に現在は、行政に縛られずに任意団体として政治性を持ちながら、自主自立的に機能し、円滑に運営している区や町内会が自然に地域委員会の下部組織化、下請化され、むしろ逆に区民の本当の声、生の意見が反映されにくくなる可能性があります。これにいかに対応しますか。

4 番目です。地方自治法の地域自治区制度との関連です。これは、平成の合併時において、旧市町村が住民の声が行政に反映しにくくなるということに対応してつくられた自治法の制度です。これに地域自治区、地域協議会というのがございます。

伊豆市も合併のときにこれについて検討されたと思います。そのときなぜ導入されなかったのか、その理由は何ですか。

その後、地区委員会とほとんど同じだと思いますが、合併後も自治法上に基づいて一般制度として地域協議会、事務所の設置というものがあります。この制度と、今回市長がお考えの地区委員会との違い等はどこにありますか。また、地区委員会の設置に当たっては条例や議会の承認が必要だとお考えでしょうか。

また一方、現在、伊豆市には伊豆市地区委員会設置規則というものもございます。それとの整合性についても伺いたいと思います。

それから、なぜ平成23年度に検討し、ことしじゅうに検討して24年度の導入をすると、そう急ぐのでしょうか。この制度は、その性質から考えても、市民サイドからの盛り上がり、合意がなければ、市民の参加や協力は得られず、何ら意味のないものになってしまいます。現在地区委員会設立の強い声があるとは思われません。多くの市民の政治や社会への関心、成熟が大前提と思います。地区委員会の方向性、委員の選出の仕方によっては、地域エゴや要求のぶつかり合いや、一部の地域有力者や声の大きい者の意見が地域の合意とされてしまう弊害が考えられます。

さらに、住民合意の名のもとで、行政への単なる追従機関、住民意見のガス抜き機関となってしまう危険性すらもあります。大変難しい課題です。市民への十分な説明が必要です。今後短期間の中に市民の合意をいかに形成しますか。

一方では、行政サイド、議会サイドの体制、組織の整備等も必要だと思います。十分時間をかけて検討することが必要だと思います。いかがですか。

2番目です。伊豆市地域防災計画の見直しについてです。

東日本大震災は自然の脅威、力の大きさ、その被害、災害の恐ろしさを改めて示されました。このことは、海と火山に囲まれた伊豆市においては他人事ではなく、地域防災計画についての大幅な修正、再検討が喫緊の課題と思います。そこで以下の質問をいたします。

伊豆市の防災計画は、旧4町の地域の特性を生かし、考慮し、消防、水防、防災について合併後1年以内に新市で作成するとされています。この防災計画に私、アクセスしようと思ったんですが、どうしてもアクセスできませんでした。計画は単につくるだけではなく、それを広く市民に伝え、各防災会、自主防あたりでそれに基づいた実際的な計画、さらに訓練が必要だと思います。やっぱり広く広報する、アクセスするということが必要と思いますが、インターネットで公開されていますでしょうか、お答えください。

それから、2番目ですが、今回の震災でも要援護者、子どもとか老人とか、体の不自由な方、妊婦等々ですね、そういう避難に対して援護を必要とする方への支援計画というのが必要だということが改めて言われています。伊豆市の防災計画にはこんな点は含まれているでしょうか、質問いたします。

3番目に、伊豆東部火山群における地震活動の予測状況と噴火レベルの導入についてということですが、地震や津波だけではなくて、火山の噴火による災害というものもございます。

実は1989年、伊東市の新井の手石のところ、わずか岸から3キロのところ。その手石島の海底が突然噴火しました。記憶に新しいことだと思います。これは有史以来記録になかったそうです。そういうことがここ東伊豆、伊豆市を含めて起こり得ますよということが改めて認識されて、実は今言いましたような防災計画、伊豆市は全国で29番目だそうです、こういう危険性があるの。

そういうことで、この3月31日から気象庁により情報が発表されることになりました。伊豆市での対象の火山は、伊東市の手石からずっと西伊豆町にかけての斜めに走る線、ここに入っている中伊豆の巢雲山とか丸野山、あるいは湯ヶ島の丸山、それから鉢窪山等々、ふだん我々が住んでいるところがこういう火山の危険性があるよということに指定されています。

そういうことに対しての防災計画、これも改めてつくらなきゃ、見直さなきゃいかんということが言われています、もちろん避難方法も含めてですが、これに対して伊豆市はどのようにお考えでしょうか。

それから3番目です。静岡県エコマイハウス支援事業ということです。

福島第一原発事故以来、節電、省エネはさらに努めなければならない今や国民的課題と言えます。

静岡県では、太陽光発電以外で、省エネ、炭酸ガス削減を実施している家庭に補助を出している市や町に、県からの支援をする制度があります。これがエコマイハウスといわれていると聞いています。このことについて以下の質問をいたします。

この事業はどんな事業で、いつから始められ、個人が補助を受けるための条件あるいは補助はどんな内容でございましょうか。

伊豆市はこの制度を採用していますか。採用しているとすると、その内容と実績、近隣の市や町との比較の意味ではどうでしょうか。また、この補助制度もどのような方法で広く市民に広報をしているのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉山羌央君） ただいまの稲葉議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず最初の市民が主体、市民が主役のまちづくりですが、私は、これは国民主権の大原則だと思っています。つまり国民が、そして伊豆市の主権者である市民がみずから考え、みずから決断し、みずから実行し、みずからその負担額も決めていく。その基本原則をどうやって市の行政に当てはめていくかということに尽きるかと思っております。

2つ目の、今検討しているところですが、これは事務局は総務部の政策推進課で取りまとめをさせておりますけれども、近いうちに各区の皆さんとも協議の場をつくりたいと思っております。

それから、なぜ小学校区かということですが、これは別に21年度当時の小学校区というものが大事なわけではありません。社会福祉協議会の地域福祉協議会というくくりもございすし、あるいは合併する前の村ですね、中狩野村、上狩野村、そういったものがどれがいいのか。ただ、今の市民の皆さんに御説明するのに、地域福祉委員会とか旧村ですと言ってもおわかりになりにくいので、わかりやすい合併当時の小学校区単位ぐらいをとということで申し上げたわけでございます。

それから、地区委員会についての考え方は、今全国的に相当導入をされておりまして、他の例を調査研究しているところです。そのような中では、構成員として町内会があったり、子供会、老人クラブ等々、いろいろな人たちが集まっています、市の下請的な発想にはならないというように考えております。

また、地方自治法に規定する地域自治区制度は、法人格を有し、一定の行政を処理する組織だと思いますので、伊豆市が発足時、どういう経緯で採用されなかったのか承知しておりませんが、現時点で考えるにしても、浜松市のような、広くて、人口が伊豆市の二十数倍でしょうか、というところと140億円程度の予算規模の伊豆市ではやはり違うのではないかと。したがって、自治区のような地域自治区制度というものは、恐らくそのような判断から当時導入されなかったのではないかと推測いたしますし、また、伊豆市にも必ずしもなじまないのではないかと考えております。

それから、なぜ24年かということですが、これは3年前の平成20年8月の5億円の補正予算を否決いただいたときに、一番私の感覚では反対意見が多かったのは、地区要望が全く入っていないのではないかと。その後、地区要望の実現の仕方をいろいろ検討してまいりましたけれども、やはり市役所の中で、128の区の中の優先順位を決めていくというのは非常に難しいと思います。

そこで、今の区では1,700人から五、六人の区まで、規模が余りにも違いがありますので、連合区程度のようなところで、独自に地区要望を実行していただくことが一番議会と市民の御要望に応えられるのではないかと考えて検討し、そして、できれば来年度からどこかモデル地区で社会実験的に導入をしていただければ、検討というのは市役所の机の上だけが検討ではないと思っておりますので、モデル地区の期間も含めて検討期間であろうと考えております。

それから、防災計画ですが、地域防災計画は大変に量が多いことと、一部個人情報等も入っておりますので、ホームページでは掲載はしておりません。今後、市民の皆様への提示の仕方は検討させていただきたいと思っております。

災害時要援護者避難支援計画につきましては、平成20年度に健康福祉部局で作成され、市の地域防災計画に記載されております。この災害時要援護者台帳は、自主防災組織が作成する分には個人情報保護法の対象とはならないものでございます。各地区の民生委員、児童委員、自主防災会役員の皆様の御協力を得て、手挙げ同意方式に基づき台帳が作成され、現在各部局自主防災会等における情報把握、そして情報の共有、避難誘導体制の整備に利用をしておるところです。

伊豆東部火山群ですが、平成21年1月に伊豆東部火山群の火山防災対策検討会で導入に向けた検討が進められ、気象庁が発表する噴火警報レベルと連動した防災対応について、関係機関の合意が得られ、本年3月31日に導入をされました。

県では、県の地域防災計画を見直し、導入日から暫定的に運用をしております。

伊豆市の地域防災計画も県の地域防災計画の見直しに準じて見直しを行い、地域防災計画の修正を行いました。

次に、エコマイハウス支援事業についてでございますが、まず、この事業は、家庭における二酸化炭素排出量削減を促進するため、地域グリーンニューディール基金を原資として、新エネルギー機器導入、省エネルギー機器導入、省エネ改修のうち2つ以上を同時に行う住民に対して市町が補助する場合に要する経費を県が補助するもので、平成21年度途中から始まり、当初2年間の補助でしたが、期間が23年度まで延長されております。

伊豆市では現在、この対象となる補助制度をとっておりません。近隣では、平成21年度時点では三島市、裾野市、御殿場市が、平成23年度時点では伊豆の国市が採用しております。

太陽光発電システムだけの補助制度は、伊豆市を初め、熱海市、富士宮市などにも補助制度があります。現時点では、伊豆市は、平成21年8月中旬から始めました太陽光発電設置の補助制度を現在導入しているところでございます。

なお、市町単独での補助制度を導入している事例で、県内で一番多い市町での対象者が15件程度でございましたので、いろいろなものを組み合わせて補助を申請しているのが一番多い市町での対象者が15件程度でございましたので、伊豆市においては適用される例が少ないのではないかと判断をし、太陽光発電以外への補助対象の拡大はいたしませんでした。

最後に、広報の仕方ですが、伊豆市の場合には太陽光発電の補助制度だけでございますので、ホームページ及び広報紙等で広報をしております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） いろいろあるんですけれども、まず地区委員会と、今、法令上に基づく地域協議会、内容的にねらうところは全く私は一緒だと思います。ただ、地区委員会の場合、お答えいただけなかったんですけれども、法律や条例に基づく組織なのか、あるいは市長のあるいは市の規則的、要綱的なものでの組織でしょうか。それによって大変意味合いが違ってくると思います。これは、繰り返しますけれども、やっぱり住民の今までの歴史や伝統、文化、風習、区の制度、あるいはボランティア制度、そういうことにも及びかねない制度になり得ることが考えられます。

例えば区の評議会。小学校単位、そこに今問題の小学校再編成の問題やごみ処理の問題、し尿処理場の問題、そういうことを投げかけて、さあどうでしょうかということを諮問いたします。そうすると、そこで賛成あるいは反対の意見が出たとき、この拘束力と申しませうか、例えば市に対しての拘束力はどの程度ありますか。あるいは一番重要なのは地域住民に対して、そこに住んでいる方に対して、これは地域の委員会の代表が決めたものだから、やっぱり地域の住民はそこにある程度従わなければならないような拘束力が発生するとすると、問題は、それでは本当にその評議員、構成員が団体の代表や有力者が本当に地域住民の

声を真に代表しているかどうか。そういうことの制度の中で、仕方の中で委員が選ばれているかどうか、このことが非常に大事なことだと思います。

市長、先ほど大きい自治区、特例区、静岡県では浜松市とか静岡市だけだよと言いましたがけれども、実は全国で今1,700の自治区があります。約60弱の自治区が今言った趣旨の組織を持っています。その中には、例えば上越市、あるいは割と接近のある恵那市等々もいろいろなことを試行錯誤しながらやっています。

例えば上越市では、その委員を選挙で選んでいます。ところが、1回、2回、3回の選挙やったんですけども、280名の評議員の中で1回目の選挙はほぼ同数ぐらい、3回目の選挙になりますという、手を挙げた人が30%ぐらいしかない。普通この委員の身分はどうですかという質問にお答えいただかなきゃならないですけども、報酬はなしというのが大体の原則のようです。そうしますと、上越市あたりは非常に昔から新潟の地震だ、あるいは雪国で昔から地域が協力して、助け合いながら生活しなきゃならないというような非常に住民自治意識の強いところですけども、そこでもやっぱり何回かやるうちに、先ほど言いましたような住民参加ということがあります。

これは、くどいようですけども、やっぱりいつまでにやらなければならないという喫緊性がございませぬ。肝心なことは、本当に住民が助け合ってやるかどうかということです。

一面、実はこの裏には、もうやむを得ない事情もあるんですね。財政上の理由です。やはりこの地方自治体の財政が逼迫しているとき、やはり行政が住民に対してのニーズにこたえることができなくなっている。その中では、やはり住民みずからの協力を得て、みんなのできることは力を合わせてやりましょうよという、この時代の要求性、これは僕は必要なことだと思います。それとも裏腹にあります、必要なことですが、一方では今言いましたような、行政の下請機関あるいは行政の追従機関になりかねない危険性も十分はらんでいると思いますので、十分に1回や2回の地域の相談だけじゃなく、十分に時間をかけて、大体ふつうのところでも4年や5年かけています。そういうことを十分時間かけて検討する必要がありますが、重ねてお伺いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、伊豆市地区委員会設置規則があるということでしたが、これは伊豆市地区委員設置規則であって、この委員さんに広報紙などの配布物の配布や行政からのいわゆる連絡の配布のお願いをしていることとございまして、市あるいは地域を統括する委員会というものではございません。ちょっと我々の考え方を大分誤解されているようですが、ごみ焼却場とか学校とそういったものは市の行政ですので、それを地域協議会あるいは地区委員会に諮問するということは絶対にありません。なぜならば、それは地区の話ではなくて、市の行政ですから、私どもが責任を持って説明をさせていただきます。

さっき一例で申し上げましたように、地区要望を今はそれぞれ別個に市のほうに全部やっ

てくれ、やってくれということまでまいって、こちらが判断をできない状況で、わずか1,000万円にも満たないお金を毎年、毎年順番をつけてやっているわけです。その制度のほうはややもすると、声の大きい方から順番にということになりかねませんので、一定の基準でその地区に当初予算を、その地区で執行してもらおうか、市が執行するのか、いろいろな制度設計はこれから考えますけれども、その地域の中のいわゆる地区要望に該当するような事業については、そこで決めて、そこで実行していただく、そのほうが恐らく地域住民の皆さんの御要望によりかなうのではないかとということで考えているわけでございます。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） 実は市長の施政方針のまちづくりの中にこういうことを書いています。いいですか。

委員会が決定する事業について、市区に執行権を与えるのか、あるいは市の予算への提案権とするのか、こういうことも具体的に検討するとされています。

自治法あるいは私の認識では、この執行権とか提案権というのは、特に提案権というのは、市長の専属事項、予算については議員も具体的にこういう予算をつけてくださいというような予算する権限はないと思います。

しかしながら、ここでいう言葉ですよ、執行権とか提案権というのは非常に重い意味を持った言葉です。それを地区委員会に与えることを検討していくと書いてあるじゃないですか。非常に重要なことです。そこをよよく、これ例えば志木市という市がございます。ここは地区委員会に予算を、市の予算じゃなくて地域の方々が予算を別に新しくつくってくださいと。そして、それを両者を比較して、市長はそれを見ていいところをとってやりますという制度を発足させました。ところが、出てきたものは結局地域エゴです。そして、結局新しく市長がかわったこともあって、今この制度は生きていません。その委員も実は地域代表とかそういうことで選ばれた委員です。

非常にいろいろな意味で執行権とか、予算編成権等を考えるとしたら、単なる市の事業の補助金を与えて、今の補助金じゃなくて一括交付金みたいな形で各区に与えて、そしてそれを自由に使ってくださいというような制度では済まないような危険性も含んでいます。非常に危険があると思いますもんで、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 多分私はどこかで誤解していると思うんですが、何か今の話を伺うと、地区要望そのものが問題になるような気がするんですが、地区要望をどうやって実行するか。つまりその地区に補助金としてそこに予算をお渡しして、そこで実際に発注していただくのか、あるいは予算提案権だけをお渡しして、これをうちの地区がやるから伊豆市が執行してくれとあって、我々が発注するのか、そういうことなんですね。

今は、要望をいただいて市が入札、50万円以下であれば随契等々でやっているわけですが、

それをどちらがやるか。ほかのところもそうですけれども、幾つかの協会に補助金でお渡しして、その中にはもう既に事実上そのお金の執行権を与えているわけですから、その地区要望の実行の仕方のどちらが主体になるかということです。そこで今議員がどういう不安を感じられているのか、ちょっと私には推しはかりかねるところなんですけれども。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） いわゆる今までどおりの地区への補助金等々がございます。住民1人当たりと、それは十分承知しています。

しかしながら、これは執行権とか予算提案権ということは違うんですよ。今のとおりの方法で地区に補助金をある程度、制度としてでなくて補助金の助成金の金額としてふやしますよというなら何ら問題ありません。そこはおのずと地域の主体性を持った、要望に応じた、実情に応じたことに使われるでしょう。そこを何も反対しているわけじゃありません。むしろ積極的にやってもらいたいと思います。

問題なのは、これを今の区は自治区なんです。行政の下請の一環としての組織じゃございません。あくまでも任意団体です。行政の縛りや規制は何ら受けない昔ながらの地域の助け合いの精神から基づいた地域の集まりです。だからこそ、みんながボランティア的に、自主的にうまく動いているんです。

そこを地区委員会というものはどういう性質のものか、今検討中ということでわかりません。わかりませんが、ほかの例えば地域自治区等々を見ますというと、そういう危険性があるところは今うまくいっているところはほとんどございません。うまくいっているところは、大和市というのが神奈川県にございますが、そこが今までどおりの補助金みたいなものをふやして、そして地域の自治は皆さんやってください、余り行政は介入しませんということで、古い文化や伝統を守りながら、少しずつ時間をかけて今やっている。そこがうまくいっているこれです。

ちょっと時間もございませんもんで、重ねて、私の危惧かもしれませんが、そういうところを十分考えながら、地域の意見も聞きながら、急がずやっていただくことをお願いいたします。

最後ですけれども、地域防災等々につきましても、やはり要支援者に対するマニュアルは、近隣ではもうあちこちございます。三島市、富士市、沼津市、富士宮市、これも平成23年につくったところが多いんですが、こういうことございます。

そして、このガイドラインも内閣府の防災担当、消防庁、厚生労働省社会・援護局等がつくった防災マニュアルというのがございます。これは決して個人情報かどうかのこのこと、そんな個人の名前を出すような、マニュアルですからね、一般論としてのことで、それを書くことが何ら個人情報を載せるわけもございません。これは早急に検討していただくことを願ひまして約束どおり、2分過ぎましたけれども、私の質問とさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） これで稲葉議員の質問を終了します。

◇ 室 野 英 子 君

○議長（杉山羌央君） 次に、15番、室野英子議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

○15番（室野英子君） 15番、室野英子です。

通告に従い、2件一般質問をいたします。

1件目、牧之郷幼稚園を女性会館として利用することについて。もう一件は東日本大震災後の防災に見直しをです。

まず、1件目。伊豆市では、女性を中心として積極的に活動を続けているグループが幾つかあります。生きがい友の会は、旧修善寺町原町政のとき、生きいきプラザ内にボランティアアビュローという部屋を確保し活動していました。介護保険が開始されたために、生きいきプラザが使用できなくなり、旧駅前の郵便局跡に移動することになり、そこで活動を続けていたのですが、そこもハローワークとして利用することが決まり、やむなく城山活動支援センターに移らざるを得なくなりました。交通の便はよくないものの、活動の中に加工場としての場所、例えばみそづくりや梅干し漬けなどの加工をする必要もあり、現在まで有効に活用してきました。

ところが、今回、認定かしわくぼこども園の建設が始まると、現在のかしわくぼ保育園が城山活動支援センターに来て、そこを使用することに決まっています。そこで、活動の場がなくなり本当に困惑しています。

牧之郷幼稚園は、耐震性の問題があることは承知していますが、高齢の会員のうち運転の自信をなくしている方もあり、公共交通機関から近く、交通の便がよく、牧之郷幼稚園の園舎をぜひ女性会館として利用したいのです。検討するお考えをお聞かせください。

2点目。3月11日の震災の後、伊豆市でも防災の見直しが必要と考えます。伊豆市としてのやるべき防災の心構えはどのようなものかお聞かせください。

防災は自力でみずからを助ける自助と、次に互いを助け合う互助、そして共同で動く協働が原則ですが、現在は地区の自主防災にゆだねられている部分が多いのが現状です。種類の多い備品を調達するのも予算の多寡もあり、地区ごとの危険度は浸水あり、急傾斜地の崩落あり、津波などいろいろ広い伊豆市にはあるわけですが、どのように把握されていますか。

避難地として市から指定されている場所は、実際には川向こうであったり、狭くて収容不可能であるなど、現実には即していないというのが指摘されていますが、その点はどうお考えですか。

防災士という資格があるのを御存じですか。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの室野英子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、城山活動支援センターでございますが、これ現在、かしわくぼ保育園の仮園舎として使用させていただいており、御利用いただいている方々には大変御迷惑をおかけしております。この1年間でございますので、何とぞそこは事情を御理解いただければと思います。

また、御質問の牧之郷幼稚園の廃園後の園舎の利用についてですが、昨年6月の全員協議会にて、牧之郷幼稚園再編計画の概要説明の中で、園舎の耐震が不足していること、それから修善寺駅周辺整備事業で公園として整備をさせていただく方向で考えているということで御説明を申し上げます。

駅周辺整備事業を地元の皆さんに御説明したときに、新町公園とそれからすぐ駅舎に接地しておりますゲートボール場、これの代替地をとということで地元の皆さんから大変強い御要望があり、まずは鹿島田公園のほうに整備をいたしますけれども、鹿島田公園も狭く、また離れていることから、牧之郷幼稚園の跡を公園として整備するというので、御理解いただいたものですから、その辺の地元要望が強かったという背景も御理解いただければと思っております。

牧之郷幼稚園跡につきましては、今申し上げます都市計画の中での公園として使うという見直しと、それから耐震性の問題の中で、御要望になかなかお答えしにくいということを御理解いただきたいと思っております。

それから、大震災後の防災見直しですが、伊豆市も国・県等の地域防災計画、第3次被害想定等の見直しと同時に、伊豆市地域防災計画の見直しを図りたいと思っております。まだ、それが出ておりませんので、それまでの間は、想定以上の被害に備えた防災意識の高揚を図るとともに、御指摘のありました避難所あるいは避難所の運営等々、より実際に即した見直しをしていきたいと思っております。

自主防災組織に対する支援策につきましても、補助事業を再検討するとともに、自主防災組織の中の運営に対しての強化につきましても支援をしてまいりたいと思っております。

防災士につきましては、現在職員3名が静岡県防災士、これは静岡県ふじのくに防災士と称しているようですが、職員3名が登録されております。この防災士については、防災担当者だけではなく、災害時における業務の的確な遂行に役立つものと思われまますので、今後も育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

室野議員。

○15番（室野英子君） 牧之郷幼稚園の跡地は、市のまちづくりの計画の中に組み込まれているという答弁でしたけれども、駅周辺整備の計画については確定的なものではなく、今後地域のみんなと話し合いをしながら進めていくというような意向を伺っております。ですから、あそこは園庭をゲートボール場として使うことはもう賛成です。園庭は鹿島田公園の代

替地として、駅前の方たちがゲートボール場にお使いになることは結構ですけれども、園舎のほうをそのまま壊してしまうのではなく、あそこは大変広いので、いろいろな利用価値があると思います。

生きがい友の会のことをちょっと皆さんに説明をしたいと思います。

現在、120名の会員を擁し、修善寺地区だけでなく天城地区、中伊豆地区の会員もいます。活動は本当に多岐にわたっていきまして、ボランティアはケアセンター、グリーンズ、特養中伊豆、あしたの里で行っております。行政では行き届かないきめ細かな活動、またさまざまな健康長寿のための9種類の教室がありまして、その中には加工所を必要とする食品、つい先日も梅をたくさん採ってきて、それを加工して梅干しにして、いろいろなイベントのときに皆さんに買っていただくとか、そういうことでいろいろな具体的な活動をしています。実際に25年間も具体的な活動をしている大変有効な団体です。

これからの伊豆市の人口構成を考えてみたときに、女性の活力を尊重して、行政のサービスのはざまを埋めていくような、潤滑油のようなきめ細かいサービスを担っているのは、ここにいる生きがい友の会の女性のような人たちで、力に負うところは非常に多いはずですよ。

また、皆さんは仲間づくりをしてはつらつと健康に長寿を楽しんでいらっしゃいますし、ボランティアというのは、それぞれの方が生きがいを謳歌しながら、大変市にも応援しているわけですから、それを市として認めないということは罰が当たるのではないかと、私思っております。

ぜひ牧之郷幼稚園は耐震性の強度がないために、あそこを利用できないというふうになったのはわかっておりますけれども、耐震性をすべての部屋にしてくれというわけではありません。必要な主要なところに耐震の補強工事をして、そこを何かのときには皆さんがそこに集まっていたらいい。地震というのはいきなりドンと来るわけではないので、余震のときにみんながそこに来て地震を避けるというようなことも十分できるわけですから。今まで修善寺町政のときから、ずっと何かにつけて次のことのために移って、移ってと譲ってきた活動を活発にしていくのに必要な場所なので、ぜひあそこの牧之郷幼稚園をこのような形で利用していくということで検討いただけないか、この場で市長のはっきりした意見をいただきたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 生きがい友の会をないがしろにしているわけではございませんし、またその会の活動は大変立派なものだと承知しておりますし、また過去、随分いろいろなところを転々とされたことも大変お気の毒に存じます。

ただ、今回は牧之郷幼稚園という具体的な市の施設の活用に関する御提案でございますので、そこは市長の心意気だけでは左右できる性格ではございませんので、施設の現状については健康福祉部長から、それから都市計画の中で今動いておりますので、都市計画の手続の

現状については建設部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） ただいま市長からも答弁がありましたように仮園舎で城山活動支援センターを利用していることにつきまして、大変御迷惑をおかけしております。牧之郷幼稚園につきましては、以前から御説明してありますとおり耐震性がございません。特に南北方向でI s値0.21というような、基準値を相当下回った建物でございます。これを引き続き御利用いただくというのは、やはり市民の安全性の確保という面から、やはり難しい話だろうと思っております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 建設部のほうでは、23年第1回定例3月議会において、新町公園を条例から削除するという改正を行いまして、その中でも牧之郷幼稚園跡地が狩野川と神社に隣接した景観を生かした市民の憩いの場の公園としての整備が可能である土地であり、公園緑地という公共空間として設計等決定ではありませんが、公園整備をしていきたいという説明をしまりました。

そこで、現在ですけれども、都市再生整備計画の変更というものを今県のほうと協議中です。そこで、建物のほうですけれども、幼稚園の建物は1,105平方メートル、運動敷地が1,147平方メートルということで、幼稚園の敷地が2,700平方メートルほどあります。そこと今の駐車場を合わせて3,000平方メートルのところを公園化ということで、静岡県のほうと協議をしているところです。

また、これが採用になりますと、建物のほうの取り壊しのほうも補助金のほうで取り壊すことができるということになっています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

室野議員。

○15番（室野英子君） 女性が主に使っているというものは、中伊豆地区にはふれあいプラザの中に、女性が女性会館のような形で使っている場所があります。また、天城地区にも天城の中に竹の子かあさんとか、そういうような活動をしやすい場所がちゃんと確保されています。

城山活動支援センター、そこにいたということは納得していたわけではないと思います。大変交通の便の悪いところなので、あそこに行かざるを得なくて行ったわけです。今回、修善寺地区で1年間といえども、もし牧之郷幼稚園のところが無理でしたら、ほかにかわる場所として、女性が主にその生きがい友の会の120名の人たちが利用する場所を考えていただけるかどうか、返事をいただきたいです。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 城山活動支援センターにつきましては、1年間でございますので、もしその場所であるということであれば、その後は以前と同様にお使いいただくことももちろん可能でございます。

それから、例えば余り修善寺町、中伊豆町と、もうそろそろ町境は余り気にする必要はないと思うんですが、例えば白岩の交流センターでしたら、大きな厨房と、それから温泉もございますし、バス停の横ですので、修善寺駅から10分ぐらいバスに乗っていただくことになろうかと思えますけれども、例えば白岩の交流センターをお使いいただく。屋根も改修させていただきましたし。あるいはそのほかに、皆さんのほうから例えばここは使えないかということで御提案がいただければ、もちろん積極的に検討させていただきと思えます。

ただ、牧之郷幼稚園につきましては、先ほど担当部長からありましたように、既に行政手続がかなり進んでおりますので、できましたらそこはほかのよい適地をお探しいただくことで御協力させていただければと思っております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

室野議員。

○15番（室野英子君） 白岩のそこというのは、先ほども申しましたように、高齢者は交通の便というのが活動のときに本当に必要な条件です。それぞれの人が自分で運転していくわけではありません。ですから、今回また城山が1年間使えなくなったから白岩に行けというのは余りじゃないでしょうか。もしもっと近くで有効に使える場所を市のほうで考えていただければしたら皆さんも納得すると思えますけれども、もうちょっと市の施設の中で何か使えるところというのを検討していただけないでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 残念ながら、私ども財政状況が必ずしも潤沢なところではないので、ある施設の中でどこかを多少我慢していただきながらお使いいただくしかない。そんな中で、例えばということで、先ほどは白岩の交流センターもあるということで申し上げたんですが、例えば週に1回であれば、定休日に使えと変なことになってしまいますけれども、湯の国会館もバス停の前でございますので、そこの厨房をお使いいただくことも選択肢にはあるかと思えますし。ただ、湯の国会館については、実は食堂が赤字なものですから、食堂を継続するかもどうかも考えておるところでございます。

つまり、今ある施設の中で、どれをどういうふうに使ったら、一番全体として効果があるかということで、常に考えておりますので、これは今、ただ例えだけの話ですので、駅の周辺で適地があればいいんですが、そうでない場合には、バス停の前にあるような施設で、ほかにどういったところがあるのか、私どもも探してまいりますけれども、ぜひまた会のほうからも御提案なりいただければ、そこは真摯に、誠実に検討させていただきと思えます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

室野議員。

○15番（室野英子君） この点については、また皆さんと相談して、また改めて質問させていただくことにしまして、きょうはこの女性会館についてはここで質問を閉じさせていただきます。

次に、防災のほうに移ります。

この防災のほうですけれども、自主防災についてのこと、私はつい最近、地元の自主防災の会議に出てまいりました。

その中で、自主防災、それぞれまず自分で自分の身を守る。その次に、周りの地域の人たちの自主防災の力が大事だということで、自主防災では現在、どのようなものを備品として用意するかというのをちょっと一例として言わせてもらいますと、本当に大変なお金がかかるわけです。簡易無線トランシーバーは20台必要だということで、1台1万2,000円、また簡易トイレというのも1台4万4,000円、また、消火ホースが3万円、簡易トイレは2台必要というふうに見込んでいます。トランシーバーも20台必要、また消火ホースが3万円、メガホンの電池も2万5,000円、夜警ベストが1万5,000円、電池などの消耗品が2万円、非常食が2万円、ざっと計算しただけでも44万円にもなります。このような額もそれぞれ地区に蓄えの大小があるわけですから、大変備えたくても備えられないという事情のある地区もあります。

また、避難場所の確保ですけれども、実際私の横瀬は、避難場所が南小になっていますが、南小まで修善寺橋を渡って向こうに行くとか、そういうような実際には不可能な避難場所が指定されています。そのような避難場所の地区との話し合い、防災の話し合いがもっと必要ではないかと思えますけれども、その備品の44万円以上もかかるというようなことと、それからその避難場所の確保の見直しが必要じゃないかという点について答弁をお尋ねします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の人口と市の面積、この状況からいって、けさも、私はバスで通勤したんですが、修善寺駅から伊東まで1,100円、恋人岬まで1,600円なんですね。つまり伊東や熱海に行くのと伊豆市を動くのと本当に同じ。このような中で市が一元的に、一方的に防災に立ち向かうというのはやっぱり現実的に不可能であって、自主防災会組織を強化するために、その組織の強化とか、あるいは装備の補充等々、これは真剣に取り組ませていただきたいと思っております。

それから、避難場所については、これも3月の東日本大震災が起こった以降、これは何度か申し上げておりますけれども、避難所がそこでいいのか、それから避難所の運営はどう改善すべきか、既に担当の部署に検討を命じておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 室野議員。

○15番（室野英子君） 今の御答弁によりますと、避難場所の話し合いは行政のほうと地区では話し合いを持てるということですね。ちょっと一般質問で言うことではないかもしれませんが、横瀬についてはもっと具体的に実際避難したい場所もありますので、ぜひ地域と行政との話し合いを密にさせていただきたいと思います。

ついきのうでしたけれども、伊豆総合高校で学校評議委員会がありました。そこで私はちょっとこういう話を聞いてきました。

例えば先ほども出ていました土肥こども園の子供たちが避難勧告が出たときには、すぐ土肥中学校の子供がそこに駆けつけて、土肥中学の子供たちが子供を一人ずつ連れて避難する。とても保育士だけでは避難できないから、避難勧告が発令されたら、すぐ近くの土肥中学の子供たちに助けてもらうというような提案がされているようなことを聞いて、それはとてもいいことだと思いました。

また、今まで学校では避難というか、地震があるときには交通機関がとまる前に、まず家庭に子供を返すというのが原則になっていたようですけれども、今回の地震については、子供が学校から帰って、母親が都内で働いていて、交通機関がとまってもう丸1日、夜通し歩いて家へかえったら、子供が1人で食べるものも食べないで震えていたというようなことも聞きまして、学校がある程度、学校というのは安全な場所だから、子供をそこに置いておかなければいけないのではないかと、そのような考えも今後は必要ではないかと思います。

伊豆総合高校が一番あそこは高台だし、安全なところだし、高校生が防災のときには大変力になる人たちなので、帰らないでそこにいて、地域の防災に役に立ってもらうというような考えをしていたようですけれども、市としてはそのような考え方を進めていくという、どのようにお考えですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私個人は大きな災害が起こった後、子供が単独で動くということはやはり危険だろうと思っておりまして、私自身も子供には、親と離れているときには、一番近くで大人がたくさんいるところから動くなということをずっと言っているわけです。まして学校は、私たち自身も避難場所に指定しているようなところがございますので、基本的に開業中であれば学校から動かないということが最前だろうと思っております。

ですから、まず、先ほどの避難場所もそうですけれども、発災直後にまずどこにいるのか。それから時間をおいてどこに移動するのか、そこはしっかり段階的に分けて検討すべきことだろうと思っております。

また、避難場所を再検討する場合には、必ず地元の皆さんと話をさせていただきますので、そこでまたいろいろな御意見を賜りたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 室野議員。

○15番（室野英子君） 震災があった後、家族の生存の消息を知るというのが一番の不安だったように報道されています。本当に今まで携帯で簡単に連絡がとれていたものが、そういう手段がなくなったときに、それぞれの避難場所を訪ねて歩く。親の生存も3日もわからなかったとか、そういうストレスが大変だったと思いますし、家族の中での連絡手段をどのようにするのかというような話し合いだとか、それから地域の住民の被災した状況、災害弱者の情報とか、そういうものを今回の東日本大震災での教訓を生かして、伊豆市の今後の東海地震における防災についてのそういう体制づくりに期待していきたいと思います。それを望んで質問を終わります。

○議長（杉山羌央君） これで室野英子議員の質問を終了します。

ここで昼休みの休憩といたします。

再開を13時ちょうどといたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続いて会議を開きます。

◇ 内 田 勝 行 君

○議長（杉山羌央君） 次に、8番、内田勝行議員。

〔8番 内田勝行君登壇〕

○8番（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

通告に従い、一般質問をいたします。

件名、国民宿舎「中伊豆荘」の売却について。答弁は市長に求めます。

国民宿舎「中伊豆荘」は、昭和40年11月に、伊豆スカイラインの開通とともに丸野山高原（冷川字大幡野）の観光振興の施策として静岡県が建設し、県営施設としてオープンをいたしました。

県は、昭和63年4月、中伊豆町に事業を移管、町営として生まれ変わりました。昭和60年ごろからのバブル景気に支えられ、経営は順調に推移してきました。しかし、平成3年バブルがはじけると、好景気も徐々に影をひそめ、その結果ままならぬ経営状況に置かれ、閉館の道を選択せざるを得なくなったと理解しております。ここに至った大きな要因は、バブル崩壊後の時代が求める観光ニーズの変化にいち早く対応できなかったことだと思います。

しかし、公営という性質上、税金を逆流させるのは好ましくありません。売却という選択はやむを得ないと思います。

12月に県との契約条項による5年間の用途指定が解除され、売却可能となると思いますが、質問をいたします。

①既に計画をしている売却スケジュールがあるのか。あるとしたらどのような内容か。

②ここは絶景を有した立地なので、観光事業に限ると思うが、使用目的の制限、条件ほどの程度になるのか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） ただいまの内田勝行議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、売却のスケジュールですが、本年12月を目途に、土地建物附帯施設を含めての提案型の公募による売却を考えております。また、使用目的につきましても、やはり観光振興に寄与する事業とすることが適当ではないかと考えておりますが、要綱の中で詳細を詰めてまいりたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

内田議員。

○8番（内田勝行君） まず、今回この質問をさせていただいたのは、大幡野の四区委員会、これは菅引、原保、そして中原戸、戸倉野、この会員の皆様がこの件について高い関心を持っておるからであります。

平成20年のたしか8月、大幡野四区委員会から市長に対し要望書が提出をされました。市長も記憶にあるかと。私も同席をいたしましたので、よく覚えております。この内容については、中伊豆荘を含む大幡野の開発への委員会としての基本的立場を示したものであります。

そして、4日後、市長から素早く回答がまいりました。その回答を読みますと、四区委員会の気持ちを十分察していただき、また理解をしていただき、誠意のある返答であったと私は認識をしております。

今日まで四区委員会は元地主という立場で、大幡野の開発にかかわってきました。これからもこの地が伊豆市の発展、また地域の活性化につながると、そういうことを期待して協力していくと、こういう立場には変わりはありません。そのことは御理解をください。

そこで質問をいたします。

平成20年、今私手元に持っておりますが、旧国民宿舎「中伊豆荘」再開発事業並びに周辺施設の指定管理者募集要項、これの案というのがあります。これ今回売却をするに当たって、この要綱案、これを採用するかどうか、あるいはこれに沿って進めるかどうか、この確認をお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 要綱案は今私手元に持っておりませんが、当時は先行的に民間活力の導入を図ることで、売却できるまでの間は指定管理もあわせ事業化するという事で検討されたものと記憶しております。

ただ、その後いろいろな経緯があつて、売却までの間、指定管理というのは事業として検討を中断して、売却できる時期まで待つということにして、現在直営で続けております。

当初、皆さんから御要望のありました観光振興に寄与するということと、それから地元の雇用が発生するという、これは大切なことだと思っておりますので、その中で改めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（杉山 晃 君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） 一度に質問をすればよかったです、この売却に対して、建物現状か、あるいは解体して更地にして売却するのか。あるいは売却の方法は、先ほどの市長の答弁の中に使用目的が限定されるということで提案があったと、プロポーザルだと認識をしますが、それでよろしいのかどうか。

○議長（杉山 晃 君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 国民宿舎の跡地のほう、建物のほう解体するか、あるいは買っていたくところに解体してもらうかはまだ決めておりません。当時、地元から御要望があつた中で、宗教施設にはということがございましたので、そこは、別に宗教が嫌いなわけじゃないんですが、やはり市長の立場だと税金が入るところ、雇用が発生するところというのがやはり市民の皆さんに寄与することだと思いますので、事業主体を限定することはできませんが、事業目的のほうは観光施設としてお使いいただけることは条件化するつもりでおります。

○議長（杉山 晃 君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） それから、一番大事な質問をいたしますが、これ20年のときの募集要綱ですから、今とちょっと整合性があるかどうかわかりませんが、この募集要綱読みますと、万天の湯、それからテニスコート、これは今直営でやっておるわけですが、要綱の中に指定管理の条件というのがうたつてあります。それはどういうことかといいますと、今度新事業者、新しく決まった事業者が指定管理をすると、これが前提条件にあるというふうに書いてあるわけですが、この場合、今現在お湯を世界真光文明教団から購入をしているわけです。これは温泉供給契約というんですか、これに基づいて供給をいただいている。この契約がそのままいいのか、新たに契約が変わるのかどうか、この辺を教えてください。

○議長（杉山 晃 君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当時は、先ほど申し上げましたように、売却できるまでの間を指定管理をあわせてということで考えておりましたので、そのような案もつくらせていただきましたが、現在それは考えておりません。

○議長（杉山 晃 君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） もう一つ。この売却に当たって、市の施設がどういうものか、そういうものをあらかじめ表示をするというんですか、ここはこういうものがあるんですよ。そ

の中に当然温泉ということが含まれてくると思われるわけですが、温泉があるのか、ないのかで随分応募する方もちゅうちょするケースが出てくるかと思われませんが、その辺はどのように対応するのか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 要綱の中での条件づけの仕方だと思いますが、先ほど御質問のありましたテニスコート、現在日帰り温泉に使っているところ等々の施設全体の一体化というのは、これは一体運用をお願いすべきだろうと思っております。余り個別に区切ってしまうと逆に効果はないだろうと。

それで、その中でさらに、源泉が別のところがございますので、これは私どもが何らかの条件づけをすることはできませんが、現状についてはそのような状態であるということは明記すべきであろうと思えます。

○議長（杉山羌央君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） それでは、最後の質問になろうかと思いますが、今、源泉は別にあるというふうにお答えをいただいたんですが、その点よく理解はしておりませんが、教団との募集要件の打ち合わせというのを21年にしてあります。この中で教団側は、中伊豆荘の建てかえに伴う民間事業者への温泉供給の可能性についてこのように述べております。

今、万天の湯に供給をしておる。さらに量的に現状での増量は困難だと、このように述べておりますが、その辺の対応はどのようにお考えでしょう。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど現状については明記するべきだと申し上げましたけれども、温泉事業をやっておりますけれども、源泉は持っていないわけですね。

そのような条件の中で、従って当然使い方によって教団との交渉が必要になろうかと思えます。そこを含めてどのような提案をいただくのか。ある事業者であれば、源泉を確保できてないのであれば使わないという選択肢もあるかもしれません。あるいはキョウナンと話をして、引き続き温泉も含めてという御提案もあるかもしれません。そこはプロポーザルの中に含めていただけるような、現状の説明というものは誤解のなきように明記すべきだろうと思っておりますけれども、人様のものですので、市の条件としてそこに含めるというのはなかなか難しいのではないかと思います。

○議長（杉山羌央君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） 前段でも申し上げましたが、大幡野四区委員会、大変ある憂慮をしております。その中で、できれば売却スケジュールの中に4区への説明会を入れてほしいと、これはお願いですが、よろしいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 売却のスケジュールとそれから要綱の中での条件ですね、それについては地元の皆さんとお話をさせていただくということで、ここはお約束させていただきます。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

これで内田議員の質問を終了します。

◇ 梅原泰嗣君

○議長（杉山羌央君） 次に、2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

○2番（梅原泰嗣君） 議席ナンバー2番、梅原です。

高齢者施設、誘致の優遇について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

高齢者施設といえば、特別養護老人ホームに代表されますが、他に有料老人ホーム、グループホーム、また医学的サービスも有する療養病棟、老人保健施設等があります。

利用される方は、サービスの形態、また生活、身体の状態に合わせ、施設を選択されていますが、その選択肢に前記の施設以外に住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホーム等が平成20年に制度化されました。この施設の経営主体は民間で、介護保険の施設認定を必要としない施設であり、サービス内容は食事、緊急時の対応等日常的な生活の支援をします。したがって、利用者は基本的には自立が前提ですが、介護が必要な方は外部業者に委託されます。つまり、介護は利用者個人がケアマネと相談して介護サービスを受けることとなります。

このような高齢者施設が市内にあれば、単身または、御家族と同居ができず日常生活の支援が必要な高齢者も安心して暮らすことができると考えます。そこで、住宅型有料老人ホーム等の介護保険認定外の施設を対象として2点質問させていただきます。

まず1点は、ことし3月に企業誘致に関する要綱ができましたが、それに準じ、このような福祉施設が適用になる県の補助要綱（税、融資等の優遇措置）はありませんか。

また、国がこの施設を誘導していると耳にしましたが、関係省庁よりこの種の施設を設立する際に助成される補助金等の制度はいかがでしょうか。

2点目は、何年か前に問題になりました他地区から移動された利用者の医療、介護保険の保険者負担について、定かではありませんが、法的には解消されたと聞いていますが、もしそうであれば自治体の保険負担もなく、福祉企業として地元の雇用に貢献する施設にもなり得るのではないかと考えます。

したがって、私的な施設ではありますが、今後の高齢化社会を担う施設になるのではないかと考えますが、その誘致について、行政としての見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） ただいまの梅原泰嗣議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 企業誘致に関する県の優遇制度には、福祉施設を対象としたものはご

ございません。梅原議員のお考えの施設とは少し異なるかもしれませんが、平成21年5月に高齢者住まい法が改正され、高齢者向け優良賃貸住宅制度がございます。これは、60歳以上の単身または夫婦世帯の方などを入居対象に、バリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な賃貸住宅を民間活力を活用して供給促進するための事業者が建設する場合の助成制度でございます。

また、住所地特例制度については、介護保険、医療保険に適用されている制度と承知しておりますけれども、住宅型有料老人ホームや健康型有料老人ホームは有料老人ホームの中の一つですので、この住所地特例制度の対象の施設となっております。

そこで、新たな高齢化社会に適用することと、それから地元としては雇用先にもつながるということで、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

梅原議員。

○2番（梅原泰嗣君） ただいま市長から積極的な回答をいただきましたけれども、少し具体的にになりますが、担当の、もしあれでしたら大城部長さんでも結構ですので、質問をお願いします。

ここに伊豆市高齢者保健福祉計画がございますけれども、これは第4期の伊豆市の高齢者に対するいろいろな保健と福祉の計画の伊豆市の冊子なんですけど、これは21年度から23年度ですか、したがって、今年度でもってこれは終了するわけですね。したがって、今後新しく、さらにこれ4年になるかどうかわかりませんが、24年度以降の計画が策定されているかどうかわかりませんが、この計画につきまして、どのような具体的に策定の内容で今行われているのかどうか、24年度以降の、もしわかりましたら教えてください。

これはどのような内容かといいますと、具体的に言いますと、例えば特別委員会か何かを設置して、ある程度吟味しているのかということですね。あるいはまた行政単独でやっておるのかというようなことで結構です。

それから、この伊豆市の高齢者保健福祉計画を見ますと、総じての感想なんですけど、もちろんこれは介護保険ということが一番の柱になっているわけで、その法律に基づいていろいろな計画を進められておりますね。それで、やはり介護保険がかなり定着してきたかなというふうに私は思います。というのは、介護保険法がスタートしてもう十数年なりますけれども、かなり利用者の方の選択肢というんですかね、いろいろな介護サービスの選択肢もいっぱいありますし、またこの実施計画の数字を見ても、伊豆市でもかなり多くの方がこのサービスを受けられているということで、かなり今定着してきて、非常にすばらしいとは思っておりますが、1つだけ、実は昨日の静岡新聞にも載ってございましたけれども、特別養護老人ホームの待機者が県下で約1万人を超えたというような報道もございましたけれども、この介護計画のところの第3章なんですけど、高齢者施設の整備という欄がございます。この欄を見ますと、この第4期計画では市民に一番身近な云々、かんぬんでもって、施設整備を促

進んでいますという、かなり控え目な計画で終わっているんですが、この点について、次年度のこの計画はもっとインパクトのあります、例えば湯ヶ島地区に特別養護老人ホームを建設する予定がありますとか、かなりそういったような施設が完全にできるような計画があるのでしょうか。その2点についてお伺いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これ大変に大事な問題でございますので、特に特別養護老人ホーム、これは天城湯ヶ島地区にございません。そこで、住民投票に近い形でのアンケートをとりなさいということで、2,000サンプルだと思いますけれども、幾つのベッドを整備したら、特養ホームとして何床のものをつくったら介護保険が幾ら上がりますということをちゃんとお示しをして、今アンケート調査をさせていただいているところでございます。まずはそのアンケート結果を見てみたいと思っています。

そんなに危惧したほど、介護保険、もちろん上がりますけれども、危惧したほどは上がりませんので、ニーズのある方からのかなり生の声が確認できるのではないかと。それを踏まえて、24年度、高齢者福祉計画を変えますので、年度内に24年度以降の計画を作成してまいります。その決め方の手続については、後ほど健康福祉部長から説明をさせます。

なお、介護保険は当時導入のとき相当議論になりましたけれども、非常に定着をして、いろいろなサービスが提供されていい制度になりつつあると思っております。

ただ、一つ一つの制度はどうしても壁がありますので、伊豆市の中でどれだけ多様なメニューを整備をしていくか。個々の市民の皆さんはそれぞれ問題が違いますので、どれかを使えば当てはまるような、やはりしっかりした多様なサービスを組み合わせていくということがこれからの課題になろうかと思えます。

○議長（杉山羌央君） では、次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 高齢者保健福祉計画と第4期の介護保険事業計画につきましては、ただいま御質問ありましたとおり、今年度が計画の最終年度となります。今年度につきまして、平成24年度から平成26年度の3年間の高齢者や介護保険に関しまして、取り組む課題や目標について、総合的な計画を策定いたします。特に介護保険事業計画につきましては、市民のニーズを把握いたしまして、介護予防事業や地域支援事業あるいは施設整備など、サービスの内容の充実、また需要と供給のバランスなどを勘案いたしまして、向こう3年間の介護保険料の額を決定する重要な計画となっております。

進捗状況につきましては、昨年度、一般高齢者と介護サービスを御利用いただいている方のアンケート調査を行いました。今年度に入りまして、40歳から64歳までの2号被保険者の方に、施設整備の意識調査を主とするアンケート調査を実施したところでございます。このアンケート調査の分析それからサービス見込み量の設定作業を経まして、高齢者保健福祉計画等策定委員会を設けまして、そこでこの計画内容を御協議していただくこととなっております。

ます。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

梅原議員。

○2番（梅原泰嗣君） 先ほど市長のほうから、よく市長が高負担高福祉は今の日本のこの状況ではちょっと非現実的だと。あるいはまた、何ていうんですかね法的にそれがそぐわないというような話を伺っておったんですが、今の話を伺いますと、つまり何を言いたいかというと、もう伊豆市では特別養護老人ホームの可能性は私はもうないと思っていたんですね。ですから、先ほどの市長のお話ですと、場合によっては湯ヶ島地区に特養ができる可能性もあるということで、非常にありがたく思っております。

ただ、今の介護保険のこれから今後の流れと申しますか、それはどうしてもやはり自宅療養というんですかね、基本的には皆さんお年寄りの方は、お年寄りと言っては失礼ですが、高齢者の方は御自宅でもって療養していただきたいというのが主流になっていると思います。ただ、どうしても寝たきりになってしまう、あるいは認知症ということになりますと、自宅でなかなか療養するのは困難だと思います。

したがって、特別養護老人ホームがふえていけばいいんでしょうけれども、反面、介護保険料は上がりますよという話になってきますから、その辺のバランスもございましょうけれども、そういう中で、この社会的なニーズが求めているのは、実際にそういう方の入所施設を求めていると思うんですよね。したがって、これからは行政だけではなくて、民間の方がこういったことを事業化していく、あるいは福祉に貢献していくというのが私は今後の流れかなとも感じております。

そういう中で、この住宅型有料老人ホームというのは3年前に制度化されたわけなんですけど、したがって、これ今、静岡市とか富士市とか大きな市にはもう幾つかこれが運用されております。この近隣では駿東郡の長泉町の徳倉にもう既にございます。

この9月に函南町に新しいこの施設ができるわけなんですけれども、私、先日この徳倉の施設を見学させていただきました。名称がル・グランガーデン清水というものなんです。開設が平成22年の6月。ですから、ちょうど開設されて1年ですか。まだ新しい施設でした。建坪が2階建てでもって約300坪、比較的小じんまりした、先ほど市長がおっしゃいましたけれども、アパートに食事のお世話をするスタッフがいて、いろいろなおふろもお世話しますよというような施設でした。ただ、実際見ますと、かなり介護保険のスタッフが定着して入り込んでいるというような現状もございました。お部屋は41室、全部個室です。ちなみに全室満室でした。伊豆市の方が1人利用者がいらっしゃいました。

いろいろ伺ったんですが、料金は月に11万円から12万円、それプラスもし介護を必要とする方は、介護保険料の1割分は加算される形で、私の個人的な私見で申しわけないんですが、思ったより安いなと私は感じたんです。もちろんお世話から食事から全部ついているわけで

すから。たしか特養でも、特養の場合は前年度の収入に応じていろいろなお金が違うんでしょけれども、特養でも7万円から十数万円ですよ。多い人は15万円ぐらいとられるんですよ。そこのところを考えると11万円から12万円でこういう施設に入れるということは、非常にある面でありがたい施設だなというように感じました。

当然、この施設の意外とよかったことは、かなりやっぱり重傷の方が多くいんです。寝たきり、それから先ほど申しましたけれども、認知症、そういう方が多くで、とてもこれ、こういう方たちは口にこそ出せませんでしたけれども、自宅療養だけではとても難しいなど、はっきり言って。これから、私もそうなんです、団塊の世代がだんだん年をとっていくわけですね。そして、私の個人的なことで申しわけないですけども、やっぱり自分の息子とか娘はもう既にここから離れていっちゃうわけですね。そうするともう自分たちのことを見る人がいなくなってしまう。だから、行く行く私もそういう施設に入れるかなと思いますけれども、そういったことを考えますと、非常に社会的なニーズがあると思います。

したがって、かなり民間の施設ではございますけれども、先ほど市長がおっしゃいました、できる限り行政でできる範囲内で誘致というか、行政的な支援をしていただきまして、伊豆市にこのような施設が一日も早くできることを願ひまして、一般質問を終わります。答弁結構です。

○議長（杉山晃央君） これで梅原泰嗣議員の質問を終了します。

◇ 鍵山堅一君

○議長（杉山晃央君） 次に、17番、鍵山堅一議員。

〔17番 鍵山堅一君登壇〕

○17番（鍵山堅一君） 17番、鍵山堅一です。

1点だけ市長に質問いたします。

土肥地域海岸付近の高波対策について。これ屋形地区です。

これはもう定番になっている話ですが、いつ来てもおかしくないと言われ続け、叫ばれている東海地震。こうした中で、以前のチリ沖またスマトラや、内陸では阪神大震災、またことし3月11日の東日本大震災、想像もつかない大津波を目の当たりにして、地域住民も高波対策の早期建設を望んでおります。

県に、中に入っていて話を進めていると、こういう話を聞きましたが、いまだ先が見えない。このことについて県との話し合いは、進んでいるのか、また進めているのか、伺いたい。

以上。

○議長（杉山晃央君） ただいまの鍵山堅一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私は、市長になりまして半年ぐらいの間に、伊豆半島を全部見て、屋形地区には防潮堤は必要であると、市長として当時決心をして、それを前提に地元の皆さんとお話をしてまいりました。21年1月に屋形海岸整備検討会を立ち上げ、地元関係者との調整を図り、総意の取りまとめを行うことといたしました。平成21年度末までに3回、この検討会を行いましたけれども、具体的な計画を示してもらわないと議論できないと地元の皆さんから御指摘いただき、平成22年5月11日に、第4回検討会に県の港湾課長に出席いただき県の考えを説明いただいたところです。

その席上で、沼津土木事務所よりの提案に対し、地元の総意は、防潮堤建設に賛成であるが、海岸への眺望や景観の確保、海水浴場としての砂浜保存などの意見がございました。

大別しますと、屋形地区の皆さんからは防潮堤を海側に少し出して、家屋とか旅館と防潮堤の間にスペースを設けるということ。また、観光事業者の皆さんは、砂浜が狭くなって海水浴場として機能できなくなるのではないかと、このような問題が提起されました。

現在、平成22年度に津波遡上のアニメーション化と防潮堤の景観シミュレーションを作成し、この22年度に実施した成果を検討会、これは屋形海岸整備検討会ですけれども、これで23年、ことしの3月に説明をする予定だったんですが、大震災でこの検討会が中止となってしまいました。本年度なるべく早く、このシミュレーションとアニメーションを御提示できる検討会を開催させていただき、なるべく早く着工できるように、地元の皆さんの御理解と御協力を得たいと考えております。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

鍵山議員。

○17番（鍵山 堅一君） 午前中いろいろと避難についてのほうの話し合いはあったわけですが、まず避難が第一だと、これはだれしも思っていることで、やはり避難をする前に対防護策も必要じゃないかと、こういうことで、ただ防護もないのにいきなり避難するといってもなかなか難しい。そういうことでこの対策をもう何年か前からお願いしているわけです。そういうことで、やはりよく想定外だとか、想定内、こういうことを言われますが、そういうことについては来てみてからの話でありまして、そういうものを余り初めから考えていては、どの程度のをつくっていいか、その辺もわからなくなる。こういうことで、一日も早くやはり防潮堤をつくることによって、その避難の第1次の余裕もないよりはあるだろう、こういうことだと思います。

今、答弁をいただきましたが県とのシミュレーションについて、3月に予定していたところ、東北の震災が来て延びている、このようなことですが、やはりこういう震災が来たときほど素早くこれに取り組んで、やはり早く実現させる、今がチャンスじゃないか、こう思っています。

ぜひその辺の県とのシミュレーション、いつごろとるのか、またそして、今後ある程度のスケジュール等も考えているのか、その辺を再度お伺いしたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは全く議員御指摘のとおりで、私としても県の事業は切れないように、この事業を今一たん切ってしまうと、次に同じ土肥地区で再考するということは、ほとんど不可能に近いほど難しくなっています。

そこで、平成22年度に大藪地区の弁天の湯の前、これを施工する予定となっていたところを、境界画定等の問題が起こって延びておりました。その補償と境界確定の目安が立ちましたので、今年度で弁天の湯の前の工事を、つまり県の事業はまだ続いている状況でございます。

したがって、この事業を一たん打ち切ることのないように、この事業の継続という形で屋形地区の防潮堤が整備できるように、そこは万難を排して努力してまいりたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 鍵山議員。

○17番（鍵山堅一君） この問題は、内容云々というより、とにかく早い時期に建設に取り組めるよう努力していただきたい。

それから今、これは申請をしてなくて、どうかな、答えられるかどうかと思って、聞こうと思っていたのは大藪の話です。これもすぐに取りかかるようだ。引き続いて途切れていないと、こういうことですので、せっかく大藪方面もあれだけのものができて、水漏れをする箇所があるのにそのままいつまでも置いておく、こういうことのないようお願いしたい。

そういうことで、最後に、建設かということで、ついに来たな、こういう時期が一時も早く来るように努力していただきたい、こう思います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで鍵山堅一議員の質問を終了します。

◇ 関 邦 夫 君

○議長（杉山羌央君） 次に、9番、関邦夫議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

○9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。

1、伊豆市対岸浜岡原発の事故対策と今後について。

このことについて、19年9月議会の一般質問で取り上げました。地震により大きな被害を出した柏崎刈羽原発事故は想定外だと釈明していますが、現実に大きな事故を起こしました。

17年6月の定例会で、伊豆市対岸にある浜岡原子力発電所の事故に対し、対応策を大川議員が質問しています。「被害の最少化を図るため、近隣の市町と連携して、講習会の中でも原子力の分野を取り入れて啓発を図ることを検討したい」と答弁されました。それに対してどのような対応がなされたかという私の質問に対して、前市長は、「静岡県では浜岡原子力

発電所の災害に備えて、静岡県地域防災計画原子力対策編を策定し、災害の発生及び拡大防止、復旧等について、中部電力株式会社、県・市・町防災関係機関等とすべき措置を定めるとともに、静岡県環境放射線監視センターでは、常時原子力発電所周辺の放射線測定を実施し、監視しています。また、浜岡原子力発電所から半径10キロメートル以内の地域を防災対策重点地域に指定し、さまざまな対策が施されています。しかも、浜岡原子力発電所においては多重の防護壁等により安全性は確保されているものと確信しています。

しかし、柏崎刈羽発電所が新潟中越沖地震により被災したことを踏まえたと、浜岡原発の影響がどの程度我々自身にあるかわかりませんが、市民に対する原子力発電所の役割、安全性への理解、災害の対応について、近隣市町と連携をとり、県の防災局にも支援を頂き、啓発も含めた対応策を検討していく必要があると考えています」との答弁でした。

講習会、勉強会もやらず、対策を立てていないようですが、難しいことは抜きにして、事故のとき家の中に閉じこもるとか、身近なマニュアルをつくる必要があるのではないか。この問題は大きな問題となって未来に起きると思いますが、どうでしょうかという質問をしました。国策のため、住民の反対意見は聞き入れられず、修復して稼働していましたが、さすがに今回は一時停止となっています。

質問します。菊地市長になり、浜岡原子力発電所に対し緊急時の市民を守る対策を立ててあったのか。

2、前の市長の答弁は引き継がない考えなのか。

3、伊豆市は、浜岡原子力発電所の取り扱いを今後どのように考えるか。

大きい2番です。

津波対策について、土肥支所長任せでなく早期完成を。

16年12月議会で、八木沢、小下田は万全でないにしろ対策は進んでいるが、無防備の屋形、中浜、大藪は今検討中のようだが、どのような進捗状況か。情報伝達、避難誘導に問題はないか。いつも災害が起きるとき、反省問題は起きる。お役目的でなく、行政と住民との協力による今以上の充実した訓練を積まなければ、巨大地震による津波に対応できないと思うが、どう考えているのか。

19年9月議会では、高潮対策のできていない屋形地区は現状でいいのか。八木沢の水門も完成し、屋形地域を除く対策は進んでいます。屋形は高い防潮堤は必要ないとし、この問題は解決したとしています。大きな声を出す人の意見で住民の総意ではない。市は生命、財産を守る義務があるのではないか。

また、この間の12月ですね。22年の12月議会では、高波対策と港湾事業は防潮堤早期完成のため、切り離さなければならないのではないかという質問をしました。

前の市長、前の大城さんは、「計画を変えると県はなかなかおいそれと次に進まない。住民が皆賛成になるようにまとめてもらいたい。支所長に任せてある」という答弁で、まるでまとめる気がありませんでした。菊地市長も「土肥支所長に任せてある」と、似たような答

弁です。

質問します。

関係住民と今までのような取り組みでは時間ばかりが過ぎ、対応はできないのではないか。

2、逃げる時間がないとされている津波対策は、防潮堤が頼りだとされているのに、なぜ完成を急がないのか。

3、過去1000年における小土肥、土肥、八木沢、小下田各地における津波到達点の記録を調査してあるか。ないとしたら、調査の必要についてうかがいます。

4、津波対策として建造された構造物は津波に耐えられるか。再調査の必要について。

5、東海・東南海・南海地震、それによる津波は予知できると考えているのか。

6、日本全土が本格的変動期を迎え、予想される三連動の地震や津波で大震災が起きる可能性がある。危機管理体制をどのようにするのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉山 晃 君） ただいまの関邦夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、浜岡原発ですが、伊豆市は浜岡原発からの直線距離で最も近い小下田地区で約60キロ、修善寺で——ここですね——約80キロ離れております。

そこで、原子力事故に対する重点強化地域から離れているために、具体的な対策はこれまでとられておりません。

また、前市長の答弁ということですが、前大城市長も啓発を含めた対応策が必要だということ、そこは私も変わらないものだと思います。

浜岡原発に関する今後の取り扱いですが、これは大変難しいところがございます、県の市長会でも計画停電を経験した東部伊豆の市長さん、町長さんも、慎重に対応してくれと。中部、西部の皆さんは大方、浜岡原発は1回とめてくれというような声が多かったように記憶しております。いずれにせよ、浜岡原発は既に運転をとめられておりますので、伊豆市としてはこれから人様の状況を見ることとなりますけれども、福島のほうが一体何キロ、どの程度の被害が今起こっているのか、まずそこを冷静に見て、60キロ、80キロの伊豆市で何をすべきかというものはこれからしっかり検討してまいりたいと思っております。

それから、2つ目の津波対策ですが、これは（1）、（2）は鍵山議員にお答えしたとおりですけれども、これ私もう多分何度もお答えしていると思うんですが、市長としてはつくると、つくっていただくと県に、ということは意思決定しているわけです。そこで、あとはデザイン。場所は何十メートルも変わりませんので、デザインのところで、これは私は土肥支所長じゃなくて土肥の皆さんにお願いしているのが、フェリー埠頭のほうからいって、ヤシの木があつて、桜並木があつて、松原公園があつて、ナマコ壁があるわけです。そうするとどれが一体モチーフなのか、県もデザインの組みようがないので、まずは土肥の皆さん

で土肥地区をどのようなコンセプトで整備していくのか、そこをまずお考えくださいと。そうすればそれに合わせたデザインをつくりますということで、もう2年半ずっとお願いしているわけです。残念ながら、今はそれまだ出てきてないんですけれども、市としてはそこでとめるわけにはまいりませんので、後ほどスケジュールがもし建設部長のほうであれば説明をさせますが、県が考えているデザインの案をなるべく早く提示をさせていただいて、それに御意見をいただくというやり方にさせていただきます。

なお、過去の記録ですが、1498年の明応の大地震あるいは安政の大地震の津波の記述はあるようですが、ここ1000年というのがさすがにございませんで、二連動であったと言われる安政の大地震、これがまずは参考になるのではないかと考えております。

それから、4番目の津波対策については、第3次想定が基本でありまして、県は第4次想定をつくるかどうかまだ検討中のようですが、県では沿岸部の津波対策施設の安全性と機動性、さらには避難計画策定指針等、東海地震に対する県の津波対策について、ソフト及びハード両面にわたり緊急でかつ総合的な総点検を行っており、伊豆市もこれに対応して早急に見直しをしていきたいと思っております。

それから、予知ですが、これはもう必ず予知できるとは断言できませんので、突発的に起こることを前提に準備をせざるを得ないと思います。

最後に、危機管理体制ですが、これは先ほども申し上げましたけれども、これは準備に尽きます。準備の中身は計画と訓練でございますので、計画どおりできるわけではありませんが、なるべく地道な計画をつくり、そして実際になすべき行動について訓練を重ねると、これが危機管理体制に尽きると考えております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

関議員。

○9番（関 邦夫君） 同じような質問で申しわけないんですが、質問させていただきます。

予期せぬ東日本大震災は、伊豆市の原発対策のあり方を示唆したと思います。世論調査では原発を危険なものにとらえている方が過半数いましたが、国も会社も廃止論を抑えるため、安全性を強調し、原発の危険性を否定し続けてきました。浜岡原発は大川議員が取り上げたちょうど1年後の18年6月15日に大きな事故を起こしています。東海地震の予想震源地に建設されていますが、設計当時は余り東海地震を問題にしなかったんだと思います。反対住民はこの事故を機に停止するものと喜んだが、国策として裁判所もグルで、国、電力会社の安全性と住民の安全とでは食い違いがあり、住民の不安が現実となっても強制的に稼働しました。古い危険を指摘されている施設を修復して再稼働しましたが、反対住民はどうにもなりません。この危険状況を最少に納めるにはどのように自治体は取り組むのか。

質問します。前市長はマニュアルをつくと発言しましたが、市長も幹部職員もかわる中で、実現されなかったこういう答弁はどういうふうになるんですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） マニュアルというのは、災害対策のマニュアルでございますので、実際にやらなければ、実行できなければ意味がないわけです。

先ほどから申し上げているとおり、60キロ、80キロの伊豆市の中で、当然浜岡、今運転停止していても事故があれば多少の放射線は出てくるだろうと思います。健康に影響のないような放射線が出ているときに、本当にじゃ私たちが土肥の海岸で雨がっぱを来て、ゴーグルかけて、家から出ないようにするのか。やっぱりそれは、恐らく今度は観光が壊滅状態になるということで、相当地元の方から反発があり、恐らく土肥の皆さん、どなたも従わないだろうと思うんです。そういったことを具体的に、マニュアルというのは実行すべきマニュアルですので、現時点で一体どれをベースに、どの程度の対応をするべきかを考えますと、今現在東北でも80キロ、60キロ離れたところでそういったことをやっていない中で、伊豆市だけがそのような特異な行動をとるのかということについては、やはり市長としては逡巡せざるを得ないというような状況だと思っております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） いろいろな情報から伊豆は原発近隣の市町村より危険にさらされているデータが発表されています。日本海から琵琶湖、御前崎と高い山脈がなく、強い西風が西伊豆に当たります。距離は80キロあっても、危険区域に指定された今回の飯舘村と同じ条件です。浜岡原発は東海地震震源予定地に位置していますし、危険な状態です。事故のときにどのような対応をしたらよいか。こういうことがもし起こったときにどういうふうに未然にしたらよいかということでマニュアルをつくったほうがいいじゃないかと言ったら、前の市長はつくると言った。今度の市長は要らないと言っているけれども、危機管理に対する認識が甘いと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実際に起こるべく60キロの小下田と、それから80キロを比較したこの修善寺、全体からすればそんなに大きな差はないわけです。もし物すごく大量の放射線があそこから出るとすれば、これは土肥だけの問題ではなくて、伊豆半島全部ほぼ同じ条件になるわけですね。そこで、これは想定外は起こらないということはおかしいということはそうなのかもしれませんけれども、しかし、現状、東北見ている中で、60キロ、80キロ、100キロ、200キロ、全部避難するようなことが起こるのであれば、当然我々も考えなければいけないんですが、それを今現状はそういった現状はなくして、そして科学的な災害想定もない中で、これ今後出てくれば別ですよ、しかし、現状ない中で、我々伊豆半島の住民が全部関西に避難しますということをつくるのが、あるいは現時点で伊豆半島の住民が全部レインコートに来て家から一步も出るなというマニュアルをつくるのが、これ政治的に、逆にど

のような影響があるかを考えますと、現時点で直ちに住民全部が全く家屋から出ないという
ようなマニュアルをつくることについては、やはり作成して発表することは逡巡せざるを得
ないということでございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

関議員。

○9番（関 邦夫君） 今騒がれているように、別に家の中へ閉じこもれというのは例であっ
て、野菜はこういうものだったら食べないとか、そういうようなことを前もってつくってお
いたほうがいいではないかという質問をしたら、前の市長はつくるという、今度の市長は何
だか消極的なような話です。

じゃ、話を変えます。今回の原発事故がもたらした社会的、経済的損害の巨大さを見るな
ら、原発に対する安全のための投資をこれまでの思考を超えたものでなければならないと思
いますが、どうでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 原子力発電の事業は伊豆市の事業ではございませんので、国の動向を
見るしかないのですが、現状では浜岡原発の再開というのは非常に厳しいのではないかと
いう印象を持っております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 原発停止による電力の不足、電力量料金の値上げをどのように考える
か。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは市長が考えるというよりも、国策と、それから国民の皆さんが
どこまで電気を節電し、あるいは価格もどこまで受容するのか。これは、もちろん私も1国
民として考えはございますけれども、行政というよりも国民みんなで考えるべき段階に來て
いるのではないかと考える次第でございます。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 1000年に一度かもしれない巨大な地震、大津波が起り得ることを指
摘されても発生日時がわからないので、漠然と過ごすのではなく、これを直視し、もろもろ
のさっき言ったような対策を図る必要があったのではないか。

○議長（杉山羌央君） 関議員、原発の件ですか。

○9番（関 邦夫君） はい。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 浜岡原発だと思いますが、これをどうするか、あるいは運転するか、
しないか、これちょっと市長の管轄ではございませんので、これまでの進めてきた自民政
権及び今回運転をとめた菅政権に対して、市長として発言することは差し控えるべきではな

いかと思います。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 起こる可能性があるものは必ず起こる、この格言は今回の事故に当たっていると思いますか。危険管理の考え方を伺います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 一般論ですけれども、起こるべく確率のあるものは必ず起こります。その中で私たちもみんなそれを知っているわけですね。その中で、どこまではリスクを承知の上で生活の利便性を求めるのか。今回38メートルの津波があったからといって、じゃ土肥海岸に38メートルの防潮堤をつくるのか、恐らくそれはやっぱりないんだろうと思うんです。ですから、どこまでをハードで整備するのか、どこからソフトであわせ整備するのか。そして、ものによっては、原発は別ですよ、ものによってはリスクを承知で利便性をとることも国民の選択の中には現実にあるわけですから、そこのバランスを図っていくのが行政の責務なのではないかと考えております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 今度のこの質問も市長は国の話だと言うかもしれませんが、今回の事故を機に、原発の是非が再び論議的になるとと思います。京都議定書の手前、簡単に二酸化炭素の問題で火力発電に戻るという筋道は、日本にとっては現実的でないと思いますが、伺います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 日本にとってというより、民主党政権は25%のCO₂削減を世界に約束した中で火力に戻ることもないでしょうし、じゃ新エネルギーでやる場合には、本当に新エネルギーで皆さん供給される中でのみ皆さん経済活動されるのでしょうかということを考えると、いずれにしても印象になってしまいますけれども、どれも易しくはないだろうと思います。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 福島原発は風評を恐れ、情報伝達に問題が多く、今後の事故処理の当たり方によっては海洋汚染が大きな問題となるとと思いますが、浜岡原発も続行すると同じことを繰り返すような気がいたしますけれども、どう考えますか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 浜岡原発、現在運転を停止しておりますので、その後の国の対応策を見守りたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

関議員。

○9番（関 邦夫君） 浜岡原発においても、起きる可能性があるものは必ず起こる。格言から完璧に補強するということが不可能だと思いますが、中止するか、廃止してもらうか、伊

豆市としてはどのような方向に進んだらよいと市長は考えておりますか、伺います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） むしろ私よりも議員に、これからの新エネルギーのあり方、むしろ御提示いただければと思っております。

浜岡原発に対して、市長として特段何か申し述べる立場にもございませんので、伊豆市の新エネルギー政策について、議員からまた御提案をいただければ検討させていただきたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 私が市長に聞いているのは、こういう危ないものを放置しておいていいのかどうかということ。そして、市長が伊豆市としてはいいと言え、私どもみんなしてそれに従うんだけど、それを市長はどういうふう考えているかということを知っているわけ。

きのうだか、おとついだかの報道では、原子力安全保安院が原子力の検査をして、よかつたらまた使うとかというような報道がされています。補強して再稼働の方針のようですが、このような今恐ろしいような状況で、私は再稼働は問題だと思いますけれども、市長は何でもないと思うんですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますが、浜岡原発は現状は運転を停止しておりますので、国の今後の動向を見守りたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 国の動向を見守るはいいんですけれども、市長はどういう考え、こういう危険なものがあっても、国策でやっているんだからそれに従うという考えか、市民を守るために、また違うエネルギーにいくにしても、これは反対すべき大きい問題か、どういうふう考えているかということを知っているわけですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、ドイツでもスペインでも、すべて国民投票もしくは国民投票に近い形で意思決定しているわけですか。私が1市長であるがゆえに、気持ちは私もありますけれども、伊豆市長としてこうしなければいけないというよりも、国民みんなで考えるべき課題ではないかと考えています。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） じゃ、2番の津波対策について再質問をさせていただきます。

みんなと同じような質問で、くどいようで済みませんが、私の言い分も聞いてもらいたいと思えます。

津波に対して防潮堤で防ぐ対策ができない昔は、皆高台に住んでいたようです。海岸付近

の低地に住むようになったのは最近で、山からふもとへ、また平地へと移動しました。100年、150年の周期の地震、津波の怖さも忘れ、便利のよいところに移動してきました。

今、海岸端に住んでいるのは、八木沢あたりではシンコと言われる最近移ってきた人、または漁業の関係で海の近くに移り住んだ方が多いようです。

屋形に古くから住んでいた家は3軒だったと言われていました。あの方々は最近、鉾山ができたころか何かに移り住んだようです。津波被害も風化され、地震の怖さを感じなくなっていました。地震・津波騒ぎになって高台に家を建て直すわけにもいかず、無防備のところは不安に駆られています。

16年12月議会で大城前市長は、「土肥山川の右岸側の大藪・中浜地区については、津波対策の防潮堤の建設を進めるべく地域の説明会を開催し、本年度より着工いたします。また、屋形地区については、今後早い時期に話し合いの場をつくり、地域の理解と合意を得て進めたい」と答弁されました。これは16年の12月の話です。

大藪・中浜地区は既にほとんど完成しているのに、なぜ続けて屋形の工事にかからないのか伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも過去も何度もお答え申し上げているところですが、21年の1月に、私は熱海から沼津まで全部の海岸を自分で見てまいりました。そのとき撮った写真を土肥の皆さんにもお見せしながら1月の検討会で、こういう状況ですと。土肥の屋形海岸だけが4.5メートルで危険な状況にございます。北川温泉も1階は全部視界を制限してまでも安全策をとっているわけです。南のほうでもずっとそうでしたと。ですから、市長としては防潮堤はつくらざるを得ませんので、デザインのほうでお考えをいただきたい。そこで土肥はそれぞれヤシがあったり、和風があったり、いろいろするので、地域のコンセプトを土肥の皆さんでお話してくださいと。そのコンセプトに従ってデザインするように県にお願いをしますということをお話しているわけですが、私はずっと申し上げているわけです。残念ながら、土肥地区からまだその回答がここへ返ってこないんです。

でも、それでは遅いので、県のほうのデザインを早急に提示をして話を進めさせていただきますということです。ぜひ議員、屋形区長からはつくってくれという要望が出ておりますので、ぜひ土肥の皆さんに、土肥のまちづくりのコンセプトを早く話し合っただけであればと、そのような面でぜひ議員の御尽力を賜りたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 屋形地区は、話がまとまらないというような言い方ですが、大藪、中浜は建設される時、説明も余りなく、住民の要望をまとめる時間もなく、予算がついたので着工になった。そういうことで問題になりましたが、要望を後から取り入れてもらい、希望に近いものが円満に完成いたしました。

市長は、「防波堤というと土肥の皆さんは聞いてくれなかったので、背の高い遊歩道と言ったんですが、現実の問題、屋形の防潮堤を最優先に私どもも県のほうも考えています。また、デザインを洋風にするとか、和風にするとか、一緒に考えてくださいよと言ったんですが、港湾事業はもっとずっと後です。人命に直接影響のある防潮堤を最優先で考えてくださいよと、土肥の皆様は投げかけているんですが、その回答がまだ来ないだけなんです」このような答弁をされています。

いいですか。一体的だ、港湾だ、親水公園だ、防潮堤だ。一体的に考えてくださいよとはだれが提案したか分かりませんが、洋風だ、和風だとか、防潮堤を最優先に考えてくださいよと、こんなこと当たり前のことで、土肥の皆さんに投げかけているとか、まだ答えが返ってこないだとか、そういう答弁をされていますが、じゃ回答がなければいつまでも放置しておくのか。市長が余計なことをして、おくれにおくれたように私は感じますけれども。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 屋形海岸700メートルあるわけですね。あそこにどのような人工物ができるかによって土肥のまちのイメージというのは大きく変わるわけです。そこで、これまでは個々に皆さん方がヤシを植えたり、桜を植えたり、松原公園の中にヤシの木があったりするわけですね。これは、私は土肥の皆さんには、皆さん否定的な話をされていましてけれども、土肥のイメージが変わる。工事の期間はマイナスではあるけれども、できた後には必ず今よりいいまちづくりができます。いいまちづくりにするようにということで、2年半前、防潮堤と言った瞬間に皆さん引かれてしまったので、じゃ遊歩道でいいじゃないですか。もちろんつくるのは防潮堤なんですけれども。そのようなことを投げかけて、一体的にまちづくりをしていくということを申し上げたわけです。

そこで、なかなか土肥のコンセプト、先ほど申し上げましたように返ってまいりませんので、これでは間に合わなくなってしまうから、そこで県のデザインを先に御提示させていただくというやり方に今変えつつあるわけです。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 大城さんが答えたんですけれども、やるだ、やらないだと言うと県ではなかなか予算がつけにくいという話を大城さんはしました。やる、やらないでうずうずして、そして県とうまくいかないんで、予算づけができないのが現状ではないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） その心配は県は随分しているようです。私は、市長としては必ずおつくりいただきたいので、ぜひ具体的に進めてくださいと県にはお願いしているんですが、やはり30年前の大分御記憶があるようで、県のほうは非常に慎重に、地元は大丈夫なんだろうかということを再三私のほうにも投げかけているのは、確かにそのような危惧は県はお

持ちかもしれません。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 土肥の屋形の方は、区長さんが防潮堤をつくってくれと言うのだから賛成で、そして中のことは要するに細かいことがまとまらないから延びていると、そういうふう理解していいですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどと同じことの繰り返しになりますので、次の県の地元説明会のスケジュールのめどを建設部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 3月29、30日、ここで首藤伸夫先生という教授の方に、この土肥のアニメーション、津波がどういう形でということの映像を目に訴えて、皆さんにわかっていただいて、それでもって土肥の皆さんの総意をいただくというそんなつもりでいたわけですが、それがこの先生が忙しくなってしまうして説明会が流れてしまいましたけれども、今年度には、この22年度に実施したアニメーション、それと景観のもの、これを会議のほう開かせていただいて、なるべく早目に皆さんの同意を得たいというふうに考えています。

また、これ聞かれた話とはちょっと別になりますけれども、交通基盤部長のところへは市長と自分と2人で、この津波対策について早くつくってくださいというお願いにも行ってまいりました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 今は反対者はほとんど私はいないと思いますけれども、じゃデザインが何だから、何だから自分の気に食わないから反対だとかいう、そういう反対者というのが今まで屋形に大勢いたんですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 大勢かどうかはともかくとしても、かなり当初はおられました。

ただ、今は特に強い反対もないと思いますし、実際作業の中で区長さんからも要望が出ておりますので、とにかくつくことはつくらせていただくということは既に意思決定をしているわけです。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 東日本大震災があらうと、なからうと、土肥こども園、中学校がある屋形地区の防潮堤は、行政がしっかり取り組んでいけば既に完成できたし、不安を和らげることができました。遅まきでも被災したわけではありませんので、完成に急を要すると思いますので、すぐ話がまとまれば着工できると思いますか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 30年前に反対されたのは、当時の土肥町の行政がどうだったか私は承知はしておりません。先輩を批判するつもりもございませんけれども、ただ時期を失したことは失しただろうと思っております。

そこで、私が市長になってからは絶対に県につくっていただくと思意思決定はしているわけですので、今、県との事業化に向けての作業を進めているわけです。

○議長（杉山 晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 起きる可能性のあるものは必ず起こる。東海、東南海、南海、3つの海洋底プレートが1707年に同時に動いた宝永地震と49日後の富士山大噴火があす再び起こることもあり得ると想像しなければならないと思います。

質問します。地震、津波等の対策規模を予算枠などで線引きする発想から脱却して、可能性のある最大のものとする。またできること、できないことを明示することが、このような対策では大事なことだと思いますけど。

○議長（杉山 晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） それは議員御主張のとおりで、万全な20メートル、30メートルの防潮堤をつくることはできないわけですから、恐らく現実的に。そこで、ハードつまり津波を、現在の想定している津波は抑えられ、かつ仮にそれより大きな津波が起こったところでも、当初の初動の時間の余裕を得るためのハード整備、防潮堤の整備と、それから避難訓練というソフトですね、これの組み合わせというものが考えられる万全の策ではないかと考えております。

○議長（杉山 晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 三陸海岸では、地震発生と津波到達までに時間差があり、助かる、助からないの問題が結果論としてありました。早く逃げればよかったとか、時間がなかったとかいろいろの問題があります。

東海地震の津波対策には時間差がありません。前に土肥で逃げる実験をしたら、ほとんどの人が、5分では逃げられないという調査結果が出ています。さっき市長は、何十メートルもある防潮堤をつくるのは何とかかんとかと言っていましたけれども、到達線は30メートル、40メートル近いところまで行ったというんだけれども、海岸の湾に入ってくる時の津波は十何メートルもあったとしても10メートルぐらいのがほとんどだったとされています。何も30メートルの防潮堤をつくる必要があるかという、どこにおいても、過去1000年ぐらいそういうデータはないようです。

質問します。東海地震は予知できないという説もありますが、今、何を根拠に予知できるとして訓練をしているのか。市長、職員、どなたでも知る範囲で回答願います。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、予知を前提に訓練しているだけではないと思っていたので、ちょっと今確認したんですが、警戒発令される場合と突発型と両方で計画及び訓練をしておると。

○議長（杉山 晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 私が質問したのは、これを今予知できるということで、地震何とかが発生されましたとかとやっているけれども、それと違う訓練も当然やっていますね、すぐきたというのをやっていますけれども、その予知できるという判断は、予知できないという学者もいっぱいいるわけですね。予知できるという判断をしていることについて、職員の幹部の方々はどういう認識で、どういう知識で、自分の知っている限りで答えてもらいたいと思います。

○議長（杉山 晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 突発型に我々是对応できるべく準備するわけです。先ほど申し上げましたように準備というのは計画と訓練。

しかし、極めて高い確率で東海地震が来るおそれがあると警報が発令されたときに、起こるまで座しているのもおかしな話なんです。したがって、予知できるか、できないか私にはわかりません。しかし、予知できるという最先端の科学技術で警戒宣言が発令されるとすれば、それに対応して我々は準備を始めるというのにそんなに違和感はないのですけど。

○議長（杉山 晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 東海地震による津波の予定高さも見直さなければならぬ非科学的なものだと思いますが、どのような根拠で高さを決めていると思いますか伺います。

○議長（杉山 晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 現在の被害想定的前提は、これも何度も繰り返し申し上げておりますけれども、安政の地震のときの当時の兆候及びシミュレーションで、土肥で6.3メートル、八木沢で5メートルという目安にしております。

○議長（杉山 晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 既に建設されている八木沢、大藪、中浜の独立した防潮堤——砂浜の上に建っているやつですね——は地中部が浅く、到底今度の津波を見ていると大津波には耐えられないと思うが、市として調査はしてあるのか。県でつくった、国でつくったのだからこれは大丈夫だという考えなのか、伺います。

○議長（杉山 晃央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤 喜好君） 今回の防潮堤についての検証ということですが、今回の東北地震において、防潮堤が幾つもやられています。これに対して今、日本の土木学会のほうで調査を進めています。この土木学会の会員に聞いたところ、ことし中に国の中央防災会のほうへ土木学会として回答を出すと。その後、国のほうの中央防災会のほうから各県に津波なりの想定が出てくるのかなと。

先ほどの防潮堤ですけれども、土木工学というのは今までの経験工学なものですので、今回こういう被害が起きたので、当然そのあたりの基準も変わってくるのではないかなと思います。

そのために静岡県では、津波対策検討会議というものをつくりまして、これの中長期ということで、国の中央防災会のほうが出してきたものを検討しながら、総合的に今の既存の堤防について検討していくということになっています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 震度やマグニチュードはわからないとしても、1100年前の地層の分析から津波到達線がわかるとされ、今回の津波の規模は過去に三陸にあったとされています。過去に津波の実績があったのに、過小な想定で大きな事故を起こしました。

質問します。この規模までは防潮堤で防ぎ、それを超えることがいつでもあり得るとして、過去の実績に対応できる防潮堤を建設する。なお、避難の訓練を徹底する。この方法しかないのではないかと思いますけれども、ほかにまだいい考えがあるとしたら教えてください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどからもハードとソフトの組み合わせでということをお願いしている。

もう一つ選択肢があるとすれば、土肥海岸の皆さんに全員高台のほうに時間をかけて引っ越ししていただくということになるんですが、議員はそちらのことを検討せよというお考えなんではないでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 伊豆市の他のところは完成し、見直しの時期に来ているのに、なぜか屋形の完成はいつになるかわからない。屋形区民は防潮堤建設を、さっきの話では要望しているとしています。

こういういつまでも決まらない問題を解決するのに、住民投票による多数決の原理は行使できなかったんですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） とにかくつくるという意味決定は既に市長としてしているわけです。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） じゃ、市長はつくるということを決断していて、さっき言ったように、洋風だ、和風だ、何だつまらない話をして、そしてごちゃごちゃさせて延びているのか。つくると言うのだったら、つくってやったらどうでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これも繰り返しになってしまうんですが、あの700メートルの防潮堤

というのは、人工物をあそこにつくるわけですから、私は土肥の将来、地震も100年、150年に1回かもしれないけれども、これだけの事業も50年、100年おきにやる事業ではないんですね。土肥のイメージを相当に変えることになると思います。したがって、この事業が単なる防災事業ではなくて、土肥のまちづくりにつながるように、いいものを、そしてそのコンセプトはできれば、市長から一方的に命じるのではなくて、土肥の皆さんに自分のまちづくりのコンセプトとしてお考えいただきたいということによってきたわけです。

ただし、まだ回答いただいておりますので、これからはこちらから県のお考えのアイデアを出させていただいて、それに地元から意見を入れていただくことにしないと進みませんので、そのようなやり方をさせていただくということをお願いしている。

○議長（杉山晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 県に何か決まった考え方があるんだったら、35年も何年もほったらかさないで、とっくにそういう意見を聞いたらどうですか。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 恐縮ですが、私も3年2カ月ですので、その前のことはそちらで御承知いただきたい。

○議長（杉山晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 危機管理責任者の市長が、支所長に任せてあるという答弁でなく、住民を悲惨な目に遭わせないため、早期に、コンクリートの塊の後のことはどうでもいいから、附帯と小川の水門を完成させ、枝葉の要望問題は責任を持つと本気で説得すれば反対者はなく、予算さえつけてもらえれば、早期着工、早期完成ができると思います。多くの善良な市民のために、早期完成に向けて努力していただきたいと思います。失礼な質問で申しわけございませんでした。これで終わります。

○議長（杉山晃央君） これで関邦夫議員の質問を終了します。

ここで休憩をいたします。2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（杉山晃央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（杉山晃央君） 次に、6番、西島信也議員。

[6番 西島信也君登壇]

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は通告に基づき3点質問させていただきます。

最初の森林整備、次の若者交流施設、これは市長、最後の小学校再編計画につきましては教育長に答弁を求めるものであります。

初めに、森林整備の今後について。

市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であります。これは、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるものであります。

そして、この目的は、市町村が地域の実情に応じて地域住民の理解と協力を得つつ、県や森林組合等の林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することにあります。

そこで、1点目の質問をいたします。伊豆市地域森林整備計画は、伊豆市役所のどこの部署が担当して、いつごろまでに策定をするのかお伺いします。

次に、地域森林計画では、重視すべき機能に応じて森林を水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に3区分し、区分に応じた望ましい森林施業を誘導することとしています。

市長は、伊豆市には2万ヘクタールの森林があり、数億円規模の事業が休眠状態になっているが、いよいよ22年度から森林組合や林業進出に意欲のある企業、グループと連携して、長年放置されてきた木を伐採し、売却する段階に入りますとっております。

民有林には、市有林のほか、多数の私の林、私有林が存在しています。木材価格の低迷している中、どうやって林家と交渉して伐採にまで持っていくのか。さらには、林道や木材搬出路設置の必要性、機械化ということも市長は言っておりますが、これらの費用負担はどのように考えているのか、答弁を求めます。

次に、大きな2番目、伊豆市若者交流施設とはどのような施設か。

広報いず6月号に、伊豆市若者交流施設が4月にオープンしたという記事が掲載されてきました。このことについて、次のことについて伺います。

- 1つ目、施設の設置者及び費用を負担するのはだれか。
- 2番目、施設の管理者はだれか。
- 3番目、施設は住民の福祉を増進する目的のものか。
- 4番目、利用団体や利用目的等の制限はあるのか。
- 5番目、利用申し込み先及び利用できる時間帯は。
- 6番目、施設の利用は無料と記載してあったが、無料としている理由は。

以上6点お願いいたします。

次、大きな3つ目、最後です。

伊豆市小学校の再編計画について。

新聞報道によりますと、教育委員会は天城地区小学校再編は校地や校名が決まっていない

中、来年4月の再編は時間的に無理と判断し、計画の延期を決めたとありますが、なぜ肝心かなめの校地の決定がなされないのか、その説明を求めます。

次に、教育委員会は、小規模校は人間関係の固定化やクラスがえ、グループがえができないということに教育上の大きな問題を認めることができるという理由で、学校再編を強行しようとしています。そこで質問をいたします。

1 番目、小規模校とは学級数が幾つ以下の学校か。

2 番目、再編後に、その学校がまた小規模校になった場合は再び再編をしようとするのかお伺いします。

以上です。

○議長（杉山 兎央君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、伊豆市森林整備計画は農林水産課が担当いたします。

今年度、森林法の改正により、従来の市町村森林計画が変更され、新たに平成23年度中、つまり今年度中に作成することになります。現時点ではまだ改正内容の詳細について県から説明を受けておりませんので、今後、県からの説明会が開催される予定です。

民有林の伐採については、森林資源は活用できるということを証明しつつ進めておきたいと考えております。

そのため、市有林をモデルに利用間伐による木材搬出・販売を行い、その情報を公開し、民有林整備につなげたいと考えております。

本年度は、大平柿木地区で集約化施業のパイロット事業を実施するように、関係者と現在調整を進めているところでございます。

木材の搬出路や機械化の費用負担については、森林所有者や林業事業者が国や県から補助や、森林整備補助金のつけ増し補助などを活用して実施していただくこととなります。

若者交流施設についてですが、施設の設置者は伊豆市長です。維持管理の費用は市が負担しております。管理者も伊豆市長です。住民の福祉を増進する目的かどうかですが、住民の福祉という定義が、地方自治法第1条の2第1項というところの住民の福祉という定義であればそのとおりだと考えております。

利用団体と利用目的ですが、空き店舗を活用した若者交流施設であり、市民と行政の協働により運営し、NPOやボランティア団体などの市民活動の拠点として提供しているものです。

活動目的が非営利であること、自主的な活動であること、公益性のあること、主に市内での活動であること等が条件となります。宗教活動、政治活動、選挙活動及び公益を害するおそれのあるものの活動はできないこととしてございます。

利用申し込み先と利用時間ですが、申し込みは地域づくり課、または施設に直接申し込み、

利用時間は8時半から21時を原則としております。

最後に、無料としている目的ですが、NPO団体などの活動を通じた人材育成、人脈づくり、情報発信や情報交換の場として設置したものであり、その活動を支援する目的から無料としております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 小学校の再編成の件についてお答えをいたします。

最初に、校地の決定についてであります。土肥地区、中伊豆地区ともに再編準備委員会で話し合いをしていただいて、最終的には教育委員会で決定をいたしました。

土肥地区、中伊豆地区ともに再編成する校地選定に比べて、天城地区については物理的条件、施設面等で校地選定の条件が難しい状況になります。保護者や地域の皆様の声を準備委員会に反映して、早期に決定できるよう、今現在検討していただいているところであります。

次に、小規模校の問題であります。公的な明確な規定はございませんが、小学校では適正な規模としておおむね12から18学級というぐあいに考えられております。したがって、クラスがえのできない学年のある11学級以下が一般的に小規模校と考えられます。

伊豆市においては単学級や複式学級といったさらに小規模化が進んでいる状況がありまして、再編成を現在進めているところであります。

次に、今後の問題であります。土肥地区については、再編成をした後も2クラスの学年はできませんでしたが、土肥南小学校の複式学級を解消するという目的は達成ができました。

今後、土肥小学校については峠を越えて通学するということは考えにくいわけでありまして、土肥地区の小中学校の連携を深めた学校づくりを進めていきたいと考えております。

他の地域についても、今後、学校の状況や地理的条件、通学の負担等考慮した上検討していくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、ちょっと質問の順番を変えさせていただきます。最初に学校再編につきまして教育長さんにお伺いしてよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番（西島信也君） それでは、学校再編について、この計画についてお伺いいたします。

ただいま教育長さんのほうから、校地が決まらない理由ということで、物理的なこと、あるいは施設のなことというようなお話があったわけですが、これは物理的なこと、施設のことは何もここへ来てわかったことじゃなくて、前からわかっていることですね。

それで、平成22年の2月に湯ヶ島小学校のPTA代表が天城地区の学校再編の白紙撤回の要望というのを持ってきたと思います。これ新聞に載っていましたがですけども、それで、その次の月、22年3月12日、議会の本会議で教育長は、この白紙撤回の要望の件について質問が出まして、そのとき教育長は、この件については重く受けとめていると。学校再編は地域と連携を図り、地域の意見を聞きながら決定したいと、こういうふうに答弁をしているわけですけども、もう既に22年3月から1年3カ月くらいたっているわけですけども、この間、地域とどういうふうに連携を図ってきたのか、地域の意見をどのように聞いてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 湯ヶ島小学校のPTA会長さんが来られた話は議員御承知のとおりだろうと思います。天城地区はその後、自主的に検討委員会という名前でいろいろ検討をしていただくという話になりまして、実はその検討委員の中に、当時の湯ヶ島小の会長さんも入るという話でありました。したがって、我々はその後、当時の会長さんと話し合いをして、そのことも含めて検討会へ入る気持ちがあるかどうかみたいな話をいたしまして、会長さんのほうも3校同時の会議に加入していくと。あるいは湯ヶ島小学校の関係の方々もその検討会の中でいろいろ話し合いをしていくというような話し合いができましたので、検討会の中で、この湯ヶ島小学校の問題も入っていったというぐあいに私は承知をしています。

天城地区の問題は、その検討会が約半年間続いて、あと教育委員会のほうで準備委員会をお願いをして、今4回でしょうか、進めているというのが現状であります。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今、教育長さんのほうから説明があったわけですけども、去年、22年12月には湯ヶ島地区の住民から嘆願書というのが出されたですね。内容につきましては、この学校再編について、生徒の通学手段も何も決まっていけないのに、地区住民の意見、要望を聞かずに一方的に進めるのは、余りに住民軽視であると、こういう要望書。それでちゃんとした再編するならしてくれということですね。

それから、23年1月にも湯ヶ島地区の住民から、この嘆願書が出ておりますですね。これはどういう内容かというのと、24年3月までに3校を1校に再編すると。もう一つ、既設の校舎等を使うという、この2つのですね。従来の決定事項にこだわることなく、地域住民が納得できる再編計画を立案してくれという、こういう嘆願書が出ています。

それで、先ほど学校再編準備委員会のお話が出ましたが、23年1月から天城地区学校再編準備委員会が立ち上げられたわけですけども、3回ですか、4回ですか開催したということですけども、その第1回目の確認事項として、天城地区3校を1校に再編するということを確認事項として、そういう話があったと書いてあったわけですけども、去年の12月と1月に、天城湯ヶ島地区住民から従来の既設の校舎を使うとか、3校を1校にするとか、そ

ういうことは断ることなく進めてくれという、そういう申し入れがあるのにもかかわらず、何でここですぐ、1月もたたないうちに確認事項として天城地区3校を1校に再編するという、そういうことを何で確認するのか。これでは全く地域住民の声、保護者の声を無視していると、そうとしか思えないわけですけども、要するに教育委員会は地域住民のこういう声をちゃんと聞いているのかどうなのか、そこを1つお伺いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 通学手段の問題、地域の方に随分不安があるというのは我々も承知をしていますし、何度となく質問をいただいたところです。ただ、校地が決まらない中で、実はバス会社等々との交渉もままならないところがありまして、ここで何時何分にとということまではいきませんが、通学手段については教育委員会のほうで十分な手当てをすると、具体的にはなりません、そこはクリアを今しているのではないかとというぐあいに思っています。

それから、既存の校舎をとというのは、基本的には我々教育委員会の最初の計画のときの提示でありました。湯ヶ島小学校からはそれにこだわることなく確かにいただきましたし、その後の検討委員会でも、今の準備委員会でもこの問題はいつも横たわっている問題であります。

これはそのまま経費がどうこう、あるいは通学時間が長くなる等いろいろな問題が含まった内容でもありますので、十分に慎重に今進めているというのが現状であります。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） とにかく地域住民の声、あるいはPTA、保護者の声を全く聞かないというのはあれですけども、とにかく十分に聞いて、再編については進めてもらいたいと思うんですけども、ところで、24年の4月の再編が天城地区ですね、無理だということになりまして、これで25年以降に再編できるというようなめど、要するに住民との折り合いはつけられるのかどうなのか、それ1つお伺いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） これ言っていいかどうか分からないが、あしたの鈴木議員あるいは木村議員さんからも準備委員会での発言と、日日新聞、静岡新聞の内容が少し違うんじゃないかという話の質問をいただいています、準備委員会等では24年は無理だと。今後学校のどこによるかによって随分差が出てくると。それで、新聞のほうには、教育委員会はどうか考えているかというから、それはできるだけ我々は早くしたいというようなことを言ったがための25年の話が出てきました。

したがいまして、結論的に言えば、一番早くとなれば25年かなというふうに思っていますし、場所によっては大分おくれるかなというのが現在の見通しです。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 私は、これは今の情勢じゃとても無理じゃないかなと。まず住民の理解が得られる可能性は少ないんじゃないかと思うわけですが、次の質問へ行きます。

次は小規模校につきましてですが、伊豆市教育振興審議会の答申ということで、21年の3月ですね、もう2年3月ぐらい前、学校再編の必要性ということで、そういう刷り物が教育委員会から出たわけですが、この中で、小規模校の課題というのが載ってあったですね。

それで、何が書いてあったかといいますと、学校規模によるメリットとデメリットの因果関係は必ずしも明確ではありませんが、クラスがえができないということに教育上の大きな問題を認めることができます。小規模校の問題ということでこういうことが書いてあるわけですね。要するに小規模校は、学年で言えば1学年1学級というのは教育環境が悪いと、だから学校再編するんだと、これは教育委員会の一貫した主張なわけですね。私はそうは思いませんけれども、とにかく教育委員会はそういうふうに主張していると。

教育は、やっぱり5年後、10年後を見て進めていかなければならないと、教育行政ですね、ですが、仮にここで天城地区がどこかに統合されたと仮定しますと、いいですか、平成28年度、今から5年後ですが、天城地区では、全部天城が一つになったと仮定しますと、天城地区は2学級のところは3年生から6年生まで、4学年。1年生と2年生は1学級になるわけです。

それで、中伊豆小学校も統合されたわけですが、中伊豆小学校は5年後はどうなるか。2学級が3学年、1学級が3学年。さっき土肥の話が出ましたけれども、土肥は5年後も全部1学級、今でも1学級なわけですね。

それで、私が1年か2年ぐらい前に教育長さんに質問したと。そのときに教育長さんおっしゃっていましたが、土肥の生徒の峠越えの通学は考えられない。だから土肥は1学級でもいいんだよと、そういう説明だったですよ、たしか。そういう答弁しました。先ほどおっしゃいましたもんね。

じゃ、この5年後、土肥はわかりましたけれども、天城地区、中伊豆地区はどうしようとするんですか。これは、非常に私は、2学級なきやだめだというのは、1学級が2学年も3学年もあるんですよ。どういうふうにこれ説明して、やるというんだったらそれはいいですよ。それはそれでいいですが、その辺どう考えますか、伺います。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 教育は先を見ていろいろ考えろというお話で、それはそのとおりだろうと思います。

我々考えたのは、5年後の子どもたちがどうかじゃなくて、今の子どもたちの5年後、10年後。今2クラスにすることによって社会性が伸びるし、協力性が出てくるし等々のメリットを彼らにぜひ味あわせたいということで今やっているわけです。このままずっと5人、7

人のクラスでずっと行くということではないので、今の子どもたちに早くそういう経験をさせて、中学生になり、その上に進ませたいという思いでやっていますので、議員さんの言われる5年後の学校の姿がどうかというのとちょっと僕らの考えは違う。今の子どもたちをどうしたいかというのが一番のところであります。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今、教育長さん、御答弁あったわけですがけれども、それは今の子のためにやるはいいですけど、じゃ、5年後とか10年後の、10年後なんてもうほとんど1学級になると思いますよ、わかりませんが、今の情勢では。それは余りに先の話はお知らねえというのは、それは無責任じゃないですかね。無責任じゃないかなと思います。

今は、私は2学級あったからいいとは思ってないんですけども、それは教育委員会のほうが2学級のほうがいいと言っているわけだから、それで質問しているわけですがけれども、今さえよければいいと。5年後、10年後はお知らないというのは、それはちょっとおかしいと思いますよ。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 先ほど最初のお答えで申し上げましたように、そのときは何もあと一緒にしないなんて言っているわけではない。土肥はやっぱり無理だろうというぐあいに今でも思っていますが、残りの3地区についてはまた一緒になるということも考えられるだろうというように思っています。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今そういうあれですけども、じゃ、またあれですか、そういう1クラスのあれがあったら、5年後でも何年後でも統合するというあれですか。それじゃ、今だって1クラスのところ二、三年後だってもうすぐ出てくるわけですよ。今だって1クラスのところありますよね、どこかの学校では。

まあいいです。時間もありますから、そういうお考えということ、これからまた再編をする考えだということ、私は賛成じゃないですけども、確認をいたしました。

〔「違います」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 一番最初にお答えしたのは、土肥は無理があるだろう。他の地区においても、今後学校の状況、地理的条件、通学負担等も考慮した上で検討していくこととなりますというのが最初お答えした回答であります。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 私は考え方を言っている、学校再編はなぜするのかという、そういう考え方を言っているわけなんです。教育委員会は、市長さんも言っていますけれども、1学級じゃだめだと、2学級以上なきゃだめだと。だから学校再編するんだということ言っていて、現実的に2年前はそんな1学級ができるなんて考えてなかったかもしれないけれど

も、現実的にどんどん出てくるわけですよ。もう10年後は、修善寺以外は全部1学級ですよ。と思います、私は。まあいいです、それはそれで。時間がないから次へ行きます。教育長さん、ありがとうございました。

次は、森林整備につまましてやります。いいですか。最初に、森林整備計画をつくるぞということですね。これ市長のこの前の答弁は森林管理計画と言ったんですけども、森林等もとにかく整備計画すると。今、農林水産課がつくると言っていましたよね。つくると言たって、これは物すごい大変なことだと思いますよ。いいですか。伊豆市の私有林幾らありますか。2,200ヘクタールですよ。そのうちの市が持っている市有林は4,000ヘクタール。私有林、個人の持っている林は1万8,000ヘクタールということになりますね。これを所有者の意向を踏まえながら、さっき言いました3つの区分に分けると。水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3つに分けて森林を整備していくんだということですけども、これが森林整備計画なんですよ。

そんな五、六人のスタッフでできるようなものじゃないですよ、と私は思いますけれども。じゃ、これ市長、いつまでにおつくりになるつもりですか、お伺いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私がかつて森林管理計画と申し上げていましたのは、法制度に基づく計画のたぐいではありません。国有林、県有林等々含めて伊豆市の全体の83%の森林をどのように保全し、管理していくのかということ、これ名前は基本方針でも構想でも何でもいいから、とにかく全体図がわかるようなものをつくってくれということを行ったわけです。

当然、県有林、国有林については、伊豆市の市長の管轄権じゃないけれども、しかし、その整備の方針を伺わないことには、全体のバランスが取れていかないわけです。その中で、森林整備計画、これは整備計画というのは、行政計画としての計画はございますけれども、基本的には2,300会員を擁する森林組合のほうで施業計画をつくってもらわなければいけないわけです。ただ、それも全体像が見えません。市有林もたくさんありますし、私有林もたくさんありますし。

そこで、理想的とされる10年ローテーションで間伐するにはどのようなことをしていったらいいのか。もう個々の施業計画ではなくて、全体の構想が見えないことにはなかなか進みませんので、その全体のランドデザインをつくりながら、単年度は単年度で施業計画を進めていくということを念頭に置いて御説明したわけです。

○議長（杉山晃央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今の施業計画がどうのいうお話ありましたけれども、これはさっき言いました資源の循環で3つありますね。水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林のうちの資源の循環利用林のことについて言っているわけですよ。ほかにも水土保持林いろいろあるわけですけども、市長は、今森林組合のことについて触れられましたけれど

も、この前の3月定例会の発言で、森林組合の強化と組織の近代化に向けて支援をしていきたいと。だから、森林文化をやるから、森林組合も一緒になってやっていこうと、そういうお考えだと思うんですけども、組織の強化と近代化、支援をしていきたいと、これについてはどのような支援をお考えですか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私も林業を経験しておりませんので、物の本とか、資料をずっと読みました。それから、県の森林審議員になっておりまして、それから山林協会の副会長でございますので、林業関連の会議は自分が出ていますから、年に何度かそのような場で県内の状況を聞いております。残念ながら伊豆だけが潜在的な木を切って、出して、売ってないんですね。これはもう会議に出るたびに指摘をされております。

そこで、いろいろなところから勉強させていただきますと、田方森林組合の場合には2,300会員の全体の委託を受けたところを施業計画を出してやらなければいけない。ところが、そのように日本全体の森林組合はおおむねそのようになっていないわけです。そこで、森林組合には全体の会員の所有する山の計画、整備計画をつくって、そして御自分の作業班をつくっても、ほかの林業事業者を使ってもいいので順番に利用間伐していくような体制をつくっていた。そして、森林組合法の中には、森林組合事務局には参事及び会計責任者を置かなければいけないとなっているんですが、田方森林組合にはその参事職がないんですね。そこで、そういった法に定められた職の人員配置等を当時森林組合が考えていたので、そこで県と御相談した上で、事務局強化のほうに市としてできる範囲で御支援していこうということをお願いしたわけです。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 3月の時点でそういうふうに思っただけで、これから以後はどういうことを考えているか、私はそれをお聞きしたかったんです。お願いします。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今月末に森林組合の総代会があるようですが、その中で理事会等も何度か御協議いただいているようですので、森林組合がみずから考える体質強化に向けて一定の結論出されると思いますので、それを市のほうは御説明いただいた後に、市のできる最大限の支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 市長はそうやって支援をしていきたいということですけども、現実に今の森林組合は非常に困っているんですよ。何が困っているかといいますと、ことしの4月30日に、あそこ4人職員がいます。男の職員が1名、女の職員が3名、そのうちの男が1名、女が2名退職したんですよ。これじゃ森林組合が弱体化しているのは、ひどい弱体化しているじゃないですか。強化とはとても相入れないことだと思いますね。

具体的に言うのはちょっとはばかりますけれども、そのうちの男子1名というのは、昔から森林のことをやってきた男で、伊豆市の森林、林業についてこれほど知っている男はいないと、彼の右に出る者はいないという、そういうような男をやめさせる、本人がやめたんでしょうけれども、いろいろあったんでしょうけれども、それもやめて本当にすごい損失ですよ、職員がやめるということは。じゃ、これについて、これもあれですか、市長の森林組合の強化と組織の近代化の一環なんですか。これどうですか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 森林組合のことにしましては、理事会のほうでいろいろお考えで、既に措置もとられ、事務局はそろったと聞いておりますので、理事会と、新しい事務局のほうで総代会を機に新たなスタートを切っていただくと期待をしておりますし、当該元職員についても非常に専門的な見地を持っていると伺っておりますので、何らかの形で引き続き林業に携わっていただくことを市長としては期待しているところでございます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 市長、そういう男は大変貴重だから林業に携わっていただくということですが、それはどういうことですか。また雇うということなんですか。それとも勝手に林業のことは、おまえ勝手にやれということなんですか。どちらなんですか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まずは今は伊豆市の職員ではございませんので、御本人のこれからの動向を、もし御相談いただければ、そのときには拝聴しますけれども、まずは御本人の御意思かと思えます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） あと何分ですか。

〔「あと6分40秒」と言う人あり〕

○6番（西島信也君） そうですか。はい。

それでは、ちょっと前に戻りますけれども、市長は森林を伐採してやるということなんですけれども、それにもうひとつ施業の集約化、団地化ということもおっしゃってましたね。これは施業の集約化、団地化ということは、ある一定の地域を決めて、そこを全部一遍に切っちゃうよというそういうようなことだと思えるんですけれども、さっきも言っていますけれども、2,300人民有林組合員がいるわけですよ。それで1つのところやったって何十人も所有者がいるわけですよ。集約化とか団地化なんて言ったって、そう簡単にできるわけないんですよ。

じゃ、そういうことでやるとしたら、農林水産課がやると言ったって、そんなのはろくに

山のことも知らないのにやろうたって、それは無理な話ですよ。それだったらもっとスタッフをふやすとか、有能でよく知っている人を採用するとか、そういうあれはないんですか。これじゃとても今のスタッフじゃ、森林保護課とかいう課では全然無理だと思うんですよ。それは鹿肉もやっているのかもしれませんが、いろいろやっているだろうからね、そんなの絶対無理だと思いますよね。そこはどうですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 林業をビジネスとして成立させるためには団地化、それから施業計画、そして路網の整備、この3点セットが必要だそうです。それは、市有林ももちろんございませけれども、森林組合のそこは2,300会員いるわけですから、その2,300会員に対して森林組合も本来の役割を果たしていただきたい。その中でなかなか伊豆市の農林水産課も田方森林組合もそこまでは体力がなかったものですから、県から今技監を、これ恐らく静岡県でうちだけだと思いますけれども、林業の技監を東部農林から派遣をしていただいて、この4月から市役所で御勤務をいただいております。

また、県のほうで整備をいたしましたGIS、地図の中に山の状況をパソコンに入れていくような技術も、今伊豆市もそれを導入しつつございますので、事務の機械化等も含めてようやくそういう環境が整いつつある。全体の体制が整ってから進めるとまたおくれますので、やるべきことは淡々とやりながら、そして全体のランドデザインも構築をしていくということで今進めているところでございます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今、県から技監が来ていると。それは県から来た技監だったらよく知っていると思うんですよ。ただ、伊豆市のことは恐らく知ってないと思いますよ。県のことは全然よく知っているんでしょうけれども、伊豆市のことは何も——何もかどうかわからないけれどもね——知らないのに、それを林家と交渉してやるなんて、それは無理な話ですよそんなこと、大体において。

それで、GPSだか何だか使ってやったって、それだって、もとのデータを入れる人が要るんだから、そういう人は絶対山を知らない人でなきゃ入れられないんですから、そんなの全然無理なことであると思いますね。

とにかく伊豆市の林業については森林組合が一番よく知っているし、あれですよ。民有林だってみんな補助金でやっているわけですから、補助金がつかないことには木なんか切れっこないんですから。とにかく民有林のことを知っているのは、そういうのを採用するとかなんかしない限りできないと私は思います。

じゃ、次行きます。

伊豆市若者交流施設ですね。今、私が6点質問しましたけれども、施設の設置者、管理者、それから費用を負担するのは伊豆市長だと。住民の福祉を増進する目的のものか、それは地方自治法に書いてあるとおりならそうだよということですよ。

それから、まあその辺にしておきますけれども、それではこの施設は、地方自治法第244条の2で定められた公の施設ということなんですか、これを1つお伺いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） その住民の福祉という点が非常に難しいかと思えます。公の施設となると、その利用が直接住民の福祉につながるかどうか、また広く一般に開放できるかどうか、そういったところも検討されて公の施設と言えるかどうかということになるかと思えます。形式的には、見れば公の施設のうちに入るといふような認識は持っています。

○議長（杉山晃央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今、総務部長さんからお話ありましたけれども、この公の施設だということは、当然今そういう答弁ですから、市長も今理解したと思うんですけども、公の施設であるということ。

それで、住民の福祉云々とありますけれども、住民の福祉じゃない施設はどういうのがあるかと。それは、例えば競輪場、競馬場、あるいは留置場とか、あるいはこれ住民が利用しない観光ホテルとか、物品展示場、こういうのは公の施設じゃないですよ。

とにかくあそこは私は公の施設だと思うんですけども、それでは、あれはたしか4月13日にできたと聞いたわけですけども、地方自治法第244条の2で、公の施設の設置は条例で定めなければならないと、こうなっているわけですね。これ何で条例で設置しないんですか。これ市長にお伺いします。今、公の施設ということがわかったでしょうから、何でやっていないの、今まで。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） このような類似の施設のどのように他の市で活用しているかも参考にさせていただき上で、条例化が適切であれば、条例化をしたいと考えています。

○議長（杉山晃央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今ごろそんなこと言っちゃ困るんですよ。つくるより前に、これは公の施設かどうかということのをちゃんと判断してやらなきゃ。公の施設にこれ決まっているわけですよ。公の施設じゃないとしたら、庁舎の出先機関とか、この場において、あるいは何かNPOが研究する研究所であるとか、それぐらいしか公の施設じゃないということになれば、それこそないわけですよ。どうですか、これは私も、公の施設はつくれということになっているわけですから、地方自治法に、条例で設置しろということになっているわけですから、またあれですか、条例だかあれを守ると地方自治体は疲弊するとか、そんなこと言うんですか。

じゃ、いつ公の施設の設置を条例でやるんですか、お伺いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは伊豆市の独自の事業ですので、指摘されれば後ほど目的を申し上げますが、類似の施設は他の市にもございますので、それを参考にさせていただいて、条例化することが適切であれば、適切に条例化をしてみたいと思っています。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） いつまでにそれ条例化するか、しないかを決めますか。それをお伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。
市長。

○市長（菊地 豊君） 調査検討後に決定をさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 私はいつかと聞いているんです。そんな何々した後じゃ。例えば1カ月後とか、1年後とか、10年後とか言ってくださいよ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。
市長。

○市長（菊地 豊君） 今、時期のカレンダー上の目安がございませんので、調査検討して決定をさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） そうやって何もかもあいまいにして、こうやって進めようというあれですね、本当に問題だと思うんですけれども。最後に聞きますけれども、ここの施設の利用は無料ということが書いてあったですね、市報に。それで、何で無料かという、何だかNPOの何だかで、何かよくわからないですけれども、例えば福祉目的でつくって、これ完全に福祉目的ですけれども、熊坂の老人憩いの家、あそこは200円とってまして、入浴料200円とって、何でこっちが、若者向けが無料なんですか。市長は常々行政のサービスでただのサービスはあり得ないと言っているわけですね。ただのサービスはあり得ない、いつも言っていますよね……。

○議長（杉山羌央君） 西島議員、済みません、時間がもう超過しましたのでこれでとめてください。

○6番（西島信也君） それじゃ最後のあれにしますけれども、それでは最後に聞きます。何で年寄りから金をふんだくって、若者だ、NPOだ、わかんないようなところは無料にするのか、それをお伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。
市長。

○市長（菊地 豊君） まず、地方自治法の第1条の2のところに、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を実績かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

ここでいう住民の福祉というのは、いわゆる行政全般を指しているわけです。

それから、149条、これいづれや議員から、この149条に列挙しているもの以外は主張を市長はしてはならないと御指摘ありましたが、自治法の解釈の中では、これは例示をしたものであって、議会等と違って首長は広く責務を有すると。したがって、伊豆市にとって市民に利益であるものは広くやる権限を有するというのが地方自治法の解釈でございます。

そのような中で、今、伊豆市の問題は先ほど議員、教育委員会等ありましたとおり、現役世代、子どもが伊豆半島の他の地域より圧倒的に少ないわけです。そして、その小学生の親である現役世代が伊豆半島の中の熱海市、下田市等と比べて圧倒的に少ない。人口が1万人少ない下田市と伊豆市で、生まれている子どもの数はほとんど同じなわけです。20年前まではほぼ同じであった伊豆の国市と比べて、今我々はもう半分ぐらいしか子どもさんが生まれてないわけですね。

それは何かを考えたときに、伊豆市は大変魅力的な資源がある中で、現役世代が活躍する場がないと。そして私たちは伊豆半島の一員として、70年代、60年代のいい時代を知っていますので、私は中学校2年のときに、1972年、ミュンヘンオリンピックでバレーボールが優勝するまで、保育園からずっといい日本を見てきたわけです。それがどうしてもよみがえってしまう。

今40歳の方は、その翌年1973年生まれですから、この40歳の若者というのは、私たちが小学校のころ見ているよかった日本を全く知らないで、現状が前提で新たなまちづくりに立ち向かう環境があるわけです。したがって、おおむね40歳代、30歳代の市民がみずからこのまちづくりをし、起業をし、そして後輩たちに職場をつくり、現役世代が伊豆市に残って、子どもたちが生まれてくるような環境をつくるために、このような交流の場を持たせていただいたわけです。

それは、私は今のお年寄りも含む、伊豆市民全体の利益だと思っておりますので、無料化ということでさせていただいているわけです。

○議長（杉山羌央君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） お諮りいたします。

議事の都合により本日の一般質問はこの程度にとどめ、残る一般質問については明日行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、残る一般質問については明日17日の午前9時30分から行うことに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時36分

平成23年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成23年6月17日(金曜日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20名)

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本 覺君	6番	西島信也君
7番	杉山 誠君	8番	内田勝行君
9番	関 邦夫君	10番	杉山 羌央君
11番	大川 孝君	12番	森 良雄君
13番	古見梅子君	14番	塩谷尚司君
15番	室野英子君	16番	飯田正志君
17番	鍵山 堅一君	18番	飯田宣夫君
19番	三須重治君	20番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	遠藤浩三郎君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山本 潔君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	潮木 信君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	間野孝一君	会計管理者	鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	森 修司	次 長	藤原一昭
主 査	稲村 栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成23年第2回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杉山羌央君） それでは、前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 鈴木初治君

○議長（杉山羌央君） 初めに、1番、鈴木初司議員。

[1番 鈴木初司君登壇]

○1番（鈴木初司君） 皆さん、おはようございます。1番、鈴木でございます。

発言通告書に従い、伊豆市小学校再編計画においてのさまざまな問題点について教育長に答弁を求めるものでございます。

1つ目でございます。再編成時期についてであります。

教育長は5月11日、第3回天城地区学校再編準備委員会で、天城地区再編手続を考えると24年4月の再編は時間的に無理であり延期する。再編時期がいつになるかは25年、26年、27年、さまざまな条件により変わってくるので、今は明言できないという趣旨の回答であったと承知しております。

また、私はきょう、平成24年4月の再編は、時期的には無理であり延期する、再編時期がいつになるかは他校の決定時期、施設の工事期間、校地によって工事の規模の違いにより変わってくるので、今は明言できないという議事録も持っております。

しかし、5月17日、伊豆日日新聞の報道によりますと、教育長は、今後の再編手続を考えると来年4月の再編は時間的に無理であり延期すると回答し、市教委は3校を1校に再編する計画は変わりなく、1年おくれの再来年、2013年4月の再編を目指すとしているとありました。また、23年5月21日付、静岡新聞では「天城難航1年先送り、修善寺大幅な遅れも」という報道が活字になっています。

私は、初めて聞く内容でもあり、大変驚きと戸惑いでありました。伺います。

1つ目です。新聞報道は、教育長みずから話された内容に間違いはないでしょうか。

2つ目です。市民の皆様からは25年になったというふうに質問を受けます。言葉のひとり歩きでしょうか。明確な回答を求めます。

3番目です。静岡新聞で、教育長は修善寺地区の再編計画は天城地区と同時並行で準備を

進めるのは市教委の人員を考えると厳しい。天城地区の再編にめどがついてから着手するとありますが、これはいつ、どの会議に、どの委員会で決められたことでしょうか。詳細な説明を求めます。

大きい2つ目でございます。

天城地区校地選定について伺います。教育委員会の説明では湯ヶ島小、月ヶ瀬小、狩野小、3校の中から1校地を選定する旨のことです。

また、伊豆市小学校再編計画の原則についてのうち、放課後児童クラブを設置するとあります。湯ヶ島小では児童育成センター、月ヶ瀬小では月ヶ瀬幼稚園跡地、跡地というか、使われてるところではありません。狩野小では体育館内の多目的ルームとなっております。

質問いたします。

平成23年4月から、旧月ヶ瀬幼稚園施設は伊豆市観光協会、伊豆市観光交流課が使用しております。経緯、経過と整合性について見解を求めます。

2つ目です。伊豆市が発行しています防災マップ（天城湯ヶ島地区）によりますと、湯ヶ島小学校、月ヶ瀬小学校は災害が発生した場合の広域の避難場所になっています。狩野小は土石流危険区域に指定されています。東海大地震が想定されている今、仮にも伊豆市が発行している防災マップに記されている危険区域を、私は校区選定の場所に入れるのは適当ではないと考えます。

また、災害が発生したときの初動体制をとるにも難しい点があり、さらに生命の安心安全の面から、狩野小は外すべきと考えます。伊豆市教育委員会は、市民の皆様に論点をわかりやすく整理し、結論だけでなく、議論の過程も公開すべきと思いますが、教育長の見解を求めます。

大きい3つ目でございます。

中伊豆小学校に再編する過程に、また1校になった後、通学、その他問題点はないでしょうか。問題点があった場合、どのような処理をされていますか。答弁を求めます。

大きい4つ目でございます。

23年3月11日、東日本大震災が発生し、伊豆市も海岸は津波警報が発令され、小中学校の初動体制、またPTA等の連絡等、どのようにされましたか。この先にわたって防災についての考え方も伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（杉山弐央君） ただいまの鈴木初司議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） おはようございます。

たくさんありましたが、順次お答えをしたいと思います。

初めに、新聞報道についてであります。市民、関係者の皆さんに誤解を生ずるような報

道になっていたというように思います。御迷惑をおかけしました。おわびを申し上げたいと思います。

新聞記者に取材を受けたことは事実ですが、その中で天城地区再編成について、再編成時期について、準備委員会でお話ししたとおり、さまざまな条件により変わってくることに記者の方にもお話をしたところであります。教育委員会としては、天城地区の子供たちの10人以下の学年が6学級存在する現状において、一日も早い再編成を目指していきたいとの意向を伝える中で、24年以降、最も早い時期として25年4月という報道になったと考えております。

次に、25年になったのかという問題ではありますが、先ほどお答えいたしましたとおり、天城地区再編時期については、今後、準備委員会の意向を受けて教育委員会で校地を決定してまいりたいと思います。

したがって、25年という時期を先に決めるということではありません。校地の決定を受けた後、施設の整備、通学の安全、その他、開校のための準備期間等、総合的に判断をした後、その後、議会承認をいただいた上で開校の時期を決定していきたいと考えております。

次に、修善寺地区の再編成であります。土肥地区、中伊豆、2地区の再編を進めてきた状況を考えますと、同時に2地区の再編作業を進めていくことについては、現状の人員等に無理があると、教育長として判断をせざるを得ないというぐあいに考えているところであります。

学校再編成計画について、22年、23年について計画に基づいて実施をしてまいりましたが、今後の計画等については見直し、修正が必要であるかと認識しているところであります。

次に、旧月ヶ瀬幼稚園施設を伊豆市観光協会、伊豆市観光交流課が使用するに至るまで経緯、経過については、教育委員会としては具体的には承知しておりませんでした。このことについては、本年3月議会の一般質問において市長が答弁した内容がそのものであったというぐあいに理解をしております。

学校再編成との整合性についても市長答弁にありまして、暫定的な措置であり、校地がどこになるかにより、旧月ヶ瀬幼稚園施設の活用は流動的であるというぐあいに考えております。

次に、狩野小学校が設置されていますエリアは、鈴木議員御指摘のとおり、伊豆市の防災マップの土砂災害危険箇所図に入の洞土石流危険区域として表示されております。天城地区再編準備委員会において再編校地の選定要件の要素の一つとなりますので、委員会にも資料を提示し、説明をし、協議を今していただいている最中であり、今後、校地の選定に際しましての論点がわかりやすく整理できるよう、選定要件の要素を提示し協議を進めてまいります。これらの過程、内容については、現在、準備委員会日より、あるいは市の広報にてお知らせをしているところであります。

次に、中伊豆小学校の通学の問題点ではありますが、中伊豆小学校に再編する過程での通学

に関する問題点と、その処理ですが、児童が利用する路線バスの運行について、登下校の時間帯に合わせていただくため、バス会社、あるいは関係機関と協議し、運行時間の変更、運行路線の経由地の変更をし、さらに運行便が不足する時間帯については、路線バスの増便をし、児童の登下校に支障を来さないよう対応してまいったところです。

また、小学校前の下り方面のバス停についても、児童の安全確保のため、バスの停車帯を設けていただくよう県に要望し、本年度事業を進めていただくことになっております。

次に、中伊豆小開校後の問題点であります。1つ目は八岳地区の児童が集団登校する際、地藏堂、原保経由の1便に利用が集中したことなどから、小学校への到着のおくれ、バスが混雑する等の問題がありました。

この点につきましては、5月の連休明けから集団登校ではなくて、各個人の自分登校と称する登校方法を学校が開始し、学校、あるいは保護者の協力をいただいて2便のバスに分散して登校する対応を今しているところであります。

2点目は下校の際の中伊豆小学校15時52分発、筏場行きバス利用についてですが、さらに筏場新田発、姫之湯経由の路線を利用して、姫之湯方面に帰宅する児童は筏場行きのバスは筏場バス停が終点となることから、一たん筏場バス停で下車し、約7分後同じバス停で筏場新田発のバスに乗りかえるという不便をかけています。

この問題については、筏場行きバスの終点となっている筏場バス停から復路の起点となる新田までの間はバス路線の区間ではなく、回送区間となっていることから生じている問題であります。この件について、現在回送区間の乗車対策についてバス会社及び静岡運輸支局と協議をしておりますが、許認可の問題があるため、やや時間がかかるという問題が生じております。

次に、震災対応、防災についてであります。

伊豆市内の小中学校においては、3月11日当日とった初動体制についてですが、大半の学校では各校にあります地震防災応急計画書に従い、地震発生直後、直ちに机の下に避難させ、揺れがおさまった後グラウンドに集合させ人員の確認をしました。その後の日課はすべて中止をし、バスを待つ等、一部待機児童を除いて下校、または地区別に教師引率のもとに集団下校をいたしました。

バス通学の児童のうち、土肥小学校では直近のバスに乗せようとしたしましたが、バス会社が運行を停止いたしましたので、再び校内にとどめ、各保護者に電話にて迎えの依頼をして来ていただいたところでもあります。

土肥中学校では地震後津波が来ることが想定されたため、直ちに部活動を中止し、校舎2階で待機をさせました。その後、津波警報が発令されたため、引き続き夕方までその場に待機させ、夕方6時半、保護者に対し一斉メールにて安全を確認しながら引き取りに来るよう依頼し、引き渡しを行ったところです。

今回の震災では、幸いにも直接の人的、物的被害はございませんでしたが、今後想定され

る東海地震等が起きた場合、今回と同じ、同規模の津波もあるものと認識し、可能な限り高い地へできるだけ早く避難できるように、避難経路の見直しを図っていきたいと思っております。

具体的な避難地については、今後出されるであろう国・県等の基準が出た後、市の防災担当部局と協議の上、決定をまいります。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 再質問させていただきます。

まず、大きな1つ目でありまして、話をしたことには、25年、間違いはないということでしたけれども、活字になった、そういう事実ではなかったと、気持ちが入ったというような答弁と思われましたが、ここに新聞で活字になっているのは相当大きく書かれているわけございまして、今の、最初に違ったというようなことでありましたけれども、再度お伺いしますけれども、25年ということではないということが、ただ早くしたかったということが活字になったということの解釈でよろしゅうございますか。

○議長（杉山晃央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 記者とのやりとりの中で、当初は委員会でお話ししたとおりのお話をしたんですけれども、教育委員会としてはどう考えるかというものですから、それは教育委員会としてはできるだけ早くしたいという旨の話をしたものが、こういう形になったというぐあいに理解をしております、25年にやりますという意味ではありませんので、それは誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（杉山晃央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） わかりました。

では、25年ということは訂正ということで、間違っていたのではなくて、違ったということで理解をいたしました。

2つ目でございます。

静岡新聞のほうの、今度は修善寺地区の再編計画というところの答弁で、「私の考えで言いました」ということでの回答でございましたけれども、この案件は教育振興審議会に諮問され、答申を受け、教育委員会で決まったものを市民の皆様にご理解をいただくということの中で進んでいた再編計画であると、私は今もそう思っているのですが、これを教育長の考え方一つで物を言って、人がいないからそうなっているというのは余りにも教育長としては逸脱した行為と私は考えます。

というのは、その活字、言葉が新聞に載るということの中で、皆さんが動揺するわけですね。僕は教育委員会で事が決まった、それを記者発表するということであるならばわかりますけれども、何も決まっていないのを教育長ただ1人の考えで、僕はそうだからそう思った

よということ、教育を預かるトップが発すべき言葉ではないと思うんですよ、それが事実であるなら。ですから、きょう聞いているんですけども、その辺を確認します。答弁お願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 土肥というか、中伊豆地区の3校を1校にしたときの経過、実は余り話はしてありませんけれども、非常に大変だったんです。決定から実際に開校するまでの内部的な動きは、あるいは県との関係も含めると。そのことを考えますと、天城も今考えているのは3校に1校にというぐあいに考えています。しかも、修善寺へというのは、どう考えても物理的に無理だというのが判断であります。そのことを独断で勝手にしゃべったのはまずいと言えば、それはそれまでかもしれませんが、現実的な話として新聞記者と話をしたのは事実であります。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 私は、そう思ったからということの発言が今言われていますけれども、それは違うだろうと。なぜかと言ったら、教育委員会、教育長もあるし、教育委員長もあるわけですよ、組織の中には。その中で決まった事柄が修善寺はおそくなりますと、これはそういう発言をされるならばわかりますけれども、自分が大変だったから、土肥と中伊豆は大変だから、今このままじゃ人員も少ないし、そう思ったからしゃべったよと。それは違うんではないかなと。それであるならば、その前に人員を確保するとか、そういう形の中で進まれる。

それで、私ちょっとものすごく不思議なのは、教育長の任期は来年の5月11日なんですよ、調べますと。そういう形の中で、勝手に今の時期に、そういうことを決まらない中でしゃべる、活字にするというのは、大きな問題点があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） それは任期はそうですけれども、かわった人がまた引き続いて同じように動いていっていただくものというぐあいに考えていますので、それは人の問題はそうですけれども、教育委員会全体の考え方としては引き続き同じようなペースで動いていっていただけるものというぐあいには考えています。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 私が聞いているところはそうじゃなくて、ここに書いてありますけれども、会議とか決められていない中でそういうことを、「首相のぶら下がり」みたいな形じゃないにしても、そういうことを言うということは、教育委員会のトップですから、問題があるのではなかろうかと。だから、自分の頭の中に任期がある、それだけだからというのがあってぼろっと出たものなのか、そうじゃなくて大変だったからただぼろっと口に出たもの

なのか。僕は言うのであるならば、きちっと教育委員会とか、そういう場で議論をして足りないという形の中で教育長なり教育委員長がきちっと何月何日こういう会議をして、その成果でそうになりましたよということならいいんですけども、またほかのところでいや何年になっているとかとぼろっと出たものが活字になるとかと言ったら大変な問題じゃないですか、市民が。ここを見たら、お子さんを持っている父兄の皆様は、それ信じますから。僕のところにもいろいろ言ってくる方があるから、そうじゃなくてこういうことは改めて、もし言うのであるならばきちっとした中で会議を持たれたらいかがでしょうか、その辺どう考えられていますか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 今後については、それは十分気をつけながら進めていきたいというぐあいには思います。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 気をつけていただきたいと思います。

2つ目であります。

天城地区校区選定についてというところの中で3月のという言葉がありましたけれども、その辺はきちっと、私が聞いているんですから答えていただきたいと思います。経過です、幼稚園の。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 経緯、先ほど教育長が答弁された内容のとおりと私は認識しております。その3月議会のときに鈴木議員さんではない議員さんのほうから、その件についてお話があったときに、教育長への答弁の内容だったんですけども、そのときに市長さんのほうが話ができればというときに答弁をしていただいた内容が、私はその内容のとおりというふうに教育委員会、教育長もそういうように理解をしておりますので、その結果をお話をしていた、そのときのお話の内容のとおりという経緯だと思っております。

直接、細かな経緯は承知しておりませんので、私が承知しておれば、その3月の議会でも私のほうからお話をさせていただくことができたわけでございますけれども、そういう経緯でございますので、今、教育長が答弁させていただいたとおりと考えてございます。

○1番（鈴木初司君） では、わかるところは、議長、言っていただけませんか。その3月のとおりというだけの議論じゃなくて、きちっとした答弁を求めて前もって出してあるわけですけども。そういう何月にやったよというだけの答弁だと、何ら我々先にこれを出す必要もないんで、その内容がわかる文書があったら、ちょっと説明をいただきたいですけども。

〔「3月の会議録持ってくれば、そのとおりで……」と言う人あり〕

○1番（鈴木初司君） だって、それだったら持ってこないとならないもん、おれわからないから。3月の答弁ですと言ったら、当然ここに議事録を持ってきて内容を見ないとわからな

い。

○議長（杉山羌央君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時00分

○議長（杉山羌央君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

事務局長より3月時の市長の関係答弁を読み上げさせます。

○議会事務局長（森 修司君） それでは、会議録を朗読いたします。

木村建一議員の予算質疑の答弁といたしまして、市長のほうから「中期的には御承知のとおり、伊豆市の計画では陸の玄関、修善寺駅と、海の玄関、土肥港となっているわけですね。ですから、本来そこには観光協会があるべきなんです。伊豆市の観光協会ですから、3人か4人のスタッフということであって、今この4月から観光協会が法人化されると聞いております。その際には、伊豆市の観光協会のスタッフですから3人ないし4人の事務所をどこに置くのかの議論の中で、月ヶ瀬幼稚園というのは今、無人状態になっていますから、その施設の管理も含めて暫定的にそこに置くという予算を皆さんにお願いしております。それはそのまま置くかもしれないし、あるいは学校の再編成の場所と修善寺駅の整備計画との中で動かすかもしれないし、固定するかもしれません。そのようなことで月ヶ瀬幼稚園への観光協会の移転の予算については御検討、御理解をいただきたいと思います」。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 教育長に質問いたします。

今の朗読の内容ですと、長くいるかわからないし、暫定的であるかもわからないという形の中で予算をお願いされたという案件の朗読でありましたけれども、今、私が教育長に尋ねるところは、教育委員会としてはこちらの再編準備委員会の会議の中では、早くからあそこを放課後児童クラブにするという形の中で進めていたというふうに私は解釈しているんですよ。それが教育委員会は、そこを使われるということを承知していなかったということは今言われたんですけども、その辺の当局との話し合いというのは何も、向こうにしていなかったのか、こちらにもなかったのかというふうに解釈できるんですけども、その辺の答弁をお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 湯ヶ島小になった場合は、これは議員が言われるとおり児童育成センター、月ヶ瀬小ならば月ヶ瀬幼稚園がと、狩野小ならば体育館内の多目的ルームというのは委員会内でも、準備会にも提示してあるところで進めてまいりました。

したがいまして、3月にも言われたとおり、今も指摘されたとおり、月ヶ瀬幼稚園跡を我々は月ヶ瀬小学校に仮になった場合は、そこを放課後児童クラブの場としていきたいと、これは今でも変わりませんし、市長部局とのやりとりが緩かったと言え、緩かったなど、それは反省をしております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 緩かったとか緩くないとかという話じゃなくて、その辺はどうでしたかという形なので、話はしていなかったとか、あとで気がついたとかという、きちっとした答弁をください。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 我々はそのつもりでいたものですから、油断をしていたことは事実です。話し合いが十分でなかったなというぐあいに思います。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） でありますと、月ヶ瀬幼稚園を児童クラブという、これから先、校地の選定が7月幾日に準備委員会のほうでどこにしようという形である中で、月ヶ瀬学区の方たちと、私も話をしに行きました。なぜかといいますと、あそこに児童クラブがという話を聞いているのに、もうあそこに観光協会とか観光交流課来ているよと、月ヶ瀬なくなったんですねと、だれも思いますよね、普通であれば。その辺を何も考慮しないで、ではそこになったら今からそうしますよと。じゃ今ある観光交流課と観光協会にはまたほかに行っていたらと、それで予算がかかるわけですか。その辺はどうお考えですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） お金がかかるわけですかということは、もう少し前のことを話しますと、そういう話は実際に準備会が入った段階で観光業者サイドのほうで、伊豆市の観光協会の事務局本部としてそこに持っていくという内容は、正直、先ほど教育長がお話ししましたとおり、承知はしておりませんでした。

ですから、私どものほうは私どものほうで、大変連携がなかったかと思っておりますけれども、そういう部分については気がつきませんでしたといいますか、情報も張り巡らせていなかったということで、先ほど言いましたように、位置を月ヶ瀬小学校になったときにはそこというように、使用していなかったものですから、そういう事前の教育委員会のほうの下調べの中といいますか、ただ空いているというだけの調べしかしていなかったわけですが、その中でそういう話を準備委員会の中でもこんなような予定をしていますと、確定的な話はできませんので、予定をしておりますというお話を準備委員会の中ではさせていただきました。

今言いました暫定的というお話ですので、私どものほうもそのところは、準備会が進んでいく中で校地が月ヶ瀬となった場合には、そういう意味で暫定的ということですので、ぜ

ひそちらのほうへ放課後児童クラブを設置していきたいと、そのようには話をしていきますし、そういう暫定的だという話ですので、そのところは児童クラブを設置させていただくつもりで今もいますし、準備会のほうでもある一定の期間という話をしておりますので、一定期間ということは、小学校の再編成というものも含めた意味での一定期間ということに理解しておりますので、そういう方向でも準備会のほうでもお話をさせてもらっております。具体的といえますか、そういう内容の話は放課後児童クラブの設置についてはお話をさせていただきます。

予算の話ですけれども、予算は今どういう予算をかけていくかと、ちょっと私どもそこまでは具体的に検討してございませんので、予算についてはちょっとお答えができないというのが現実でございます。

〔「議長、管轄外のことは答えさせないで下さい。観光交流課の予算は教育委員会は持っていないんで」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 今の聞いて教育委員会だより、準備委員会のほうには今も、よく出しますよね、「学校再編は今」というやつが広報に。その中にですけれども、ちょっと月ヶ瀬幼稚園が一部の人たちには今の中でも使われているから心配だと、そこが本当に校地でなくなるんだというような解釈をしている市民が多くおりますので、その中でもしあれでしたら周知徹底という形ですか。それは今も変わっていない旨を何らかの形で報告をしていただければと思いますけれども、教育長どうでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） それは今までもしてましたし、御指摘はそのようにしていきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） よろしくお願ひします。

次です。伊豆市が発行している防災マップについてでございます。

ここにあるわけでございますけれども、この防災マップのど真ん中に、狩野小学校は危険地域という形で入って入って、きのうも6人の議員が防災の関係については話をされて、きょうも、私もですけれども、心配している一人なんです、これ私も福島の方に5月5日、6日と行ってまいりまして、私は海じゃなくて内陸のほうを見てきました。損壊、半壊、使えない、使用不能、これはもう相当な数であります。皆さんが海のほうばかりいいですけども、私ちょっと身内があるもんですから内陸、福島原発から50キロぐらいのところですけども、内陸のほう、白河のほうへ行ってきましたけれども、相当ひどいです。聞いたところによると、震度6ですと、地面が揺れて立っていられなかったと、私の身内もちょっとしたわけですけども。

そういうことがある中で土石流の入っている地域、地震があつて大雨が降れば、絶対ない

わけじゃないですよ。逆に防災マップの避難地のところのこの中に書かれてあるわけですから、私は、議員の皆さんもそうだと思いますけれども、そこを今は何十年行くから小学校の子たちはそこで頑張っていたと、それは僕も全く当たり前のことなんですけれども、今から1校にしていくに当たって、そこをやっぱり準備委員会のほうに投げてあるから今はできないよじゃなくて、3月11日に被災した大川小学校と言ったら皆さんも御存じのように尊い命がたくさん亡くなったという事実があるんで、この防災マップに書かれているところは、私は議員としては、選ばれても選定された場合に賛成というわけにいかないんですよ。

ですから、前もってそういう中で、こういう何かあって被災されることがある場合において、初動の、決まった場合には、今度そこに行けないかもしれないじゃないですか、土石が詰まったりすると。そういう中であるならば、準備委員会でこういうことがあるもので、ちょっとそこについては校地から外す、外せなければちょっと難易度を上げるとかということをやっぱりしていくのが、これは教育委員会の役目だと僕は思うんですよ。

今進めているから、我々の議会へ投げられたときに、それを認めろと言っても、生命、財産を認めるのであるから、それは僕のほうではちょっといかなものかと思うんですけども、その辺を再度確認いたします。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） お話はよくわかりましたし、準備委員会へお願いをしてあるわけですから、それを飛び越して今、じゃこうしましょうと、ここの場で言うとまた教育長独断になるわけですから、それはできませんけれども、この土石流危険地域の話は準備委員会でもしましたし、選定をするときの資料にはなっていくだろうというぐあいに考えますし、今度の大地震を受けた後のことでもありますので、十分それは考慮に入れていきたいというように思っています。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 今の答弁でわかるんですけども、教育長独断でやるとまたしかられるということですから、教育委員会等でこれは議題の一つに挙げて、話し合いの場を持っていただくことはできないでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） それは可能です。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 防災マップの中でうたわれて、それでその中で話をさせていただくと。ただし、次は準備委員会が7月の幾日かに決めるというところがあるわけですよ、次が。その辺との兼ね合いをちょっとわかったら説明お願いできますか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 今度必ず決めるというように決まっているわけではありません。委員長さんの意向はできるだけ早くというお話は前回ありましたけれども、必ずそこでもう

タイムリミットですというわけではありませんので、また議論が沸騰するかもしれませんが、それはそこで必ずというわけではありません。

○議長（杉山晃央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） そこはよろしくお願いします。

次です。中伊豆小学校、これ中伊豆小学校が一緒になったときに問題がなかったかというところで、バス等の問題点は解決するように努力しているというところですけども、1つお聞きしたいんですが、八岳小学校から引っ越しを中伊豆小学校にされるときですけども、中学校の子供たちがボランティアで行って、いす等の手伝いをしたと。その運搬に使ったのはトラック、ダンプ、それは教育委員会がお願いしたダンプ、トラックではないんじゃないかというような懸念がありまして、もしそういうところで事故等が起きたら大変なことになっていたんじゃないかなというところがありますけれども、その辺の答弁を求めます。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 車両の話は後で、局長から。

中学生の問題は、一部に誤解があったように思いますが、かなりボランティア的に中学生が自発的に動いてくれましたし、保護者の方も逆に喜んでいたという部分もありましたし、中学生の問題は一部言われたようなことはないなというように思っていますので、御了解いただければと思います。

車両については局長から述べます。

○議長（杉山晃央君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 車両につきましては業者に見積もりをとりまして委託契約をした業者に委託をして車両をお願いしたということでございますので、ただで運ばせたということではございません。

それと、先ほど教育長が言いました子供の件につきましては、地区で子供たちが自発的に参加をしてくれたという、ありがたい行動をとっていただいたというように、後日、私のほうで承知をしましたので、できれば早いときであれば、そういうよい行動というのは早くから公表できればよかったなとは思っております。

○議長（杉山晃央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） わかりましたけれども、ちょっとそういうことが後でいろいろ、先ほど言われたけれども、僕もボランティアはいいことはいっているし、ただほかに紆余、曲げられて聞こえてきたときに、非常にマイナスになるというところもあるものですから、無理に子供たちを頼んでそちらへ来てもらったとかという形の、曲がった情報になるというようなことは非常に危惧していますので、その辺は気をつけていただきたいと思います。

それとあと、見積もりをとられたという形の中ですけども、そこは普通であれば運送業者が受けると思うんですけども、一般のトラック、ダンプ等、ダンプと4トントラックと

というようなお話を聞いていますけれども、どういう形の中でその見積もりをとられたか、ちょっとその辺だけ詳しく教えていただければと思います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 産廃業者も含めての見積もりをとらせていただいて、その中で安かった業者ということでお願いをしたところでございます。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） そこは余り深く突っ込んでもあれなんですけれども、道路の貨物運送ということができるということの条件の中で見積もりをとられているのか、とられていないとちょっと心配な点がありまして、もし事故等に、これからのことですけれども、もう終わったからいいという話じゃなくて、これからやるについてもちゃんと物を運べるよという道路上の貨物運送法というのがございますから、その辺はどういうふうに解釈されているか。僕は深くは、きょうはいいんですけれども、やっぱりその辺はどういうふうに考えられて、物をしっかりやっていただかないと困るところを尋ねているので、その辺だけちょっとお話し願えればと思います。

○議長（杉山羌央君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 今、御指摘のそういう部分についても十分これから検討してといいますか、十分留意して進めていきたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 最終的に問題点、今度は土肥小学校、ちょっと一緒になっているのでバスの問題がありまして、土肥小の子供たち、この間行ってきましたら、バスが1本、帰りのバスがなくなって1時間に1本になったよという形の中のお話を伺ったところがありまして、中伊豆もそうですよね。筏場から筏場新田まで3名の子供が待っていてということもあったりと、後でわかることが多々あるんですけれども、バスは一時は決まるんですよね、前もってきちっとやってくれば。だけど、その後に本数が少なくなったからやめますよとか、なくなったよというのは連絡が来なくて困ってしまうという形があるんですけれども、その辺の考え方というのはどのようにお持ちでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） まず土肥の件でございますけれども、総務教育委員会の議員さんには所管事務調査ということで土肥小学校のほうに行っていた際に、学校からのいろいろな再編後のよかったこと、それからこういうところがもう少しというようなお話を伺った中で、今のバスの話が出てきたわけでございますけれども、調べましたらば、バス会社のほうが電力不足に伴う間引きと申しますか、路線バスの間引きということを実施したと。その中でどうしても日の中、乗車のお客さんの少ない路線について、比較的日の中

のやつを土肥地区だけではなくて、東海バスさんですけれども、間引いていったという。その中の影響が出てきたというように理解をしています。

そういう理由でバス会社のほうは間引きといいますか、節電に伴う利用乗車数の少ないバスの間引きといいますか、節電対策ということでやられておると聞いてございます。

ただし、過日改めて、ちょっと話は変わるんですけれども、防災の関係で土肥中学校のほうの現場を見に行ったときにも、時間もやっぱり夕方も4時近くになったわけですが、グラウンドにいらした子供さんたちは授業終わっているのに、やっぱりずっと遊んでいるんですね。ですから、そういう部分でそのバスがすぐなくなったからといって対応するかというと、子供たちの様子を見ていますと、授業終わってからグラウンドで仲よく大勢の子供たち、10人、20人以上の子供たちがグラウンドで遊んでいました。その辺の状況も学校の先生あたりに聞いても、やっぱりどうしても終わったらすぐ帰るといような状況ではないんで、そういう対応は子供たちの中でもできているように感じております。

それから、中伊豆地区のバスの問題でございますけれども、御質問の中で、教育長のほうが答弁をさせていただきましたけれども、補助路線、過疎バス路線と、なかなか入り組んだ中伊豆地区はバスの運行形態をとってございます。その中で、先ほど言いましたように、一たん降りて、また回送になって筏場新田に行くという中でそういうお話を地元の姫之湯の区長さん、それからPTAのほうからもお話をいただきましたので、それに対して教育委員会のほうでも、まずそこを何とか貸し切りのような、短い距離なものですから貸し切って運行ができないだろうか。といいますのは、回送ですから、バス会社がそこを回送するだけの運行経費は自分たちで持っているわけですから、そういったところも考えながらできないかという話を先ほど言いましたように、陸運支局のほうにお願いをしたんですけれども、それについて、先ほどの答弁ではその後に、答弁書を作成した後に情報が入ったんですけれども、ちょっとそれではできないと。だもんですから、次の対応ということで、今現在、新たな路線として対応できないかということでの協議をバス会社と陸運支局のほうと話し合いに入ったということで、もろもろといいますか、あと時間の問題とかという点につきましても、鋭意、教育委員会のほうで地元にも文書で情報を流す対応しているよと、こんな対応策をしていますよという文書で流してございますし、そんな対応の仕方でも教育委員会も極力対応しているという状況でございます。

○議長（杉山弐央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） わかりました。1つ教育長にあれなんですけれども、結果的に、学校一緒になりますといろいろな問題が発生したりあるわけですよ。それをできれば、まだこれから進んでいくんですけれども、今、一緒になったところの問題点とか何か、特別にいろいろなところの人に情報が教育委員会に行くと、いろいろなところからスイッチがあって入ってくるというんじゃなくて、だれか窓口で受けてくれる人がいると非常に助かるという形を父兄の皆様からちょっと聞いておるんですけれども、その辺、考えられないですか。ちよっ

と答弁をお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 具体的な意味がよくわかりません。

〔「教育委員会の窓口を」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 今すぐにどうとちょっと腹案はありませんけれども、窓口をつくるように努力します。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 窓口というか、一緒になったところの問題点が出たところが、皆さんから声が入るように、いろいろな人が受けるんじゃないかと、まとめて集約される場所があったらいいなということで窓口という話を、今させていただきますので、前向きにということですから、よろしく願いいたします。

あと、もう最後ですけれども、大震災の際はきっちりと事故もなく、すぐに避難でき、ひとつのあれもなかったということですが、これから非常に事故、大震災等考えられますから、さらなる防災の教育に努めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） きのうの杉山議員さんからも御指摘があったように、防災教育というのは、なかなか言うは易しい、実施していざというときに実効性のあるものにするというのは、なかなか難しいんですが、せっきくの今度の震災の後ですので、十分力を入れて万全を期していきたいと思っています。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 全体を通してですけれども、伊豆市小学校の再編というのは非常に大変という形で私も解釈はしていますけれども、焦らず、急がず、理解をしていただいて進んでいていただきたいと思っておりますけれども、最後、その辺の力強いお言葉をいただきたいですけれども。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 今までも土肥、中伊豆もそうですが、地域の、特にお年寄りの方、年配の方からは大変さびしくなるとか、いろいろな問題聞いていますし、よくわかるんです。わかりますけれども、我々が主張しているように、今の子供たちの環境をという意味で進めさせていただいているということの普及というんでしょうか、御理解をいただくよう、今後とも努力して進めてまいりたいというぐあいに思います。御協力をお願いしたいと思います。

○議長（杉山羌央君） これで鈴木初司議員の質問を終了いたします。

ここで10分ほど休憩をいたします。再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで語句の訂正を教育長のほうから言われておりますので、申し出を受けます。
教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 議長さんに申し出ましたが、入の洞土石流危険区域というのが違うのではないかという御指摘がありましたが、休憩時間に調べましたら、そのとおりでしたので、訂正なしとさせていただきます。すみませんでした。

○議長（杉山羌央君） では、会議を続けます。

◇ 大 川 孝 君

○議長（杉山羌央君） 次に、11番、大川孝議員。

〔11番 大川 孝君登壇〕

○11番（大川 孝君） 11番、大川孝です。

さきの2件通告してあります回答を市長に求めます。

まず最初に、1点目です。

なぜ、県道349号線、県道です。地区要望を県に提出していただけなかったのか。まず、この件につきましては、昨年12月の定例会で私は、この349号線に関しましての一般質問をいたしました。市長は雲金地区においては嵩田下橋の拡幅改良を第一優先とすると県に要望しているという答弁がありました。

私は地区から上げた要望はよく精査した中で地区の方々と一緒に、すべて県に届けられているものと信じておりました。しかし、橋以外の道路の整備については、県にその要望書が届いていないことが私の調査で判明いたしました。ということで、この地区要望を無視しているのか、その答弁を求めたいと思います。

2つ目です。

巨大地震による原発大震災のリスク、このたびの東日本大震災は日本の有史以来の観測では最大であり、世界においても最大規模と報道されています。21世紀に入り、巨大地震はスマトラ沖地震、インド洋大津波、中国四川大地震、ハイチ大地震、ニュージーランド地震といった大災害が立て続けに起きております。

昨日、震災が発生したようにも思えてなりません。もちろん、日本国内でも起きております。私たちはそれをどこか遠い国の出来事と思っていなかったらどうかと思えてなりません。今回の大地震を教訓として、現在、動乱と天変地異の時代に生きていることを私たち一人一人が自覚しなければならないと思います。

一番心配されますのは、福島原子力発電所の放射能汚染のリスクで、その収束さえ、今まだ見えておりません。発生後、直ちにアメリカはいち早く原発から80キロ以内の在留者に避難勧告、帰国勧告をさせました。これは国家を挙げての安全基準が高度で、危機管理が厳重である証拠だと私は思います。言いかえれば、今回の震災は深刻な事故であるということでしょう。

私は2005年6月の本会議におきましても、浜岡原発災害対策に関しましての質問をいたしました。内容は原発が震災によりメルトダウンした場合、放射能汚染により風下に当たる伊豆市民の生命財産を守るという趣旨であります。ここで申し上げたいのは、前回の東海地震から150年も経過し、いつ起きてもおかしくない中央防災会議等でも警告しております。ここで気がかりになり、恐ろしいのは、新潟県糸魚川市、静岡構造線上に浜岡原発が建設されているという恐怖です。日本は今、地震活動期に入っており、浜岡原発の直下ではゆっくりと地震が継続していると専門家は指摘しているようです。安全基準のハードルを高くし、想定外の津波対策や万全の備えの見直し整備が整うまで、停止措置をとった政府は安全面から見て、今回の浜岡原発の停止措置というのは評価に値する声明だったと思います。

日本は地球全体の今までの地震の約10%の地震が起きているわけですね。そして、御存じのように兵庫県の南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災ですね。あるいは能登半島地震、新潟県の中越地震、あるいは九州の普賢岳の噴火、これも地震による噴火ですね。こういうものも現実には大変な地震が連続して、ここ20年の間には日本も起きております。

そこで、質問をいたしますが、1つとしまして、危機管理者としての市長は、今回の東日本大震災のことにつきまして、どのように感じているか、まずお聞きしたいと思います。

2つ目に、浜岡原発に対して政府のとした措置をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

3つ目に、仮に浜岡原発事故が発生し、放射能汚染物質が風下に当たる伊豆市を覆った場合の最優先課題の対策はどうしますか。

4つ目に、東日本大震災では1万5,000人余りの尊い命が失われました。この3カ月の教訓から何を学んで、災害から市民の生命、財産を救う指導方法、この教訓をどのように実施していくのか伺います。

5つ目に、人の往来や、これからの震災を考えた場合、放射線量計、いわゆる測定器、こういうものを現実に伊豆市で必要かと言われれば、必要がないというのもこれは常識的な考えもあるでしょうが、茶葉が、お茶がセシウムで汚染されたというようなこともございました、あるいはいろいろの放射能の関係からしまして、そうした機器、測定器も1つ、2つは備えておく必要があるのではないかと思います、その考え方をいただきたいと思います。

また6つ目です。天城の水、いわゆる天城湯ヶ島町時代に1億2,000万円も投下して、何のために水を製造する装置をつくったかと、こういうことですね。さきの5月15日の報道によりますと、月ヶ瀬梅組合の製造工場のほうで再開し、天城の水として各方面の販売もし出

したというようなことも聞いておりますが、毎年9月1日には防災の日がございます。こういう折に合わせまして、伊豆市でも天城の水を製造していると、こういうものをやはり市民の皆さんに知っていただき、また防災のために各家庭におきまして、それを備蓄していただくと、こういうことも大変重要ではないかと思うわけですね。

そういうことで、私はやはり防災におきましては、命の次に水が大事だということは今回の震災でも、遭われました被災の方々が言っているわけですね。でありますので、ぜひ全市民、お一人お一人に1本差し上げて、そしてまた防災意識を高めていただく中、チラシを作成して、そして身近なコンビニとか、あるいは市役所でもいいでしょう。ぜひ普段のミネラルウォーターとしてもお使いくださいということで、やはり意識向上をしていけば、この天城の水の販売も急激に売り上げが伸びていくというふうにも思います。そういう観点から市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（杉山晃央君） ただいまの大川孝議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 1点目の県道349号線ですが、これは静岡県土木事務所修善寺支所に平成22年9月8日付で要望書として提出をしています。

2つ目ですが、まず今回の大震災、これは私はまさに千年に一回の大震災だと考えておりました、私たちはそれを目の当たりにしたということで、まさに千年に一回の時代的使命を私たち自身が与えられたものというように考えています。

浜岡原発を政府が運転の停止を要請いたしましたけれども、これはやむを得ない措置ではなかったかと考え、今後の政府の対応を注視してまいる所存です。

それから、浜岡原発が起こったときですが、市の第一優先は情報の収集と住民防護に尽きると考えております。そのためには放射線量計も独自に入手することが必要かもしれません。

次の第4番目ですが、これはきのうまでも申し上げておりますとおり、まさに準備こそが私たちの責務であって、その内容はしっかりした計画と繰り返し行う訓練、これに尽きようかと思っております。

それから、放射線量計については、補正予算をお願いして導入してまいりたいと思っておりますが、買い取りだけではなく、リースも視野に入れて今後検討していきたいと思っております。

最後に、天城の水ですが、これは市で生産しているものではございません。非常時に備えた飲料水の確保については、引き続き市民の皆さんにお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

大川議員。

○11番（大川 孝君） 第1点目でございます。

22年に土木事務所の修善寺支所に要望書を提出しているというような回答でございます、

修善寺支所。私はやはり町の時代からこの県道の件につきましては住民、あるいは車で通る運転されております方々から、余りにも地元はどういうような対応の仕方をしているかというような、多くの意見も聞いております。そうした中、やはりこれは一日も早く整備をしていただかないことにはどうしようもないと、大きな事故が起きてからでは大変な悲劇になると。事故が起きれば、あるいは腰を上げるかもしれませんが、それでは遅いわけですね。でございまして、3月14日、月曜日に県庁の交通基盤部道路局に行きまして調査をさせていただきました。

その中でいろいろ大きな書類の中から、伊豆市の要望されている書類をひもときますと、市長が言われております嵩田下橋、それから佐野というところに梶山というのがありまして、伊豆聖苑から、こちらから行きますと登って下る、あそこのところですね。それから、もう一つは現在完成近い、日向のバイパス、この3点がいわゆる交通基盤部道路局の要望書には載っております。あとのことにつきましては一切載っていません。

そういうことで基盤部のほうとしましても、それだけ重要で危険なものもあるようでしたら、ぜひ一日も早く要望を届けていただければ。これ要望がないということは全然どうすることもできないと、そのとおりなんです。修善寺の支所なんていう、これは出先機関ですが、沼津の土木事務所の出張所ですが、どのような職員が地元の対応を考えているか、非常に疑問がございまして。当然、市役所、市長としましても、県の本部のほうへきちっとそういうものの確認を、修善寺へ出したら、その後やはり交通基盤部道路局の、いわゆる県庁のほうへとやはりこれを問いただして確認するという作業も、これはもう重要ではないかと思えます。

そういうことで、ぜひとも県庁のほうへ届けるように、ぜひひとつお願いしたいと思うわけですね。

それから続けて、前回12月の市長の答弁にありますと、嵩田下橋を最優先にするというお話で、私はそのときには黙って聞いておりましたが、下橋のいわゆる橋の長さは、私は実測したわけではございませんが、6メートル前後でしょうか、長さは短いです。でございまして、当然、あそこですれ違う乗用車同士の場合は、どちらか1秒、2秒譲りあって、直線で非常に見通しがいいわけですね。例えば、その上にある雲金橋80メートルぐらいでしょうか、あるいは宮田橋同じぐらいの80メートルぐらいでしょう。そういう長い橋であれば、やはり相当の車が待機して、渋滞を起こすというようなこともございまして、下橋の場合はそれほど、これといった問題は感じられませんが、私が12月に申しましたように、いわゆる狩野川ホテルから小川民宿の付近の急カーブ、先が見えないわけですね、両方とも。でございまして、そういうところは、やはりどちらかといいますと、下橋よりは優先をしてやるということが大事であります。

それから、市長はこの間の5月31日の天城北道路推進委員会の役員会が大平公民館で行いました。冒頭、来賓の市長のあいさつの中で、交通基盤部長は伊豆半島、伊豆市は道路が欲

しくないのかと。もっともっといろいろと危険箇所等あるようなところはどんどん言ってきたさいと、こういうことでその部長は国交省から出向しているようなこともおっしゃいました。いずれにしても、私どもも第二国道というぐらいの、いわゆる交通量が日常通行しているわけですね。そういう中で、やはりそこのところを歩く方も大変に危険を感じながら横断をしたり歩いているというのが現実でございます。

そういうことで、私が市長であれば、そういう質問をされたら、即刻翌日に修善寺支所の係員を呼んで、また地元の方も呼んで、どういうところがどうなっているかと、まずそれを指摘させて、現地を確認して、そうした中でなるほどなということであれば、これはそれなりにやはり県に、その翌日、すぐ飛んで行って、ぜひひとつ要望書を提出すると、それぐらいの気構えを持ってやっていただきたいということでございます。

せっかく矢熊のほうも立派な道路になりまして、もちろん鮎見橋、また中間の旭日橋も立派になった関係から、相当に県外の方々の車も走っているわけでございます。大きな事故が起こらないためにも、ぜひいわゆる道路の整備というものを一刻も推進していただきたい、その点につきまして市長の答弁をいただきたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は議員の今の御質問の中で、私たちの要望活動が非常に効果的に県に伝わっているということを確認させていただいたことになろうかと思っております。県のほうは県道修善寺天城湯ヶ島線を消防署の方向からやっていこうという考え方なわけですね。したがって、梶山のところが出ているわけです。

次に、では同じように順番にやっていくか、別のところに危険箇所があるかという判断なんです。この4月に旭日橋ができて、そして地震の影響、計画停電の影響がおさまれば、当然、県道を使って市山を抜けて下田との交通量がふえることが予想されるわけです。さらに雲金のところに工事用道路が入りますので、残土置き場は今、大平の皆さんと話をさせていただいております。ダンプが雲金から出てきて、嵩田下橋を通過して大平に持っていくということも想定される中で、あの道路で唯一軽自動車同士でもとまってしまう嵩田下橋を改良しておかないと、今後観光客がふえたり、工事用道路がふえたときに危険であろうという判断をさせていただいたわけです。

ただし、再度、雲金及び佐野地区の皆さんのお話を伺って、真に集落のほうを優先ということであれば、そのときはまた見直させていただきたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） 前市長のときから、この問題は当然継続されているわけですが、予算の関係もあるから、いわゆる日向地区のほうから押して、そしてずっと佐野、雲金のほうにも来ますよと、こういういわゆる整備計画と申しますか、そういうふうにもうなっていたようでございますが、そうしますとどなたがそこのところを運行しても、あるいは

歩いて危険なところというのは順番というふうにはなかなかいかないわけですね。その順番を待っていますと、では10年先になるかということにもなるかと思うわけですね。

そういうこともありますので、ぜひともいわゆる今お話をさせていただいた危険箇所等につきましても、そのそばには水路の大きいのがありますから、そういうところへ大きなふたをすれば、そこも道路として共用ができるというふうにも考えられるわけです。こういうことで、ぜひとも推進をして、やはりそうした危ない、見通しの悪いところを整備して、急いでいただきたいということを注文させていただきます。

それでは、震災についてでございます。

まず、今回のこの大震災におきましても、私はやはり市民の生命、財産を守るという観点から、通常、マグニチュード9という、地震にはいわゆる直下型地震と海溝型地震というのがあるようですが、今回は当然海溝型、海の底ということになるわけですが、発生したわけですね。

それにあわせて、福島県にあります原子力発電、これが大きな問題となって今日に、新聞でももう1ページを飾って対応のありさまを逐次報道されているわけですが、こういうものもやはり考えた中で、静岡県には御存じの浜岡原子力があるわけですね。でございますので、やはり原子力発電所の対応というのは、将来的にはやはり日本もなくなっていく方向でぜひいきたいと。ただし、今、ではそれをゼロにすると、不足電力をどうするかということにもなるわけですね。

ですから、そういう切りかわって、なくすまでの時期というのは、それは10年になるか20年になるかわかりませんが、その間には太陽光とか、いろいろのそうした自然エネルギーとか、あるいははいよいよというか昔からの火力発電、こういうものにも切りかえていくと、いふならばそういうことで、やはり危機管理者としては、市民の生命、財産を守るということからすれば、第2の福島県民の轍を踏まないためにも、いわゆる原発というものは将来的にはなくしていく方向の、やはり意思というものを見せていくことが大事じゃないかと思うわけです。

2番目の今回の原発停止は、これはそのように妥当だと思ったというような答弁でございますが、いわゆる原発自身が今、浜岡に存続しているわけですが、停止はされていますが、これを将来的に市長としてどのように考えているか、いま一度ちょっとお話をいただきたいと思えます。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど、浜岡原発の停止、まずはやむを得ないかなと申し上げましたのは、3月下旬か4月上旬だったかちょっと記憶に定かではありませんけれども、県の市長会に中部電力の方が来られました。そのとき私は福島は電気がとまらなければあそこに至らなかったのか。それから電気がとまってしまった場合、例えば浜岡、どこかであと何らか

の対応策がとれたのか。今回対応策が間違ったからあんなったのかということをお質問したんですが、全く回答いただけませんでした。それで、私もああ、これは多分もうとめていただかざるを得ないなど、こう考えたわけです。

ただ、私は原子力の専門家ではございませんので、これ以降は専門家のアドバイスを受けた政府のほうの動向を見守りたいと、こう考えているわけです。

なお、原発を日本国民でなくすべきかどうかということは、これはもう国民全体の選択でございますので、一国民として、これからも考え続けていきたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） 静岡県はそういうことで大きな断層の上に浜岡原発が建っているわけですね。そういうことも勘案した中で、やはり将来的には放射能を浴びた場合には、もう人間廃人になってしまうわけですね。もう取り返しがつかないわけです。

3番目の、いわゆる浜岡が津波でなくても、いわゆる内部爆発等によってメルトダウンされた場合の死の灰というのは、もちろん天気図を見てもらえば、もういわゆる沖縄、九州、四国からずっと1日、2日で天気も雨になりますよ、晴れになりますよと、いわゆる千葉県の方から大阪に向かって天気図が流れたことは一回もないわけですし、それだけのいわゆる風向きというのは西から東というふうになっているわけですね。そういうことを考えますと、80キロの地点であるといわれておる伊豆市であっても、被災をすればもう30分で死の灰がこちらへ来るわけですね。でございますので、そうした対応もきちっと福島、やはりいろいろの震災の教訓を得る中、やはりきちっとした対応を進めていく必要があるかと思えます。

そして、きょう現在も、いわゆる今回の震災は6月16日の警察庁の発表によりますと死者が1万5,441人、そして行方不明の方がまだ7,718人。そして6月2日付の内閣府の調査によりますと、避難者は12万4,594人というふうな、まだまだ大きな被害が出ているわけでございます。

そして、先ほども申しましたように、世界の地震の中の1割が日本で起きているということも統計的には事実のようでございます。そして、東海地震も、いわゆる安政の三大地震というのがありまして、その時期からおよそ157年が経過しようとしているようでございます。30年前にもう政府がいち早く巨大地震は東海地震だということで、この周辺に多額の政府投資をして、いわゆる予知を調べているわけでございます。

そうした中、もう少し地震関係につきましても、これからの対策をする上において、今までの歴史というものが一番ヒントになろうかと思うんですね。

そして、今、伊豆日日新聞にもジオパークの連載記事が載っております。いわゆる伊豆の大地の物語の本を著作しました静岡大学の小山真人先生でしょうか、この方が伊東沖でも、いわゆる江戸時代から大きな地震が起きているということがちゃんと記録に残っていますということでございます。

この震災を無にすることなく、やはり私たちは放射能というものを考えた場合には、やはり市民の皆さんにも、ある程度の専門家の皆さんを招いて、原子力で被災した場合にはこうなります、ああなりますと、それだけの注意をしましょうと。こうして市としましても、いろいろのマニュアルというものもやはりわかりやすくする必要があるんじゃないかと思うんですよ。例えば、非常持ち出しのときには、その袋の中には何を入れたらいいとか、普段使っているかばんにはどういうものを入れたらいいでしょうか、あるいは手ぶらでも常時携帯すべきものはどういうものがありますかと、あるいは家に備蓄するもの、避難場所等で感染予防をどうしましょうとか、あるいはそうしたものに対するリスクを少しでも軽減していくというような、やはりマニュアルをある程度、いわゆる震災を一つのモデルと言ったら失礼ですが、そうした中でつくって、そして全世帯にやはり備えていただくということも必要だと思います。

何人かの議員の皆様も今回の件につきましては質問を提起されております。土肥地区には津波対策、我々も山間部におきましても、土砂災害や、いわゆるこうした山のいろいろの崩れもあるわけでございますので、そうしたところの過去の歴史を調べた中で、今後の二次災害が起きないように対策をしていただきたいと思います。

そういうことで、もう一度、市長にこの対策についての考え方を述べていただきたいと思っております。よろしく願います。マニュアル等もどうするよな気持ちを持っているかも答弁いただければありがたいです。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 世界で日本列島に圧倒的に地震発生が多い、これは事実でございます。そして、伊豆市内の中に危険箇所が850カ所ある、これも事実でございます。私たちはその危険と隣り合わせで生活しているわけですから、まずはみずからの準備、そして行政としての準備、これに怠りなきを徹底したいということに尽きると思っています。

ただ、放射能汚染につきましては、これは政府のほうで基準がございますので、その範囲内でさらに我々が独自で何かをするか。放射線というのは地中にもありますし、テレビからも出ておりますし、ずっと昔、原子力船むつというのがありました。あれ実は靴下でとめたんですけれども、それでも過剰反応で廃船にするよな反応をしたわけでございます。そこで、冷静に我々は反応しなければいけないんですが、そのためにもしっかりと情報収集をして、それからみずから線量計も近々保有をして、住民の皆さんに正確な情報を提供できるよな体制を早急に構築するということであろうと考えております。

○議長（杉山羌央君） これで大川孝議員の質問を終了いたします。

◇ 松 本 覺 君

○議長（杉山羌央君） 次に、5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

○5番（松本 覺君） 5番、松本でございます。

一般質問、通告にしたがいまして幾つか質問させていただきます。

まず1点、津波災害対策の件でございます。

1つ目は、現在6メートル、一説には6.3メートルの津波を想定した防潮堤がつくられております。土肥地区であります。修繕、補強の必要はありませんか。当局の見解を伺います。

2番目、土肥、屋形地区の堤防建設が一向に進んでいませんが、問題は何ですか。県、市、住民、観光業者の意見に相違があるとも言われておりますが、もしそうであるならば市が強いリーダー性を発揮して調整し、一刻も早く建設に着手するときに至っているのではないかと思いますがいかがですか。

3番目、避難指定の早期見直し整備が必要と思われま。

まず1つ、一時避難所。私は地元でございますので、具体的な問題を提起したいと思えます。八木沢、西浜地区全域、約60戸、世帯数でいくと80世帯ぐらいあると思うんですが、全域、小池地区の一部、屋形地区の一部、すみません、一つ落ちておりました、小土肥地区浜地区ですが、これらの地区は歩いて5分以内に避難できる高台はございません。新しいルールづくり、あるいはさらには老人、子供、病人等を考えますと、車による避難しか考えられないわけです。そういうルール、現在では車を使ってはいけないということになっているわけですが、そういう新ルール、それからみんな細い路地ですので、そうした車における避難のルールづくりも必要ではないかというふうに思っております。

これは八木沢地区でもこういう言葉がありますし、驚いたことに、今度の東北地区でも同じ教訓があると言ったんですが、先人の知恵を非常に思うわけですが、津波はてんでんばらばらと、こういう言い伝えがあるんです。つまり、誘い合ったり、人のことを思いやるとみんな共倒れで死んじゃうよと。てんでんばらばら、つまり自分がいち早く高台へ逃げる、それが助かる道であると。これは古来から伝わっている格言であります。ただし、今言ったような地区がてんでんばらばらでは、高台がないんですから、これは通用しない。やはり日ごろからのマニュアル、訓練、ルールづくりということが必要であると、こう思います。住民、行政協力のもとに、早急な対策が必要だと思えます。

2番目に、広域避難所、現在指定されております。その中で旧土肥南小学校、海拔3.5メートルでございますので、全く避難所の機能をいたしません、不適であります。

それから、土肥中学校も山川よりも西側のほうは広域避難所になっておりますが、これも川のすぐそばにありますので、川端にありますので、津波は一直線にさかのぼってまいります。完全な避難場所であるかどうかは大変疑わしいものでございます。この検証もしていただきたい。

それから、土肥小学校は海拔5メートルであります。体育館は6メートルの潮位もクリアできるだけのげたを履かせてありますが、校庭は5メートルですので、これはがれきの山に

なることは間違いありません。したがって、これが広域避難所として機能するかどうか、かなり疑わしいというようなことがありますので、これの見直しを早急にする必要があるのではないかというふうに思いますがいかがですか。

3番目、避難路の整備、先ほど言いました八木沢地区には避難する道がありませんので、現在、地元では市長さんもきのうちょっと言いましたけれども、現在ある丸山グラウンドの管理棟がございます、駐車場がございます。そこが一番近い。それからいろいろなところからそこには経路があるということで、現在そこにしようかというふうに検討しております。ただし、ここにも弱点がございます。そこは半島になっておりますので、孤立する可能性が非常に大きいというところから、西伊豆遊歩道からそこに旧丸山城址、大久保に抜ける西伊豆遊歩道というのがあるんですが、140メートルばかりは階段状になっておりまして、さらに車が通れません。したがって、その避難路ということ、それからもっとほかにも理由はあるんですが、少なくとも、車が通れるだけのスロープ拡幅が必要であろうかと思えます。地元からの要請文も今用意してありますので出ると思えます。御検討を願いたいと思えます。

それから、今、南小のすぐ上に、グラウンドよりも目測で大体6メートル以上の高台に西寺というお寺がかつてありました。私が子供のときにはありましたが、現在では市有地、市の所有地になっております。南小では、そこを畑に使っておったりしましたが、階段もしっかりついております。半分は竹やぶになっておりますので、そこは避難路として整備をする必要があると思えます。これは一次避難所には適している場所でございます。

実は南小では、津波や地震が起こったら、そこへ駆け上がるという想定をしておりました。内々に、校長さんと相談をしてあそこでなきゃ、体育館じゃだめだよということで、そこへ駆け上がるというような想定もしておりました。

それから、大藪、中浜、土肥の下って行って海に突き当って右側、小土肥のほうに行く非常に込み合っている集落があります。ここは海がまともに来ていますから、これも避難場所ありません。もちろんここは防潮堤はできているんですが、御存じのとおり、6メートルの防潮堤がちょっと当てにならないと、そうすると逃げ場が全くありません。ところが、その東側には高い台地があります。畑になっておりますが、そこへ上がれば、それは完璧ですが、ところがそこへ上がる道路がない。したがって、避難用の道路を早急にそこにつくる必要があると思えます。1カ所あるんですが、土肥小学校の裏側に1カ所ありますが、これは急傾斜地で危ないから、地震が起こったら近寄るなという標識ありますから、これも手直しする必要があります。

それから、もう一つ、場所によっては海岸にあるホテル等の高いものによっては避難地に契約というかお願いをして、そこへ駆け上がるという手はずにはなっておりますが、これはどこのホテルがそうなっているかわからない。したがって、どこからも見えるように、これは避難地に指定されていますよという表示を、大きいのを常時掲げておく必要があるというふうに思えます。

この間、訓練をやったら、従業員がそれを知らないで、お客さんがいますから断るというようなハプニングも起こっております。従業員が常に変更しておりますので、そういうことも起こっているわけでありまして。これらも再検討する必要があるかとございます。

4番目、防波堤にある、これは八木沢地区が主ですが、八木沢地区は5カ所の陸閘、防潮堤に戸がついて、ドア状になっているんですが、陸閘があります。2カ所は常時しまっております、必要なときだけ空けます。ところが、3カ所は開いております。先日、津波警報が出されたときの話ですが、だれもそれを閉める人がなかった、ある人が1人で閉めた。3カ所閉めたら相当な時間がかかった、5分以内で1カ所1人で閉められない。そうすると、これはだれも閉める人がいないという状況になっています。前は個人的にお金を払って、20万円と聞いていますが、市で払ってそれを閉める役目を委託しているそうですが、いつの間にか、それが明確でなくなっている。私が調べた限りでは、今だれが閉めることになっているかわからない。どのようになっていますかということですが、これは5分以内に津波が来るときに、5分以上かかる陸閘をだれが閉められますかという話なんです。そうすると、あつてないがごときです。

したがって、それは常時閉めておいて、出入り、通常のはスロープ状にしたり、階段にしたりして荷物の上げ下ろしをするというような設備も必要だろうし、開閉はその都度、開閉をするというようなルールづくりも必要だろうと思います。ここらも地元だけに任せておいては、これはちょっと心もとないんで、ぜひ行政のほうとの連絡協議をお願いしたいというふうに思います。まず1点目は津波対策です。

2点目、教職員研修、勤務のあり方の件ですが、来年度から県教委の教育事務所指導主事の計画訪問が廃止されると伺っております。これ教員以外の方は何のことかわからないと思いますが、答弁は教育長さんをお願いします。あえて解説はしませんが、教員指導を県の教育委員会のエキスパートが学校を訪問して、いろいろな伝達事項とか、それから技術指導とかというのをやっていたんですが、ことしからそれがなくなると、こういうことです。

制度上は、市立の学校については市の指導主事はその任に当たることになっております。しかし、現在まで、ここだけではありませんが、小さい市においては現実にはそうになっておりません。これはできないからです。ですから、今までのように県教委の指導主事がしておったんですが、来年度からは従来の制度どおりになったということでしょうか、廃止されると。

伊豆市においては指導主事が1人、非常勤がもう一人おるようですが、1人しかおりません。いかに優秀な人材であっても、9教科3領域の指導助言は能力的にも時間等の物理的にも不可能なことだと思います。改訂されたばかりの学習指導要領の趣旨、文部科学省、教育委員会の方針の徹底、指導技術の向上指導をどのようにしていくかを伺います。来年度からのお話です。

全く別のところで読んでんですが、沼津市では市立の教育研究所を設立して、実務能力の向上を目指していく計画のようですが、伊豆市ではそれに類する計画はありますか。あったら伺いたいと思います。

例えばこんなことがあるんじゃないかという1案として、大学研究室の連携、例えばかつて狩野小学校が行っていた東京大学教育学部との共同研究のような方法、エキスパートの定期的招聘等も考えられます。予算を伴うことですので、市長のお考え、教育長のお考えを伺いたいと思います。

その2、御存じのとおり、教員には残業、つまり時間外勤務をさせてはならないという法律があります。教育公務員特例法という法律です。しかし、現実には勤務時間で消化できない仕事量があり、一方では義務とされている研修もあり、いわゆるサービス残業、時間外勤務が恒常的に存在しています。

さらにはしてはいけないんですから、残業手当は、当然、全く出ません。指導要録、通知表等の仕事は自分の家へ持ち帰って、我々の若いころは夜なべでやったものです。しかし、現在、近年ではいろいろなトラブルも起こったので、書類やデータ、文書類、フロッピー等の校外持ち出しの禁止があり、時間外勤務がますます増大をしております。

制度と現実とのギャップが余りにも大き過ぎます。あえて言わせていただければ、組織ぐるみの法律違反をしていると言わざるを得ません、してはいけないということを毎日しているわけですから。職員の勤務の管理の最高責任者は市長でありますので、市長の現状把握と所感を、教育長にはその緩和策と所感を伺います。

以上であります。

○議長（杉山 兎央君） ただいまの松本覚議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、地震の問題ですが、現在の防潮堤が6.3メートルを想定しているということですが、けさの新聞だったと思いますが、国のほうが三連動の場合のシミュレーションをなるべく詳細に行うということが出ておりました。ただ、それが次の屋形地区の防潮堤建設にどの程度影響があるのか、ないのか、あるいはその結論を待たずして着工すべきなのか、これは少し様子を見させていただきたいと思っております。

（2）の屋形地区につきましては、きのう随分答弁をさせていただいたとおりでございます。

それから（3）の避難場所につきましては、本当に大変悩ましいところございまして、小土肥のところは、黒根は大丈夫だと思うんですが、屋形、浜のほうはまず一時的にあの集会所に集まっただき、そこから山のほうに登っていただかざるを得ないかと思っております。ただ、小池と西浜のところは実際に高層ビルもございませんので、100%安全かどうかと言われると難しいところはあるのですが、唯一鉄筋コンクリートである土肥南小学校はしばらく

く置いておかざるを得ないのかなど。ただし、西浜のほうは議員からも御指摘のありましたグラウンドの管理棟、小池のところは山つきということになっておるようですがそこはあくまでも最初の津波の避難場所でございますので、その先どうするかということは、しっかり現場を見ながら検討をさせていただきたいと思っております。

ただ、実際にきのう杉山誠議員との議論の中でもございましたけれども、津波から最初に命を逃れるために逃げるところが、そこがそれ以降の避難所ではございません。私も連休のときに東松島へ行ったんですが、ボランティアセンターを持っているところは津波の被害を受けているところなんですね。ですからボランティアが行っているのは、そこからさらに山側、1階が全部津波につかって、潮が引いて、そして残っていた集会所がボランティアセンターとして使われているわけです。同じようなことがやはり起こるだろうと思うんですね。土肥南小学校もそのような場合にはつかるでしょうけれども、しかし本震がおさまって、建物が残っていれば、引き続き何らかの形で使うというようなことは起こるだろうと思うんです。ですから、まずは津波から必ず逃げられる第一次避難先、そしてやや中期的、長期的な避難所というものを分けて考えなければいけないのではないかと考えているところでございます。

それから、八木沢の陸閘については、確かに御指摘のとおりでございますので、地元の住民の皆さんの御理解をいただいて、平素閉めていく方向で早急に対応策を検討したいと思っております。その際には、陸閘を閉めても、浜とこちらが行き来できる昇降路というのが必要になるのではないかと考えております。

それから、教員研修については教育長さんの管轄ですが、最後のところは、これも議員御主張のとおりなんです。ただ、これは教員に限らず、もう全国家公務員が根っこからこれやっているわけですね。それで、ILOから御承知のとおり日本政府そのものが怒られているわけであって、日本の公務員全体がいわば法律違反といえますか、そういった現状にあるわけです。これを改善しようという議論はたびたび起こるんですが、そのときに必ず民間企業ではそんな残業手当なんかもらわないでみんな頑張っているという方向の議論も大変強く、これは行政のあり方というよりも、日本の労働社会として一体どういうふうに我々はこの問題に立ち向かうべきかということが根底にあり、その中で教員の特殊性というものを少し別枠で考えていただければどうかと思います。

○議長（杉山晃央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 最初に、教職員研修についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今まで、今年度までは総合教育センター東部支援班というところで学校訪問による研究授業をして授業助言を受けております。個々の現場指導のよしあしを指摘していただいて、最新の教科指導の情報を得ながら指導力を維持、向上するよう努力をしているところであります。

次年度、24年度からこの計画訪問と称するものがなくなる予定であります。市町の教育委員会に、その役割が下りてくるということでもあります。残念ながら、現在指導主事というのは配置は1名でカバーできないという困難な状況にあります。現在試算として考えておるのは、田方地区、伊豆市、伊豆の国市、函南町、2市1町が連携協力して東部支援班にかわる指導主事制度の方向、指導主事を配置し、教員の資質向上、支援を応援していこうという案を考えております。

次年度すぐできるわけではありませんが、既に沼津市、富士市、富士宮市等は実施しているわけありますので、先進市町を参考にしつつ、2年後、3年後に教職員指導体制の構築を期してまいりたいと思っております。当面、次年度、今考えておるのは、市の指導主事1名増、それから県の指導も実は計画訪問というのはすぐにはなくなりますが、要請訪問制度というのが緩和措置でしばらく続くというぐあいになっておりますので、これの活用と、東大ではありませんでしたが、愛知教育大の清水という先生が今も入っていますが、来年度、計画的に入っただいて指導いただく予定で今、準備をしているところです。

それから、勤務の関係ですが、教員の、市長がおっしゃるとおりの部分が多々あるのは事実であります。教員の勤務については建前的是ではありますが、自発性、想像性に期待する面が大きく、夏休みのような長期休業がある等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般の公務員と同様に勤務時間の長短によって機械的に評価することは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当制度は教員になじまないというぐあいに今されています。そこで、勤務態様の特殊性を踏まえて、教職調整額として給与月額の4%を一律に支給しているのが現状であります。

教員の自発性等、あるいは創造性等を求める職務として、授業準備や生徒指導、部活動、どの程度まで行かというのにはある程度、個人判断にゆだねられているということではあります。結果として御指摘のような残務処理等、持ち帰りをしているのが現状になっております。

片一方、研修の必要性等もあり、近年学校の役割の増大や社会環境の変化へ対応をするため、教育委員会としても学校へ教員個々への支援の必要を感じているところであります。

現在、教員以外に市の負担として各学校には支援員を配置し、教職員の業務の軽減を図っているところであります。本年度から校務支援システム、それから学校図書館管理システムという制度で事務処理の時間削減を図ろうと、現在まだ入っていませんが、今、業者選定等をしているところであります。負担軽減を進めてはおります。

今後も県費負担、教職員の定数は限られておりますので、市費負担において職員の配置、とりわけ事務員の増加等を行政当局にお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

松本議員。

○5番（松本 覺君） まず6.3メートル、これは見直しというような部分で見直しということですので、その見直しに沿って避難所等の見直しも必要になってくるかと思imasので、新しいものが出次第、それに沿ったいろいろな方法をぜひ市のほうでは素早く反応していただきたいというふうに思っております。

2番目の屋形地区については、もう多くの方が質問をしましたので、これ以上ありませんが、ただしずっと同じ状態できているなという感じはあります。とことん突き詰めると、屋形地区の防波堤ができないというのは、地域住民の方と、大手観光業者の方と、民宿の方と、こういうような立場立場の方で考え方が違う。そこで地元はどうですかというと、地元はなかなか一本化されないというのが現状だと、私は認識しております。したがって、これはいつまでたっても一本化されないというのが予想されますので、市長がきのう言ったように、県にデザインを依頼して、これでどうだという提示をして、それで決めて着手をするというのは、ぜひそうしていただきたいと、それは確認をしておきたいと思imas。ただし、デザインというのは色とか形とかだけではなくて、機能もデザインという言葉には入っておりますので、そこらをひっくるめてぜひお願いしたいと。

今ちょっと問題になっているのは、上を歩道にしてという構想があって、市長の話では総合的にそういうことをやったほうが、現実的には県はうんと言いやすいと。だからそれに向かっていましてというのが議会での市長の答弁であったので、そこら辺も兼ねて、これはもう私は早いほうがいいというふうに思imasので、早く実現できる方法を機能もひっくるめて市のほうに要望するなり、あるいは地元との話し合いについていただきたいと思imasが、その点は確認だけでいいです。お願いします。

○議長（杉山 兎央君） 答弁願imas。

市長。

○市長（菊地 豊君） 背の高い遊歩道と言ったのは、当初のある意味、詭弁でございますので、どのような経緯を持たせるかを含めて本年度は着実に前に進めたいと思imas。

○議長（杉山 兎央君） 松本議員。

○5番（松本 覺君） それについてはよくわかりました。ぜひお願いしたいと思imas。

それから、指定避難所の早期見直しについて、私は地元ですので、極めてここで取り上げたのは命をまず守るというところは私は最優先にしてここは書いたつもりです。ですから、一たん津波がおさまって、その後の話は広域避難所ということになると思imasから、その広域避難所に適しているかということ、今指定されているところはほとんどが適さないということなので見直してほしいと。これはすぐにはできないけれども、あした来るかもしれないんですから、これも早急をお願いしたい。これは県の云々じゃなくて、市の当事者のある問題ですので早急をお願いしたい。

私が見る限りでは、八木沢地区には広域避難所、南小を除いてそういう場所がない。公共のあれがないんですね。全部流されていくことを想定して、例えば地区の公民館もそうです。

かろうじてどうかな、すれすれだなと思うのは松原の公民館だけです。あとは全くお寺もひっくるめてないんですね。ですから、これは早急にどうするんだと、全体が土肥へ引っ越すのかというようなことまでもこれは市が考えなければいけないんですから、まずは命をというところで高台をどうするのか、ルールづくりをどうするのか、車で逃げるのは是か非かというところを早急にルールづくりが必要であるというふうに思います。これはもう全部場所によって違います。八木沢は八木沢、小下田は小下田、小土肥は小土肥、それぞれケースが違いますので、ぜひ連絡を密にとって確立をしていただきたいと思います。一つ一つ上げていきたいんで、そこら辺はどうですか。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まず、私さっき答えを忘れていたのですがホテル、特に屋形のところでは指定されておりますけれども、そこにだれからもわかるような表示というのは今検討しているところでございます。

難しいのは車での避難を計画に入れるかというのはなかなか難しいところで、計画外であってもその状況の判断で車が使え、そして道路も警戒されているということであれば、それを我々がやめろということはできないと思いますが、しかし計画の中に車での避難を想定するというのはなかなか難しいのではないかと。ただ、実際に徒歩でどれくらいかかるかも含めて、これは本当にあり得べき想定と、その体制については検討させていただきます。

○議長（杉山晃央君） 松本議員。

○5番（松本 覺君） ぜひ、一つ一つつぶしていったって、ここですぐ結論を出すんじゃなくて、つぶしていったって早急にその手はずを整えてもらいたい。

もう一点、これは実現可能であるか、使えるかどうかの問題なのは、八木沢のリゾートマンションがあります。あそこは地震で停電になると戸が開かないので、御協力できるかどうかはお答えできないというのが、向こうの管理者の想定です。でも、津波が来れば1階のガラスが全部ぶちやられるわけですから、小さいところで、来ると言ったらこのガラスは割って、3階以上に逃げさせてくださいというような依頼を市ではする必要はあるのではないかなというふうに思いますが、その点をお願いをしたいというふうに思います。来ればもう1階なんてもう全然河原になってしまいますから、そういう必要があります。それは何人かはそれで助かる可能性があります。ただし、津波の来る方向に逃げるわけですから、相当勇気と決断がいるなということはありません。

それから、もう一点、これから公の場でいろいろ話されることがある時に、ちょっと引っかかるのは、津波が来ると40メートルという話があったり、6メートルという話があったり、10メートルという話があったりするんですね。これは3つとも実は津波が違うんですね。6メートルというのは直接の波高ですよ。波がこう来る直接の波高が6メートルですよ。

40メートルというのは、40メートルの高さの水がどんと行くんじゃないんですね。扇状地で外が広くて中が狭くなっている、こういう地形で、しかも傾斜地があるところには海拔40

メートルのところまで駆け上がりますよという数字ですから、40メートルの波が来るなんていったら日本じゅう全部埋まってしまうということですから、それを想定した話し合いとか、予防策ということを考えなくてはいけないというふうに思います。それから、40メートルのもう一つは、直角のものに波がどんと当たりますと、はね返りの波があります。その映像が今度のときも40メートル駆け上がってがけが崩れましたなんていう映像が映されているから、余計にわからなくなるんですが、あれははね返り現象で、要するに波しぶきなんですね。ところが、この波しぶきが傘を差して防げる波しぶきじゃなくて、一粒がドラム缶みたいな波しぶきなんですね。だから、被害がないわけじゃない。だけど、そういうところで40メートルということ想定して、ここは避難場所だめだということではない。したがって、話し合いの中でどの場合の40メートルを限らないと大きな間違いをおかすということになりますので、これは答弁いりません。

まず、間違いなくそのとおりですから、ぜひ公用の場でも気をつけていただきたいし、我々の話し合いでも気をつけなければいけないことだというふうに思います。

広域避難所については、今言った、土肥中学校がちょっと疑問符なんですけど、5分で行けるところは国道から上の人たちがかろうじて5分で到達します。この間の訓練を聞いていましたら。どれぐらいかかりましたかと言ったら、国道から上の人が土肥中に5分で行ける。当然、子供、老人云々は行けませんし、国道から下のところは土肥中には5分では行けません。したがって、ホテルの中と思いますが、そのホテルが大変、これもかなり決断力が必要だなというふうに思います、海の目の前ですから。これは答弁はいりません。市長十分におわかりだと思います。それらを踏まえての対策をぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、2番目の教職員研修、勤務のあり方ですが、ここでは市長さんも教育長さんも、そういう答弁しかできない。しかし、日本全国的にそうだから、しょうがないじゃないかという論法は私は通用しない。法律にあるんですから、私はつい遠慮して法律に抵触すると言ったんだ。言葉を変えて言えば、簡単に言えば法律に触る可能性がある、言葉を変えて言えば犯罪なんですよ。日本全部が犯罪を犯しているのかという話になる。しかも学校の、公の立場ですよ。制度的にしてはいけないと。

では、普通の役場の職員は制度的に時間外勤務をしてはならないという法律がありますか、ないですね。余り出ていません、だけど残業手当は十分じゃないけれども、出ていますね。しかし、教員はしてはならないと言っているのに、私が平均すると2時間ぐらいはやっているわけですが、これぜひ教育長さんに実態調査をしてもらいたいと思っている。後で実態調査を、どのぐらいやっているのか。それが許される限度を超えていないか。許される範疇かどうか。それを一般の社会の人はもとより、父兄も知らないわけですから要求が非常に多くなる。

しかも、勤務時間は労基法が改正になって7時間45分になったから、なおさら残業時間が多くなるわけですが、それをこなせる仕事の分量を命じていないかということです、そこが

問題なんですよ。職員個々の常識と自覚になっているからいいんだということは、それはあくまでも詭弁ですよ、そんなのは。

これはもちろん教育長さん、市長の責任とは言いません。しかし、管理者だから、それはこう思うという遵法的な言い回しとか、あるいは職員に対して、これは努力のおかげだというようなコメントは、私はしても罰は当たらないと。私もそれを命じた一人ですから、かつては。残業しろとは言わないけれども、これだけの仕事をやれよと、きょうまでにやれと言ったって、5時までにやれないことを、私も命じてきたわけですから。しかし、それは許されていいことかどうかということは、私は世に聞きたいと、こういう思いがありますから、ここであえて申し上げたわけです。

教育長さんの答弁で、その点どうですかということは伺いたいと思います。その実態はどうか、その所感を伺いたい、そういうことです。それが1点です。

それから、教育長さんが先ほど言いました例えば事務官の増員、これは市の予算でできるわけですから、上頼みじゃないですから。そして、そういう事務的な仕事はできるだけ事務官さんとか、あるいはそのほか図書館の司書さんだっているはずですね。そういう任務はそういう人たちに任せて、できるだけ教員は子供の指導に専心するというだけでも、恐らく大変違うと思います。今、報道にもされています、教員の心因障害で休職をとっているのが非常に、もうウナギ登りで伸びている。これはやはり職員の熱意と常識に任せて過労な労働を強いているからなると言われても仕方がない状況なんだ。

ですから、それらを解消するためにも、事務官とかそのほかの雑務とは言いませんけれども、子供の直接指導ではない仕事は、できるだけそういう方々をお願いをして、教員は子供の指導に専心するというだけでも随分違ってくると思いますし、4%の趣旨も、そういう趣旨である。一律4%、なぜ4%支給したのかということ私をここで言ったってしょうがない話で、40年も前の話ですけれども、職員会議も延びることがあるだろう。30分ぐらい早い時間だったから終わりというわけじゃなくて、大体そこらぐらいを想定して4%一律という数字が出ているということは伺っております。

それから、裁判闘争をやって、実はこれだけ超過勤務をやっているんだと裁判したら、あなたの言うとおりですと、教員の言っていることが認められた。これはしょうがないと、大変な予算かかるから、では残業は認めませんと。残業やってはいけないという法律ができたのを、そこら辺から来ているわけですから、ぜひそこらを踏まえて、教育長さんとお互いに知りあっている同士が言ったってしょうがないんですけれども、皆さんにも知ってもらいたいために、そこら辺の措置もお願いしたいし、市長さんには予算措置をぜひお願いしたい、こういうふうに思います。

答弁、お願いします。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 実態については、おっしゃるとおりで、どの学校についてもなか

なか勤務時間内で帰れる状況にないというのはおっしゃるとおりであります。恒常的になって、だんだん慣れてしまっているという部分は十分反省をしていきたいというように思っています。

それから、いろいろな調査、統計等、事務的な仕事もあるわけですので、現在は市単の事務官が中学校4校と修南小、中伊豆小6名であります。いろいろな調査、統計、小規模校であっても、同様の必要性がありますので、少しずつでもふやしていければなというぐあいに思います。

同じく、最近は図書室を使つての授業というのが大変ふえまして、理科の助手もそうですが、準備と片づけ等、随分労力があるわけですので、これも図書司書も全校配置とは言わないまでも、少しずつふやす方向で考えていきたいというぐあいに考えているところです。

以上です。

○議長（杉山 晃央君） 次に、市長。

○市長（菊地 豊君） 私も学校の再編成だけではなくて、教育環境の改善、それから教育の質を向上させるために行政からの支援というのは、市長になる前からずっと考えていたんですが、なかなか現場の御意向と合わずに、例えばこれ市長になる前の話ですけれども、学校の中に支所を置いて、そこに市職員を常駐させて、いわゆる親からのクレームはそちらで受けたらどうだろう。そうしたら先生の負担も減って、先生は教育に集中できるんじゃないかというようなことも考えたことがあるんですが、不特定多数の人が校内に入ることはやっぱり校長先生は嫌がる。それから、現職の先生方に伺うと、やっぱり担任のことは私の責任だと、こうおっしゃって親からのクレームをほかの職員、事務職が受けるというのは抵抗があるようなんです。

あるいは保育園の先生が防犯のためにさすまたの訓練とかやっているわけですから、そこに男性の職員を置いたらと言っても、いやそこまでは結構ですというようなことで、なかなかこちらから幾つかオファーしてみたんですが、なかなか学校とか、幼稚園、保育園でそれをぜひということもないんですね。

ですから、これからもう少し教育委員会との話し合いを密にして、現場の先生にとっても負担が軽減できるような行政からの支援策があれば、それ予算措置も含めてぜひ積極的に検討させていただきたいと思えます。

○議長（杉山 晃央君） 松本議員。

○5番（松本 覺君） その発想を生かして、ぜひ現実にしていただきたいと思えます。

教員は教員でやっぱり抱え込み過ぎているという、教員自身にも問題はありますよ。ですから、そういう概念を払拭するというのも片方では管理的な立場に立った人間は必要ではないかと思うんです。そこはわかりましたと、こちらでいいじゃないですかという、あなたの責任というか、あなた抱え込むことはないんだよというような、一種のカウンセリングみたいなものです。それは行政の権力を持ったカウンセリングだったら、これは効き目が

あるわけですから、そういう配慮をぜひしていただいて、学校を変えていかないと、私は学校で飯食ってきたんですけれども、非常に危惧をしている。大丈夫なのかなという、先生たちが生き生きしていない。我々若いときは、大変は大変だったけれども、非常に学校は面白かった。今の人たちは何か疲れているんじゃないかなという印象、これは印象ですけれども、持っていますので、今、市長さんの言った新しい試みを教員の意識改革ということもひっくるめて、ぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（杉山羌央君） これで、松本覚議員の質問を終了いたします。

ここで時間の都合により昼の休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（杉山羌央君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 三 須 重 治 君

○議長（杉山羌央君） 次に、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

最初に、小中学校の教室の猛暑対策について教育長と市長にお伺いします。学校関係のことですが、予算が伴いますので、市長にもお尋ねをします。

昨年の猛暑で授業中、体調を崩す子供たちが多く出て、後援会会費で扇風機を購入させていただきましたと、過日行われました修善寺小学校後援会評議会の席上、報告がありました。

さらに質問で、教室は何度ぐらいになるのか、あるいは扇風機では解消できないのかといったような意見も出ました。これに対して、室温は35度を超えます。扇風機は熱風が動くだけですので、せめて冷風機が欲しいのですが、そんなお金はありませんとの説明がありました。市長、教育長は、この教育現場の叫びをどのようにとらえているか、また今後どのように対処してくださるつもりかお伺いをします。

2点目、伊豆市の観光行政について。

震災により伊豆市の観光が大きなダメージを受けていると観光関連業者の方々が倒産を含めた不安を訴えています。確かに観光バスは激減し、原発の影響で外国人観光客も皆無に等しいと思います。しかし、観光の不振は震災前からの話です。今、所によっては東北方面へ観光に行く人が減ったために、前年より客がふえている観光地もあるとのこと。そんなことを聞きますと、伊豆市の観光振興策は基本的なところが見誤っているのかとの思いがい

たします。

適切な客のニーズの把握と、それを満たすサービスや歴史文化や自然などの地域として自慢できる観光資源の提供こそが最も大事なことだとも思います。ただ単にこの観光不況を地震のせいだけにだけしても問題解決にはなりません。今こそ官民一体で汗を流さなければこの厳しい現状は克服できないと思いますが、市長の所見をお伺いします。

3番目、震災後の地方行政のあり方。

被災地復興には政府も概算すら出せないほどの巨額の費用を必要とします。そのような国難に対し、被災に遭わなかった地域も全力で協力をしなければなりません。そのために県も市町村も今まで以上に無駄を省くとともに、当初予算に盛り込んだ予算も改めて見直し、関係住民にも一定の我慢をしていただく減額補正までをもする協力姿勢が大切だと思いますが、市長の所見を伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（杉山 晃央君） ただいまの三須重治議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず最初の学校の猛暑対策についてでございますが、これは教育環境改善のために冷房を入れるべきだという御意見と、それからそれを耐えるも教育の一つだというような御意見とがございますので、これは教育委員会のほうで学校ごと検討していただき、必要なところは予算化をさせていただきたいと思っています。

それから、観光行政につきましては、議員御主張のとおり、私もまずは伊豆市が有する歴史文化、自然などの魅力をしっかり再認識して、それを活用すること。そして、ここがございます適切なお客様のニーズというのは、やはりおもてなしの姿勢だと思うのですが、そこについては、第一当事者である観光事業者の皆さんにさらに御尽力をいただければと思っています。

この4月から伊豆市観光協会が法人として再スタートを切りましたので、ぜひその新たな観光事業のあり方について期待をしているところでございます。

それから、震災後の行政のあり方ですが、議員の御主張の中に無駄を省くということがございましたけれども、これなかなか難かしいところございまして、現政権も16兆円出せると事業仕分けしたところが1兆円にも満たない額しか出てこなかった。

実際に伊豆市の予算もみんな必要性を審査した上でおつけしているわけでございます。そして、東北の需要と供給と、両方が落ちている中で、日本の他の地域が経済の活動を低下させれば、東北を復興する経済力もまた落としてしまうことになりますので、私は被災地以外の経済は以前にも増して活性化させていただきたいと、またこのような方向で国や県にもお願いしているところでございます。伊豆市としても減額補正はむしろ避けるべきではないかというような考え方を持っております。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 小中学校の猛暑対策についてであります。昨年のような猛暑の中、7月のみならず9月になっても勢いが衰えない状況を考えますと、子供たちの教育環境を良好に保つ手段として、空調設備の整備は必要かなというぐあいに考えております。ただ、これについても種々意見があるのは承知はしております。空調設備以外にも環境面での学校施設の整備、改修をする必要があります。

他方、先般の大地震による電力不足に伴う節電対策を国民的レベルで取り組んでいる今日の状況もありますが、学校施設の教育環境整備につきましては、優先度の高いものから順次対応していきたいというぐあいに考えているところです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） では、最初の小中学校の教室の猛暑対策について伺います。

昨年の9月議会ですか、私も一般質問をしました、土肥以外の学校にもエアコンを導入すべきだと、教育環境の公平という意味からも入れるべきだという質問をしました。そうしましたところ、教育長からは非常に前向きな答弁があり、私もそのときの印象では来年はよかったと、みんな涼しい環境の中で子供たちが勉強ができるなど、そんなふうには感じました。しかし、今年度の予算を見たところ、図書室には入れると、そのところでごめんなさいよというような予算にしか私は感じませんでした。

そこで、先ほど教育長も節電対策という、それが出たわけですね、言葉として。だから、私も本来だったらやはり土肥と同等の環境を提供すべきだと思いましたが、ここに冷風機と言ったのは、やはり節電の、そういう時代の流れですから、それにやはり合わせなければならぬかなと。ですから、せめて冷風機ぐらいは入れて、先ほど市長は暑さに対する我慢させるのも教育だと言いましたが、では土肥はなぜ我慢させない。これを土肥に入れるときに、入れた理由が土肥の学校には日よけがないんだと、その理由ですよ。しかし、どう考えたって海岸端のほうが海の温度と陸の温度が違うから、涼風が起こって、基本的に涼しいですよ。暑い、猛暑の気温が上がる場所はみんな内陸ですよ。暑い記録はみんな内陸ですよ。

それで、そういう理屈があるならば、ではせめて土肥がエアコン入れる前に、一夏各学校の温度、湿度を調査して、その中でやはり土肥は暑いんですよと、これじゃ土肥の子供はたまりませんよねという、しっかりした科学的な根拠を示した中でスタートすればよかったですけれども、それもしない。だから、土肥に入れたということはほかへも随時入れていくんだというように、私は感じていましたし、また今、去年暑い中で教育を受けたほかの学校の親御さんたちも、最近になってくると土肥だけ入っているんですかということが出てきま

したよ。初めは土肥だけ入っているなんてわからなかったから。

みんなで暑さを耐えしのぐなら、それはしようがないけれども、土肥の子供だけ涼しくて、私たちの子供だけ暑いなんていうのは、それはいかがなものかという、そういう声も多く出てきましたよ。ですから、私はやはり冷風機ぐらいのものは、やはり考えていく必要があるんじゃないかと。ことしは涼しいなんていう保証はどこにもありませんよね。いかがでしょうか、そのあたり、教育長、市長。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 今、実は隣の市の大仁中学校というのが新設をいたしました。どういうぐあいになるか随分興味を持って見ていましたが、やはり全教室にエアコンが入るといような形になっています。ほかの市町の様子も聞きますと、一斉には入らないかもしれませんが、徐々に空調を教室に入れていくというのが今のありようかなというぐあいに思っています。

予算の面、あるいは前からも申しあげましたように、私は一年じゅう使うトイレのことがいつも気になっていたものですから、莫大なお金がかかるというぐあいにも聞いていますけれども、空調も含めて学校施設の整備については前向きにしていきたいというように考えています。

○議長（杉山羌央君） 市長に答弁求めますか。では、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 教育的観点から教育環境改善のために空調を入れるべきか、あるいは子供にも我慢させるということで教育と考えるのかは、それは教育委員会の御判断にゆだねたいということです。

土肥の場合には、教育環境の中で土肥だけということではなくて、当時の合併前の、統合前の土肥の校長先生から、校長先生も当然いろいろな学校を御経験された中で、土肥小学校についてはベランダもひさしもないために、窓を開けること自体ができない。それで、この猛烈な暑さの中で、窓を閉め切って、これはほかの小学校にはないことでございましたので、特殊な事情として、当時予算化したときに申し上げたんですけれども、特別な例として土肥小学校についてはつけさせていただいたわけでございます。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 冒頭の質問に書いてあるとおり、修善寺小学校、私も修善寺小学校のエリアに住んでいる関係上、この評議会に出るわけですが、毎日温度をはかっているそうですよ。35度を超えるというのは、大変なやっぱり暑さだと思いますよ。だから、やはり体調の悪い子供が出てきたと。それでは何とかしなければならないということで、せめて扇風機を買おうということで買ったらしいんですが、やはりそれではなかなか解決までにはならないというようなことで、次のやはりエアコンというのもなかなか入れられていないから、冷風機ぐらいは何とか入れてもらいたいというのが現場の声なんですよね。やはり今、教育

長が前向きに考えていくということですが、もう夏はすぐそこに迫っていますから、この梅雨が明ければすぐ暑いわけですから、ぜひ前向きも前向き、大急ぎの前向きで検討してもらいたいと思います。

次に、伊豆市の観光行政について再質問をさせていただきます。

これもよく今まで議員の立場で観光業の人たちとも接することがあったわけですが、やはり伊豆市の場合は、修善寺、湯ヶ島、土肥、特にその3つのところがそれぞれの特徴を持って、やはり観光をやっていると。そして、今まで合併をするまではライバルだったわけですね。ですから、私はライバルと一緒にいい相乗効果が出て、一緒に力を合わせてともに伸びましようという、それにいけるのかなと。

この観光協会の移転の話も表には表の説明がありますが、裏は裏でまた別のものが裏にはあるというような話も聞いております。その一つのそれが旧町の協会ごとの不協和音というのが、その根底にはあるとも聞いておりますよ。

ですから、やはりむしろ一緒に頑張るといよりも、旧町の特徴を今までどおり生かしてもらって、それで頑張るとい、そういう政策誘導のほうがいいのかなという気がしますが、市長、その辺のお考えはどう思いますか。お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私も、あくまでも市町というのはあくまでも行政の境界ですので、観光を含む産業とか、あるいはまちづくり、地域づくりというのは、行政の境界にかかわらずに、地域特性に応じてやっていただくほうがいいと思っております。その中で、観光というのは、まず観光協会そのものは伊豆市全体をカバーする観光企画、むしろ観光戦略を考えていただいて、事業というのは修善寺、湯ヶ島、中伊豆、土肥、それぞれに特性がございますので、事業というのはそれぞれの旅館組合なり、観光業界なりでやっていただければいいのではないかとということで、比較的市内の中心部にあるところに伊豆市の観光協会の事務所は移っていただいたということでございます。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 観光戦略はかかわりのある民間の中でやっていただくということ。しかし私はそれだけではやっぱりお金は出してくださいよと、そのかわり口は出さないでくださいよという、それはやはり片手落ちなのかなという。やはり官も英知を出す、それでやはり官民協働で、お金も出すけれども、口も出させていただきますよという形がやっぱり必要だと思いますよね。

この間13日の日に、私どもの委員会で勉強会をやりました。アドバイザーの尾崎さんいろいろお話を伺いました。その中で、私も質問させていただいたわけですが、なかなか観光に携わっている人たちとは、やはりそこに大きなバリアがあって、なかなか意思の疎通がはかれないと、難しいと言っていましたね。そのところがやはり、ではお金だけ出して物は

言わない、それはやはりいかながなもんかなど。やはり行政もよりよい観光振興のために口も出しますよと。お金で応援するためには、口も出しますという姿勢はやっぱり必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 観光協会のほうにも、未曾有の危機ではありますけれども、まず観光協会の事業をみずから見直してくださいというお願いはしています。その先に一步進んで、こういうことをやりなさいと、私のほうからお願い、もしくは指示に近い形で提示しても、それは多分うまくいかないだろうと思うんです。やはりまずは皆さん生きるすべでございませぬので、その事業のあり方については、観光事業者の皆さんに、まずはみずから考えていただきたいとお願いをしているところです。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） ぜひ担当のほうから、そういう一つのアイデアが出たときには、行政のほうもやはりそれを十分吟味して、また言わなければならないところは、また修正をお願いするところは修正をすると、それでよりよいものをつくっていただくと。ぜひそんなふうにやっていただきたいと思います。

次に、3番目の震災後の地方行政のあり方ですが、先ほど市長は震災に遭わなかった地域は元気を出すためにも経済活動を一生懸命やる。そのためには減額の補正をするというのはむしろマイナスだという答弁があったわけですが、それはもう経済の活性化は、経済活動ができる地域が一生懸命やる、またお金があればなるだけ東北のほうに旅行にでも行って、お金も使ってあげるといふ、そういう姿勢は大事だと思います。

それはそれとして、ただ行政の中というのも、我々もよく指摘させていただきますが、この事業って今やらなくてもいいじゃないの、そんな伊豆市が余裕がありますかとか、いろいろそういう議論をしている課題も幾つもありますよね。だから、私が今ここでこれがそうだと行って、一つそういう例を挙げていくと、またそれも地域ごとにいろいろなあれが出ますから言いませんが、私はそういうものというのは、市長として行政当局のほうで、こういうのって少し見直してもいいよねと、今やらなくても何年か後でもいいよねというものは必ずあると思いますよね。喫緊の課題であるということでやっているものばかりだったら、息が詰まってしまいますよね、行政なんていうのは。だから、私の中ではそこは一つ見直すという、それはあってよかれと思います。再度そのところを質問します。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますけれども、本年度の当初予算及び補正予算の中で無駄、あるいは不要不急のものというのはないと思っております。むしろ先般も議論になりましたけれども、地区要望は山ほど山積しておりますし、危険箇所850カ所も、年に1カ所やっても850年かかるわけです。そのような中で税収は落ちると思いますので、そこでの

見直しというのはせざるを得ないと思っておりますけれども、しかし無駄なものあるから見直せということはなかなかそういったものは出てこないのではないかと考えているところで

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） それは予算を出した人は、これ一つ無駄なものとして出したことはないという、それは少し我々の立場とは違いますから。ただこれからの市政をやっている中では、ぜひそういう、いつでも困っている東北地域があるんだというものを意識した中でいろいろな計画を立てていただきたいと、そんなことをお願いして終わります。

○議長（杉山羌央君） これで三須重治議員の質問を終了いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（杉山羌央君） 次に、12番、森良雄議員。

[12番 森 良雄君登壇]

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

萬城の滝について伺います。22年度の事業で中伊豆地区の地蔵堂川にかかる名勝、萬城の滝、通称、裏見の滝の安全対策工事が行われました。新聞によれば工事費は5,300万円ということです。工事の経過と今後について伺います。

工事のできばえは何と表現してよいか、言葉もありません。私の感想は正直なところ、何だこりゃです。設計では当初からこのような仕様の工事だったのでしょうか。このような工事を当初の設計から決めていたのでしょうか。

滝に至る遊歩道についても伺います。

遊歩道や古い道路周辺の設備の撤去などの整備をする考えはなかったのでしょうか。現状の遊歩道はそのままですか。滝周辺の柱状節理の岩盤の目地をするだけの工事だったのでしょうか。これは場合によっては目地ではないかもしれませんね。その辺の説明もお願いしますよ。

この工事の当初の仕様と工事の範囲を伺いたい。この滝はおよそ2万4,000年前に地蔵堂川の上流で噴火が始まり、地蔵堂火山の誕生による溶岩の噴出によるもので、溶岩流の末端という特殊な条件下で誕生した極めて貴重な滝です。伊豆市の貴重な自然遺産でした。その滝が見るも無残な姿をさらしています。

市長はこの滝をこうすることを初めから考えていたのでしょうか。既に、ジオパークとしての価値はありません。我々は貴重な自然遺産を失いました。それも菊地市長、あなたの手で破壊したのです。これが当初のもくろみだったのでしょうか。自然を破壊したという認識はありますか。失ったものは余りにも大きなものです。貴重な自然を失ったという認識はありますか。後悔していませんか。自然破壊に対する認識と感想を伺います。自然を破壊したという認識があるなら、回復しようという考えはありますか、伺います。今後、この滝は観

光資源としての価値があると思いますか。今後の対策、観光資源として、どのように生かしていくのか、市長の方策、考えを伺います。

続いて上海ツアー、この件については当事者より旅費の支払いについて説明がありました。しかし、この内容については、大変疑惑がありますので、質問を続けます。

昨年中国の上海で開催された上海万博について伺います。既に何度も質問していますが、市民からは何が行われたのか、なぜ彼が同行したのか、さっぱりわからないとの声があります。菊地市長、あなたは伊豆市の市長です。彼を同行させたのは市長、あなたではありませんか。それとも、勝手についていったというのですか。なぜ同行したのか伺います。彼の旅費はだれが負担したかも説明してください。どのように支払われたかも説明してください。この件についてはJTBの説明が非常に不明朗であるということも指摘しておきます。

市長は3月議会では、事業は中伊豆西伊豆観光宣伝協議会がしたのだと言っていますが、中伊豆西伊豆観光宣伝協議会という組織は存在しません。実際は、これは存在するんですね。しかし旅行とは関係ないんですよ、市長。したがって、中伊豆西伊豆観光宣伝協議会の事業だということも成り立ちません。県の補助金で行われた事業だと言っております。伊豆市の予算を充当したわけではないとも言っています。伊豆市独自の事業でもないと言っています。これは間違いありませんね。市長は公務で行っているとも言っています。全くこの辺の説明がおかしいですね。しかし、同行者がなぜついていったかは説明しません。他の人のことはわかりませんと言っています。伊豆市の職員も行っているんですね、これは。伊豆市の観光宣伝が主目的で行ったのではありませんか。

確認したい、菊地市長。あなたは伊豆市の市長ですね。上海万博での事業はあなたの責任外というのですか。上海万博での事業はだれかが勝手に行ったのですか。市長は公務で行っていると言っていますが、どんな公務で上海万博に行ったのですか。上海でどんなことをしてきましたか、伺いたい。あなたは職員やインバウンドでの関係者を引き連れて上海に行ったのではありませんか。上海では勝手に行動していたのですか。旅費はだれが負担しましたか。

次に、森林組合に今何が起きているのかお伺いしたい。

伊豆市の森林組合に今何が起きているのでしょうか。多くの市民が心配しています。森林組合の現状を伺います。組合長はだれですか。職員は何人いますか。組合長はどのように選出されましたか。組合長はどのような方でしょう。職員が一斉に辞めたようですが、なぜでしょうか。市長は承知していませんか。ちまたでは市長と職員の考え方の違いがあり、対立したとの話もあります。いかがでしょうか。そのようなことがありましたか。ありましたら、どのようなことか伺いたい。経験豊富な職員が一斉に退職しては、森林組合の運営にも影響します。伊豆市の森林経営にも影響すると思います。いかがですか。市長は平成22年度伊豆市森林文化元年と述べています。森林組合の職員との対立がありませんでしたか。来年、平成24年の秋には全国育樹祭が行われますが、意見の対立はありませんでしたか。

菊地市長、あなたは3月議会の施政方針で森林整備について述べています。森林の利用区分ごとに管理計画を作成すると述べています。収益を上げる森林、環境保全や防災の観点から整備する森林、レクリエーションの場としての森林などと森林を区分して、管理計画を作成し、整備を進めると述べています。何か意見の対立はありませんでしたか。森林組合の職員一斉退職について、その原因と今後の森林組合をどうするか考えを伺いたい。

アレルギー対応給食について。

伊豆市の小中学校のアレルギー対応給食について伺います。職員や教育長の尽力により、伊豆市でも食物アレルギーの児童生徒のためのアレルギー対応給食が始められました。実施状況について伺います。

児童生徒、そして父兄の評価はいかがでしょう、伺いたい。いろいろな食品についてのアレルギーがあるようですが、それぞれの食品について対応していると思います。どのような食品についての対応をしているのでしょうか。いろいろな苦労や苦心があると思いますが、差しさわりがなければお聞かせいただきたい。現在は、修善寺南小学校と修善寺中学校での実施ですが、実施上の問題はありますか。将来的には2校以外にも実施をお考えでしょうか、お聞きしたい。

小学校の統廃合について。

統廃合の現状と、これからのスケジュールを伺います。スケジュールの変更はありませんか。湯ヶ島小学校の統廃合は1年延期と伺っていますが、收拾できる見通しがありますか。これから修善寺地区の統廃合も進められるのでしょうか。初めに統廃合ありきでは混乱が進むのではありませんか。統廃合のためのスケジュールよりも、どのように統廃合するのか、通学手段をどうするのか、学童保育はどうするのか、父兄との打ち合わせが先ではありませんか。天城湯ヶ島地区の混乱は父兄や地区との話し合いが不十分だったことを証明しています。統廃合のためには準備が必要です。子供たちの通学に問題はありますか。通学手段はいかがでしょう。実施後の通学手段に何か問題はありますか、通学状況を伺いたい。学童保育はどのようにするつもりですか、考えを伺います。先に統廃合の期限を設けていますが、問題が発生しています。トラブルが発生しています。トラブルや交通問題をクリアしてから統廃合の時期を決めるべきではありませんか。それが常道ではありませんか。

以上。

○議長（杉山弐央君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず萬城の滝についてですが、これは中伊豆地区から大変強い要望がございまして、裏見の滝をもう一度復元したいということで、要望に基づくものでございまして。事業の内容については建設部長から説明をさせますが、観光施設において安全が最優先だと思っておりますので、またここ数年の国の動向を見ておりましても、かつては手を入れなかつ

た国立公園等々でも、幾つかの訴訟を経て、国もだんだん管理するようになってまいりました。そのような中で観光施設として使う以上は安全化は最優先だと考えております。

それから、上海ツアーにつきましては、中伊豆西伊豆観光連盟及び中伊豆西伊豆観光宣伝協議会はそれぞれ存在をいたします。ただし、私に言い誤りがありまして、この事業の実施主体は中伊豆西伊豆観光連盟でございました。これは訂正をさせていただきます。市の予算を充当したわけではありません。また、もう議員も御存じだと思んですが、市長が公務で動く場合に市の予算を使わない場合は多々あります。砂防協会であったり、県の市長会であったり、あるいは観光協会であったり、国土協会であったり、これも同様に市の予算を使わない他の枠組みでの予算というのは大変多ございますので、ぜひそういったことは御理解いただければと思いますし、インバウンド推進PTと一緒にいったん行りましたが、大変に高い評価を得まして、十分な効果を得られたものと考えております。

次、森林組合ですが、これは御質問の内容が森林組合のほうでございますので、八幡グラウンドの道路の反対側でございますから、森林組合でお問い合わせください。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 最初に、アレルギー対応食についてお答えいたします。

本年4月より修善寺南小学校で5名、修善寺中学校で5名の児童生徒に対してアレルギー対応食を試行実施しています。対応食品についてですが、鶏卵、アーモンド、ピーナッツ、くるみ、カシューナッツ、小麦、エビ、カニ等が除去食対応になります。対応できない場合は家庭からかわりのものを持参していただくようお願いしております。

保護者とは密に連絡を取り合いながら進めていますが、現段階、まだ具体的な意見聴取は行っておりません。今後7月にあります三者面談等で実施していく予定であります。

調理室ではアレルギー対応食の担当者を決めて調理に当たっております。この中で小麦粉は料理のつなぎに使われることが多く、また調味料にも含まれていることもあり、対応には十分注意し調理に当たっています。他の食品については、児童生徒のアレルギー症状のレベルが低いこともあり、調理の最終段階で取り除く対応をしています。

今後、2つの給食センターでのアレルギー対応食の導入について考慮をしております。このため、導入するに当たり修善寺南小、修善寺中学校での状況を検証し、市内栄養士会の中で調理過程、栄養士の業務内容などについて検討し、どのように進めていくか研究をしていく予定であります。

次に、小学校の問題であります。21年1月の教育振興審議会からの答申を受けて再編を進めてまいりました。今後も実施時期についてはおくれることがありますが、進めてまいる予定です。

議員御質問の中での保護者との話し合い、通学手段の検討等が挙げられておりますが、まさに大事な事柄であり、天城地区の再編についても24年4月を延ばしたということもありま

すが、今後改修計画等を見据えて判断をしていく予定です。

修善寺地区の再編につきましても、ルールにのっとり再編を進めていく予定であります。十分な地元、地域、あるいは保護者との話し合いをして進めてまいりたいと考えています。

今までの土肥、中伊豆でもそうですが、再編を進める中で再編準備委員会では地域サポート部会、学校運営部会、保護者サポート部会と分けて、それぞれの分担をしながら進めてまいるつもりであります。事前準備を十分して、今までも来ましたが、今後も周到な準備をして進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 先ほどの市長の答弁の中に、補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） 萬城の滝の工法についてなんですけれども、まずこの工事に当たりますて静岡県観光政策室、ここのアドバイスを受けて、このボンド工法というものを採用しました。

観光政策課というところは、静岡県じゅうの観光施設を管理しているところで、皆さんの記憶に新しい中では富士山のところで落石があつて、車を壊して人命が亡くなつたと。ああいうところ、落防のあたり、新しく復旧もしましたけれども、そういうところを担当したり、南アルプスのあたりの山小屋のあたりまでも管轄に入れているところで、遊歩道の皆さんの利用者の安全というあたりでは相当経験のあるところで、職員としては土木の職員がそこに行つて対応をしているところです。そういう静岡県の観光政策課、ここからアドバイスを受けてボンド工法というものを採用しました。

そして、この萬城の滝の斜面なんですけれども、これは柱状節理ということで溶岩が液体で流れてくるわけなんですけれども、これが固まるときに縦に節理、クラックが入るということです。その冷え方がゆっくり冷えると亀裂が大きく入ると言うんですか、1つのブロックが大きく入る、要はクラックが少なく入るということですね。早く冷えると、やはり細かいクラックがいっぱい入るという中で、萬城の滝自体は比較的ゆっくり冷えています。ですので、皆さんも伊東のほうの海岸で六方石のような形で小さくいっぱい並んでいる岩盤を見たことがあると思いますが、ああいう冷え方をする場合もありますし、萬城の滝のようにゆっくり冷えて大きいブロックで節理が入るという状態があります。

それと、流れ板、受け板という、これはちょっと土木用語で皆さんわかりづらいかもしいないですけれども、滑り台のような形で目が入ると、ここを滑りやすい、崩れやすいと言うのを流れ板という表現をします。それに対して萬城の滝のように逆の目になりますと、今度はこの目ですので、萬城の滝のようにオーバーハングしたような形ができるんですけれども、崩れにくい岩盤というんですか、方向に目になるわけです。それを受け板と言います。

あそこの萬城の滝については、その受け板であつて、しかも岩が固い、そして柱状節理で

あると。こういう場合の岩盤斜面の安定解析というものがあまして、この場合にはブロックトップリング崩壊と言いまして、頭のほうから一つずつブロックが崩れていくという現象が起きます。このために、そのブロックをボンド工法でとめてしまうと、そこで既設側のほうのしっかりした岩盤にくっついているということで、しかもそのブロックがくっつくことによって中側のほうの岩盤は風化が進まないということで、このボンド工法を採用したわけです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 議長、答えていないことが幾つかありますよ。

まず、この自然破壊について市長はどう考えているのかということは何も答えていない。

それから、森林組合についても何も答えていない。しかし、きょうまでの市長が出してきた政策の主要なところは森林組合について……

○議長（杉山羌央君） その場でいいですから、立って言ってください。回数は関係ないですから、立って。

○12番（森 良雄君） 立っていいですか。

○議長（杉山羌央君） はい。

○12番（森 良雄君） 頼みますよ。回数じゃなくて時間とられるじゃないですか。

○議長（杉山羌央君） それはそうです。

○12番（森 良雄君） だめだよ、そんなことで。答えていないんだから。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まず、自然破壊ということですが、要するに人が入るところは手を入れざるを得ないわけです。これは天城の国立公園の中だって遊歩道をつくって手を入れているわけですので、今回は中伊豆地区の皆さんが何としても裏にもう一回回りたいということを、どうやったら技術的にできるかということで検討した結果でございます。

ただ、私は専門家ではございませんので、そこから先は専門家の技術的な知識を信頼するしかないのですが、自然破壊か観光かというところはございますけれども、ここを観光施設として使う以上は安全化は避けられないものと考えております。

森林組合については、私は引き続き林業活性化事業は進めたいと思いますが、それは森林組合という組織と協働することです。森林組合という組織はまだありますので、その中については私が関知するところではございませんので、それは森林組合のほうでお問い合わせください。

〔「あれを回復しようとする考えはないんですか。あのままですか」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 起立してください。

○12番（森 良雄君） いや、だめだ、答えていないんだから、ちゃんと答えさせてくださいよ。

○議長（杉山羌央君） 再度質問をしていただければと思います。

○12番（森 良雄君） あれはあのままですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） あれを、ボンドを戻して危険な状態にするということは、恐らく議会の、あるいは市民の皆さんの御賛同も得られないのではないかと思います。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） ということはだ、市長はあれは観光として見られるというふうに考えているわけですね。まずそれを1点答えてくださいよ。

それから、ボンド工法だとおっしゃったですね。あそこにあるのは目地ですね。ボンド工法の上に目地を打ったんですか。お伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 天城の旧道を御存じでしょうか。旧道を超えて川沿いに行くと、左側がずっとコンクリートで固めてあります。何年もたつとああいうふうになるんですね。ですから私は外見は今は工事の直後ですから人工的な感じがいたしますけれども、数年のうちにはまたシダが茂りコケが生え、もとの萬城の滝にほとんど同じ状態になるだろうと思っております。

○議長（杉山羌央君） 次に、建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 風化によって、それと重力によって表面の石がずれてきてすき間があいて落石という崩壊を繰り返しているわけです。そのすき間の中へ目地のような工法なんですけれども、目地というかすき間へと接着剤を詰め込むという工法です。ですから目地とボンドと議員言われましたけれども、要は接着剤を中に入れて後ろと一体化させるという工法です。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） ボンド工法というか、それはわかっている。では、そのボンド工法で確実に接着効果が上がっているかどうか。どのぐらいボンドを使いましたか。まずそれを伺いますよ。

それから、市長、二、三年だと言ったけれども、恐らく10年から20年かかるでしょう。あなたはそれだけの自然破壊をしたんですよ。

○議長（杉山羌央君） ボンド工法についての質問ですか。

○12番（森 良雄君） ボンドをどのぐらい使ったのか。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 注入量が5,536リッター使いました。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 注入していないところはありませんか。少なくとも私が見た範囲ではこれは注入してあるのかなというところもありますよ。まずその辺の安全確認はされたのかどうか。

それから、市長に伺いたい。滝裏へ通じるように、あの遊歩道は使うようにするのかどうか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 早急に裏に歩道をつくることは考えておりません。と申しますのは、きょう何度か答弁しておりますように、国と県のほうが第4次被害想定、当初県はしないと言っていたんですが、きょうの報道にありましたように三連動の場合の詳細なシミュレーションをするということでございますので、それまでは横のほうの歩道は整備したいと思いますが、裏のほうの歩道はその結果が出るまでは待っていたいなと考えております。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まだ目地が残っているのではないかという質問ですけれども、我々は予算の範囲内で仕事をするものですので、あの滝のところに足場をかけました。1,025平米の足場をかけました。また、その上の部分を残してしまうと、また足場をかけなくてはならないものですから、とにかく足場のあるところについてはすべてカバーをするということで、下の部分についてはまだやっていない部分があります。予算の都合でとにかく足場にかかる部分について、そのところの施工を優先させて実施しました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） では市長に伺いますけれども、この工事はまだ未完成だというふう
に理解してよろしいですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 5,300万円の工事は終わっておりますけれども、要するに裏見を復元する
という事業についてはまだ完全な状態ではございません。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 市長いい加減なことを言わないでくださいよ。

この予算をつくったときに、裏見の滝を復元すると言ったんじゃないですか。工事が終わった
んだったら裏見の滝、裏へ行って滝を見えるようにするというふう
に理解するのが一般的じゃないですか。あなたどう思いますか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 当初、私も当然そう思いまして、何度も確認をいたしました。このよ
うなたぐいの工事は、実際に注入量が外からわからないので、やはり工事をしてみた結果、
当初予期した量よりも多くなるということは往々にあるんだそうでございます。したがいま
して、5,300万円の議会で御承認いただいた工事はここで一たん終わりますけれども、裏見

を復元するという事業についてはまだ未完成でございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） はっきり言いますが、この工事は失敗です。いいですか。たとえ5,536リットルの接着剤を注入しても、それで完璧かという保証はできないでしょう、建設部長。少なくとも、私のこういう工事の経験からいってできませんよ。大体、亀裂のどこまで接着剤が注入されたかなんていうのは確認できないんだから、そうでしょ、市長さん。そういうもんなんですよ、こういうコンクリート及び岩石の修復というのは。破壊検査しか検査で確認する方法はない。

時間の関係もありますもんで、言っておきますけれども、市長はこれを見て、伊豆市の自然を破壊したという認識はないようですね。再度言いますが、きょうの新聞でもジオパークのことを一生懸命、伊豆市はジオパークだ、ジオパークだと。市長さん御自身はジオパークには懐疑的だったとたしか思いますけれども、しかしこれから伊豆市民が一丸となってジオパークを何とか盛り上げようとしているとき、あなたがジオパークの一部を破壊してしまったんだ。私はそういうふうには指摘しておきます。

本来だったら、あなたは破壊して、これでまだまだこれで完了じゃないんだと言っているんだから、5,300万円かけたんだしたら、5,300万円、あなた弁償すべきですよ。そう思いませんか。

○議長（杉山羌央君） 答弁求めますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） ジオパークの対象から、ジオサイドの対象からは外れるかと思いますが、このような観光事業、即観光事業はまちづくりですので、まず地域の人たち、地元の方々が何としても裏見を復元したいという強い御要望でしたので、なるべくそれを実現する方向で。ただ技術的には私も承知しておりませんし、先般、国土交通省の治水砂防の専門官にも伺ったり、あるいは国土交通省で研究所を持っておりますので、そちらにも伺った上で、さらに実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 私は言っておきますけれども、これ以上、無駄金は使わないように。先ほど来の質問でも、三須議員でしたね。やはり今、日本の非常時で無駄な金は使うなど、無駄な金使っているところいっぱいあるでしょう。大体あなたのやる事業はほとんど失敗している。

続いて、上海ツアーについてお伺いしますが、大体、伊豆市は何人連れて行ったんですか。市長答えてください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも去年の9月から私はすべての議会でお答えしているような気が

しているんですが、伊豆市の職員は3人。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 職員の数を聞いているんじゃないんですよ。この上海ツアーには何人参加したんですかと聞いているんです。

あなたが連れていったんでしょう。この間の議会では12人と言っていたんだよ、3月議会では。当たり前だよ、おかしいから聞いているんだよ。

大体、団体旅行で何人行ったかなんていうのはすぐ答えられるものだ。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、自分の職員以外は私に控えないもんですから、これはインバウンド推進協議会を含めて12名でございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） あなた12名、12名と言っているけれども、上海へついて移動するには当然、市がチャーターした、ないしはJTBがチャーターした車で移動すると思うんですけれども、それには何人乗っていましたか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどから御質問ありましたように、要するにこの事業で行った人数はここでわかりますけれども、その都度、同行された別の方が乗ったり、案内が乗ったりしていましたので、その間、移動ごとのバスの人数までは記憶にございません。

○12番（森 良雄君） 私は一緒に行った人の人数聞いているんですよ。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） その中にもこちらのJTBがいたり、現地のJTBがいたり、その他、みずからの旅費で移動された方もおられましたので、その移動ごとに全部で何人いたかは記憶にございません。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） ともかく、この上海万博へ伊豆市から行った人、あなた伊豆市の市長として随行員を連れて行ったという認識はないんですか。伺います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 随行は市の職員が行っております。

○12番（森 良雄君） それは何人だよ随行員は。ちゃんと答えていないから聞いているんでしょう。

〔「3人って言ったじゃない」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） おれは市長に聞いているんだよ。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 3人で。

○12番（森 良雄君） もういいよ。

- 市長（菊地 豊君） すみません。
- 12番（森 良雄君） これだけ議員いて、傍聴者もいるんですよ。全部で13人行っているんでしょう。そうじゃないんですか。
- 議長（杉山羌央君） 市長。
- 市長（菊地 豊君） これ何度も同じことを言っているんですけども、静岡県市町村振興協会の補助を得て、先ほどの中伊豆西伊豆観光連盟で、つまりこの事業で行った人数については何度も申し上げているとおりでございます。
- 議長（杉山羌央君） 森議員。
- 12番（森 良雄君） 私が聞いているのは、中伊豆西伊豆観光連盟で何人行ったんですかと聞いたら12人だと。しかし現実には13人行っているんじゃないですか。あなた知らないんですか。あなたがこの事業を許可したんでしょう。教えてください。
- 議長（杉山羌央君） 市長。
- 市長（菊地 豊君） 予算執行の話ですので、いろいろな出張とか会議とか、行ったら別の方もいられるとか、隣の市長さんがおられるとか、同じ市民だけれども、別の枠で行ったとか、これは往々にしてございますので、その場その場でいろいろな場面でいろいろな方おられる、JTBも含めて。ただ、私が言っているのは、予算執行に関しての御質問でございますから、協会の補助を得て、伊豆市が中伊豆西伊豆観光連盟の枠組みで旅行した人数は12名ですということをお知らせしているわけです。
- 議長（杉山羌央君） 森議員。
- 12番（森 良雄君） あなた予算執行だ、予算執行だというけれども、これは私は伊豆市の事業を聞いているんだよ。少なくとも22年8月23日、あなたがこの事業に参加しようということを決めているんですよ。それで、300万円弱の金を使うということも決めていますね。決めていませんか。伺います。
- 議長（杉山羌央君） 答弁願います。
市長。
- 市長（菊地 豊君） 全く質問の御趣旨がよくわからないんですが、同じことを繰り返せばいいんでしょうかね。補助を得て中伊豆西伊豆観光連盟の枠組みで行った人数は、もちろん実施するということは決裁をしておりますし、12名でございます。
- 議長（杉山羌央君） 森議員。
- 12番（森 良雄君） 今の市長の対応について、全くさっぱりわからない。こういうのを不透明だと言うんですよ。これからちょっと調べますけれどもね。インバウンド協議会なんて支出及び収支なんてどうなっているんだかさっぱりわからないのであれですけども。
さて、それでは森林組合について伺いますけれども、森林組合と伊豆市は全く関連性がないんですかね、市長さん。森林組合をどのように考えていますか、伺いたい。
- 議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 森林組合の所管は静岡県でございますが、二百数十万円の補助金は出しております。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 補助金だけですか。事業の執行を依頼していませんか、何か。もししているんだったら、どのぐらいの金額をやっているか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 市有林の整備で委託はしておりますが、今はそれは手元でございますので、必要でしたら、後ほど22年度の事業費をお渡しします。

○議長（杉山羌央君） すぐわかりますか、観光経済部長、総務部長。

〔「時間ください」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） では、今、調べていただく間、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時06分

○議長（杉山羌央君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 補助金のほか、間伐や遊歩道整備等々、もろもろの事業を含み59件、4,256万1,439円でございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） いいですか、過去のものだけでも4,000万円以上の事業を依頼しているんですよ。いかに伊豆市と森林組合は密着しているか。これからもっとそうなるんでしょう。あなたのいわゆる森林元年、森林計画から言ったら。きのうの西島議員の質問でしたか、大平柿木で整備を始めるとおっしゃっていましたが、この事業規模はどのぐらいのものですか。どこでやってもらうつもりですか、お伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、手元に資料がございませんので、後ほど観光経済部長のほうから資料をお届けさせます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 私のこの質問の趣旨は、森林組合がいいの悪いのと言っているんじゃないんですよ。多くの市民が今、森林組合はどうなっているんだと心配しているんです。みんな心配するでしょう、何千万円という事業を市長、あなた発注者なんですよ。森林組合

の事務担当者が発注者から何だかんだ言われたら、立ち往生しちゃったんじゃないんですか。私の質問の基本的趣旨は、きのうの西島議員のお話だと経験のある方だと、これから伊豆市に必要な方じゃないかというようなこともおっしゃっていたんですよ。関係修復するような考えはないんですか。

だって、そうでしょう。あなた、これからの伊豆市の森林のビジネスプランをつくったようなことなんだよね。雰囲気ですね、きのうのお話だと。つくったんだったら、事業規模がどのぐらいだか、わかっていいはずなんです。大平柿木の何ヘクタールの森林を伐採したいと。だけど、あなたの事業計画からいくと、伐採だけじゃ済まないんじゃないですか、それ。当然、伐採すればその後植林もしなければならぬ。植林したら当然下刈りもしなければならぬ。そういうことをみんな森林組合にお願いするんじゃないんですか。大平柿木のボリュームについてはわからないということだから、それはいいとして、それではその大平柿木の事業というのは、大きさあれはいいですよ。伐採して、植林して、下刈りまで考えているのかどうなのか、何年計画ぐらい考えているのか。いわゆるあなたが頭で考えたビジネスプランというのはどういうものなのかお伺いしたい。

それともう一点、森林組合との関係を修復する考えはあるのかどうなのか伺いたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 市長の立場での森林管理というのは、全体の森林をどのように保全するかということで申し上げたのであって、そして大平柿木のビジネスは一例として、あれは市有林ではございませんので、詳細につきましては地主さんがわかっておりますので、そちらでお問い合わせいただきたいと思っております。

当初は、その中の事業もすべてではございませんけれども、田方森林組合も請け負うのではないかと仄聞はしておりましたけれども、最新情報は承知しておりません。

なお、伊豆市と森林組合の、それぞれ組織同士の関係は何ら悪化しておりませんで、事務局の中の問題については、これは伊豆市長の管轄ではございませんので、森林組合のほうで御確認いただきたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） それではあれですね。組合長さんが戻ってきてくれと言えば戻っていく可能性はあるということなんでしょうかね。もしそうだというんだったら、そうお答えいただきたいですけれども。

それと次に移りますけれども、いいですか、それも質問の一つですからね。

あなたの今、全く無責任なことを言っているんだけれども、あなた伊豆市の森林に線引きをしようというような考えではないんですか。やれレクリエーションサークルとか、いわゆる森林としての利用をしたいという地域を決めるとか、そういうことをやるとなると、いわゆるきのうのお話ですと2,300軒ぐらいある組合員の同意を当然必要とすると思うんですね。これから森林組合と、そういう交渉をするつもりがあるのかどうなのか伺いたい。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 質問の趣旨がよく理解できませんので、質問を具体的にお願いしたいのですが。

○議長（杉山晃央君） もう一度、具体的に質問をお願いしますということです。

○12番（森 良雄君） 市長さんね、あなた自分が計画立てているんですよ。自分が施政方針ででしたっけ、6月議会でやったのは。いやいや森林計画について3月ですね、施政方針演説では。森林についてどうしていきたいか計画を述べていたんではありませんか。それをするためには、当然伊豆市の森林所有者の大半を占めるのは森林組合員だと思います。森林組合員との協議というのは必要とするのではないですか、それをお伺いしたい。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） きのうも申し上げましたけれども、私が一般用語として管理計画と申し上げましたのは、行政組織で義務化された計画というものではなくて、それは名前は基本方針であれ、構想であれ、ガイドラインであれ、それは構わないけれども、伊豆市全体の森林をどのように整備し、管理していくのかということはず全体のランドデザインはつくりたい。その中で森林整備計画はつくりましますけれども、しかし施業計画は当然、森林組合が主体になるわけですね。しかし、森林組合は2,300会員いるわけですから、そのうち施業計画というのは、トータルで見ればその2,300会員の整備計画でもあるわけですから、そのところは森林組合にお願いせざるを得ないということを申し上げたわけです。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） あなたね、先に3月議会の施政方針で森林整備を述べているんですよ。森林の利用区分ごとに管理計画を作成すると述べているんですね。そういう、当然管理計画を作成するというんだから、これからのことだと思いますけれども、素案も何もないんですか。ただ、これからやりたいということを施政方針演説で何も頭の中にまとまっていなのに、施政方針で述べたんですか。私がいつも言っていますけれども、行き当たりばったりの思いつき行政だと言っていますけれども、その典型なんじゃないかな。それを教えてくださいよ。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 恐らく去年の6月議会で三須議員から御質問いただいたと思うんですが、全体のランドデザインどうなっているということで、早急にその計画をつくりたいということを申し上げて、それがまだまだできておりませんで、私が市長になってからすぐに森林というのは伊豆市にとって財産ですから、まずはランドデザインと言っても大げさなものではなくて、どこが国有林、県有林、国立公園はどこ、レクリエーションで使えるのはどこ、保安林はどこ、林業として使うところはどこ、林業として使うところの黒字はどこ、赤字はどこ、赤字額は幾らかというのがわかってくれば、それが次の全体のローテーション

を組んだ事業計画になっていくわけです。

残念ながら、それがまだ出てきていないわけです、農林水産課から。ただ、県のほうでGIS化もできましたので、今、私の手元には切れる場所、これは林道から200メートルぐらいの場所、それから林種、杉なのか、ヒノキなのか、広葉樹なのか。ようやくそこまではたどり着いたところで、まだその中の整備計画とか、全体としての団地化、あるいは施業計画等々はまだ出てきていない、残念ながら。そこで去年からことしにかけて森林文化の元年として、そういった全体管理を進める事業に着手しようということを申し上げたわけです。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 次に進みますけれども、市長さん、あなた3月議会の施政方針で伊豆市をこうしたいと言っているんですよ。森林を利用区分ごとに管理計画を立てたいと言っている。これももし住宅の線引きみたいなことになったら、森林組合もやっぱりいろいろ悩むでしょうね、これ。もし、まだその辺も大まかなことで組合員には説明できるような状況じゃないというんですかね。これで打ち切りますから、教えてください。

そうならそうだでいいんです。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 山の種類といいますか、ここはどういう目的で使用するというのは、たしか去年だったと思いますが、法律が変わりましたので、一番新しい区分について、今、観光経済部長に説明をさせます。

○議長（杉山晃央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 区分につきましては、水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3区分に区分するわけがございますけれども、それらにつきまして従来ですと国の方針等々ありましたけれども、今度はそういったものを市が基準を定めるというようなことで、今後は面的な図面にそういった計画といいますか、そういったものを書き込んだ具体的な森林計画というものを創設するような方向にいくということとなっております。

なお、昨日の西島議員の質問にも市長答弁しておりますけれども、まだこれから県のほうの森林法の改正の説明会が、この6月24日にあるというふうなことでございまして、その辺で具体的になってくるのではないかと考えております。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 時間がないから、次の学校再編に移りますけれども、教育長、学校再編は時期尚早だということを僕は言ってきたですよ。きのうからの再編のいろいろな議論の中であったのは、いわゆる5年後、10年後のことを考えろというようなことを、考えていないんですね、我がまちは。しかし、私が再三言っているのは、学校の再編というのは10年、20年先を見据えてやりなさいということを言っているんですね。市長が新しくなって、2年か3年でもう再編が進んでしまっている。お伺いしますよ。バスの運行は確実に縮小してしまっているんでしょう、当初計画より。子供や父兄は犠牲を払っているんじゃないですか。

ちょっと時間がないからまとめてやります。

広報いずの6月号にはバス待合所で宿題をする児童たちという写真が載っているんですけども、これにはだれかについているんですか。子供たちの安心安全は確保されているのかどうか、この2点伺いたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 中伊豆小学校の話ですね。

○12番（森 良雄君） 中伊豆なら中伊豆でいいですよ。天城にはそういうことはないんですか。ああ、中伊豆だね。中伊豆と土肥でしょう、統合したのは。

○教育長（遠藤浩三郎君） 子供たちが減っている状況や複式学級が市内に3校も出始める等々のことで、この再編計画をつくってきたわけですので、そういう意味では時期が早いというようには我々は考えておりません。

バスについては局長のほうからお話します。

○議長（杉山羌央君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） バスの待合所でございますけれども、当初からバスの本数というものはある程度考えておりました。これは中伊豆地区の話ですけれども、本数も実は全体的には減らしたのではなく、ふやしてございます、中伊豆地区、お願いをいたしました、バス会社に。学校が終わってからすぐ帰れないという時間帯のバスもございますので、ふやすことの運行上できないものもありますものですから、その子供たちのために、先ほど議員さんがおっしゃられたように安全確保とか、そういう意味で旧田方消防署の中伊豆支署の1階のポンプの車庫の部分を改装させてもらって、子供たちにそこでバスが来るまで、時間を待ってもらおうと。そのためには、ただグラウンドで遊ぶのもよろしいかと思いますが、そうではなくてやはり宿題をやったり、復習をしたり、そこに図書も用意しまして本を読んでもいただくという格好のものをバスの待合の時間のためのもとして用意をさせていただいたところでございますので、バスは再編前よりも本数が減ったということではなくて、ふえていることは事実でございます。

○12番（森 良雄君） 子供たちの安心安全は確保されているんですか、この宿題をやっているところは。

○議長（杉山羌央君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） その中に支援員の方が時間的に余裕があれば、そのところに支援員の方がついて指導してもらっている時間帯もございます。

○12番（森 良雄君） 常時いるわけじゃないんだな。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 常時いるわけではございません。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） そういうのを安全は確保されていないというんですよ。あなた方は

そういうことを見切り発車している。そう思いませんか。何かあったらどうするんですか。教育長どうするんですか。

○議長（杉山羌央君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 今お話しあったように、常時そこにつきっぱなしということは、それはちょっともう下校の時間になっておりますので、そういうところに学校の教員なり、学校関係者がつきっきりということは、ちょっとこれは無理かということでもあります。ですから、必要とする授業が終わったところに、支援員の方にそこについていただくとか、もう一つは用務員の方で時間があれば、そこについていただくということで、子供たちが授業終わってからそこにずっと張りついているということではなくて、ここではなくても一般的に授業が終わって、子供がグラウンドの中で遊んでいる場合も、先生がそこへつきっきりで見ているわけではございませんので、そういう内容と全く同じとは言いませんけれども、そういうような状態で確保ができるようにということで待合室を、その一端として考えて設置をしたという内容でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 学校の運動場、いわゆる校庭で子供たちが遊んでいて、事故を起こしたら、やはりそれは学校の責任じゃないんですか。ここはどうなんですか。子供たちは、ね、市長さん、伊豆市の小学校の統廃合の結果、こういう待合所でもって、はっきり言うとしたむろせざるを得ないところなんですよ。その安全安心を確保する責任はないんですか。教育長答えてくださいよ。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） それは学校の管理下というぐあいに考えています。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 私は準備が不十分だと言うんですよ。見切り発車してしまっていると言うんですよ、小学校の統廃合は。天城が一番いい例ですよ。なぜ今ごろになって、こっちがいい、あっちがいいということになるんですか。鈴木初司さんの質問では、何か危険地帯に小学校が建っているということじゃないですか。そういうのを見越して統廃合を進めるんじゃないですか。私がいつも言うように10年、20年先を見越してくださいよ。

今、小学校を新しくすれば、修善寺中学校みたくなるんですよ。設備の近代化が進められるんです。私は小学校の統廃合というのは設備の近代化だと思いますよ。当然、校舎も新しくする、それから場所も伊豆市で一番いいところにつくる、いいですか。

それから、そもそもあなた方の統廃合の目的は何なんですか。人数を多くして、たくさんの子供、仲間のいるところで教育したい。教育というのは、私は前にここで言ったことがあるけれども、まず教育の主目的は何なんですか。主目的を忘れてしまっている。子供たちの学力を向上させるためなんですよ。そのためには先生が何をするかと言ったら、子供の能力を把握しなくてははいけないんです。教育長、そう思いませんか。能力を把握した上で、能力

を伸ばしてやるのが教育の主目的だ。ところが、伊豆市は主目的を忘れてしまっている。お伺いしますけれども、まずそれを教えてくださいよ。

それと、もう時間がないようだから行きますけれども、土肥と中伊豆の小学校の統合をしたことによって、以前の先生の数と今の数、土肥では何人、中伊豆では何人か教えてください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 今度の統廃合、学校再編成についてですけれども、1つはクラスがえのできる規模の学校をつくりたいと。そのことによって子供の集団で、子供同士の多様な考えに触れられる、認め合える、協力し合いの人間関係ができる等々、今、子供たちに社会性が減ってきている現状の中で、かつての地域で遊ぶとか、地域で何かということが非常にしにくくなっている中で、学校をそういう場にしていきたいというのが今度の学校再編成の目的であります。

教職員の人数については、今、きょうデータはありません。また後で御報告いたします。

○議長（杉山羌央君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

今、2時29分ですので、40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時39分

○議長（杉山羌央君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（杉山羌央君） 一般質問を行います。

次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

5点質問いたします。

まず第1は、住宅リフォームの事業の検討状況であります。

ことしの3月議会で、この問題を私一般質問いたしました。市長は住宅リフォームは重要な事業と前向きな答弁をいたしました。これを担当する政策推進課に聞いたところ、介護保険の住宅改修事業と耐震補強工事との関連で検討しているとのことでしたが、今どういふふうな状況になっているのかお伺いいたします。

2つ目です。市民に防災、震災対策を見つめ直す機会をつくること。防災、震災計画の検証が必要と考えますけれども、3項目について市長の所見を伺います。

まず第1は、災害の被害を最小限にするための対策の一つとして、地域の危険地域や避難場所を記したハザードマップの検証とマップの全戸配布が重要と考えますがいかがですか。

2つ目に、市民が被災状況を行政に知らせる手段と対策をお尋ねします。

3つ目は、災害復旧の要は市の組織だと思えます。周辺部の対応に当たる支所がどのような機能を持つのか伺います。

大きな3点目、食肉加工センターの肉の直接販売がなぜ3店舗限定なのかです。シカ肉をブランド品として販路を広げる方策をとるべきだと私は思いますけれども、しかしながら、どういう選定基準で3店舗に絞ったのか、限定したのか伺います。肉を扱う他の事業者には直接販売できないという理由は何でしょうか。

4点目、関連します。イズシカ問屋という1つの団体がありますが、この業務委託に供養祭も委託したのかどうかお尋ねします。イズシカ問屋がシカ肉加工センターの供養祭を行いました。市当局は、この団体の事業計画にのっとって業務委託したということでしょうか、お答え願いたいと思います。

5点目、最後です。通学バス確保の見通しなど、天城地区小学校再編に伴う住民合意が必要な重要な課題について3点にわたってお尋ねします。

第1は、天城地区の小学校の再編の時期について伺います。第3回学校再編成準備会の席上、教育長は教育委員会を代表して、なるべく早い時期に再編したいが、再編時期は明言できないと述べられました。ところが、新聞報道では1年おくれの再来年、平成25年度の再編を目指すという時期をうたっています。そういう記事になりましたが、その見解を求めます。

2つ目です。保護者が望む安心安全な通学手段について伺います。天城地区の小学校が1校になった場合、バスの使用台数は7台から12台とのことでした。最初の児童がバスに乗る、または降りる、そして最後のバスに児童が乗る、降りるとき、この間の必要時間はどのくらいと予想していますか。東海バスがこの台数を走行させる可能性があるとは私は思いませんが、教育委員会は可能と考えますか。また、乗りかえのないバス運行を保護者は本当に切実に望んでおります。可能性はあると考えますか。

3点目、天城地区学校再編検討会が行った幼稚園のアンケート結果についての教育委員会の見解を求めます。また、教育振興審議会が教育委員会に答申した中に、これ重要な要素ですけれども、適正規模とは、前議会ももうずっと何度も何度も教育長と論議しておりますけれども、ここで言う適正規模というのは教育観点からの答申ということで教育委員会は受けとめたのかどうか、お尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（杉山 晃央君） ただいまの木村建一議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、住宅リフォームですが、この介護保険や、それから耐震補強の

支援等々、いろいろな制度がございまして、なかなか全体のバランスをとるのが難しい状況ですが、御参考までに住宅耐震補強事業は22年度の実績で耐震診断が50棟、補強計画策定が15棟、耐震補強工事が20棟で、1棟平均210万円の経費がかかっておりますので、ここをどのように補助をしていったらよいのか。また、介護保険の住宅改修事業につきましては、22年度実績で居宅介護が50件、介護予防が32件、それから御殿場市でやっておりますような独自の住宅リフォーム、これを今どのように組み合わせるべきかを検討しているところでございます。

現在、他の自治体の状況を調査するとともに、既存の勤労者住宅建設資金利子補給金、これも検討材料の一因に加え、同一住宅1回限りで市内の事業者が施工する増改築を助成する具体策について検討しているところでございます。

次に、ハザードマップですが、これは平成16年度に旧町各地区ごとに全戸配布しております。

それから、市民が被災状況を知らせる手段としては、当然電話なりメールが通じていれば、それを使っていたきたいところですが、それが使用できない場合には、各地区に配置されている消防団を通じて、消防無線で行政のほうに御連絡いただくこととなります。

災害復旧本部はこの本庁一番下に既に部屋はつくっておりますけれども、ここを核として各支所は災害現場の状況の把握、それから主として避難所の運営、このような機能を予期しております。

それから、3店舗の基準ですが、これはイズシカ問屋を稼働させるに当たり、事前に市内の精肉業者等の皆様に取り扱いについて御意向を伺ったところ、現在の3店舗から御希望がありました。これは手挙げ方式で選定をさせていただきましたので、今後とも取り扱いを希望される店舗がございましたら、そちらにももちろん拡大をしてみたいと思います。

ただ、その搬入のところがまだ安定をしておりませんし、これから秋にかけてはしばらく搬入の数が減りますので、搬入について他の市町から受け入れる等々の拡充策については、9月以降もう少し稼働状況を見てからということになります。

最後に、供養祭の件ですが、昨年度、商工会の青年部が主として構成をいたしましたイズシカ問屋、ことしからは名称が変わってイズシカファンクラブと変わっているようですが、昨年度はイズシカ問屋に委託をし、この委託の内容はシカ肉の流通にかかわる問題点等対応策の協議、シカ肉流通のためのイベント参加、PR活動、研究会の開催であり、委託の中には供養祭は入っておりません。イズシカ問屋が自主事業として開催したものと理解をしております。

以上でございます。

○議長（杉山莞央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 再編時期と新聞報道の件であります、鈴木議員からも同様の指

摘をいただき、誤解を招く結果となったことについては申しわけなく思っております。天城地区の再編については、再編成の時期について準備委員会でお話ししたとおり、さまざまな条件により変わってくることになり、新聞記者の方にも御理解いただいたところでもあります。その中で、教育委員会としては天城地区の子供たちの現状を考えると、一日も早い再編成を目指していきたいとの意向を伝える中で、24年以降最も早い時期としての25年4月という解釈から新聞報道となったと考えております。

今後、校地が決定されてから、開校までの工程を保護者、地域の皆様へ説明し、御理解いただきながら、議会承認をいただいた上で開校時期を決定してまいりたいと思っております。通学バス確保についてであります。

安全な通学手段についてであります。現在、再編校地が準備会で協議中の状況ですので、これからお答えする内容も見込み、予測の域になってしまいますが、お断りをいたします。

再編校が、仮定として3校地の一番長い通学区間を現行のバス時刻表で見ますと、最初に乗車するバスは午前6時55分発で学校の最寄りバス停着が7時21分、最後のバスが学校最寄りバス停着が7時49分となります。およそ30分となります。しかし、この時間帯にバス車両が集中することや、乗車人数が増加することも考えますと、これ以上の時間を要すると見込まれます。

次に、東海バスの運行台数についてであります。この時間帯は通学通勤時間帯で1日の中でバス運行車両の台数が一番出ているときなどを考慮しますと、厳しい状況ではないかと考えられます。

また、乗りかえのないバス運行路線の開設について、過日バス会社にこの案件の概要を打診した際の感触としては、可能性については全く否定的な対応ではありませんでしたので、これからの協議に期待感を持っているところです。

アンケートについてですが、学校再編成準備委員会にも提出をいたしました。これから小学校へ子供を送り出す保護者の御意見が集約されたものとしてよく受けとめるとともに、再編準備委員会を進める上で参考となる資料と考えております。

教育審議会からの答申にある適正規模については、2回ほど適正規模の部分が出てきますが、学校教育法施行規則第41条にのっとり、伊豆市における地域性を踏まえた答申と受けとめており、教育的観点を加味したというぐあいに承知をしております。

○議長（杉山 晃 君） 再質問ありますか。

○20番（木村 建一 君） 市長の、すみません、1つ漏れています。防災の関係で支所の意義についてお尋ねしたんですけれども、お願いします。

○議長（杉山 晃 君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊 君） 先ほど申し上げたつもりでいたんですが、支所の機能は被災現場の状況の把握、それから避難所の運営、これを主たる機能として予期をしています。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 住宅リフォームについて再質問いたします。

今何を検討しているのかということでお尋ねしたら、いわゆる耐震のそういう制度、介護の制度、それからいろいろな住宅の利子補給の制度ということで検討しているということで、さらに煮詰めているのかなと思ったんですけども、ほかの自治体等々を見てみますと、さほど住宅リフォームは住宅リフォームとしてちゃんと位置づけてやる。そして、市の耐震補強は耐震補強でこういう基準に基づいて耐震補強の補助をしますよ。介護保険についても住宅改修の費用はこうですよということで、限定しているんですよ。それ以外のところについての住宅リフォームについては、こうこうこういうことだからというようなことが区分けされているんですよ、制度的に。ですから、いわゆる新しくつくろうとしたときには耐震補強の制度と介護保険の制度を横に置いておいて、それ以外のことについての住宅リフォーム制度というのをつくってあげれば、そんなにグレー部分があって、どっちを使っていいのかということの制度ではないんですよ。ほかのところの自治体を調べると。

したがって、そこは僕、余り心配していないんです。逆に、市民の皆さんにそういう一緒にしないですよということをやればいいことであって、前の議会でも市長も前向きにいろいろな形で受けたと思うんですけども、やはり本当に地域経済が疲弊しているときに、建築業というのは、市長御存じですよ、すそ野が広いですよ。いろいろなところで影響すると。事業者も入ってこられるということで、本当に地域の活性化や、もう一つ大事なところは今、市民の居住環境にしたって、やっぱり直したいということの流れが、ある意味ではかかっている。そして、その事業を行うのは市内の施工業者に限るということをやれば、本当に地域経済が大いにやっぱり発展する起爆剤というふうになると思います。

以前もお話ししましたが、それこそ本当に何百万円で、いわゆる予算組んでいても、その4倍、5倍する、もっとすごいと10倍するお金がこの地域に回っていくというような、それこそ本当に地域経済を活性化させる、私はある意味では一つの重要な起爆剤だと思いますので、その点の冒頭お話しした耐震改造と区分けできるものですから、なるべく早く実施する計画を立てていただきたいと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それは議員御指摘のとおりでございます、これをいち早く導入した御殿場市長からも再三私もいろいろな状況を聞いているんですが、大変大きな効果があるようです。ただ、土地を買って、建物を建てた場合に伊豆市が100万円助成しているバランスの中で、御殿場のようにリフォームでも100万円つけられるかということ、なかなかすぐにそのラインでというわけにいかないものですから、今そのような金額も含めて耐震と介護以外の一般的な住宅リフォームについても内部検討しているところでございます。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） さらに実施するに当たって、当然市当局が考えている課題も当然あり得るでしょうから、その点はまたさらに事務方で詰めていただいて、早く実施できるように切に希望します。

防災のほうに入ります。

私、勉強不足でしたけれども、ハザードマップ、平成16年に全戸配布したということですが、ここに持っていますけれども、結構大きなものですよ。これは天城地区の半分だけでこの大きさですから、これちょっと私は例の合併の直後でしたね、台風が起きて、ものすごい被害起きたときに、どんな状況になっているのということでこれいただいた資料なんですけれども、これを見ますと、いわゆる防災マップ、ハザードマップをどう見ればいいのかなど、判断すればいいのかちょっと迷うところがたくさんあるんですよ。幾つかお話しして、その点は市民にわかりやすいようにまた、僕は防災マップをもう一度見直すという意味があるのかなと思うもんで。

例えば、伊豆市役所のすぐ隣、生きいきプラザありますよね。そこを地図上で見ますと、土石流の危険区域になっているんですね、あそこは。この生きいきプラザが緊急物資の集積所にもなっていると。だからあれ、どうなっているのと、本当に大丈夫かというようなところ。あと、市長が住所を置いている本柿木の多目的集会所も同様なんですね。天城湯ヶ島の拠点にしたいという、天城支所も土石流の危険区域。私が住んでいる市山の公民館も避難場所になっているんだけど、土石流の危険区域になっている。

では、そこに地図を見たときに逃げていいんですか、どうするんですかという迷いが生じてしまうもんで、それぞれの解釈というか、もう少しわかりやすいようにやると同時に、やっぱり私はもう一度今の時点、東北大震災のあった状況の中で、きのうからずっと論議していますけれども、もう一度防災計画を見直していくという立場で見たときに、すぐにはできないでしょうけれども、それができた暁には皆さんにやっぱり防災マップを配布する。そして、自分の地域内に潜んでいる危険性がどこにあるのかということをやっぴりきちんと市民が把握することが本当に、私は何かあったとき、地震でも水害でもあったときに、ああ、あそこは危険だからとか、ここは安全だという一つのやっぱり重要な対策、被害を最小限に食いとめるための重要な要素だと思いますので、ぜひ見直ししながらそういうことをやっていただきたいなど。

ちょっといろいろ見ているけれども、防災マップ見たってすごく矛盾するようなところばかりなんですね。そこをちょっとまた見直していただきたいというように思いますがいかがですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議員、問題にしている、全くその通りだと思いますし、なるべく早く検討しなければいけないのですが、他方、なかなか実際に防災計画が具体的でかつ実際のなければいけませんので、例えば地震のとき、つまり伊豆市がおおむねほとんど全域で震度

6弱が起こる場合と、台風、大雨で局部的に土石流とか土砂災害が起こる場合とやっぱり違うんですね。そうすると、ある箇所は集会所が土石流で埋まってしまったかもしれないけれども、しかしほかの箇所は全部生きている場合もあるわけです。ですから、それを分けると、地震のときにはここです、土砂崩れでこのときはここですとやると、これものすごく複雑に、実はなるんですね。そういったケースごと、災害のケースごと組み立てるのは一つは難しいということ。

それからもう一つは、ここはだめ、危ない、ではほかにあるかという、これ本当に伊豆市はないんですね。一つは残念ながら市内がほとんど危険であることと、それと頑丈な施設が少ない。3月11日に土肥南小学校の体育館にいたときも、最初皆さん体育館に一たん入ったんですが、余りに寒いので、校舎の1階に移って、そこがまた下が机といすなもんですから、お年寄りの方は寝転がりたいけれども、寝転がれないんですね。そうすると、御理解いただくお寺のような畳があるところに本当は寝転がっていただいたほうがいいんですが、あるいは乳飲み子はどこかやっぱりちょっと人目を避けて授乳もしなければいけない。そうそう考えると、では、この集会所は使えないからほかにというときに、本当、代替地で探るのが今大変な状況で、だからと言って何もしないわけではないんですが、そのような複雑な要素の中で、1カ月や2カ月ではできないものですから、本当に使えるハザードマップと防災計画、これを今、遅きに失したかもしれませんが、3月11日を契機に再度検討をしているという状況でございます。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 次の質問に移ります。

地震などで地域の被害状況を災害対策本部に知らせること、それから本部から被害地域に支援を知らせるための防災行政無線、今も各地区の消防無線ということがありました。昨日もこの辺のことが大いに論議されましたが、私は一つ提起したいのは、今回の大震災のところを見たときに、やっぱり電話も携帯も被災した。では、無線だと、こうなるんですけども。

聞くとところによると、各被災地に、避難場所に全部ではないでしょうね、アマチュア無線を持っている方がいらっしゃって、その方がお互いに連絡し合って、この道路は大丈夫だ、今こんな状況だよということを言ったもので、ぜひともきのうの論議の上に、また同等な形でアマチュア無線の愛好者というのが伊豆市内にも結構いらっしゃるんです。その方をきちんと把握して欲しいするという。組織的にやっぱりやっていって、何かあったときこういうことをやっていただけませんかというところをやっぱりやっていけば、アマチュア無線の方は本当に献身的ですよ。私も1人、2人知っていますけれども、本当にどこの被害状況も全部把握できる。自分のところが被災したというの、無線機持っていますからね、アマチュア無線の方は。それで、やっぱり大いに被害状況をさらに行政無線がだめで、消防無線というものの兼ね合いを含めて連携をとっていくということをやぜひ今後の防災計画の中に位置

づけていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） ただいま議員御指摘のアマチュア無線、クラブとかいろいろな連盟加入している方いらっしゃいます。防災のときの協定、そういったものを結びながら御協力いただくということで、これは進めてまいりたいということで検討しております。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） ぜひお願いしたい。

それから、私の聞き漏れがあつて申しわけなかったですね。被害時の対応に当たる支所の関係で少しお尋ねしましょう。

伊豆市の地域防災計画は一体どこにあるのかと思ったら、たまたま準備しているときに議会事務局にあったもので、きのう借りてちょっと読んでみた。全部はとてもじゃない、分厚いもので読めなかったんですけれども、この中で重要だなと思うのは、地震発生のところだけ、ちょっと限定しながらお話ししたいなと思っているのは、質問したいんですけれども、この中に地震発生のパターンは地震が予知され、警戒宣言が発令された後、地震が発生する場合と、地震が予知されずに突然地震が発生する2つのパターンがあると、こういうふうに書かれている。まさに市長も、きのう幾つかのところでそんなお話をなされました。だから、常に予備、予備と言ったってできない場合もあり得るんですよ。

そうすると、当然、土肥支所ちょっと人数調べましたら18人と、天城支所は6人の職員で被害状況を把握すると。前もって予知ができれば何らかの形の対策をとれるかもしれないんですけれども、ここがまた難しいところで、突然起きたときどうするのということがどうしても周辺部にいる方々は、どうしてもやっぱり今回の被災状況を見ていても、行政のやっぱり機能というのは本当にきちっとやっていかないと、組織的にやっぱり被害状況を把握して、復興だってでき切れないと思うんですね。

だから、把握するのはわかるんですけれども、例えばちょっと難しいかもしれませんが、予知されているとき何らかの対応で職員が動いたり何かできるでしょうけれども、今お話しした土肥は18人、天城は6人の職員で、どう対応するのかなという、すごく気がかりなところがあるので、その点のお考えがあつたらお聞かせください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど支所の機能として現場の状況の把握と申し上げましたけれども、実は正直なところ、これ自体も大分難しいかなという気がしております。避難所を当然立ち上げたり、あるいは避難所まで行けなくても幾つかの安全なところに市民の皆さんお集まりになるでしょう。それは市の職員を見つければ、すぐにいろいろあるでしょうし、市の職員、支所は恐らく地域のいろいろな問題に消防団も含めて、多分もうほとんどそれで手いっぱい

になる。そうすると、全体市の中の行政としての機能は、恐らく本庁にしか残らないと思っているんです。

したがって、いろいろな小千谷の例とか、川口町の例、中越地震の例とかを見ますと、この辺にあるような紙に状況をメモしては大きなものに張り出して、そしてそれがみんなが共有できるように張り出していくというようなやり方をしておりますので、ここが残っているという前提で、すぐにそれが立ち上げられるような白地図2枚をそろえた災害対策本部というのをこの1階に準備したわけです。そこが機能している間においては、とりあえずそこに集約していただきたい。そうしないと、そのブランチとして支所が機能するというのは恐らく期待しても過大だと思うんですね。

ですから、何とかこの本庁と消防団、本庁と支所、先ほど御指摘のあったアマチュア無線がもしそうした協定ができるのであれば、そういった情報だけはここに集約化するように、さらにその体制は強化をしていきたいと。支所にはなかなか行政のヘッドとしての機能は期待できないのではないかと危惧しているところです。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 解決策を私も見つからないもので、どう考えているのかというのをお尋ねしましたが、現実には起きたときに土肥はちょっと離れているから、天城支所、周辺部の方々というのは合併した一つの弱点ですよ、やっぱり。周辺部は横にちょっと置いておかれる可能性が出てくると。したがって、この辺についてもただ単にだめだということではなくて、私もちょっと解決の糸口がないんですけれども、どうしたらその辺はカバーできるのか。結局その方々は本所にここに電話したり何かして頼むかといったら絶対ないですね。当然、見に来てくれとか、特に被災で落ち着いた後にいろいろな課題が出てくる。そのときに支所機能をどうするのかという課題なのかなと思うんですね。

被害状況、起きたときにはもうパニック状態ですからわからない。でも、復興してぼつぼつどうなっているのと言ったときに、その課題が当然、私は支所機能として十分に果たせるようなことを第2段として考えておかないと、天城支所だけ言ってしまうとあれですけども、6人だけでそれが対応できるかという、当然できないもので、それなりの応援体制つくるとか、市民のさまざまな被害状況を把握して、その解決策を示すに当たって、やっぱり支所機能はだめじゃなくて、難しいじゃなくて、解決策というのをやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと、私思っているんですけれども、その点の見解お願いします。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 問題提起はよくわかります。

それで、冒頭、私も支所が機能しないんじゃないかと言ったのは、一番最初の全体像、ここが本庁が把握していないとき、もう人命救助の段階であって、そこでちょっと私の発言を誤解されたら困るんですが、そうすると合併したらマイナスなのかということをよくそこに波及してしまうんですが、先般の全国市長会でやはりそれは合併してよかったという例が紹

介されていたんですが、田老町というところはほとんど旧町の公用車が流されてしまったんだそうです。そこで、宮古市になっていたから、その旧田老町の行政機能も維持できたということで、合併というのは、今回の中でもやはり効果があったというような紹介がなされていきました。

そこで、復旧、復興の段階になったときには、当然ここで全部ハンドルできませんから、各支所の中で地元要望とか、地元の御意向をしっかりと意見交換しながらやっていくという作業では当然必要だと思っています。

ただ、そのときにいつも悩ましいことが、旧支所は全部同じ機能なのか。あるいは天城、湯ヶ島、中伊豆は本庁から、そういったことも含めて一体的に行政運営できるのか。土肥はさすがにちょっと峠越えで、全部同じように見るというのはなかなか難しいと思いますので、結局、恒常業務と同じように、ここと土肥支所というようなことになるのではないのかなという気がしております。土肥支所並みの機能の中伊豆、天城湯ヶ島に引き続き同じ体制を維持するというのは、全体の効率性からいってどうかなという気もしております。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） ぜひその点も含めながら、私もまた勉強しながら具体的な提案等もまた考えていきたいなと思います。

次移ります、食肉加工センター。

そもそも昨年1月に伊豆地域内の需要予測のアンケートをとりましたよね。ここに持っています。伊豆市商工会ということなので、当然、市が相当参画して、こういうアンケート等々、現状等をやったと思うんですけども、このアンケートの中にシカ肉の流通が始まったら取り扱いたいと回答した店は56店舗あるんですよ。現実にも今、食肉加工センターで冷凍保存した肉がどこに出るかという、ヤマモトフードセンター、天城ストア、谷口精肉店なんです。これはインターネットに出ていますから、別に企業名言たって何ら構わないと思うから。これ以外の食堂などの店は、食肉加工センターから直に買うことはできないという条件があるんですね。

私は民間の企業で食肉加工センターをつくっているんだしたら、その民間企業があなたと、あなたと、あなたの企業だよということでやっても何ら差し支えないと思うんですが、公共のものですから。買いたいよと言う人に、商店に対して、私は平等に扱うべきだというふうに思っているんです。

もう少し具体的に、こういうことどうなのとお尋ねしますけれども、ある食堂を経営する方から連絡ありました。自分のところでぜひともこのシカ肉を、市長もブランド品としてどんどん広げていきたいというから、市役所かシカ肉加工センターかちょっとわかりませんが、とにかく行政に買いたいからと言った。そうしたら、今言った3つのストア、店を紹介されて、そこでしか売れませんと言ったという。そうすると、一体全体何なのと。この人が言っていたのは、食肉加工センターの販売価格、当然ありますよね。それに、この小売業の3

つの店舗の販売利益、当然、上乘せした価格で肉を買いなさいということですかと。今、本当に商売が大変なときに、いかに安いものを売りましょうかと言ったときに、ここでなぜわざわざ同じ小売同士なのに、マージンを取られるのかと、おかしいじゃないかというふうな話が出た。

今、搬入が安定しないという理由がありましたけれども、当然そうですね。あるときとないとき、いろいろあるでしょうけれども、私は冒頭言いました肉屋に手挙げ方式でやったという、では56店舗すべてにやったんならわかりますよ。でも、聞くと精肉店だけ選んでどうですかと言われた。それは私はおかしなことだというように思うもので、やっぱり市長が言っているこのシカ肉をブランド品として、やっぱり広げていきたいんだということであるならば、私はそういう積極的に、このシカ肉で、この店の方はカレー肉をぜひやりたいと言っているのと言って憤慨していました。多分、ある職員の方とやり合ったらしいですけどもね。

やっぱりこれは改めるべきではないのかなと。需要がなければ、ごめん今はないもので、どのぐらい量が欲しいですかと。入ったときに、では連絡するけれども送りましょうか、来ていただけますかということをやればいいことではないかなと。

時間の関係でもう一つお尋ねしましょう。

自主事業だと言われました、供養祭はね。この供養祭というのは、命の恵みに感謝することですよね。ちょっとわからないのは、これを行ったイズシカ問屋の事業の性格を今、市長が述べられました。と供養祭はどういう関係にあったのかと、よくわからないんですよ。あくまでもこのイズシカ問屋は、いわゆるイズシカブランドのPRをやる、それからイズシカを売るようなイベントに参加するということなんです。どういう関係なのか、何が自主事業と言えるのかというのがよくわかりません。

それで、もう一つお尋ねしたいのは、ちょっと課題があったのは、この供養祭の当日、3月18日だったかな。市の職員、幹部職員の方々が供養祭の準備をするために幕を張っていた。あれ、何でいるのかなと思って、ああ、そうか、きょう供養祭かと言って行ったら、職員しかいなかったと。そして、そのやりとりする中でだれに頼まれたんですかと言ったら、答えがない。だれがだれに頼まれたんですかと言ったら、それも言わない。とにかくイズシカ問屋に頼まれたんだと言う。一職員は、手伝って何で悪いんですかというお話しなさいましたよ。

お手伝いをしたというのが、本当に私、自主事業なのか、そこまで行政は手厚く、自主事業であるにもかかわらずやるのかなという、不思議で仕方がない。その点はどのようにお考えですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まず1つ目は、精肉業者さん、卸というか、小売といいますか、そこを通して今きております、確かにおっしゃるとおり。当初から、エンドユーザーの飲食店さんとか、旅館さんに全部ということもあるんですが、これはこの事業を始めるときに、相当

強く精肉事業者の皆さんから、市は営業妨害するのかという、大変強い御要望、御批判があったんです。そうすると、我々が現にその時点ではイノシシ肉等々を使っていた肉屋さんもおありでしたから、そこはまず全体の肉が相当量回るまでの間は、まずは精肉屋さんを通して普及させていくということで、精肉屋さんに取り扱っていただけるところはありますかということで手を挙げていただいたわけです。

これがもっと安定的に供給されるようになって、そして直接販売もできるような量になっていけば、それはその時点でまた見直したいと思えますけれども、先般もある肉屋さんに向ったところでは、大変に丁寧に処理をしているけれども、まだ安定供給ではないので、飲食店とか旅館のほうには、自分もまだサンプルは持って行っておりませんというような状況でしたので、まだその状況にまでは至っていないのではないかなというような見方をしております。

次に、オープニングですが、これはイズシカ問屋というのが市の事業でございますので、当然、市の職員もいろいろなところで参画はしております。ただ、このオープニングセレモニーを、これはイズシカ問屋に委託したんだよね、オープニング事業も。

したがって、オープニングのところは、また供養祭のところが何か地鎮祭も、市長は出てもいいけれども、地鎮祭はやってはいけないそうで、そのあたりの日本の宗教の独立といいますか、自由といいますか、そのあたり私は詳しくないのですが、通常これ宗教というよりも、文化的な、伝統的な行事だと私は思うのですが、どうも日本の場合には、地鎮祭とか供養祭とか、その他の類は行政がやってはいけないということの判例のようでございますので、市が直接、自分の事業としてはできない。ただ、オープニング式典を委託したイズシカ問屋さんのほうで、私もこれ何度も行っておりますし、要するにいただいた命をすべて大切に使用させていただきたいのが日本人の倫理感であるというようなことをしんしゃくしていただいたのかもしれませんが、それは私はわかりませんが、供養祭も入れていただきましたので、私も参加をいたしましたし、市の職員も手伝ったことであろうかと思います。

○議長（杉山晃央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 販路の件については、ぜひ今、肉屋さんとの兼ね合いを云々言われましたけれども、今言われたように平等性からいくなら、やっぱりちょっと課題が残るもので、その辺はぜひお願いしたい。

供養祭についてはちょっと疑問符が残りますが、次に移ります。あと5分。

学校再編成の時期、新聞報道と再編の時期は明言できないんだよと言った誤解って、何を誤解と見ているんですか。片方はちゃんと何年と言っていて、片方はわからないんですよと言っている、その点お願いしたい。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 実際には準備委員会の審議経過から見ればもう何年か言えないと

というのが本当のところですよ。教育委員会としてはどうでしょうと言うから、それは早くという、そこら辺の違いだというぐあいに承知しています。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 早くというのと……では、新聞報道は、教育長は言っていないんだけれども、平成25年度だということを書いてしまったということですか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） できるだけ早くというのを教育委員会の立場で、では25年ですねと言うから、まあ、そうですという話はしました。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） そこが違うということを言っているんですよ。もう繰り返しませんけれども、もっと準備会の方に言ったことと、別の時点で、私は区分けをすること自体がちょっとおかしいと思います。

余りこればかりやると時間ないもので、次行きましょう。

バスの台数が登校時、下校時、それぞれの各小学校になったときに違うということがわかったんですが、これだけの台数が必要なんだけれども、今現在、特に登校時だけの問題をちょっと聞きますけれども、登校時にどこになるかわからないけれども、アバウトで結構です、見込みだから。平均して10台ぐらいのバスが必要だと言っているんだけれども、今現在、何台動いているんですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 今現在、何台動いているかという話でございましてけれども、始業時間のどれぐらい前に学校へ入れれば間に合っていくかという中でいきますと、朝はやっぱり7台ぐらいは必要だろうと。それを含めて、議員がその後に質問されています、どれぐらい時間が必要、最初についたバスから、一番最後につくバスにどれぐらいの時間が生じてくると考えているかという予測もそこから出してございまして、7台と考えています。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 最初の答弁、台数増は厳しいと。厳しいとなると乗れませんよね。そうですね。それから、バスの路線変更をぜひ直接行けるようにしてくれという要望が極めて強いです。そうすると、路線変更ができるかどうかの可能性については、平成23年、ことしの3月議会で、教育長は校地選定の期間中にできればと思っておりますとの答弁でした。そうしますと、7月4日、あとわずかで準備会では校地選定をしていきたいという意向で投げかけていましたね、委員長は。そうすると、このわずかな期間中に、この路線変更ができるかどうかということは、可能性があるということですか。

片方で矛盾しているのは、事務局長は校地が決定しないと、これはできないと言っている

んですよ。教育長はできると言った、片方はできないと言っている。一体全体どっちか。そして大事なところ、校地決めました、バスの運行がうまくいきません、そのときはどうしますか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 私は準備委員会の中でも、委員さんから御質問があってお答えした中で、バスの運行については校地が3候補地あるわけですから、そこが教育長も、この中でも答弁したかと思いますが、決まらないと具体的な時間とか、そういうものに対するバス会社との協議ができないと、このように感じておりますので、そういうお答えを準備会の中でもさせていただいていると思います。

その中で、御質問が準備会の中でありましたように、例えば学校の再編校地が南側の2校になった、もっと詳しく言えば月ヶ瀬小とか湯ヶ島小になった場合には、バスの運行経路に乗りかえが発生してくるとい学校になってきます、今の運行路線でいきますと。例えば、松崎方面から来る物、それから柿木の路線、それから吉奈の路線、そういうものは直接行くのもあるかもしれませんが、今はバスの乗りかえがある。それは修善寺駅方面に向かって走っている路線でございます。ですから、南側の2校になった場合には、どちらにしても乗りかえが生じてくるという話が準備会の中でも、委員の中から御質問がありました。そのときには、そういう格好に、もし校地がなってくれば、私たちは明言はこの場ではできないけれども、最善を尽くした協議をいたしますというお答えを私はしたように今、覚えていきます。

それで、その中で本日の答弁をさせていただきました中に、そういう場合も3分の2の確率で、3校のうちの2校が乗りかえを必要とする学校となりますので、お答えをさせていただきました中にありますように、概要として東海バスさんのほうに伺って、こういうような状況も考えられるんで、そうなったときには乗りかえなしのバス路線というのは、具体的にどこをどう通るとい話まではしませんけれども、そういう状況になった場合に、バス会社さんのほうとしては対応ということの可能性というはあるでしょうかというお話をしたときに、全くありませんという、それは無理ですねというお答えはいただきませんでした。可能性として、そういう利用客があれば、向こうで言う、あればというのは、大勢あればというのか、1人、2人でもあればというのか、その辺までは確認しませんけれども、そういうものについては検討できるというお話を聞きましたので、本日の議員さんの答弁のなかにも、そういう御意見を伺ったので、全くの可能性がないということに期待感があるんで、頑張っていきたいと、このように答弁させていただいたところでございます。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 次へ移ります。

適正規模の件について、教育長、またもとに戻りましたね。適正規模とは教育的観点から、

これを加味しているんだと。3月議会では法律に基づく、法律に書いてある適正規模というのは、これはお金の問題であって、教育的な観点ではありませんという御答弁でしたね。またもとに戻ったんですね。

それで、私は最後に聞きます。多様な価値観が、1クラスがだめだとか、1クラスは友人との固定化があるんだとか、社会性の問題だとか言われていますよね。だから2クラス必要だと言われている。でも、私は1クラスであろうがなかろうが、その集団というのが、学級集団というのが本当に話し合える学級になっているかどうか。違う意見を持った子供を排除する集団であるならば、私は1クラスであろうが、2クラスであろうが、子供の多い少ないには全く関係ないというふうに、私は学んできました。

まさに教育の質の問題を問われていると思っている。学校の再編成、賛成、反対という意見の違いは違いとして、私は認めながらも、このところを論議すべきじゃないかなと、私は思っているんですよね。違いますか。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 御質問が振興審議会の中身の話でありましたので、先ほど少しお話ししたのは1ページ目にある部分の学校規模という記述については教育的な部分ではないなど。6ページに第2、適正規模という部分の記述については、明らかに教育的な観点の中から適正な学校規模という部分があるというぐあいに、私は読みましたので、そうお答えをいたしました。

○議長（杉山晃央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 適正規模というのは、審議会のことでは適正規模2カ所ありますけれども、関連しながらやっているんですよ。違いますか。こっちの適正規模はお金の問題で、こっちは教育的に言っているということは一つもないですよ。その点はまたぜひ大いに論議していきたいというように思います。

終わります。

○議長（杉山晃央君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（杉山晃央君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日6月18日及び19日は市の休日のため休会といたします。

次の本会議は6月20日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後 3時33分

平成23年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成23年6月20日(月曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算(第1回)
日程第 2 議案第47号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
日程第 3 議案第48号 平成23年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)
日程第 4 議案第49号 平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
日程第 5 議案第50号 平成23年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
日程第 6 議案第51号 平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算(第1回)
日程第 7 議案第52号 平成23年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第1回)
日程第 8 議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について
日程第10 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20名)

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本覺君	6番	西島信也君
7番	杉山誠君	8番	内田勝行君
9番	関邦夫君	10番	杉山羌央君
11番	大川孝君	12番	森良雄君
13番	古見梅子君	14番	塩谷尚司君
15番	室野英子君	16番	飯田正志君
17番	鍵山堅一君	18番	飯田宣夫君
19番	三須重治君	20番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	大 石 勝 彦 君
教 育 長	遠 藤 浩三郎 君	総 務 部 長	鈴 木 伸 二 君
市民環境部長	山 本 潔 君	健康福祉部長	大 城 栄 一 君
観光経済部長	潮 木 信 君	建 設 部 長	佐 藤 喜 好 君
教育委員会 事務局長	間 野 孝 一 君	会 計 管 理 者	鈴 木 守 正 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	森 修 司	次 長	藤 原 一 昭
主 査	稲 村 栄 一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成23年第2回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第46号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 日程第1、議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、第1回目の質疑については議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑についてはいずれも自席にて起立の上、お願いすることといたします。また、予算の質疑におきましては、第1回目は一括質疑とし、第2回目以降は款ごとに残り2回までといたします。

なお、「伊豆市議会申し合わせ事項」の本会議の運営についての中に、委員会付託案件に対する質疑は、大綱にとどめることとなっております。

また、本定例会から所属委員会での付託案件でも市長に対し、あくまで大綱の範囲内の質疑が許可されることとなりましたので申し添えます。

それでは、初めに、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）につきまして質疑を行いたいと思います。

まず、最初に職員給与等全般につきましてお願いしたいと思います。

新年度予算につきましては3月定例会で皆さんが御審議し、それで承認されたわけですが、この新年度予算というのは新年度の4月1日から3月31日までのすべての事業を網羅したものです。もちろん職員給与もその中に入っているわけですが、この予算を三月もたないうち、要するに3月に可決、承認したのに、6月定例会で補正するという、そういう意図は何かをお伺いします。

過去におきましては、去年までにおいては6月定例会で給与の補正予算をやったというの

は私は聞いておりません。これはどこの自治体も恐らくほとんどないんじゃないかと思うんですけれども、ここであえて6月定例会にこの補正予算を上げたというのは、何か今年度に限っての特別な理由でもあったのかどうなのか、そこを1つお伺いします。

次に、6款、45ページ、森林整備事業ですけれども、400万円の補助金ということで、これは林業機械を購入するという、そういう補助金という説明がありましたが、この補助金の交付先、それから補助率はどれぐらいか、2点お伺いします。

次に、7款、49ページ、観光施設整備事業ですけれども、これは修善寺温泉場の旅館ですけれども、今はもう経営していないわけですけれども、そこを購入して駐車場にするという、そういう説明があったわけですけれども、お伺いいたします。

1番目、現在の土地の所有者はだれか。だれからこの土地を買うのかお伺いします。

2番目、土地購入費ですけれども、坪6万円で1,000坪買うと6,000万円だということですが、この土地代の積算根拠はどのようにして算出したのかお伺いします。

3番目、この土地は抵当権が設定されていると聞いているわけですけれども、抵当権を消滅させ解除して、抹消して取得するのかどうか、そこら辺のことをお伺いいたします。

次、4番目ですか、先ほど駐車場にするということを行ったわけですけれども、またもう一つは、その下側の瀧下橋という橋があるわけですけれども、そこから来る道につながっているわけですけれども、その道の拡幅もやりたいと、こういう説明があったわけですけれども、この拡幅工事については当補正予算には載っていないと見たんですけれども、これはどういう、いつごろやるとか、また補正予算でやるとか、それとも駐車場建設費の中でやるのかどうか、それをお伺いいたします。

次、最後ですけれども、今までと違いますか、あそこの所有者は固定資産税それから上下水道料がかなり多額の滞納となっていると思うわけですけれども、その回収方法はどのようにするのか。土地購入費6,000万円の中からもらえるのか、あるいはほかに、どういうふうにより優先的に収納できる方法を考えているのかどうかお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（杉山晃央君） それでは、答弁願ひします。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、最初に人件費ですが、次年度予算ですね、大体前年の秋ごろにその編成の基本方針を示し、12月ごろからかなり詰めた部内検討をいたしまして、1月の下旬には製本に回さなければいけません。したがって、事実上、1月の中旬ごろにはほとんど予算は決定をしています。

人事のほうですが、これはもう決まりはないのですけれども、おおむね3月の中旬ごろに管理職を含む内示を出しております。したがって、これは当年度の予算の中に4月1日

以降の人件費を含ませることができない。

では、どこで補正するかですが、これは別に決まりがあるわけではないと思うんですけども、いずれにせよ、どこかでその補正は必要になる。それをどこで上げるかは行政側の判断ということで、余り法律的な問題はないのではないかと考えているところです。

そのほかについては観光経済部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

○観光経済部長（潮木 信君） それでは、御質問に対して答弁いたしたいと思います。

まず、最初に森林整備事業の関係でございますけれども、これにつきましては、補助金の交付先につきましては市内の林業事業者でございます下船原の川村林業さんというところに交付されるものでございます。

補助率は特に何分の1とかというふうに決まっておりますが、向こう3年間の木材排出量1,000立方メートルにつき200万円または購入金額の2分の1のどちらか低い額ということで、400万円というふうに決まっております。

なお、この補助金につきましては全額国庫補助金というふうなことでございまして、国庫金が県に入って、県から市へ来る、市から業者のほうへ補助するというふうなことになっております。

続きまして、観光施設整備でございます。

これにつきましては、ことしの3月に地元の温泉区長あるいは観光協会修善寺支部長、旅館協同組合理事長、温泉協同組合理事長等、地元からの要望もありまして、駐車場というふうなことで行うわけでございます。

現在の土地の所有者につきましては、有限会社いすゞ荘から平成20年11月14日付申し立てによりまして、平成20年12月3日付で破産手続が開始され、破産管財人としてあさひ総合法律事務所、近藤弁護士が選任されております。ですから、近藤弁護士というふうになります。

土地代の算出根拠につきましては、破産管財人との下調整の中で管財人側から提示された金額でございまして、なお、この金額につきましては、固定資産税評価額あるいは地価公示価格に比較しても少額であるというふうに考えております。ちなみに、固定資産税評価額から積算いたしますと約1億5,300万円、地価公示価格から積算いたしますと2億1,400万円というふうなことでございまして、6,000万円というのは少額であるというふうなことでございます。

次に、抵当権が設定されているということですが、管財人より、すべての権利関係を処理した後に取得するというふうなことを伝達してございまして、この権利関係を処理するということが取得の条件というふうなことでございます。

次に、市道拡幅建設工事ということですが、これにつきましては、買収成立後の話となるわけでございますけれども、これにつきましては、詳細は担当の佐藤建設部長から回

答をお願いしたいと思います。

あと市有債権の回収方法につきましても、法律に基づき管財人の手により配分されるものと理解しておりますけれども、詳細につきましては市民環境部長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） 続きまして、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、西島議員の質問にお答えさせていただきます。

市道の拡幅についてです。

通告書ではどこで手当てをするのかというふうに書いてありましたので、それについては、道路拡幅の工事は建設部建設課で予算化し、事業を実施します。

そして、今ここでコメントでいつごろかという質問がありましたので、その部分についてお答えさせていただきます。

道路工事をするに当たりまして、今回のこの場所ですけれども、道路工事をするには今回の土地購入以外にもう1筆の土地が必要になってきます。この土地を購入するに当たっての交渉するための今準備を進めているところです。

あわせて、この交渉するときに、県道との交差点のところになりますので、当然、道路管理者である静岡県のほうとの協議、大仁警察署との交差点協議これを進めて、それが終わった後で工事ということになりますので、まだこれから交渉ですので、ここでいつごろというのは、ちょっとわからないということになります。

以上です。

続きまして、滞納の関係がありましたので、上下水道料の滞納があった場合という一般的なお答えをさせていただきます。

まず、滞納が生じた場合には、督促、催促という方法で納付を促します。それでも納付がされない場合には、上水道においては給水停止という方法を取り、納付を促します。下水道については停止という手段がとれませんが、上水道・下水道あわせて料金を徴収していますので、上水道の給水停止にあわせて納付を促します。それでも納付がされない場合は、上水については、一般的には債権回収の最終手段として民事訴訟という方法になろうかと思えます。下水道については、債権回収の手段は地方税の滞納処分に準じた債権回収が可能ですので、地方税の滞納にあわせて連携して対処するということになっています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、市民環境部長。

〔市民環境部長 山本 潔君登壇〕

○市民環境部長（山本 潔君） 税の関係なんですけれども、固定資産税の滞納があるんじゃないかということでございますけれども、これにつきましても個人情報に該当するというこ

とで、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

それから、債権の回収につきましてはそれぞれ、今、水道料金でありましたように、督促状、催告状、それから差し押さえといったような手順を順次踏んでいくことになると思います。また、仮にそういったものがあつた場合の回収につきましては、それぞれ法にのっとりた取り扱いはされるというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

初めに、職員給与のことについてですね。

これは2つ論点といいますか、あると思うんですけれども、1つは、さっきも言ったんですけれども、3月議会で可決、承認、審査したやつを何で4月からのやつにすぐ変えちゃうのかということなんですけれども、先ほど市長から説明があつたわけなんですけれども、予算を上げるのは秋ごろで製本がどうで、それで内示を3月にやると、そういうお話があつたんですけれども、それは確かにそのとおりでありますけれども、人事異動というんですか、その内容を見ますと、それに伴う補正予算が過去もう300万円以上のが20件あるんですよ、一般会計の中において。

300万円以上というふうになりますと、これは職員が単に異動したんじゃないで、職員がふえたとか減ったとか、そういうことなんです。単なる、ここの課は10人いて、その10人のうち何人かはかわつたというんだつたら、そんな額のあれにはなり得ないわけですよ。300万以上が20件もあるということは、職員がふえたり減ったりしているわけなんです。ふえたり減ったりすることもあるんでしょうけれども、それは私はおかしいと思うんです。

やる仕事は決まっているわけですよ。決まっているというか、予算に関しては、こういう事業をやるから、これだけの職員が必要だということで、この部署は10人要するというふうにして予算をつくるわけですよ。そういう予算を出しておきながら、3月の終わりになって急に、じゃ、ここの人件費は要らないから、この人件費をよして人数をふやしてくれ、それはどうも私はおかしいんじゃないかと思うんです。そのことについて1つお伺いしたいと思います。

事業が変わっていないのに、事業の補正予算というのも確かにありますけれども、こんなにたくさんじゃないですよ、今回の6月補正ではね。ですから、事業が大して変わらないのに、何で人数だけ4月から変わるかということが私はおかしいと思うんですけれども、それが1つ。

それから、先ほど市長は、どこの時期で上げるか、補正予算を出すかということが本質的な議論じゃないっておっしゃつたんですけれども、いいですか、議会は3月議会で来年度の予算を決めたわけなんです。その舌の根も乾かないうちに、もう違うよと。それはちよっ

とのことはいいですよ、それも今度は300万円以上が20件あるですね、そういう人事の補正予算を上げるというのは、まことにおかしいこと。これは議会の審査というか、そういうのを無視しているような発言じゃないかと思うんです。どこで上げる、だから、そういうことは前からあったわけですけども、人事の人件費の補正予算なんて大概12月ごろやっているんです。やろうと思えば、前だって6月だってできたわけですけども、それをやらないで12月にやるということは、それはやっぱり議会の審査可決したということを尊重しているからやっているんですよ。

私はそこはちょっとおかしいところですけども、再度、市長に答弁を求めます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、西島議員のほうから20件もあるというお話でございました。

これは人の配置をそれぞれの担当課に振り分けるという、ここ数年のように大量に退職者が出て人数が急激に減ってくるという時には、どうしてもこれは調整し切れない部分がございます、やむを得ないことかなと思っております。

ちなみに、昨年も9月に一度、人事異動に伴うものを計上させていただきまして、12月に人事院勧告に伴うものを再度計上させていただいております。

予算の補正というのは、その事実がわかった時点、これが本来補正をする時期というふうには私は承知をしておりますので、そういうことで今回出させていただきました。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今、市長は総務部長に答弁振ったわけですけども、全体の人数は1人しか変わらないというお話があったですよ。ですから、とにかく6月に人事異動の補正予算を上げるというのは普通は考えられないね。議会の審議を無視しないようにね。無視するということは、執行部のほうでこの補正予算、今回は職員給与ですけども、自分自身でこの新年度予算はおかしかったんだと言っているのにほかならないわけですから、そこをまたよく考えていただきたいと思います。

それでは、次へいきます。

6款の森林整備事業ですけども、これは補助金の交付先及び補助率ということなんですけれども、川村林業という民間の会社へ補助金を出すということが1つあったわけですけども、これは国の補助金で、ずっと県から市へ来て、それで本人へ行くということなんだそうですけども、私、普通、国がやっていることだから間違いないと思うんですけども、ちょっと教えていただきたいのは、国の補助金でやっぱり林業を振興しようということでこういう補助金を民間会社にも出すかなと、こう思うわけですけども、私これ最初見たときに、これは森林組合へ出すのかなと思ったんですけども、どうも森林組合のほうは、森林組合も買うみたいですけども、そこは補助金がついていないということ、県森連の補助金

もつかなかったなんてことを伺っているわけですから、1つは、そういう林業振興のために補助金を民間へも出しているという、そういう流れといいますか、そういうのはわかりましたら、ひとつお伺いいたします。

それから、もう一つ、補助率ですけれども、さっきのお話ですと、1,000立米やれば200万円くれるよというようなんですけれども、これは、じゃ、何年、補助金の交付の仕方ですけれども、ずっと年度をまたがってやるのか、交付するのかなのかお伺いをいたします。

以上です。お願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 国の補助金でございますけれども、森林整備加速化林業再生事業の補助金というふうなことで、国から県、県から市というふうなことでございまして、今回はそのうちの高性能林業機械等の導入というふうなことで来ております。

今回補正でお願いしたというのは、県のほうから割り当てというか通知が参りまして、これを早期に執行したいというふうな話がありました。そういったことでお願いしているわけでございます。

補助率につきましては、向こう3年間のというふうなことでございまして、計画によりますと、23年度木材の排出量といいますか、それが川村林業さんの計画によりますと、23年度は2,200立米、24年度は2,300立米、25年度は2,500立米ということで、2,000立米以上ということで、1,000平米当たり200万円、ですから、2,000平米ですんで400万円ということで、単年度でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 再質疑いたします。

それでは、次へまいります。

7款観光施設整備事業ですけれども、まず初めに土地代の積算根拠ということで、今の説明で坪6万円、これにつきましては非常に安いということなんです。坪6万円ですから、確かに安いと。これ後でもちょっと言いますけれども、安いといっても、それには何か裏があるんじゃないかなと思うわけです。あそこの近くですぐ横で不動産売買があったわけですが、そこは坪、私が聞いているのは25万円と聞いているわけです。何で6万円、そんな安いのかということなんです。危ないんじゃないかなと、こう思うわけですが、これ破産管財人である弁護士との話し合いで、6,000万円じゃなきゃ売れないと思ったんでしょけれども、何で売れないかと、そういうことなんですけれどもね。

それで、この土地は抵当権が設定されていると。私が確認したところでは、3件というか3人というか、抵当権が設置されているわけです。その担当の近藤弁護士ですか、は抵当権を消滅させるというようなことを言っているようなんですけれども、本当に消滅できるのか。や

っぱり抵当権だって相手のあることですから、私が聞いているところで、その抵当に入っている金額も3件で何億というあれですから、とても6,000万じゃ足りないわけなんですよ。ですから、後からそういう問題がないようにぜひやっていただきたいと思うんです。

それで、じゃ、1つ確認ですけれども、抵当権を解除してから、きれいにして買うということで、これはひとつ市長さんのほうからぜひ答弁をお願いいたしたいと思います。それが1点。

それから、一番下の滞納の件ですけれども、固定資産税と上下水道があるわけですが、固定資産税につきましては私も確かなところはわかりませんが、恐らく何百万円という単位じゃないですよ。何千万円という単位ですよ、固定資産税。それで、6,000万円の売ったやつから払ったら、ほんのズメの涙金くらいですよ、来たとしても。

それで、ここは差し押さえが平成17年に入っていると思うんですけれども、差し押さえというのは抵当権に対して対抗できないのか。差し押さえの効力を発するのは破産管財人が来る前だと思うんですけれども、とにかく差し押さえが17年にやったわけですが、それを有効に活用できないのかどうかお伺いします。

ですから、2つ。本当に抵当権を消滅させるのかということ、差し押さえはどういうふうになっていくのかということをお伺いいたします。

○議長（杉山 晃 君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊 君） 修善寺の地域の方には私はもう去年からずっとお願いしてあったんですが、2年半後に東駿河湾環状道路がつながると確実に修善寺はお客様がふえます。これは私はほぼ確実だと思っています。

そのときに、非常に車の乗り入れ、それから駐車場不足が深刻でありまして、御承知のとおり、おとし修善寺の裏庭をあけたときには、偶然、修善寺小学校の校庭を使えたわけです。そんなときにこの話が入ってきて、何とか確保したいということで、私は大変いい事業になるなと思っていて、そこを議員がどうして懐疑的なのかいささか不思議なところなんです。そのようなタイミングでこの話が出てまいりましたので、時間をかけて内情を把握いたしました。

そのところはもう既に破産管財人の担当弁護士の手に移っているわけです。そうすると、選択肢は相対で幾らか提示をして買わせていただくから競売になるわけです。競売になった場合には、うちが確実に買えるとは限らない。もし外してしまった場合には、これはもう確証はありませんけれども、再開発は難しいので、非常に高い確率で集合住宅になるのではないかと。あの位置に集合住宅というのは、集合住宅が悪いわけではないんですが、あの場所に集合住宅というのは将来の修善寺温泉の設計を非常に書きにくくなるということで、今回、伊豆市が買うことで詰めさせていただいたわけです。

ここから先は具体的に幾らで伊豆市が買わせてくださいという話をしませんが、弁護士と

の話が具体化していかないわけです。そこで、抵当権は当然買うときに外していただく。それから、その中で債権者は伊豆市以外にもいますので、購入代金の中から幾らがどなたに、そして幾らが伊豆市に債権者として戻ってくるのか、これはここから先の話ですので、抵当権は外していただきますけれども、幾ら回収できるかというのはこれから具体的に、我々が買収金額を提示した後での具体的な担当弁護士との話し合いということになるかと思えます。

○議長（杉山羌央君） もう一つありましたね。

市民環境部長でいいですか。

答弁願います。

○市民環境部長（山本 潔君） 差し押さえにつきましては、今後は、市が債権を持っていたと仮定いたしますと、それぞれ債権の種類によりまして、破産管財人あるいは裁判所のほうに交付要求を出すということになります。その交付要求に基づきまして、破産管財人あるいは裁判所が配当をよこすという形になりますので、その判断といたしましうか、それはそれぞれの裁判所なり破産管財人なりが決定をすることに従うということになるかと思えます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今の市長の答弁で、私がこの物件を市が取得するのに懐疑的だから、どうも疑問だということをおっしゃったわけですが、私はそんなこと、何で懐疑的かということも市長はわかりませんか。いいですか、私が心配しているのは、要するに抵当権を外す、外すといっても、外れない場合もあるじゃないかと。例えば抵当権を設定している弁護士が、おれは嫌だよと言ったら困るわけですね。

それで、代価弁済による消滅というのがあるわけですが、これちょっと読みますと、売価弁済とは、抵当不動産について所有権または地上権を買受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権はその第三者のために消滅するという制度である、民法第378条。抵当権消滅請求との違いは、抵当権者側は抵当権の消滅を主導することができるということです。

ですから、確かに破産法が五、六年前に改正されて、要するに破産、売り払った売価の配当と、それから抵当権を消滅できるということが書いてあるんですけども、一方にはこういうことも書いてあるわけです、抵当権はずっとついて回るものだけということですね。

だから、ここが私もよくわからないわけですが、とにかく私が疑問だと思っているから言っているわけです。懐疑的なら問題じゃないんです。そういうことで議員をそういうふうに言うのは、私は、近くだからどうだとか、そういうことは関係ないと思えますけれどもね。本当に、じゃ、抵当権を抹消してやれるというお答えがあったわけですが、今。いいです。

それでは、以上で質疑を終わります。

○議長（杉山羌央君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

次に、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） おはようございます。1番、鈴木初司でございます。

私は、議案第46号 平成23年度一般会計補正予算（第1回）、7款、49ページ、観光施設整備事業について調査してきましたので、具体的に聞いてまいります。これは1億1,640万円もの市税がそこにつき込まれるということなものですから、ちょっと調べてまいりましたので、内容を突っ込んで話をさせていただきます。

まず、17-02土地購入費6,000万円でございます。

具体的に言いますと、購入予定地の債権者、債務者、債権額を説明を求めるんでございませぬけれども、謄本をとってまいりましたので、農協等1億7,000万円とか相当の額の借金がございまして、先ほど西島議員から話がありましたけれども、平成17年10月31日に優先債権ということの中で固定資産税等あるかと思っておりますけれども、差し押さえがされてございます。多分、このところから計算しますと、2,000万円の余ではないかということなんで、これが優先債権になるのかならないかの説明も求めます。

あと、2つ目でございます。

土地建物の交渉先と行政ほどの窓口が交渉窓口になるのかということでございます。

3つ目でございますけれども、購入後の利用目的は何かということは、これは今、駐車場ないことを言われましたけれども、私きのうも御幸橋駐車場を見てまいりましたけれども、3時に行ったときに3台しかございません、中で利用されているのが。その辺はちょっとどうなのかなというところがありまして、説明を求めます。

あとは4番目の市道との関係は、これは説明をいただきましたから結構でございます。時期もわからないし、まだこれからだということでございますので、結構でございます。

次に、15-42建物解体のことについて説明を求めます。

3棟、現地にあります。相当でかい建物です。2,500万円という解体費が計上されていますけれども、ちょっと心配なものですから、その辺の解体面積と、2つ目に建設された時期が棟々おのおの違うと思うので、その時期と。なぜかという、その中にはアスベストというものが入っている建物があると予想されますので、その辺はどうなのかということでございます。

次、15-43舗装工事費の中に現況の舗装の取り壊し費は入っているかと。これ2,400万円の舗装費と附帯の650万円というのがありまして、3,050万円になっておるわけでございますけれども、その辺の詳細の説明を求めます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 担当の部長から答弁をさせますけれども、まず事業目的ですが、何度も申し上げているとおりに、修善寺温泉の中の交通環境改善のための駐車場整備ということでございます。まだ伊豆半島観光の勢いが戻っておりません。バスは少し戻りつつございますけれども、やはり伊豆及び修善寺のポテンシャルから比べると、観光バス、私有車ともまだ戻り切っていない。その中で、特にお帰りの日の日曜日の午後3時ですから、修善寺に限らず、どこの駐車場もそんないっぱい状況ではないだろうと。

これから先なんですね。東駿河湾環状道路、これは2つの高速道路と結ばれて、それが神奈川県と浜松の間ですから、乗用車で来られる方も確実にふえる。それを使わなければ我々はないわけですから、私は当然、修善寺温泉のお客様というのはふえると思っておりますし、さらに加えて、ほぼゼロになりましたインバウンドも、県のほうも大分力を入れていただいて、韓国、中国のほうにインバウンドをまた改めてスタートしているところでございます。

私も近々、去年せっかく端緒をつきました台湾のほうにも伺いたいと思っておりますが、多くの方々は、中国、韓国、台湾からはやはりバスになろうかと思えます。それは静岡空港もしくは羽田空港からのバスが当然ふえてくる。そんなことを考えますと、この地域で御幸橋駐車場だけではやはりハイシーズンには足りなくなってくるだろう、むしろ足りなくなるようにしなければいけないわけで、その全体の状況を考えますと、この場所というのは非常に駐車場の整備、それから全体の車の流れにとって効果があるものと判断しております。

そのような中期的、長期的な観点の中から今は考えているところでございますので、トレンドの中でぜひ事業目的を御理解いただきたいと思えます。

あとは部長から説明をさせます。

○議長（杉山 兎央君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

○観光経済部長（潮木 信君） それでは、御質問のあった1件をお答えいたします。

購入予定地の債権、債務ということでございますけれども、債権、債務は、議員御指摘のとおり、存在いたします。これについては、御存じのとおり、破産管財人の扱いとなっております。

なお、購入予定地の債権、債務ですが、市が参加いたしました債権者集会で提示された負債の状況は、財団債権が1,066万円ほど、届け出のあった優先債権が3,100万円ほどと破産債権が6億6,900万円ほどというふうに報告されております。

次に、土地建物の交渉先と窓口ということですが、相手方につきましては破産管財人ですが、行政の窓口でございますけれども、抵当権の解除確認や、あるいは嘱託登記事務等でございます。今までの経過からいたしまして、交渉窓口としては総務部であると認識しております。

購入後の利用目的につきましては観光客用の駐車場としての利用を計画しておりまして、

ただし、先ほども西島議員の回答でもございましたように、県道への市道拡幅が懸案事項となっておりますので、この解消に一部利用されることとなります。

続きまして、建物解体の面積でございますけれども、解体物件は6軒ございます。木造4軒、延べ面積は551.39平米、鉄骨1軒、999.06平米、鉄筋コンクリートRCづくりが1軒、403.03平米となっております。

建設時期とアスベストについてでございますけれども、詳細調査が現在未了であるために断定はできませんが、一番懸念されております鉄骨づくりの物件の建築が平成2年であるために、アスベストの問題はさほどないかとは考えております。しかしながら、アスベストの問題が発生すれば交渉の要素となるということは間違いないと思われま

す。続きまして、舗装工事費の中に現況舗装の取り壊し費用は入っているのかということでございますけれども、建物解体後の用途を考えると基盤高の調整が必然的に必要になります。そういったことでございますので、既存舗装は取り壊すということで考えております。

以上です。

[発言する人あり]

○観光経済部長（潮木 信君） ですから、取り壊すことで考えておりますので、費用は入っているということで御理解いただきたいと思

○議長（杉山 晃央君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 説明が今ありました①の債権債務の、今はもう7億円ということで出たわけでございますけれども、実際、その中にもう優先債権が3,100万円あるということを行って調べてあるわけですから。それは個人情報で知っているんですよ、3,100万円は固定資産税の優先債権というとらえ方ができると思

であるならば、先ほど市民環境部長が言っていない、これはどういうふうに優先で、6,000万円から先もらえるのか、もらえないのか、どういう処理をとっていくかというのはしっかりした答弁をこれはいただきたいと思

それとあと、破産管財人で任意の売却をやるということで、7億円がまとまるか、まとまらないかというのは非常に心配なところでありますけれども、観光経済部長のほうは、それは大丈夫だという形の中で判断を本当にされているのかどうなのか、いま一度その答弁も求め

それと、2つ目の土地建物の交渉先と行政の窓口は総務部にということであるんですけれども、確認ですけれども、総務部長、それ大丈夫なんですか。総務部でやられるんですかというところと、それと、私、総務がやるのであるならば、総務が普通財産として購入をされて、その後、建設部とか商工観光のほうに振り分けるほうが、やり方としてはそのほうがいいのではないかと。今担当が商工観光だけの、先ほど交渉窓口はそちらだということになるならば、普通のやり方としては普通財産として、買うことがだめだと言っているわけじゃな

いんで、普通財産として買って、それを市道は市道のほうに分割して仕事をし、商工観光は商工観光のほうにやるというのが普通のあるべきやり方。今の商工観光部長の説明であるならば、そうされたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺についての考えをお願いいたしたいと思います。

まずそれと、次に、3つ目の購入後の利用目的ということで、御幸橋駐車場見てきたのは実は日曜だけじゃなくて土曜日の11時も行ってきましたけれども、このときはゼロ台、1台もございません。それで、今ここは指定管理者になっていて、有料の料金所という形でやられているんですが、利用目的は駐車場ということならば、指定管理者をもって今みたいやり方にするのか、無料の駐車場にしていくのか、その辺の利用目的、説明をお願いいたします。次でございます。

15-42建物解体の面積ということでございますけれども、RCがあり、鉄骨があり、木造があり、ちょっと概略計算しますと540坪ぐらいあるんですね、トータルで、今の計算しますと、大体、坪でいうと。今、坪、多分あの取り壊しを5万円でなんて絶対できないと僕思うんですけども、2,500万円という予算で心配だったもので説明聞いているんですけども、もっと普通かかるんじゃないですか。その辺の答弁ができる方がおるならば、建設部長でも構いませんし、代役どなたでも構わないんで、大丈夫なのかと。僕ちょっとできないと思います。

アスベストのほうは、出たら出たときに考えるということでございますから、それはそのように危なげなく処理をしてほしいと。だから、そういうことも考えたときにもう少し、これアスベストが出たら大変、全部覆わなければならないんで、相当の金額はかかると。これはやったことがございますので、実際に、心配をしております。

あと、舗装工事費は、今のところを取り壊して3,050万円のできるということでございましたので、結構でございます。

その点の説明をお願いします。

○議長（杉山 兎央君） 鈴木議員、観光経済部ですから。商工は入っておりませんので、ちょっと気をつけてください。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 利用目的のところですけども、御幸橋駐車場が今指定管理されているのは、ちょっと私、経緯を承知していないので、少しああいう形がどういう経過になったのかなというのは承知はしていないんですが、ただ、あそこだけでも今は大体年間500万円ぐらいの駐車場収益があるんです。私は2カ所になっても、それと同等以上の車が来ることは十分に期待できるし、また、そうしなければいけないんだろうと思っています。

それは憶測で言っているわけではなくて、若い方などと話をすると、本当に修善寺というところを知らないんです。私たち以上の世代とは全く今の20代の世代は違って、伊豆市、

修善寺も土肥も湯ヶ島も中伊豆もそうですけれども、みずからPRしていかないと、自動的に知っている世代ではない。そんなことをここ3年ぐらいずっと考えてみますと、広告宣伝費にどう使うかというのはまた議論はあるんですけれども、やはりもっともっと知っていただく努力を重ねていかなければいけないし、それに加えて道路が格段に改善されますので、ここはしっかりと収益事業としてやっていきたい。

したがって、無料化は考えておりません。私はこのようなたぐいの施設はやはりしかるべき適正な料金をちょうだいするべきだと思っております、市が直営するか指定管理するかはちょっとまだ最終的には決めておりませんが、駐車場としての収益事業にしたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 債権の関係ですけれども、私どもでは債権を取り払った中で買うということが条件でございますので、先ほど言いました優先債権のことについては市民環境部長のほうからまたお願いしたいと思っております。

あと、利用目的が無料か指定管理かというお話でございましたけれども、実は御幸橋、私が答えるべきじゃないかもしれませんが、普通財産として貸しております、それを観光協会で駐車場として利用しているというふうなことでございます。

今後につきましては無料というのはちょっと考えにくいんじゃないかと、やっぱり有料として、先ほど市長の答弁ございましたように、有料の駐車場として利用していきたいというふうに考えております。

解体につきましては、外から見た感じで、中へ入って調査できませんので、現時点では面積等に案分して、一応概算ですけれども、見積もりを出していただいた中での予算というふうなことでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） 次に、総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 普通財産で一たん取得してというお話でございました。今年度やはり事業化するという中で、一度また普通財産で取得して、それをまた予算をとり直してという二重の手間ということもございます。また、普通財産という使用目的がない形での取得という形になりますので、現在駐車場として使用するという明確な目的を持っております。したがって、観光経済部のほうで予算を計上させていただいたということでございます。

それから、総務部でというお話でございます。確かに最終的な嘱託登記、そういったものまで財務課のほうで担当しておりますので、そういった部分もございますから、これまでの経過を踏まえまして、交渉のほうは総務部のほうで当たってまいります。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山本 潔君） 先ほどの債権の関係なんですけれども、届け出の区分は一般的に3つございます。財団債権、それから優先的破産債権、それから劣後的破産債権、この

3つに区分をされますけれども、先ほどありましたように、破産の手続が始まりました20年12月3日以後に発生いたしました延滞金等につきましては劣後債権という形になります。ですから、それ以前のものにつきましては基本的に優先的破産債権に当たると。

ただ、さらに、例えば事務費といいましょうか、破産手続の裁判の費用ですとか、そういった、要するに破産債権に先立って、それを処理するための経費というのが財団債権としてさらに優先される分類がございまして、税のほうでいきますと、この破産の手続をする納期限から1年前まで、12月3日から1年前までの納期のものにつきましてはさらに優先されるということになっておりますので、3つの時期に応じて3種類に債権が分かれるというような形になります。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） じゃ、管理上は無料じゃなくて有料という形を考えていると。

私は実際は、人を呼ぶということは、今の御幸を考えれば無料でもいいというふうには考えているんですけども、有料だと、観光会館ですか、あそこの無料駐車場を使われちゃうと、非常にそういうところの無料を使ってというのがあるものですから、有意義に使うのは無料でも僕は一切構わないという姿勢であります。

それで、今、市民環境部長の説明がよくわからないんで、わかるように。私は何となくわかるんですけども、ちょっと聞いている人たちわからないと思うんです。なぜかといったら、3,100万円のもう優先債権があるって言っているんだから、6,000万円を払ったとき3,100万円いただけるのか、いただけないかというふうに説明をしてもらったほうが早いと思うんです。抵当権があって優先債権だったら固定資産税のほうが先ならば、6,000万円売買代金やったけれども3,100万円市に戻ってくるのか戻らないのか、それが優先債権だと思うんですけども、その辺、わかるように説明していただきたいんですけども。

○議長（杉山晃央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山本 潔君） 大変説明が悪くて申しわけございません。

今の優先的な破産債権というのは、必ずしもそれが一番じゃありません。さっきちょっと説明しましたように、さらに事務費的な裁判の費用等が一番最初にとられます。その中に一部、市の納期限が1年以内のものがあれば優先されます。

先ほどの、じゃ、3,100万円の優先的な破産債権の場合は6,000万から優先的にもらえるのかということですけども、それはそうではないそうです。あくまでも配当する、要するに優先的な債権が、例えば税以外のもの、優先債権があり得るわけですから、その中から配当するということになりますので、伊豆市だけがこの優先的債権を持っているということではないということで、全体が同じレベルの優先的な破産債権がほかにもあれば、その全体の中で伊豆市の分として配当されるということですので、3,100万円が6,000万円より小さいんで全部もらえるということではないということで承知しております。

○1番（鈴木初司君） 議長、調べて3,100万円のほかに優先債権ないんですよ。今のはほかにあるような答弁ですけれども、ないんで、ちゃんと説明してください。優先債権は伊豆市以外には僕はないと思っていますけれども。

○議長（杉山羌央君） はい。

○市民環境部長（山本 潔君） 大変申しわけございませんけれども、私は私ども以外に優先債権がないということ存じておりませんので……

〔「なければいんですかという話」と言う人あり〕

○市民環境部長（山本 潔君） 私どもはそれを掌握しておりません、大変申しわけございませんけれども。

○議長（杉山羌央君） では、これで鈴木初司議員の質疑を終わります。

ここで、今10時32分ですので、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（杉山羌央君） では、ここで休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）についてお伺いします。

私の質問したいところ、ほとんど前のお二方に行われておりますので、それ以外のことをできるだけ質問したいと思います。

この予算案、いかにずさんな計画のもとに立てられているかということが今までの質問ではっきりしてきたと思います。平成23年度6月補正予算案の資料を見ますと、1ページから3ページ、ほとんどの款に人事異動に伴う人件費補正が出ています。人事異動は当初予算では把握できていなかったのでしょうか、この人事異動はいつから実施されたのですか、お伺いしたい。

市長の平成23年度6月定例会行政報告では、中小企業への金融支援策として、平成23年3月22日から9月21日までの間に中小企業災害対策資金融資を受けた業者に対し、3,000万円を限度とする1%の上乗せ利子補給制度を創設することとしましたが、予算措置はどこでされているのか、上乗せ利子補給制度の内容についてお伺いしたい。

続いて、2款1項3目、説明50、駿河湾海上交通利用促進対策補助金170万円、内容について説明をしていただきたい。この海上輸送について現状の利用状況等は、県など他の団体の補助金についても説明してください。利用方法についても、この補助金の使い方についてもお伺いしたい。また、同じ項目、49ページにも出ておりますので、あわせて説明していた

だきたい。

4款1項1目、説明2、救急医療対策事業、田方救急医療協議会負担金1,163万4,000円について、負担金の目的、内容について説明をしていただきたい。

6款2項2目林業整備事業、高性能林業機械導入補助金、この補助金の目的、高性能林業機械とはどのような機械なんですか。補助金の交付先について説明してください。全額国庫負担ということまで御説明いただいておりますけれども、どこへ補助金が交付されるのかも説明していただいておりますが、この会社の経営状況はどんなものなののでしょうか、これからの経営については少し説明がありましたようですが、今までの実績については何の説明も受けておりません。西島議員からもありましたけれども、森林組合でもほぼ同額の林業機械の更新を検討しているというふうに伺っております。全く関係がないということですが、この辺もどうなっているのかお伺いしたい。

続いて、7款1項3目観光振興事業、恋人岬誘客促進業務委託料602万5,000円。事業の目的、内容、交付先について説明いただきたい。先ほども言いましたけれども、説明19-64に駿河湾海上交通利用促進対策補助金というのが200万円ここで出ております。先ほどの話とどういう関係があるのかお伺いしたい。

続いて、説明3に観光施設整備事業1億1,642万円。まずここで、市長さんは駐車場が足りないんだとおっしゃってましたね。本当に足りないんですか。あそこに置いて観光バスが入れるんでしょうか。ただ修善寺小学校を緊急時には利用したとおっしゃいますけれども、これからも利用したらいいんじゃないんですか。あえてなぜあそこを買わなければならないのか。

市長さん、これ地元要望だという話はおっしゃいましたね。もし失敗したらあれですか、市長さん、あなたこの間、萬城の滝の質問のときに、地元要望だということをおっしゃってましたよ。またあなたそれを失敗したら、地元要望だって逃げるんですか。そもそも、あなたインバウンド、インバウンドだとおっしゃっておりますが、インバウンドで日本へ来た方が日本の国内を動くにはほとんど観光バスであるということはあなた承知しているんですね。じゃ、その観光バスはだれが運行しているのかということをお承知していますか。日本の国内のバス会社が運行しているんですよ。台湾へ行くのもいいですけども、その前に国内の観光バス運行会社を回ったほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

続いて、10款6項2目修善寺体育館管理事業900万円。事業の目的、目的が大切なんですよね。市長さんなんですから、目的しっかり把握して、公表して発表してくださいよ。それから、どんな工事をしようとしているのか。これ設計段階で900万円でしょう。なぜ設計段階で900万円もかかるような事業をやるようとしているのか、また、総事業費はどのぐらいになるのか、しっかり説明していただきたい。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 人件費関連につきましては先ほど申し上げたとおりです。

それから、観光施設整備も申し上げたとおりなんです、修善寺のこのポテンシャルと魅力を考えましたときに、当然これは十分に効果のある事業だろうと確信をしております。

その他については部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 初めに、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、人件費につきましては今市長のほうから答弁がございましたので、その次の25ページ、2-1-3-19、説明50というところがございます。

49のほうとあわせてということでございますが、49のほうは観光商工のほうでございますんで観光経済部長のほうからお話をさせていただきますが、駿河湾利用状況ということなんで申し上げますと、港湾統計これがございまして、平成21年度の実績が18万240人になっております。それから22年度が16万9,889人となっております。数字的には6%ぐらいの落ち込みということなんです、これが3月11日以降、特に乗船数が減少してございまして、乗客なしで運行することもあるというようなことでもございました。

ちなみに申し上げますと、2月が1万7,140人ございました。3月になりますと、これが7,810人に落ちました。それから、4月も3,610人。こういう状況でございます。

また、車両につきましても、2月が2,967台、3月が1,579台、4月が1,462台ということで、非常に厳しい運行状況となっているということでございます。

それから、利用方法につきまして申し上げますと、これは乗船時に割引の申請をしていただきまして、その申請数、実績に基づきまして私どものほうからフェリー会社のほうに支払いをするという方法を予定しております。

2款に計上しておりますのは市民向けということでございますので、これは49ページのほうとは若干性格が違っております。

それから、そのほかの団体の状況ということでございますが、西伊豆町と松崎町それぞれこういう助成制度制定をした、もしくは、する予定ということで、西伊豆町につきましては1人500円の割引制度を設ける、それから松崎町につきましても、これは7月でございますんで、同じような制度を設けたいということでお話がございました。また、静岡市からはフェリーの乗船券の半額提示をしていただければ市内の動物園の割引、こういったものも行いますというお話をいただいております。

25ページのところにつきましては以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大城栄一君登壇〕

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、38ページ、39ページ、田方救急医療協議会負担金の目的、内容についてお答えをいたします。

田方救急医療協議会は、伊豆市・伊豆の国市・函南町の2市1町で構成をいたしまして、田方医師会と協定を締結し、休日等や夜間における救急患者に対処しているものでございます。具体的には1休日において田方医師会管内の2医療機関が開業し、診療を行っております。

この協議会は事務局を構成市町持ち回りで行っております。本年度と来年度、伊豆市が事務局となり、田方医師会と救急医療の実施について協定を締結いたしまして、その事業費の負担金を、事務局となる市町の一般会計予算に定め支出いたします。今回の補正は、伊豆の国市・函南町分の歳入歳出それぞれ同額の1,163万4,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

○観光経済部長（潮木 信君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、市長の行政報告の中での金融支援というふうなことでございますけれども、この緊急の経済対策ということで緊急の融資でございますけれども、これにつきましては、県の災害対策貸付資金の申請ということで、この3月11日に起きました東日本大震災の関係で、県は3月22日から9月21日までの期限付きの制度ということで、こういった貸付資金の融資制度を行っております。

9月21日までの期限付きでございますので、10月以降には県の承認額が決定することから、県の承認額決定後の12月議会で予算措置をお願いするというふうに考えてございます。

上乗せ利子補給制度の内容についてでございますけれども、県の災害対策貸付資金の承認を受けた市内の事業者に対して、県融資利率の1%、県の融資利率は1.6%または1.5%ですが、これの県の融資限度額が5,000万円でございます。そのうちの3,000万円を対象として2年間を上乗せ利子補給1%をするというふうなことでございます。

続きまして、森林整備事業でございますけれども、補助金の目的、更新の林業機械とはどのような機械かということですが、先ほども西島議員に回答したところでございますけれども、高性能林業機械とは、省力化や労働安全の向上、労働力確保を目的として開発された機械でございます。種類に応じていろんな伐倒あるいは集材、運搬等の作業を行うものがございます。今回導入するものにつきましては、名称がザウスロボというふうなものでございまして、作業路開設、あるいは根株の除去、あるいは集材を行うものでございます。

補助金の交付先につきましては、先ほどお話ししましたように、下船原の川村林業さんというところでございます。

あと、森林組合でも検討しているようですがというようなことでございます。現在、私どもでは森林組合からの林業機械に関する情報は直接聞いておりませんが、原則的には

新品の機械購入に対する補助でございますので、森林組合も該当するというようなこと
でございます。

続きまして、観光振興事業でございます。恋人岬誘客促進業務委託の目的、内容、交付先
ということです。

これにつきましても緊急雇用対策事業の一環で、伊豆市の屈指の観光地でございます恋人
岬におきまして、来訪者へのおもてなし向上サービスを中心とした総合観光案内サービス
を実施し、旬の観光情報の提供により伊豆市内へ観光周遊を促進するということ
でございます。

内容につきましては、外国人観光客への観光案内、市内観光パンフレット、あるいは施設
割引、クーポンの配布など総合的な観光案内サービスを行います。また、季節行楽情報や誘
客イベントの情報収集と定期的な情報発信も行っていく予定です。また、市内の地産地消の
推進のために地場産品を原料とした食のアンテナショップとしてサービス提供とするとい
うこと
で、交付先につきましては、土肥温泉旅館協同組合でございます。

続きまして、駿河湾海上交通利用促進対策補助金でございます。

先ほど総務部長から説明がございましたけれども、私どもの観光で行うものにつきま
しては、市内の宿泊施設に宿泊したお客様を対象に、土肥港からフェリーを利用する観光客
に対して、予算の範囲内におきまして旅客運賃の一部を助成するものでございまして、
内容につ
きましては先ほどの説明と同じでございます。

なお、県におきましても5月の臨時議会で支援策を決定しておりまして、2分の1補助
というふうなことで、これにつきましては清水港から土肥港へというふうな制度でござ
います。

続きまして、観光施設整備事業等につきましては、西島議員、鈴木議員にお答えした
とおり
でございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 間野孝一君登壇〕

○教育委員会事務局長（間野孝一君） それでは、体育館管理事業の補正予算について説明
を
させていただきます。

まず、この中での施設は修善寺グラウンドでございます。修善寺グラウンドは建設以来35
年
余の時間が経過してございますけれども、このたび指定管理者のほうからグラウンドの北
側、バックネット裏といいますか、そちらののり面、吹きつけでございますけれども、そ
の
のり面が前にずれてきているという状況の報告がございまして、それを受けましてこの
よ
うな補正予算をお願いしたところでございます。考えられますのは、長年の風雨、それ
か
ら山からの、沢がありますので、水。

この発見に至ったのは、3月11日の地震のときに1つブロックがぼろっと落ちたとい
う
ことを発端に管理者のほうも気がついたところでございますけれども、このために修善寺
グ
ラウンドののり面を安定させる改修工事をさせていただいて、施設の利用者の安心・安全を確

保しながら、修善寺グラウンドを利用いたします市民スポーツ活動、それから健康づくりの推進に対応していくということを目的としております。

工事の内容につきましては、先ほどお話ししましたように、ずれがどういう原因で起きてきているのかというものも含めて調査をさせていただきたいということで、まず現地の平面測量、縦断測量、横断測量とらせていただきまして、なおかつ垂直ボーリング、それから水平ボーリングをさせていただいて、ずれてきた内容、土質がどんな状況だったんで、そういうことも考えていこうということで、そういう調査をさせていただきまして、実際にのり面を安定させていく、安全に使っていただくためにはどういう工事内容を施したらいいのかということも含めて、その辺の設計も依頼をする予算を計上させていただきました。

ですから、ここで森議員が最後に御質問をいただいております、どれぐらいの予算がかかるんだという御質問でございますけれども、その調査結果を受けて、どういう工事内容、工法が今の現状から適切であるかということを検討させていただくということなものですから、具体的な金額の表示はここではお話しできないというか、お話しできないというよりも、まだ見込んでございません。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 市長にお伺いしたいんですけれども、まず、人件費、2款でいきます。

この人件費は3月議会で決められたんですね。今6月ですから、3カ月前ですね。このときに市長は、伊豆市の人事をどうするかということは何も考えていなかったんですか。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも先ほどから申し上げておりますけれども、予算の確定のほうが早くて、人事異動は後でやっているわけです。去年は人件費にかかわる補正は9月で行いました。去年は同じ総務部長ですので6月の補正を考えたんですが、6月の時点では作業が間に合わなかったということで9月補正にしております。

私は、伊豆市のような規模の地方自治体は、予算確定したら、やはり補正すべきは、次の議会、なるべく早い議会で補正することが原則だろうと考えております。そこで、1つ選択肢があるとすれば、じゃ、予算のときに既に人事を決めておくかということなんです。12月ころに次の4月1日の人事を決めるか。これは私はやはり弊害が多いような気がいたします。市長になって最初のころは幹部人事なんかをかなり早目に、心の準備もあって内示したんですが、やはり出るんですね、外に。これは残りの期間とか職員の職務に対する心構え等々考えますと、恐らく、やってみれば弊害のほうが大きいだろうと思います。

したがって、やはり次年度の事業を決めて、人事というのは非常に機微な問題でございますので、やはり3月に入ってから内示というのが妥当だろうなと思っておりますので、

来年度以降もこのような人件費の補正というのは続いてまいります。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） おっしゃっていることは、市長さんにとっては理路整然と御説明したつもりでしょうけれども、伊豆市の平成23年度の当初予算というのはいかにずさんであるかということなんです。そうでしょう。人事というのは事業の根幹をなすものじゃないんですか。私まず、それ先に聞きましょう。あなたの事業計画というのは人事は全く考えていないんですか。お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 組織にはいろんな組織がございまして、その編成定義が決まっています、何課であれば何系の人間が何人と決まっているところもありますので、そういうところは割と人件費というのは読みやすいんですね。ところが伊豆市の場合は、これ別のところで再三申し上げているんですが、合併以降の人事のゆがみがまだ直り切っていないんです。あとおおよそ5年くらいは、合併した以降の管理職が非常に多い時期が続いていて、まだ人事から考えますと、合併というのは道半ばなんです。ですから、毎年毎年、悩ましい人事をやっているわけです。特に中堅クラスは、したがって、上の方が大分残っておられますので、職務意欲という観点ではなかなか最善の状況にはないわけです。したがって、それを少しでもよくするために毎年毎年、正直言って一般論であれば余り好ましくないかもしれない組織改編や人事をやらざるを得ない。これはあと数年続きます、この状態が。したがって、そのような状況の中で、3カ月前、半年前に次の人事を出すというのは、恐らく私は弊害のほうが大きいと思いますので、来年以降も数年間は、少なくともこのような人事配置というものをやらざるを得ないというふうに考えています。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 市長さん、これは大変大切なんです、伊豆市の事業の根幹をなすものなんです。ぜひ委員会へ出てきて、この件しっかりお互い議論しましょうよ。私はなぜここで質問するかといったら、記録へ残るのはここしかないんです。委員会行くと、何言っただって記録に残る保証がない。ぜひ委員会で市長さんと議論したい。

駿河湾海上交通も質問したいんだけど、さっきもうしないと云っちゃったもので、次に4款に移ります。

先ほどの回答でよくわからないんですけど、そうすると、これ事務費だけということなんですかね。それとも何かほかに事業費やるのかどうなのかお伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 事務費ということではなくて、先ほども御説明しましたように、休日等につきまして田方医師会管内の2医療機関を開業していただいて診療を行って

ただいております。その経費になります。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） それでは、了解しましたんで、次移ります。

6款林業整備事業ですね。高性能林業機械ということなんですが、これ県の段階でも高性能林業機械といっているんですか。どこが高性能なんですか。たしかザウソロボとおっしゃってましたね、よくわからないけれども。何ですか、これ、商品名じゃないの。そこで2つ目ですね。

それから、この事業費はどのようにしたら受けられるのか。いいですか。この業者が直接国へ申請したのか、それとも伊豆市へ申請して伊豆市から県へ行って国へ行ったのかどうか。

それから、このほかにこの補助金を受ける企業はないのかどうか。受けるためにはどうしたらいいのか。

それから、この受ける会社、先ほどちょっと質問したけれども答えないんだよね。この会社の規模、業績、今までどのぐらいやっているのか。私、平成16年だったかな、看板のない会社なんて言って怒られたことがありますけれども、看板立っているんでしょうか、お伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 高性能林業機械ということで、高性能という言い方をしているというのは、いろんなことができるというふうなことだと思うんですけれども、これにつきましては、先ほど言いましたように、作業路開設、あるいは根株の除去、あるいは集材というふうなことで、1つの機械でこういったことができるというふうなことだと思います。

それで、これを受けるためのというふうなことでございますけれども、この制度自体が国のほうの制度ですので、国のほうでも森林整備加速化というふうなこと、その中のうちの高性能林業機械等の導入という言い方をしておりますので、国・県でもそういった言い方をしているかと思えます。

それから、この会社でございますけれども、15年ほど前からやっているというふうなことで聞いております。

この補助金の額につきましても、先ほど西島議員のほうにお話ししましたけれども、集材の容量ですか、1,000立方当たり200万円、あるいは機械の半分、2分の1の、そこの低い額ということで400万円ということでございます。

先ほど言いましたように、今後の3年間の集材目標が、23年度が2,200立米、24年度が2,300立米、25年度が2,500立米というようなことで計画もなっております、そういう中でやっております。

手続方法につきましては、これは直接県のほうへ行くわけですが、一応書類につき

ましては市を通していくというふうな格好になっておりますので、これについては直接は国のほうのお金が県を伝わって市へ来るというふうなことでございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 市長さん、わかりましたか。

全然わからないですよ。後でゆっくりまた聞きますけれども、いいですか、高性能林業機械とおっしゃっていますけれども、これはただの、いわゆる一般的に言われるミニバックホーのシャベル部分のアタッチメントを取りかえて林業に使えるようにしただけじゃないんですか。道路の整備なんでもおっしゃっていたから、排除板をつけた、いわゆるその辺にどこにでもあるような機械を買うんだというんだと思うんです。その辺ちょっとお聞きしますというのが1つだよ。

あと知りたいのは、ほかの事業者が同じような申請ができるのかどうなのか。そのときに伊豆市の窓口へ来ればいろいろ教えてくれるのかどうなのか。それが2つ。

それから、お話の中の単位、平米なのか立米なのか、それをちょっと確認したいですね。これが3つ。

それから、この機械は幾らの機械なのか。幾らの機械が400万円の補助が受けられるのか。

特に高性能、なぜ高性能なのかと聞こうと思ったけれども、国がそう書いていたということのようですから、それはいいとして、それじゃ、この機械の大きさは。いわゆるバケット容量で0.1とか0.15とか、多分その程度の大きさなんだろうけれども、それも教えてください。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） この手続につきまして、この補助金の交付につきましては、県の森林の関係の協議会でございます。県森連が行っている事務局があるわけです。その中に地区部会というのがあります、これが伊豆地区部会というようなことでございまして、そういったものの協議会に属しているということが1つの条件のようです。

あと機械の単価でございますけれども、一応申請書によりますと、1,569万7,000円のうちの400万円の補助というふうなことでございます。

バケットの大きさにつきましては、0.45立米の機械を導入するというふうなことでございます。

あと、先ほど言いました平米か立方メートルかというようなことでございますけれども、これにつきましては立方メートルということでございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） これも市長さん、ぜひ委員会出てきて論議しましょうよ。高性能な

んていうから、市長さんお好きだから、わざわざ高性能うたったのかなと思ってここへ質問したんだけどね。たかだか0.45立米の、いわゆる小型も小型、ミニでしょう。当然その程度のもが補助金つきで手に入るんだったら、これ希望する人いっぱいいると思いますよね。ぜひ市民に公開して、みんなが受けられるようにしてやっていただきたいと思います。

市長がおっしゃるヨーロッパ式のタイヤ式のショベルでも買うのかなと思ったんだけど、全然当てが外れました。

続いて、7款に移ります。

これも大分論議がし尽くされておりますが、市長さん、観光事業としてこれやるわけでしょう。どのぐらいの効果があると思いますか。私は駐車場の整備、はっきり言うと山の中ですよね。いや、山の中じゃ、ちょっと言い過ぎで温泉場の人に怒られるかもしれないですけども、いわゆる温泉場の一番奥のほうだと。それで入り口近くにある御幸橋でさえ閑古鳥が鳴いていることは事実なんですよ。私もしょっちゅう見ていますけれども、通っていますけれども、満車なんてことはまずあり得ない。たまたま修禅寺でイベントがあったときにいっぱいになったことがあるでしょうけれどもね。そのような対応の仕方は幾らでもあるんじゃないですか。ぜひ後であれば地元要望だったなんて言われないように、ここでこのぐらいの事業効果があるんだというようなこと、もし持っていたら言っていただきたい。

○議長（杉山羌央君） 森議員、これ7-1-3の質問でいいですか。

○12番（森 良雄君） 7款ですよ。

○議長（杉山羌央君） 7款です。よろしいですか。

○12番（森 良雄君） はい。

○議長（杉山羌央君） これは恋人岬の誘客の促進のあれになっているけれども、いいですか。では、駐車場のほうで。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、計数的に毎年何台ということはありませんけれども、先ほど申し上げましたように、御幸橋駐車場、年間500万円程度の収益上げているんですが、それと同等以上の、面積もほとんど実は同じなんですけれども、利用度はあるだろうと思っておりますし、そもそも大体前提が違うんですね。修善寺駅もそうですけれども、私は伊豆というのは、観光資源であれ、その他の資源であれ、使い切っていないから疲弊していると思っています。だから逆に、修善寺駅も使わないから、ちょっと改修すればいい、修善寺温泉もお客さん来ないから、ちょっとやればいい、そうではなくて、もっともっと伊豆市は魅力あるんです。修善寺ももっともっと魅力があるんです。

したがって、お客様の今ネガティブなイメージになっている駅も、伊豆らしく、修善寺らしくしましょうと。温泉場のほうもこれから2年半たったら新東名とつながるんですよ。そして、修善寺インターからわずかあの距離で、あの修善寺温泉場に入れるわけです。そして、

御幸橋のほうは湯川橋の後になります。これ大変苦しいなと思っていたんですが、今回この件で、バスがどのルートを使うかともかくとしても、虹の郷方向から来るものについても、ちょっと鋭角になりますが、あの酒屋さんの横を回って新たな駐車場に入ってくる事ができる。そして、あれは温泉場までの距離、それから、さらに西側にまだ膨らませる程度の修善寺はポテンシャルがありますので、私は駐車場としては最適地だろうなと思っておりますので、御幸橋駐車場と、ほかにもたくさん収益はございますけれども、ここと御幸橋駐車場で、両側に非常に適切な駐車場整備ができると思っておりますし、これで終わりではありません。あと何とか地元の皆さんにある区間の一方通行をお願いし、御理解をいただいて、よりスムーズに、より安全に、快適に散策できるような交通環境の整備につなげていく大事な事業だと思っております。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） できればこの問題も、市長、ぜひ委員会出てきて議論しましょうよ。委員会出てきてくださいよ。

今市長さんおっしゃいましたけれども、私は大型自動車乗っていたことあるんですよ。あそこまで大型観光バスを運転して行こうなんて人が何人いるかです。道路整備もしないで、駐車場だ、駐車場だって、あなたおっしゃっているんですよ。私が主張しているのは、もし伊豆市が駐車場をつくりたいんだったら、修善寺インターの近くにつくりなさいということ言っているんですよ。私のホームページごらんになったことありますか。ないね。

御幸橋しかり、今度のここもしかり。あなたおっしゃっていることは、たとえ一方通行にしたって、温泉場の中を大型観光バスを通そうとしているんですよ。そのつもりなんですか。まず、それ1点ね。

それともう1点、これは建設部長になるんでしょうか、何か道路を拡幅するというような話もありましたよね。その拡幅するというのは、どこをするのかなというのを。ただ、具体的に言っちゃいますけれども、あそこに碁会所がありますよね。碁会所の隣の広場みたいなところを拡幅するとおっしゃっているんですか。

以上2点お願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私はつくづく森議員と意見が違ってよかったと思うんですけども、インターのところにパーク・アンド・ライドで駐車場を置いたら、それこそもう後世の市民から笑われてしまうと思うんです。やはり余り中につくるのはいかがなものかと思えますけれども、今の場所というのは、バスが中心になるとは思いません、基本的には乗用車が多いんだろうと思います。しかし、あのあたりを拝見しますと、大規模な旅館さんにはバスも来ているようですし、最後はあそこに入るだけのことですから、バスも使えるような、基本的には数は乗用車だと思えますけれども、修善寺の温泉場のまちの全体の雰囲気壊さないな

かなかい位置にあらうかなと思っております。ぜひこれは地元の皆さんと使い方をしっかり話し合いながら、いい事業につなげていくように、引き続き検討をさせていただきたいと思えます。

道路については建設部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 道路の件ですけれども、市道久保廣瀬線という道路名になります。県道からいすゞ荘の敷地までの区間、ここが今現況で4.1メートルから4.8メートルぐらいになっています。このところが72メートルの区間になりますので、これを拡幅したいというふうに考えています。

幅員の関係ですけれども、瀧下橋という橋がありますので、当然その橋の幅員が参考になるのではないかなと思っております。ちなみにその橋ですけれども、車道が7.5メートル、歩道が2.5メートルという幅員構成になっています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 碁会所の隣の駐車場みたいなところを拡幅するという理解でいいですか。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 先ほど西島議員の質問のときにもお話ししました、もう1筆土地があるというところが、森議員の言われている、今碎石になっている駐車場のところの土地になります。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 私と市長の衝突するのはこの辺にあるんですね。判断が、いわゆる見方が分かれちゃうんですね。伊豆市の集客のための駐車場をどこへ置くか。

はっきり言っておきますよ。バスのドライバーがどういうところだったら通りやすいか、まずその辺をしっかり把握しておかないと、この駐車場失敗しますよ。

ちょっと聞くの忘れちゃった。これアスベスト確実に出ないという把握を先にしておいたほうがいいですよ。

じゃ、議長、すいません、先へ進みます。

修善寺体育館のグラウンドなんですけれども、私まだ見ていないもので、これから見に行きますけれども、例えば天城中学のグラウンドののり面崩れたときも、これほどの調査をしましたか。これほどの将来工事費幾らかかるかわからないような事業まで見きわめるような調査をするのかどうか。聞くところによると、何かブロックが1個落ちただけだというようなあれですね。どういう工法を考えて、これだけの調査をしようとしているのかわかりませんが、じゃ、天城でこれぐらいの調査やったのかどうなのか聞きたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 天城のときの中学校のグラウンドのときも地震でグラウンドの中に亀裂が入ったということで、その亀裂の原因が単なる普通の亀裂なのか、それとも地すべりが伴っているのではないかということで、天城のときにはその方向での懸念もございましたものですから、地すべりの調査の委託費をその当時計上させて実施をさせていただきました。ですから、天城のときも地すべりのほうの調査はさせていただいております。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） それなりの見解のもとに調査費用を計上したんだと思いますけれども、やりようによっては、バックネットの裏だということから、一般的には人が行かないところですね。もっと簡単に、例えばトン袋10個ぐらい並べただけでも僕は済むような事業じゃないかと思いますが、慎重に調査していただきたいと思います。

一応、10款だから、これで終わります。

○議長（杉山羌央君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第46号 一般会計補正予算（第1回）について質疑を行います。

みずからの考えというのは、後ほど討論の場がありますので、そこで大いに皆さんとまた論議をしていきたいというふうに思っています。

7款、49ページ、観光振興費について3点伺います。

1つ目です。

観光案内サービス委託料の件について。当年度予算にも同じような委託料がありましたが、休日観光案内等々、その委託料の中に説明がありました。今回追加してということなんでしょうけれども、緊急雇用対策事業となると観光関係になる傾向なんですけれども、否定はしませんけれども、なぜかなって。今回は何をどこに委託する提案なのでしょうか、委託料についての説明をしてください。

2つ目です。

恋人岬誘客促進事業委託料です。市内の多くの観光施設があるわけですが、恋人岬への誘客を補正予算で提案する理由を求めます。

3つ目です。

観光施設整備事業について。観光用駐車場を整備したいという提案は、駐車場が不足していると私は受けとめましたけれども、現在、修善寺温泉場に来られた方々がどういう状況になっているのか説明を求めます。そして、今回この提案することによって整備され改善されるであろう、その内容の説明を求めます。

よろしく願いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 観光経済部長から説明をさせますが、最後の駐車場のところ、これ1つ、確かに現状、毎日毎日いっぱいなわけではありません。しかし、あわせて、これも繰り返しになりますが、将来の修善寺の温泉場のまちづくりというものを考えるべきだと私は思っているんです。

この2カ月で2組ほど大阪から実は知人が来てくれたんですが、関西圏、中京圏の方は伊豆半島って考えていないですね、よくわかりました。向こうの方がこちらに来られたときは、箱根と熱海までなんだそうです、大体視野に入っているのは。もちろん効果的な事業をやらなければいけませんけれども、改めて中京、関西圏に、これ県のほうも今やっているんですが、たしか9月にもう一度、中京圏、関西圏のプロモーションもやると聞いております。そこをしっかりと国内では埋めておくこと。

それから、首都圏及び県内西部、これは2年半後に2つの高速道路と修善寺は直結されるわけですから、これを考えますと、やはり交通網というのはしっかりと環境整備しておかなければいけないなということで、この事業を上げさせていただいているわけです。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

○観光経済部長（潮木 信君） それでは、お答えいたします。

観光サービス委託料という観光振興事業でございますけれども、緊急雇用対策事業というふうなことでございまして、先ほど木村議員からもございましたけれども、観光事業が目立っているというふうなことでございますけれども、当初予算にもいろいろ各課出ております。たまたま観光ということで目立つだけかと思っておりますけれども、今回の緊急雇用対策事業につきましては、委託事業でないと認められないというふうなこともございます。

今回実施するものですけれども、内容につきましては土肥の総合観光案内サービス事業業務委託ということでございまして、具体的な委託内容は土肥総合案内所における観光案内サービス、あるいは外国人観光客への観光案内、インターネット機器を設置し観光客への観光情報の提供、情報機器の管理及び情報のプリントアウトサービスの実施、周辺散策客向けの手荷物預かりサービス、花時計、足湯、松原公園来訪者向けの伊豆市最新観光情報の配布サービス、伊豆市内季節行楽情報や誘客イベントの情報収集等、定期的な情報発信でございます。

委託先といたしまして、伊豆市観光協会土肥支部でございます。

次に、恋人岬誘客促進事業委託でございますけれども、これにつきましては、特に誘客というふうなことでございまして、東日本大震災の風評被害、あるいは県の伊豆半島への誘客対策への対応といったことにもあわせて実施するものでございまして、先ほども言いま

したように、県でも補正予算を組みまして、ドリームパスあるいはフェリーの関係の半額キャンペーンなどを実施して交流拡大というのを見込んでおるわけでございますけれども、この機会にアンテナショップで地場産品や新商品を提供し、誘客セールスというものを事業展開するものでございます。

観光施設整備事業につきましては、駐車場整備を不足していると受けとめたがというふうなことでございますけれども、現状でございます。温泉街には有料駐車場が御幸橋駐車場ほか4カ所あります。民間を含めてです。駐車可能台数は普通車で167台となっております。しかしながら、御幸橋駐車場はバスの受け入れを実施しておりまして、普通車スペースを絞っております。これを控除いたしますと、およそ普通車で100台程度の収容能力しかないというのが現状でございます。集客力のあるイベントや行楽シーズン等になると収容が不可能となり、交通集中による渋滞が発生するなど市民生活へも大きな影響が出ております。

先ほど来、市長からもお話ございましたけれども、一昨年、修禅寺の庭園の特別開放イベントのときには、たまたま修善寺小学校の校庭が使用できたということでございます。今回の整備によりまして、およそ100台の駐車場の確保が可能となりまして、観光客の利便性の確保に寄与し、また、温泉街の西側に位置することなどによりまして来訪者の分散化が図られ、また、温泉街全域へのお客様の回遊が見込まれるというふうに思っております。

以上であります。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 1つ目お尋ねした観光案内サービスの委託料はどこなのか、中身の問題についてもわかりましたけれども、恋人岬誘客促進事業との兼ね合いも含めてちょっとお尋ねします。

あくまでもこれ緊急雇用対策事業だよということで提案がありました。そうしますと、今聞いたところによりますと、いろんなサービス利用をやってくると。おもてなし、総合観光案内、それから手荷物預かりと、いろいろなことやりたいというんですよね。そうすると、緊急雇用対策なんだけれども、御説明願いたい、ちょっとわからない。普通、緊急雇用対策となると、だれかを雇うわけですよね、1人とか2人とか。したがって、こんなにいっぱいできるかなというふうなところがちょっと提案されて、今、少し御説明受けた中で、頭の中クエスチョンになっちゃうもので、その点の御説明を。中身聞きますと、どうも土肥地区の観光案内の関係で、たまたま2つに分かれたのかなというふうなことあったんですけれども、関連性があると思いますので、別に分けて御説明いただかなくても結構でございますので、緊急雇用対策の事業そのものこの委託料の中身がちょっとずれ、私感じたものですから、御説明願いたいと思います。

それから、観光施設整備事業、駐車場の件についてお尋ねします。

過去のいろんなところの建物建ったところはちょっと議題外ですから外しますけれども、

予測をしているんだけど現実になかなか来なかったとか、いろんな状況が今まで伊豆市の中にもありました。特に天城はあったんですけどもね。

ちょっとお尋ねしたいのは、例えば今言われたお寺を特別開放されたときに、本当にいっぱいになっちゃったと、駐車場もなくて困ったよということがあって、修善寺の小学校を開放したと。そうしますと、具体的に考え方の問題でお尋ねしたい。1年間の中で、現実ですよ、過去あったこと、こういう状況だから駐車場が足りないということでの提案として1つ受けとめたのと、それから、2つ目は今後のことです。

市長言われた駿河湾環状道路できると修善寺への客は必ずふえるだろうと、また、ふやさなくちゃならないということは、だれしも思うことなんですけれども、ちょっとわからないのは、駐車場がネックになって観光客が来ないというんだったら私はわかったんですけども、もしいろんな改善策をやっていくとなると、じゃ、当然修善寺だけじゃなくて天城も来るでしょう、土肥も来るでしょうと、こうなるんですよ。

もし修善寺の横ぼつと泊まって帰られたんじゃ、あれと思っちゃうから、やっぱり伊豆市全体を見てほしいだろうという、当然私たち議員もそうですが、市民のみんな、市長も思うでしょうけれども、そうすると、天城、土肥はどうなるのと。そこで収容できる、じゃ、その方は今度土肥に行きましょうとか、天城にも行きましょうといったときまでを考え、将来を考えての今回の提案なのかどうかちょっとわからないなというふうに思っています。

最後のところですよ。

もう1点。今聞きますと、バスも駐車させたいんだと、で、普通車もとなると、アバウトで結構です。まだ当然具体的に詰めているか詰めていないかわからないんですけども、バスは何台で普通車何台。今、部長が普通車は100台とまるであろうということと言われたんですけども、バスが入ったときの割り振りというのは今回のそういう、今現在いっぱいになって困っちゃっているという、将来に向かっての構想というのはお持ちですか。

○議長（杉山 晃 君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊 君） これからの一番大きなマーケットはやはり人口比の多い団塊の世代ということだと思います。その方々非常にアクティブ、活動的な方々ですし、おしゃれな皆さんですから、当分の間はやはり私有車で来られる方が多いだろうなと思うんです。その中で伊豆半島、首都圏から車で帰れる距離になりますので、当然ながら、修善寺だけではごさいません。土肥は今地元のほうから、総合会館を使用しなくなったら、あそこ駐車場にしてくれという要望をいただいております。湯ヶ島地区なんですけど、これは木太刀荘の上に湯道の駐車場があるんですけど、ここちょっと場所が離れていて、ほとんど使われていない状態。

だから、私はむしろ地元の皆さんに、もう少し日帰りのお客さんでも、あるいは下田から帰るお客さんでも、ちょっと湯道を散策できるように、村上さんの反対あたり、民有地なんですけれども、少し駐車場適地もありますので、そんなに規模が大きくなっていいから、ま

ずあのあたりを整備していただけないだろうかということとは再三お願いをしているんですが、湯ヶ島のほうも駐車場はしかるべく適切な場所に必要だろうなと思っています。

中伊豆地区がちょっと難しいのは、どなたを案内しても、日本一のワサビ場、大変感動されるんですね。そこの環境を壊さない、それから、ワサビの仕事を邪魔しないところとなると、筏場の一番奥の大きなU字のカーブのところ、どの程度のお客さんを誘導するかなんですが、これちょっと地元の皆さんとじっくり相談をしないと、環境破壊になるとまずいものですから、そこは八岳小学校の跡地利用とも兼ね合いを見ながら、中伊豆地区、上大見地区については少し慎重に検討したいと思っておりますけれども、ともあれ修善寺温泉場だけのことを考えているわけではございません。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 土肥の関係で観光案内サービス事業ということですが、一応観光協会土肥支部におきましては7月から1人を雇用する予定になっております。あと恋人岬に関しましては2人の新規雇用というふうなものを見込んでおりまして、それぞれ事業を、先ほど申し上げましたけれども、たまたま土肥の中心街の総合観光案内所、また恋人岬という2つの集客をする場所があるというふうなことで、両方で行いたいというふうなことでございまして、緊急雇用対策事業でありますから、何でもいいかというふうなものではございません。結構それぞれの団体とも検討、協議した中での結果でございます。

あと駐車場の関係でございまして、時に例えば昨年の紅葉時期、11月なんですけれども、1カ月間で例えば御幸橋駐車場が680台もとまっております。1日平均23台というふうなことで、これはもう、今現在御幸橋駐車場の使用台数が94台でございまして、半分ぐらいはバスにならざるを得ないというふうな状況もございまして。

そうしたこともありますので、一応普通車で100台ほどというふうなことを申し上げましたが、正式にはちゃんと線を引いてみないとわからないという状況でございまして、バスが来れば、例えば11月にたくさん来るようなことがあれば、100台では、普通車は50台ぐらいにならざるを得ないのかなというふうな気がしております。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） わかりました。緊急雇用の人数は、2つ合わせて3人だということまでわかったんですが、中身聞いてみますと、繰り返しになって申しわけないんですけども、おもてなしから総合観光案内から外国観光客へ、地場製品のとか、何かいろんなメニューを言われていましたけれども、そういうことを主目的にしてこの委託料を払われるのかどうかお願いしたい。

それから、駐車場の件についてですけども、やっぱり例を言ったほうがちょっと、自分なりの考えあるんですけども、どうなのかなということでお尋ねします。

今回も議題になっている、後ほどなりますけれども、天城温泉会館に、あれを建てる時にどんな予想しているかということ、年間30万人来るといいますね。なぜ30万人って聞いた

ら、その根拠は、余りしゃべっちゃうと議題外になっちゃうから、この考え方だけ。百何十万人あそこで行ったり来たりするから、それが泊まるんだ。だから、最初は休憩所は要らないんだと。休憩所つくると、次に入りたい人が入れなくなっちゃう、出口とまっちゃうからというところで、もう市長も御存じ、大失敗しちゃったんですね。

今回イコールじゃないですよ。でも、お尋ねしたいのは、来るであろう、そういう来たいということは道路整備によってなるんですけども、当然私もそう思うんですけども、道イコール客が来るということかなというのは思うんです。いわゆる中身の問題、どうするかと。逆に言っちゃうと、よくなったがため、すうっともうはるかここ越えちゃって向こうへ行く可能性もあるのかなと思っているんで、そのあたりをちゃんとやっておかないと、逆に言うと駐車場が、失礼ですけども、思惑よりも違ってくる可能性もあるのかなと思って、ちょっと気になるころなものですから、その点の考え方説明していただけますか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 1つ目の観光案内サービスは、これたしか別のこのときに御説明したと思うんですが、今空港に案内所があるんですが、そこで伊豆って個人客が来られると、ほとんど伊東に案内しているというんです。つまり、伊東に行けば一元的に情報が得られる。したがって、熱海で乗りかえて伊東に行ってくださいと、もうみんなそこに誘導されていると聞いたんです。

本来だったら、土肥フェリー埠頭のところに案内所があれば一番いいのですが、まずは今回は松原公園の花時計の横ということなんですが、いずれにせよ、あそこかフェリーの事務所2階か、どちらかにはやっぱり一元的に情報を提供できるサービスというのは絶対必要なんです。ですから、この体制ですつとというわけではありませんが、まずは、そこ強化をして、そして今、エスパルスドリームフェリーとも話をしていますので、それから知事も大変強い関心を持っておられて、大々的な改修をするまでの間、フェリー埠頭のところを小規模の改修をして、どのようなサービスを置くのかということも、今、議論、検討をしております。これで全部そこはオーケーということはございませんので、そこはまず第一歩、当面の措置ということで、まさに緊急雇用として御理解をいただければと思います。

それから、次の、確かに駐車場、じゃ、需要予測はということがあるんですが、これはもう、今、天城温泉会館で大変苦勞しているまさに御指摘のとおり。ただ、修善寺の場合には、だんだん世代が若くなって認知度が低下していることと、それから、まだまだ使われていない資源、例えば私が市長になっても何度か問題化したんですが、かつて新井旅館さんから御寄附いただいた美術品による修善寺美術館というのもまだつくっておりませんし、最近、修善寺の御住職からお話いただいたんですが、大分市民の目に届かないところにお宝があるんです。古い旅館さんにもいろいろ個性があるお宝があって、そういったものをやはりもっともって我々活用すべきだと思うんです。

当時の修善寺町のお約束は修善寺美術館でしたけれども、今ある美術品以外のそのようなお宝もやはり、ある時期にある施設整備をすべきだと思っておりますし、単に箱物をつくるだけではなくて、そのような伝統のある修善寺の温泉場で、条例化とかルール化はしていませんけれども、皆さんの取り決めの中で景観整備、既にやっているんですね。これは私が知る範囲においては、伊豆市内の中では修善寺の温泉場だけであって、こういった屋根はつからない、室外機とか自動販売機はこうやって覆うというのを、自分たちの手で各区長さんの判こを押してルール化されているんです。

そういった地元の地域力を考えますと、修善寺の温泉場というのはまだまだポテンシャルが十分にあると思っているところに、そういった状況の中で大きな道路環境の改善ということでございますので、計数評価しているわけではございませんけれども、やはり集客力というのはまだまだ十分に備わっているだろうなと考えております。

御指摘のような失敗がないように、そこはしっかり慎重にやらせていただきたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

次に、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

平成23年度一般会計補正予算（第1回）に対して質疑をさせていただきます。

51ページの土地購入費、これ多くの方が質問をしておりますが、私は別の意味で少し疑問がありますので、通告どおり質疑をさせていただきます。購入の目的というところでもう少し説明をいただきたいと思えます。

次に、同じく51ページの湯の国会館特別会計繰出金ですが、これは私も3月の委員会でも指摘をしましたが、4人の公務員が働いていたものを1人を減じたと。そして3人にしたということですが、やはり民間の同類の施設を考えたときには、このような公務員のようなやはり高給な皆さん方が4人もこの程度の施設で働いているときには、当然もう経費がかかり過ぎてつぶれてしまうと。それを何とかしなければならぬというようなことで、やはり人員的なリストラというものは求められていくわけですが、市長は市役所に余分な人材はおりませんと、以前私も質問したときにそういう答弁をいただきましたが、こういうところが市民目線でいったときには、やはり余分な人材ではないかと。ここのところはやはり少し、市民サービスが低下してはなりませんけれども、やはりそこは低下をしなくても、公務員でなくても民間のパートで十分できると私は思います。その辺の所見を伺います。これからやはりこういったようなものをさらに改革していただきたいと思えますが、市長にお伺いをします。以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 1つ目の目的ですが、これは駐車場整備のところですね、温泉施設が今はございますので、それを活用するべきではないかということも選択肢としてひょっとしたら白紙的にはあるのかもしれませんが。ただ、私は今かなり箱物で苦勞していることを考えますと、やはり駐車場整備ということで特化したほうがいいのではないかと考えているところです。

それから、2つ目の湯の国会館ですが、これは議員御指摘のとおりで、私もこれから職員が減っていく中で、いわゆる営業的事業をどこまで直接職員がやるべきなのか、これは抜本的に見直すべきだろうと考えております。湯の国会館だけではなしに、だるま山レストハウス、あるいは万点の湯等々、本来公務員がやるべきではない、あるいは、やらなくてもいいところは早急に見直したいと思っております。

ただ、じゃ、すぐに指定管理あるいはその他をしないのは、やっぱり平日を見ると、地元の皆さんが仲よく持ち込んだお漬物とかお弁当でやっているんです。恐らくこれ民営化したら、それは禁止されるだろうと思うんですが、そういった地元、約半数は地元の皆さんなんで、そういったいわゆるまちの大衆浴場のよさをすぐになくしていいものかというところで実はちょっと逡巡をしております。そこだけ少し検討をした上で、どのような形で民営化もしくは委託をするのかということ、遅くない時期に決めさせていただきたいと思えます。

○議長（杉山 晃央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 湯の国会館のほうは今後の市長の姿勢に期待するというので、結構です。

初めの土地購入費ですが、これは修善寺町の時代での話ですから、市になりまして、それがもう受け継がれられなくなっちゃったのかなという、非常にその辺のところと話したいところなんです。御幸橋のあその場所を買うときに、ホテルみゆきを壊すときに、これも地区要望で地元は南町、南町といっても皆さん、どこまでか、市長さんたちはわかっていると思いますけれども、南町が余りにも道路がひどいと、そこを広げたいんだと。すると、広げるに当たっては軒か家が移転しなければならないと。その移転場所にホテルみゆきを買うんだと。だから、かといって道路がすぐできるわけでもないから、その間、駐車場として使いましょうということで、私はきょうまで地元でその気持ちというのがまだあるのかなという気持ちがあったわけですよ。

そうしますと、やはりあそこは御幸橋の駐車場が将来的になくなったときには、総合会館の駐車場と民間の持っている駐車場だけでは、温泉場の駐車場って不足するなということで、今回のこの案件というのは、ぜひ購入できるものなら購入していただきたいと思うわけですが、ただ、その辺のところ、御幸橋の駐車場は将来的にも駐車場としてありき、でも、それもいっぱいになる可能性もあるじゃないかとかという、その辺の議論になっちゃっているものですから、修善寺町が買うときに地元要望で買ったという、その今の温泉区の地

元ですか、その辺のところの考え方というのは今どのようになっていますか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 過去の経緯は私は詳細承知しておりませんが、しかし、やはり修善寺のように歴史のあるまちの道路づけというのは、よほど気をつけませんと、無秩序な道路の拡幅をすると、よさを壊すことがあるんです。私は一部のところはもう少し拡幅したほうがいいなと思うところあるんですが、基本的に一方通行化することによって整々と交通が回るようになれば、余り歴史的なよさを壊すような形では拡幅すべきではないだろうと思っているんです。ですから、お寺からの菊屋さんの間なんかも、やはりあれはあの風情を残しながら、少し交通統制をさせていただいたほうがいいだろうと思うんです。

その中で移転とか、あるいは当然出てくるかもしれません。それはそのときに、また具体的な話が出たときに検討させていただきたいんですが、そういったことが柔軟にできるようにやはり更地にして、ふだんは駐車場として使っておいて、私は正直言って今から何かの施設をつくる自信がありませんので、修善寺美術館は別ですけれども、ですから、余り、中途半端と言っては失礼ですけれども、こちらが収益が期待できるからというような観点で何かをつくるというよりも、まずは一たん更地、そして駐車場にして、そして将来、より大きな動きがあったときには、全体とのバランスの中で使えれば使っていくというようなことが当面はいいのではないかという判断を現時点ではさせていただいております。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 市の方針としては、今、市長申されたことでいいのかなと思いますけれどもね。

ただ、先ほど聞いたように、地元が御幸橋の駐車場というものにどういうふうな、結構それを購入してから時間はたっていますから、もう広げたいという道は、お寺の前の橋を渡りまして、そこを突き当たったら左に行くと。その拡幅というのが、そのための移転用地だったんですよね。ですから、きょうになって、それが温泉場からもうその話が消えちゃっているのかなという、そこがこれからの地元の皆さんたちの話の中で少し行政として話をしていっていただきたいなど。

そこを買うにおいても、修善寺町のときに随分議会も紛糾していました。要らなかろうと、そんなもの。そのころ、どうしてもということで、僕らも準地元ですから、地元の皆さんたちがそういうふうな考えですから、ぜひお願いしたいということで、ほかの議員さんにもぜひというような頭を下げたような経緯も覚えておりますが、その辺のやっぱり経緯というのがありますから、やはり少しその辺のところは完全に今はもう横へどいちゃっているような議論になっていますから、ぜひそのところももう一度地元の皆さんとは話し合いをしていただきたいと、そう思いますけれども、よろしく願います。

○議長（杉山羌央君） 答弁はよろしいですか。

○19番（三須重治君） 結構です。いただければいただきたい。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） お寺から左に行って突き当たってというのは指月荘の駐車場のところから、そこから今、暫定的に道路づけをしているところまでは、私も地主の方に、もう少し御協力いただければぜひあそこは広げたいということは申し上げています。ただ、そこから菅湯のところまで、あそこはもう少しスムーズにループにしたいと思うんですが、それ以外のところ、どこをどの程度拡幅するかについては、まちの雰囲気が大分変わるとお思いますので、そこは地元の皆さんとしっかり話し合いをしながら検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（杉山羌央君） これで三須重治議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで昼休みの休憩といたします。

再開を13時ちょうどといたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（杉山羌央君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第47号～議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第2、議案第47号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）から日程第8、議案第52号 平成23年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの6議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、4月の定期人事異動に伴う職員給与等の義務的経費に関するものであります。

よって、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

討論の通告がありませんので討論はないものと認め、討論を終結いたします。

これより分割採決を行います。

これより議案第47号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について採決を行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成23年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成23年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 晃 君） 起立者多数。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成23年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 晃 君） 起立者多数。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号及び議案第54号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 晃 君） 日程第8、議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び日程第9、議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第54号について、12番、森良雄議員。

[12番 森 良雄君登壇]

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について質問させていただきます。

改正の目的、どのような効果を期待しているのか伺いたい。

活性化を図るための施策が見えませんが、ありましたら伺いたい。

指定管理料についてはどのぐらいと考えておりますか、伺いたい。

以上です。

○議長（杉山 晃 君） 答弁を願います。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 天城温泉会館については大変大きな負担になってしまいました。営業施設で毎年5,000万円の赤字というのはやはり継続しがたいということで、事業は凍結させていただいたわけです。

その後、御承知のとおり、幾度か指定管理のお話も内々に耳に入ったものですから公募はしてみたのですが、内容を精査すると、指定管理すべきではないというふうな結論に至った次第でございます。

そのような段階に至り、地元の観光協会から活用したいという御意見、御提案がありまし

たので、それを部内で検討した結果、条例の一部改正案が出てきた次第でございます。

内容については観光経済部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

○観光経済部長（潮木 信君） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

改正の目的でございますけれども、過去におきまして、平成21年6月に同じく指定管理を目的とした条例の一部改正、22年6月にまた一部改正、その後、指定管理者の選定に至らなかったということで、昨年12月議会におきまして一部を改正する条例の廃止というふうなことに至ってきております。

今回の改正の目的でございますが、天城温泉会館の温泉館部分を指定管理者による活用を目的として改正するものでございます。

効果といたしまして、指定管理による開館によって施設への集客をもくろみ、あわせて天城湯ヶ島地区周辺地域への波及効果による活性化を見込んだものでございます。活性化を図る施策ということでございますが、施設を活用し集客することに続いて、当該施設ならではの素材を生かした回遊ルートの復活や地域ならではの物産の販売、食の提供など幅広く活用することを観光協会と地元と協議しながら展開していくものでございます。

指定管理料でございますが、地元から要求がありました提案に基づきまして見込んでおりますが、おおむねでございますけれども、年間2,500万円ほど見込んでおります。今年度につきましては、事業途中であるため、また指定管理ということで、御承認いただければ月割りで考えていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 今お伺いした範囲では、ここをどのように活用するかということはさっぱり見えないんです。見えないながらも、2,500万円の指定管理料と、それから、これ2つに分割して管理するというわけでしょう、伊豆市と。いわゆる会館部分は伊豆市が面倒を見るとか、夕鶴記念館も伊豆市が面倒を見るということでしょう。総額にすると、何も変わらない。

それで、市長が失敗したようなことをおっしゃっているようだけれども、その失敗に基づいてどうやってこれを活性化するかということは何も考えていないんですよ。あなた、ここでもまた地元要望だと言っている。地元要望だったら、あなたどう出るか。失敗したらば、あれですよ、それは地元要望だったんだって、萬城の滝と同じようなことを言うつもりじゃないんですか。これもうはっきり言って失敗するんですよ、ここは。だって、今まで幾らやったって活性化図られていないんだ、そうでしょう。

市長、あなた伊豆市のリーダーなんですよ。どうやって活性するか。地元から要望があっ

たら、それに基づいてあなたの考えを出して、活性化するようなことをやってくれなければ、伊豆市では、天城温泉会館、何をやっても発展しません、いいですか。

特に夕鶴記念館、それから会館、集客力がどのぐらいあるのかです。私は夕鶴記念館なんてのは全然集客力ないと思っている。あそこ行って、これ何ですかって聞いたって、答えられないんですよ、職員が。観光案内だ、観光案内だ、総合案内所だって言ったって、現実にある施設の職員が、夕鶴記念館って何であるんだと、何で伊豆市で夕鶴記念館だと聞いたって答えられないんですよ。それが伊豆市の現実なんです。ぜひ、あなた、この会館どうするのか答えてください。

それから、温泉館部分どうのこうのって言ったけれども、蛍は継続してやるんですか。蛍の養殖たしかやるって言っていましたよね。

以上、2点お伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御意見は御意見で、質問の時間ですので、蛍の養殖については、やるということでございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 蛍につきましては、今年度もう既に6月から「ほたる祭り」を天城湯ヶ島地区でやっております。それ以前から、外の池の部分でございますけれども、そちらについては使用許可ということで、現在、蛍の飼育をしている状況でございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） この条例改正に蛍のことも何も出てこないんだけど、じゃ、蛍の事業はこれからも続けるということですね。それが1点、まず。

市長さん、ここもぜひ委員会に出てきて議論しましょうよ。しっかりと僕は指摘しておくから。要は、これを運営する人たちが本気になって、やる気にならなければ、伊豆市の再生はないんですよ、市長さん。あなたが委員会出て、どんどん議論するような態度をとらない限り、そういう活性化された伊豆市をつくろうとしない限り、伊豆市はだめになりますよ。委員会出てこないで何やってるんだか知らないけれども、ぜひ委員会に出てきてくれることを希望してこの質疑を終わりますけれども、蛍の1件だけ答えて。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 蛍につきましては今後も池のほうで、建物の外ですね、池のほうで行う予定になっております。

○議長（杉山羌央君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について質疑をいたします。

まず、質疑通告書ちょっと読みますけれども、1番目の別表第2、(1)ア「市の特産物の販売事業」は、市、この場合、公の施設の事務として認められるかということですが、これちょっと言いますと、この条例の改正は温泉館、物産コーナー、手づくりコーナー、エントランス等を事業として廃止して、今まであった天城劇場ホール、それから夕鶴会館、そして新たに、これはどこかの場所でしょうけれども、展示館と食体験施設をこの天城温泉、今度は名前を変えましたが、天城会館の事業としてやると、こういうことだと思います。

それで、指定管理をするのは何かというと、市の特産物の販売事業等2点あるわけですが、これが市の公の施設の事務として適当かどうかということなんです。

公の施設を指定管理にするには、指定管理者制度が地方自治法の244条の2に、あるわけですが、市の特産物販売事業というのは公の施設でやっていいのかどうなのかと、こういうことなんです。公の施設は何をしななければならないかということ、それは市の住民のための福祉を増進すると、そういう目的のために利用させると、こういうこと。その管理のために公の施設というのをつくって、管理者を指定管理者でやるということですね。

ですから、この特産物販売事業というのが公の施設の事務として適当かどうかと、それを1点お伺いします。

それから、2番目は指定管理者に管理料を支払うのかということですが、今2,500万円という話がありましたですね。それで、先ほど市長は5,000万円使っただから2,500万円はいいじゃないかなというようなニュアンスのことを言ったわけですが、今年度の予算はたしか1,800万円くらいだったかと思うんですが、天城劇場ホールそれから夕鶴会館のほうの管理はしないで、特産物の販売事業とか、そんなことに2,500万円も払うというのはどういうことかなと思うんですが。じゃ、天城温泉会館とか夕鶴会館の費用はやっぱり市で持つのかということですね。1,800万円が、これじゃ、四、五千万円になっちゃうじゃないですか。そこら辺はどうなのか1つお伺いします。

それから、特産物を販売するとありますが、販売収益はだれに帰属するのかということです。

それから、4番目、光熱水費は指定管理者が出すのか、その部分の光熱水費。

5番目、指定管理者既に内定しているのか。先ほど観光協会とか何かそういうお話がありましたけれども、これはもう内定しているのかどうなのか、それをお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） これも先ほど申し上げましたとおり、二度ほど民間ベースでこれは事業化できるものかどうかということで公募をしたところ、ふさわしい内容が、提案がなかつ

たわけです。これを続ける手もありますけれども、内容を見ますと、現状においては天城温泉会館を民間ベースで事業化することは極めて困難だろうという判断をいたしましたわけです。

そうすると、市長としての選択肢は、もうあそこ一切使わないでそのまま封鎖してしまうか、あるいは何らかの形で使うかということなのですが、その何らかの形で使う場合には、市の職員が営業をやったって、私はやはりうまくいかないだろうと思うんです。そこで、いろいろ検討しているときに地元のほうから、やはり何といたってもここは地元の皆さんがどうやって使うのか使わないかということだと思しますので、地元のほうから余り施設の改修等にお金を使わないで活用する方向で検討したいという御提案をいただきましたので、その方向で条例化するように事務方に命じたわけです。

そのやり方については、これは市の職員の担当範囲でございますので、また再度、観光経済部長から個々の御質問については説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

○観光経済部長（潮木 信君） それでは、西島議員に対してお答えいたします。

市の特産物販売事業は公の施設の事務として認められるかというふうなことでございますが、今回改正いたします別表2、（1）アに規定する業務ということは、条例第14条に定めます施設内において指定管理者が行う業務の範囲を示したものでございます。あくまでも目的にもございます市の産業の振興等ございまして、その中の一環として位置づけられるんじゃないかと思えます。

あと指定管理料払うかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、経年ベースでいきますと、当初2,500万円を考えているということです。

あと特産物の販売収益はだれに帰属するかということでございますけれども、一番最初の質問にございましたように、販売事業につきましては指定管理者が行う業務の範囲ということでございますので、指定管理者の収益となるというふうなことでございます。

光熱水費は指定管理者が負担するのかというふうなことでございますけれども、これにつきましても指定管理部分に係る光熱水費は指定管理者が負担するというふうなことでございます。

あと指定管理者は既に内定しているかというふうなことでございますけれども、地元からの提案がございまして、適切な事業者の選定ができなかった過去の経緯から、今回は観光協会の提案に向けての転換であるというふうなことで御理解いただきたいと思えます。

なお、当然のことでございますけれども、指定管理というふうになりますと、指定管理審査会で審査し、あるいは最終的には議会の議決を得るというふうなことにもなると思えます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

この指定管理ですけれども、指定管理をするよとさっきも言いましたが、これが非常に部分的なんですよね。展示館と食体験施設ということですから、今はふさがっていると思いますけれども、昔販売コーナーがありましたよね。それと奥の喫茶店みたいところ、あそこじゃないかなと、これは推理ですけれども、するわけですけれども、あの2つを指定管理すると。

それで、さっきも言いましたが、指定管理というのは公の施設を管理する、そういう意味じゃ、そこの指定管理いいかもしれませんけれども、この内容が公の施設は当該地方公共団体の住民のために、住民が福祉増進のために利用するのが目的のために公の施設があるわけなんですよ。

この2つについては市の特産物の展示及び販売事業、その下に観光振興ありますけれども、アだけでいいですよと市の特産物の展示及び販売事業、これが住民の福祉に増進するんですか、これは観光客のためのやつじゃないですか。観光客のために、特産物ですからね、特産物を買っていくのは大概観光客ですよ。ですから、この部分を指定管理者がやるというのはおかしいと思うんですよ。

例えば夕鶴会館や天城劇場ホールをやって、その合間にこういうことをやっているというならわかりますよ。それでそっちのほうは何も指定管理しないで、今までどおり市が管理するよと、今までどおり1,800万円の金を出すだと。それで今度は指定管理者に直すという。この2つ、やってもやらなくても、どちらでもいいことなんです。本来の天城温泉会館の設置目的からすれば、本来どうでもいいようなこと。あれは住民のためにつくった公の施設だとすればね。

ですから、こころは非常におかしいと。住民のためにならないことをやって、それを指定管理して、なおかつ2,500万円も金を払うと。それで、劇場ホールその他の施設の管理は市がやって1,800万円かけてやると、そういうことですか。それは本当におかしいことだと思うんですよ。それを市長、ちょっと答えてください。これは大事なことです、職員が答えるようなことじゃないと思いますから、ぜひ答えてください。

それから、さっき部長の説明で温泉館部分を活用するというような話がありましたが、こちらのほうには条例改正のところには温泉館部分なんてのは1つも載っていないですけれども、この辺はどういうことになるのか、だれが管理をするのか、ひとつ市が管理するのかだれがするのか、お願いします。

2点、お願いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そもそもこの事業、敗戦処理なんです。要するに、将来、この建設目的が既に維持できないわけです。ですから、この施設の目的にかなっていないかと、いや、かなっていないんです、もうしようがないんです。

私は大先輩を批判するわけではないけれども、この地域に都会的な温泉事業というのがやはりコンセプトが合っていなかったらと思うています。

それから、もう一つ市長としてここに温泉をやりたくなかったのは、湯ヶ島の温泉場、下にあるんですね。つまり、行政があそこを走っているお客様を湯ヶ島温泉に下げないで、あそこに温泉に入らせて東京にお返しするというのは、私はやはり行政のあり方として正しくないだろうと思うんです。

そこで、どのような形であるにせよ、全面的に温泉事業をやるという方があらわれれば別ですけれども、市が関与を継続する中で温泉事業というのは、これまた整備にお金もかかりますので、やるべきではない。そういった意味では、天城温泉会館という施設の目的をそのまま続けたいという判断をしているわけです。

そこで、もう一つの選択で、じゃ、全部あそこを閉鎖してしまうか。あそこ中心部でございますので、あそこはまただれも立ち入らないような、人が入れないところというの、まちの明かりを全く消し去ることになってしまう。そして、これからあその周辺を整備していく、しろばんばの里の真ん中のところ、熊野山と、それから井上靖先生の生家等々のほぼ中心部になりますので、やはりあそこにお客様が行ったときに、インフォメーションも必要でしょうし、ちょっと見るスペース、休憩するスペース、できれば地元のものを買うスペースも必要だろうということで、一番下のところは温泉はやらずに、今「ほたる祭り」やっていますけれども、蛍の養殖等に使いたい。真ん中は全体を見ながら飲食に提供するような施設で当面維持しておきたい。そして、1階部分、地上部分ですね、あれはいわゆるおもしろミュージアムというんでしょうか、いろいろなどこかの支援を得て、お客様がちょっと立ち寄るような、そんな展示をしたいという地元の御提案でございますので、それを最大限まずは実現するような形で理解をいただきたい。

それで、繰り返しになりますが、これはそもそもあの施設の目的に100%かなった事業を継続することではございませんので、市長としてこのような気持ちであの事業を新たにやらせていただきたいということで議会の皆さんとお話しする中で、それならいい、それならだめだ、どこを変えろというような議論を今しているところだと御理解いただきたいと思います。

○議長（杉山晃央君） 次、観光経済部長。

○観光経済部長（潮木 信君） 温泉館部分を活用というふうなことでございますけれども、先ほど市長からもございましたけれども、建物でいきますと、向かって右側部分にあります1階は昔は売店があつて、その奥に展望休憩室ですか、その下が食堂、その下は温泉館というふうな、その右部分を今回指定管理というふうなことで活用していただくような格好です。

○議長（杉山晃央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今市長の答弁で、今やろうとしていることは目的に必ずしもかなっていないということですね。これは大変問題じゃないかなと思うんですけれども、それはさて

おき、私が言っているのは、あそこが活性化するのはいいですよ。あの地区を活性化して何かやろうとするのはいい、それはいいですよ。だけれども、そのやり方が問題だって言っているんですよ。指定管理者にして2,500万円も金を払って、何でやるんですか。

普通だったら、あそこは観光協会だか地元の人だかわかりませんが、施設を貸し付けて、有料でも減額でもいいですよ、とにかく貸し付けてやってやると。やること自体が何か物を持っている商人じゃあるまいし、さっきも指摘しましたけれども、役所がやることじゃないんですよ、そんな物を売ったりすること。それは民間がやればいいですよ。民間がやるだったらやって、ただし、それはお金を取って施設を貸し付けてやるというのが本当じゃないですか。何か金をくれてやって特産物の販売収益は向こうへ属するって、金もくれて、もうけさせてやって、そんなことはやっていいんですか。

私はこれは非常に問題だと思いますけれども、施設を貸し付けるとか、東京ラスクだって貸し付けたじゃないですか。指定管理じゃないですよ、あれは。貸し付けたんですよ。何でそういうことをしないんですか。それ、市長、お願いします。言ってください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） このたぐいの施設で伊豆市で黒字のものはありません。御承知のとおり、修善寺の総合会館、土肥の総合会館、いずれもこれは管理料で、私はやはり黒字化することはそもそも難しい施設なんだろうと思っています。そういった意味では、地元の人たちにいかに使っていただくかという、地元の皆さんの工夫も必要だろうと思っています。

そこで、議員からは反対されましたけれども、天城支所の場合には、東京ラスクが営業で使うということでしたので大成功なんですけれども、あれは民間が本来の目的と違う目的で施設を使いたいという御提案をいただいて、そして使っている。あれはあれでいい例だと思っています。

ただ、今回の場合には、そういうものではありませんし、二度ほど公募をした結果、民間が営業ベースでできそうもない、極めて高い確率でできないという形での、イレギュラーな本来の施設のつくったときの目的とは別の使い方をしているわけで、およそその基準にも沿わないといえれば沿わないわけです。

したがって、行政が提案をして議会と話し合いの中で、それならいいだろうか、それでもダメか、あるいは別のちょっと工夫しろというのかという議論を今させていただいているわけです。

○議長（杉山羌央君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号及び議案第54号の2議案については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時37分
再開 午後 1時38分

○議長（杉山羌央君） ここで休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（杉山羌央君） 日程第10、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議員から6人、町議員から4人をそれぞれ選出し、計20名をもって組織することとされています。

このたび市議会議員から選出すべき議員のうち3名が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ4名となりましたので、選挙が行われるものです。

会議規則第32条第1項では、議長は選挙の結果を直ちに議場において報告する、また第2項では、議長は当選人に当選の旨を告知しなければならないとなっておりますが、この選挙は広域連合規約第8条の規定によりすべての市議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山羌央君） ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に20番、木村建一議員及び1番、鈴木初司議員を指名します。

次に、候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（杉山羌央君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山羌央君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山羌央君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順に1番の議員から、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（杉山羌央君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木村議員、鈴木議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（杉山羌央君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 20票

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票のうち、土屋篤男君 15票

吉村哲志君 3票

川口三男君 2票

以上のおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月21日から29日までの9日間は本会議を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山晃央君） 御異議なしと認めます。

よって、明日6月21日から6月29日までの9日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

なお、21日、22日、23日の3日間は各常任委員会の審査をお願いいたします。

次の本会議は6月30日午前9時半より開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

平成23年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成23年6月30日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算(第1回)
日程第 3 議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について
日程第 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第4号 専決処分 の 報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)

追加日程第2 発議第2号 浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書

追加日程第3 発議第3号 土肥こども園の津波対策に関する決議

出席議員(20名)

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本 覺君	6番	西島信也君
7番	杉山 誠君	8番	内田勝行君
9番	関 邦夫君	10番	杉山 羌央君
11番	大川 孝君	12番	森 良雄君
13番	古見梅子君	14番	塩谷尚司君
15番	室野英子君	16番	飯田正志君
17番	鍵山 堅一君	18番	飯田宣夫君
19番	三須重治君	20番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	遠藤 浩三郎君	総務部長	鈴木伸二君

市民環境部長	山本	潔君	健康福祉部長	大城	栄一君
観光経済部長	潮木	信君	建設部長	佐藤	喜好君
教育委員会 事務局長	間野	孝一君	会計管理者	鈴木	守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森	修司	次	長	藤原	一昭
主査	稲村	栄一				

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成23年第2回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎市長発言

○議長（杉山羌央君） ここで市長より発言の申し出がありましたので、これを許します。
市長。

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

本定例会の期間中に新たな状況の変化がありましたので、本会議冒頭の時間をちょうだいし、3点御報告申し上げます。

1つ目、住民訴訟について。2日に判決が下された火葬場建設に関する住民訴訟について、原告は控訴しませんでしたので、伊豆市の勝訴が確定いたしました。24日、船原ホテル寮跡地の売却に関する住民訴訟の判決が言い渡され、市の主張が全面的に認められました。これをもって住民訴訟は、4件すべてにおいて市の主張が認められました。ただし、船原ホテル寮跡地の件は7月8日が控訴期限ですので、まだ控訴の可能性が残っております。伊豆市としては、今後とも公正かつ適切な行政運営に努めてまいります。

2つ目、し尿処理施設について。し尿処理施設の建設候補地ですが、田代地区の測量、調査を実施するとともに、地元の御意向を確認する作業を行ってきた結果、引き続き田代地区を候補地とした準備作業を継続することとなりました。これから同地において環境影響評価の調査に着手いたします。

3つ目、下水道事業の執行中止について。東日本大震災に伴う公共事業の一律5%カットにより、御承認いただきました本年度予算の事業のうち、下水道事業の城地区及び大平地区の管工事について執行を停止することいたしました。これは、国の補助金の裏づけがなくなったことに伴う措置でございます。

以上、3点報告申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（杉山羌央君） 次に、日程第1、田方地区消防組合議会について報告の申し出があり

ますので、これを許します。

1 番、鈴木初司議員。

〔1 番 鈴木初司君登壇〕

○1 番（鈴木初司君） 皆さん、おはようございます。1 番、鈴木でございます。

田方地区消防組合議会の報告をさせていただきます。

去る平成23年6月14日、平成23年田方地区消防組合議会第1回臨時会が開かれました。日程第1、報告第1号 田方地区消防組合議員の辞職についてから、日程第2、田方地区消防組合議員の当選について、日程第3、議席の指定について、日程第4、議長の選出について、追加日程第1、副議長の選出について、日程第5、会議録署名議員の選出について、日程第6、会議の決定について、日程第7、議案第4号 消防車両整備事業請負契約の締結についての審議を行い、議案第4号 消防車両整備事業請負契約締結については原案どおり可決いたしました。

主な内容は、日程第4、議長の選出については、伊豆の国市選出の萩原眞琴氏が当選され、追加日程第1、副議長の選出については、函南町選出の杉村彰正氏が当選されました。

また、議案第4号 消防車両整備事業請負契約の締結の内容については、契約の目的は平成23年度救助工作車Ⅱ型整備事業、契約の方法は指名競争入札により、契約金額は9,933万円税込みで帝商株式会社横浜営業所が落札いたしました。

以上が審議の主な内容であります。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第2、議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案については、今定例会初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） おはようございます。8番、内田勝行です。

今回は、精力的に審査をしていただきましたので、報告が少し長くなりますが、よろしくお願いたします。

ただいま議長から報告を求められました議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）総務教育委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

詳細につきましては、委員会室にて概要書の閲覧ができますので、質疑の主なものを御報告いたします。

初めに、教育委員会の関係ですが、当局からの補足説明に続き質疑を行いました。

まず、委員より、58ページから63ページの職員給与等の補正について、小学校管理費の減額、中学校管理費の増額、社会教育総務費の減額は、当初見込んでいた人員よりも職員数の増減があったからかとの質疑に対し、学校再編成の関係で小学校の事務職を中学校へ配置がえしましたので、増減がありました。小学校が2校減りましたし、退職者もありましたので、職員数は減っていますが、異動がなくても制度改正や扶養の関係などで内容が変更となることもあり、増減は出てきますとの答弁がありました。

また、委員より、社会教育総務費の減額を見ると、実際に職員が減っていると思うが、どうかとの質疑に対し、社会教育総務費の減額は、課長職が2名から1名になったことによる減額ですとの答弁がありました。

続きまして、委員より、65ページ、修善寺グラウンド改修工事調査測量設計業務委託について、配付された図面資料のうちボーリングナンバー3の箇所、3塁側応援席ののり面です。ここは、2年ほど前に台風による土砂崩れがあり工事をしてあるし、柏久保配水池の前も10年ほど前に土砂崩れがあり、直したと思うが、調査する必要があるのか。また、調査費用に900万円というのは高過ぎないかとの質疑に対し、今回、平成20年度にのり面が崩落し、災害復旧工事をした3塁側の応援席ののり面を確認したところ、吹きつけをしたのり枠の内側の土が流されており、土質なども含めて一体的に調査をする必要を感じましたので、水平ボーリングを計画しました。ボーリングナンバー3は、現状に直接関係がないのではとの御指摘ですが、全体的に内側を調査したいということです。900万円の4割から4割5分はボーリング費用ですとの答弁がありました。

また、2年半くらい前に工事したところが壊れてきているとのことだが、手抜き工事だったのではないか。本工事をするのかもわからないのであれば、もっと圧縮した予算とするべきだが、どうかとの質疑に対しては、財政的に厳しいので、必要な箇所だけをとの御指摘ですが、現在壊れている箇所だけについて予算の範囲で調査していこうかと再考していますとの答弁がありました。

続きまして、委員より、ボーリングナンバー3が20年に工事をしている箇所ならば、瑕疵担保責任があると思うし、測量資料などは残っているのではないか。バックネットの裏地点のボーリングナンバー1だけでもいいと思う。緊急性は感じられないので、今悪い箇所のみをやり、費用も抑えるべきだとの意見に対し、当局からは、もっと範囲を縮小し、延長150メートルのうち、バックネット裏で現在影響が出ている範囲60メートルだけの調査をしたいと考えていますとの説明がありました。

続きまして、委員より、範囲が広過ぎるから狭くすることを考えているということだが、この900万円の予算はどうなるのか。数年後にその箇所の工事が必要になった場合、トータルでは割高になるのではないか。現実にナンバー3の箇所も不都合が起こっているから、調査をしたいという計画なのではないか。どういう提案にするのか整理をとの質疑に対し、こ

の図面の範囲でいきたいので、予算計上をしましたが、今、委員会の皆さんがもっと狭くてもいいのではということであるならば、予算の範囲の中でもっと少額でやっていくということですよとの答弁がありました。

その後、平成20年の災害当時、亀裂があるから配水池のところまで全部工事をやれと言ったら、災害復旧費ではできないと、ボーリングも何もしないで吹きつけだけの原状復帰だった。地震が来たら崩れる、壊れるという話はしてあったが、奥は民有地で木も切れないし、何もやっていない。教育委員会はお金がないからとやらなかった。ここは土質が悪いので、できれば全部一緒にやらないと、また崩れると思うという意見が出されました。

そして、長過ぎるから短くするのではなくて、ボーリングナンバー3の地質調査が必要だと。900万円は高額だけれども、調査をやって必要でなければ工事はやりませんという提案の仕方でないと賛成できないが、もっと説明をとの質疑に対して、3年前の災害復旧について詳細を把握していませんでしたが、予算計上している範囲内での調査をさせていただければと思いますとの答弁がありました。

そして、本会議の議案説明では、バックネット裏が悪いからだとのことだったので、そこだけならば高いだろうと思っていたが、今説明が変わって、3年前にそちらまでやらなかったからというのであれば、初めからそういう提案をするべきで納得ができないとの意見に続いて、本会議では図面での詳しい説明はなく、ボーリングナンバー3も含めた内容での900万円である。バックネット裏という言葉だけでは足りなかったかもしれないが、提案の仕方が違うと、そういう意味ではないと解釈したいとの意見が出されました。

また、災害復旧はその場しのぎというか、そこだけをやったというもの。小中学生から大人まで使用するグラウンドであり、このままの状態で置けるはずがないとだれもが感じたと思う。東海沖地震が起きたときに、あそこは危ないと多くの人が感じていると思うので、きちっと調査はしておかないと、後で後悔することにならないかと心配するといった意見が出されました。

続きまして、委員より、この図面の範囲を調査した場合、本工事もこの範囲で行うのか。調査だけして本工事がバックネット裏だけになったとしたら、調査は何も意味をなさないことになる。10年ほど前にもボーリング調査をしているので、以前の調査資料があると思うが、それを活用しないのかとの質疑に対し、本工事の範囲は調査結果を受けて設計することとなりますが、災害復旧で行った部分は工事が必要だと思われる箇所もありますので、対応せざるを得ないと思います。合併前の資料は確認しておりません。残っていれば利用できるものと思いますが、水平ボーリングはのり面工事を行うために必要なものですので、10年前は行っていないのではないかと思いますとの答弁がありました。また、ここは以前から水が噴き出すことがあり、ブロックが押し出されてきている状況などを含めて、公の施設として利用者の安全を確保しながら、スポーツの振興を図ることを目的に調査を行いたいと思いますとの説明がありました。

続きまして、総務部の関係ですが、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、21ページ、消防団員退職報償金受入金の増額補正について、消防団員に対して基金から出るとのことだが、どのようなシステムかとの質疑に対し、退職消防団員に支給する退職金のような意味合いを持っているもので、毎年条例定数に対する掛金を消防団員等公務災害補償等共済基金、いわゆる消防基金に支払っております。消防団員が退職するときに5年ごとの勤務年数により申請をして、1人につき幾らという形で消防基金から収入として受け入れますが、市は消防基金とは異なった1年ごとの報償金額を決めて支給していますので、収入額と支出額は異なっていますとの答弁がありました。

また、委員より、57ページ、消防団員退職報償金の増額補正について、60人から87人にふえたということだが、現在の団員数は何人か。また、退職報償金は当初予算と合わせて1,700万円ほどになるが、1人20万円ぐらいになるのかとの質疑に対して、退職報償金は階級や勤続年数により異なります。今回、勤続年数が一番長い方は17年で、副分団長ですので37万円ほどになりますし、一番短い団員で3年の方は8万7,000円です。一概に幾らとは言えませんが、総額1,710万1,000円になります。現在、団員数は622人ですとの答弁がありました。

続きまして、委員より、25ページ、駿河湾海上交通利用促進対策補助金について、市民対象の補助の目的は何か、補助期間はどのくらいか、補助する団体はどこになるのかとの質問に対し、伊豆市と静岡市を結ぶ公共の足を確保すること、フェリー存続のための補助が目的になります。期間は今年度限りですが、来年度以降も深刻な状況が続き、廃船の可能性があるということであれば、また新しく予算の中で議論させていただこうと思っております。現在の計画では、市民の方にはフェリーに乗るときに割引申請書を書いていただき、割り引いた金額を支払っていただきます。そして、その実績に基づいて市がフェリー会社に補てんをする形を考えていますので、事務的なものはフェリー会社にやっていただきます。乗船名簿がありませんので、乗船するときに申請書を書いていただくことで考えておりますとの答弁がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、討論はありませんでした。採決に当たり、退席による棄権者が3名ありましたが、定足数に達しておりましたので、棄権者以外の出席委員で採決を行った結果、全会一致で付託されました議案46号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） ただいま議長から報告を求められました議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）福祉環境委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の過程における質疑の主なものとしまして、議案31ページの難病患者等生活支援事業委託料の増額について、委託予定先を確認したいとの質疑に、伊豆保健医療センター訪問看護ステーションひまわりです。また、中伊豆温泉病院にもサービスの提供を依頼していますとの答弁でした。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案46号の福祉環境委員会の所管科目については、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員会委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）経済建設委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

なお、多くの御意見がありました。委員会室のほうに概要書がありますので、ごらんいただければと思います。

主なものだけ発表させていただきます。

初めに、建設部の関係であります。当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

当議案の審査において質疑の主なものとしまして、まず委員より、天城北道路関連市道拡幅用地購入について2,640平米という、平米当たり9,000円ぐらいですか、価格は適正ですか、価格はどこから出てきたものですかとの質疑に対し、山林については平米980円、畑、田については平米1万円、原野については980円、宅地については3万円、雑種地については1万5,000円で、この単価につきましては、国土交通省が本線を買う金額と同等の金額でございますとの説明がありました。

次に、委員より、工事用とはいえ、最終的に市道になるということで、買い上げの補助金は出てこないのですかと質疑に、工事のほうについては、国土交通省で全部やっていただくということで、買い上げには補助はありませんとの説明がありました。

続きまして、観光経済部の関係であります。当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

まず、委員より、高性能林業機械導入補助について、山にバックホーを入れて道路をつくるというのは、防災といった面で、民有林とはいえ市も行政指導、安全な治山治水面に必ずかかわっていかねばならないと思うがとの質疑に対し、林業再生プランは、集約化林業ということで30ヘクタール以上の大規模的にやられ、集約化イコール利用間伐ということで切り捨てでなく、出す間伐は要りますので、当然作業路、林網整備が必要になることとなります。安全なところに林網を入れるというようなことを重点的に指導するような形をとっていきたいと思いますとの答弁がありました。

次に、高性能林業機械導入補助金の400万円は、機械全体の一部としてなのでしょうか、

それともアタッチメントだけに400万円なのですかとの質疑に対し、機械購入に関しましては、ユンボ本体からアタッチメントすべて込みで千五百数十万円になると思います。それが対象としまして事業計画、会社自体の能力が年間2,000立方メートルの実績がある場合、2,000立方メートル規模の補助しか出ないということで、1,000立方当たり200万円の補助になります。県の基準では2,000立方ですけれども、400万円の補助金ということで事業実績で補助金を出すような形になりますとの説明がありました。

次に、委員より、49ページの7款1項商工費1億1,600万円について、買ったはいけれども、抵当権が抹消できなくて、後から伊豆市が不利になるような危ないことはないか。抵当権がついている土地ですから、当然売買には抵当権の抹消が必要になるわけですが、手続、費用負担等どなたが行うのでしょうか。債権者がおりますけれども、合意が得られなかった場合、この契約はどうなるのでしょうか、合意は必要ですかとの質疑に対し、抵当権の抹消をしていただくことが購入条件で、抵当権抹消は破産管財人にすべてお任せしてあります。債権者不合意の場合は、当然もとの条件ですので、買収はできないと考えておりますとの説明がありました。

次に、委員より、契約条項の中に債権者の同意、任意売却ができなければ、この契約は白紙撤回しますと、あらかじめうたっておく必要があるのではとの質疑に、債権者の合意ができた段階で契約となります。当然、そのようなことが必要になれば、条件、条項として入れることにやぶさかではありませんとの説明がありました。

また、いすゞ荘の建物図面はありますか。撤去予算もついているわけですから、アスベストはありますか、ありませんかとの質疑に対し、建物の図面はまだ届いていません。アスベストは鉄骨を一番使っている建物建設が平成2年で、ちょうど端境期に当たりますが、恐らくないだろうという判断のもと、中には入れませんので、課税台帳の面積から積算していますとの説明がありました。

次に、委員より、なぜこれだけの計画が出てきたのかという経緯、話の発端はどこから出てきていますかとの質疑に対し、1つは、温泉場まちづくり委員の方から御提案をいただいて、道路の一方通行だとか、まちづくりの要請だとか、いろいろなものを御提案いただいているわけですが、今回の売却話が地元である程度広がって、市有地としてとっていただく御提案をいただきました。そういうものを勘案し、内々に破産管財人の方にお話をさせていただき、6,000万円ぐらいであれば抵当権を外せるであろうといった内々のお話をいただいたので、今回事業化という経緯ですとの説明がありました。

次に、委員より、49ページのフェリーの関係で、この程度の補助をしてフェリーのお客さんがふえるというような大きな期待感というか、期待値は持っていますかとの質疑に対し、土肥港から清水港までの帰りで伊豆市の宿泊施設に泊まったお客について、車両2,000円の補助、そして旅客は500円の補助をいたします。県は、清水港から土肥港までの車両だけなんですけれども、半額ですので、両方を合わせると大分安上がりということになります。例

えば家族4人、夫婦2人とかのケースを見た場合、32%から38%の割引になります。相当安くなりますので、利用者がふえると期待は十分していますとの説明がありました。

以上、審査した後、1人の反対討論に続き、採決を行った結果、挙手多数にて議案第46号平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）所管科目については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉山晃央君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時03分

○議長（杉山晃央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号、総務教育委員長の報告について質問させていただきます。2点について質問させていただきます。

まず、人件費ですが、この補正予算全般にわたって人件費の補正が行われております。菊地豊市長の話では、計画の段階と予算をつくる段階で時間差があると。だから、人件費の補正が必要だということをおっしゃっておりますが、ほかのものは、例えば事業執行に関するような予算は、ちゃんと最初から計画を立てているわけですね。しかし、実際人件費だけは後から変更になっているから、補正が必要だということなんですね。

教育委員会は、もう既に小学校の統廃合が年初から決めていたはずですが。すると、どこの学校がなくなって、どこに統合されるか、先生はどうなるか、予定は立ててなかったんですか。ここいら辺、多くの市民が統廃合がどうなるのか心配している。先生の数はどうなるんだと心配している。しかし、年度初めにわからなかったんですか。年度がかわってからやっとわかると、そんなずさんな計画だったんでしょうか。私は人件費の補正に対して、本当にどうだったのか、なぜ必要だったのか。そういう審議がされたのかどうなのか、委員長にお

伺いたい。

続いて、修善寺グラウンド900万円の予算がつけられておりますが、まず委員長、これ現場を見ましたか。何でこういうことになったんでしょうか。私は、これらは災害ではないと思うんですね。これは、もう明らかにずさんな工事の結果だと思いますが、そういう審議はされましたかどうか伺いたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務教育委員長。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） お答え申し上げます。

ただいま森議員から質問がありました1件目の人件費のについての質疑は行われませんでしたので、お答えができません。

2件目の手抜き工事ではなかったかという質問ですが、これについても質疑がありませんでしたので、お答えができません。

○議長（杉山羌央君） 森議員、再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 質問に対して、質疑が行われました、行われませんでした。それでいいんですか、委員長。委員長をやるんだったら、そのぐらいのことを考えて自分で検討して、委員に問題提起してもいいんじゃないですか。いつでも、質疑されていません、ですよ。

人件費は、私たちの伊豆市の統廃合の根幹をなすものでしょう。先生の配置はどうなるんだと、学校はどこがなくなって、どこを残すのか。それで、検討されませんでした、質疑が出ませんでしたでいいんですか。まず、それをお聞きしたい。

同じように修善寺グラウンドですよ。すぐ隣で2年前に工事をしているんでしょう。のり枠をやってあるんです。土質が悪いんじゃないんですよ。工事がずさんだったんですよ。あなた見に来てきたと言っているようだけれども、何を見てきたんですか。正志君か、何だよ。余計なことを言うなよ。

〔「いいから、質疑をしろよ」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 質疑をしているんだよ。

〔「質疑じゃないじゃないか」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 君が決めることじゃないんだよ、正志君、宣夫君。

〔「議長、とめなきやだめだよ」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 君たちが決めるんじゃない。委員長に聞いているんだよ、僕は。

〔「黙っている」「議運の委員長は余計なことを言うなよ」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） だれか言っていたな、余計なこと言うなって。議長、ちゃんとやめさせて。

○議長（杉山羌央君） はい、どんどん質問してください。

○12番（森 良雄君） はい。

○議長（杉山羌央君） だけれども、なお森議員に申し上げます。

ただいまの発言は、委員長報告に対する質疑の範囲を超えておりますので、注意をいたします。私が委員長に求めたのは、審査の経過と結果でございますので、その報告を委員長はしたわけですから、それについて注意を申し上げます。

○12番（森 良雄君） 議長、議長が審査を求めているのに、審査していないことを私は聞いているんだ。していないんじゃないですか、審査を。

修善寺グラウンド、これは粗悪な工事なんですよ。どこの業者がやったのか、見ればわかるでしょう、見てきたというんだから。コンクリート、いわゆるモルタルの吹きつけ部分は、僕は異常ないと思っていますよ。確かに亀裂はあります。亀裂部分は、菊地豊市長お得意の、何だこりゃという滝、私が言った萬城の滝でやったお得意の目地をやっとしてやればいいんですよ。土質じゃないんです。確かに経年劣化はあります。モルタルですから、亀裂はあるでしょう。問題はその下の土台部分なんですよ、これは。それを悪いのを放置したまま契約外の予算をかけようとしているんですよ。もう一回審査をやり直させてくださいよ。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁を求めますか。

○12番（森 良雄君） 当然、答弁しなければだめですよ。

○議長（杉山羌央君） 委員長、内田勝行議員。

○総務教育委員長（内田勝行君） 繰り返しになりますが、私は今議長が申されたとおり、委員会の経過と結果を報告する立場にあるわけです。それ以外のことは、私見を挟むことは許されませんので、質疑がないものはないということです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議案第46号につきましては、鈴木初司議員ほか2名から修正の動議が提出されておりますので、提出者の説明を求めます。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司でございます。

私は、議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）に対する修正動議を發議いたしました。

それについて説明申し上げます。

議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）原案に対し、歳入歳出予算で300万円減額補正する修正であります。

主な内容は、10款教育費、6項保健体育費、13委託料、修善寺体育館管理事業グラウンド改修工事調査測量設計業務委託費900万円を300万円減額し、600万円の予算執行とすることです。

別紙図面を見ていただければ、それによって説明いたします。

当局の説明によりますと、先ほど総務教育委員長の委員長報告にありますように、のり面調査測量設計は、手前赤い付せんをしている部分にしてもとの発言もあったように、私もこの赤いマーカーを入れたところまでで十分だということがありまして調査いたしました。柏久保配水池まで調査した場合の予算とのことでしたが、柏久保配水池が完成したのが13年前ぐらいでございます。それより前に南側はのり面補修され、今もって被害は見られません。また、配水池東側のり面も3年前災害復旧されており、今回の調査測量箇所に入れることの緊急性はないと考えます。

この今回の900万円の予算のうち国・県の補助金はなく、伊豆市単費で行うということでした。そういうことを考えれば、1墨側、バックネット裏、3墨側と、こちらに4カ所の被害写真も載っておりますけれども、すべてそこに集中しておるわけです。その場所を調査測量業務で事足りると私は考えます。市民の血税を投入するわけですから、当然無駄は省かなければなりません。しかし、私はこれをやめろというわけではなく、安心・安全は担保しなければならぬことは百も承知してございます。

上記のことからマンパワーを使い、1墨、バックネット、3墨側までとし、調査測量業務費を調べたところ五百六十数万円で上がり、600万円で十分足りる。よって、300万円の減額補正の説明といたしますが、総務教育委員会の議員の立場から申し上げますと、小学校教室の室温が35度Cによる今、生命、安全が危惧されている暑さでございます。冷風機は1台10万円くらいで購入できるようでございますので、300万円で30台購入できます。緊急性があり、必要があるところにぜひ血税、税金を使われることをお願いし、説明とかえます。

以上です。

○議長（杉山弐央君） 以上で修正案の説明は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの修正案に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第46号の修正案につきまして質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、4番、森島吉文議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

○4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

今回の市の計画プラン、ボーリング測量設計ということで、900万円ということで提案されていますけれども、鈴木議員の修正が600万円ということで、鈴木議員に質問したいと思います。

今回の市の提案に対し、全部の計画は必要なく、一部の計画でよいのではないかとの修正動議ですが、その600万円の算出根拠について伺います。

1つ目は、業者、その公共工事に精通している者がこの根拠を出したのか。

2つ目は、単価の拾いは、県単価、経費率など公共工事の設計に対応したものなのか。

今回の計画プランが900万円ですけれども、その後業務委託の入札が行われまして、もちろん競争原理が働きまして、価格がこの900万円から下がると。そして、差金も出るという段階を踏むわけですけれども、これらは600万円というのは、その計画プランの積算かどうか。

その3つについて伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 森島議員の質問にお答えいたします。

600万円の根拠はどうかということでございますが、私どもも当時900万円の予算が出たときに委員会のほうでも、その900万円の根拠について、どこが幾らかというような、先ほど委員長からの報告の中にも一切そういうことはなかったです。裁量権まで踏み込んだ話というところはなかったんでございますけれども、私のほうも一応調べてはきまして、測量業務委託費と実質調査業務で564万6,000円というマンパワー、これはどこの会社とは言えませんけれども、すごくちゃんとした、また後で森島議員が来ればお見せしますけれども、一応その裏づけはとって、きちっとした中で進めさせた作業でございまして、2つ目の900万円の根拠が云々という話の中でも委員会でも、それについてどこがやって、どういうふうに入札云々というところの説明等もなかったし、こちらも聞いてはいなかったんですけれども、そのようにされるんだろうなというふうには考えます。

あと、その600万円の計画等という入札等、これからの積算根拠。当然単価はそちらのほ

うの単価で拾ってもらおうようお願いして、見ていただければ、それは後で判断していただいて。ただし十分にできるという約束だけは、さらに安く入札だってできるのではないかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 公共施設設計に対応した業者だと、実績、財産的基礎資格、規模、ランクと、それは後で証明してくれるということをお願いしたいと思います。

公共施工工事に対応している、設計に対応、単価——単価も後で見せてくれるということですか。

〔「ああ、まあ。いや……」と言う人あり〕

○4番（森島吉文君） それと、先ほども言いましたように、今計画プラン、市が計画プランをしている段階で、あくまでも入札の後ののは幾らだよというんじゃなくて、その前の計画プランのことを、今600万円ということを行っているわけでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） これは23年度修善寺グラウンド、一番最後にお渡ししましたマーカで入れてあるところまでの3塁側のところから、2つ目の照明がある手前までのところを、ボーリング3を1カ所やらないということと、その測量をかけないというところの金額ではじいた数字でございます。

それがないと修正動議、修正案が出せませんので、一応使ったと。ただし、先ほど私申し上げましたけれども、私どもの委員会するときでも幾らで、どこに幾らがあって、どういうことなんだということは、これからということの中で、委員どなたからも説明を当局には求めた者はございませんでした。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） この積算根拠は、その点は全部クリアしていると。単価も、業者も、そういう人たちがこの値段でできると。そして、あと計画プランの段階、今計画ですから、それに対応できると。その見方で600万円というものを出しているということによろしいでしょうか。もし、それならば、その辺は、後は図面にあるように、全部を例えば100%を、100平米をやるのを50平米にして、単価を単純に900万円が450万円になりますよという話だと思いますものですから、あとのやるかやらないかは採決によると思います。その今言った確認、最後にそれを答えてください。ちゃんとした業者で、きちっとしたものでプランの段階の600万円だよということの確認をお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

鈴木議員。

- 1番（鈴木初司君） あくまでも900万円のこの全体を縮小して、やらないということではなくてやると。その単価はちゃんとしたところで出していただいた600万円以内では、ただ、水平ボーリングの距離が延びても、その価格では十分対応できるという金額ですから、50万円、40万円ぐらいですか、オーバーの価格にはしてございます。

以上です。

- 議長（杉山羌央君） よろしいですか。
○4番（森島吉文君） はい。
○議長（杉山羌央君） 次に、16番、飯田正志議員。

〔16番 飯田正志君登壇〕

- 16番（飯田正志君） 鈴木初司議員の修正案について、少し質疑をしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、初司議員は緊急性がないから、3番目のボーリングはやらなくてもいいというふうなことをおっしゃっていますけれども、どういう根拠で緊急性がないというふうなことを言うのか。これ、私が委員会でも説明しましたがけれども、3年ぐらい前ですか、災害がありまして、ここは災害復旧だけでとどめておくということで、こののり面の上のほうにも亀裂がいつていますし、メーター50離れた左側にも亀裂がいつていました。非常にここは土質が悪いところでありますので、そのときに一緒に工事をやれば、こんなことはなかったと思いますけれども。できれば一緒にやったほうが山というのはつながっていますんで、やっていかないと。また、ここでこの今外したところが崩れますと、また同じような予算をつけないければならないということですね。その緊急性がないのと、それからそういうなぜここをやめたかという理由が1点。

それから、もう一つは、さっき森島議員の説明の中で、修正案が出ないので、こういうふうにしなると。修正案を出すために、こういうふうな理由づけをしたのかというのは、正直先ほど聞いていましてちょっと疑問になりましたので、それ1点。

それから、このボーリングを見ますと、2つのボーリングは垂直20メートル、それからもう1個は水平で15メートル、3番目は水平で10メートルなんですよね。説明によりますと、ボーリングは長さによって金額が下がってくると。そうしますと、全体で900万円なのに1本減らして300万円、1本300万円の平均で2本だから600万円という計算では、ちょっと違うのかなというふうに思います。長さが長い分だけこちらのほうが高いわけですから、600万円で果たしてできるかどうか。こちらやめたほうは10メートルですからね。総延長からしたら45メートルのうちの10メートル、4分の1しかやめていませんので、その辺の単価のことがどういうふうに計算したのか。委員会では、ボーリングというのは長さによって非常に高い、これがボーリングの金額が非常に高い金額ですというふうな説明を受けておるのにかかわらず、10メートルをやめたから300万円減ったよというふうなことにはならないのかなというふうに思います。

その辺で結構でございます。その点、3つお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

鈴木議員、こちらへ。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 飯田議員にお答え申し上げます。

まず初めに、緊急性がないという私の読んだ文章の中であって、前にそこは災害でやっ
いて危ないから、緊急性があるだろうというような御意見かと思われませんが、私が申し上げ
た緊急性というのは、ここは県費、質問しましたけれども、県・国、災害でないものでは
から、今災害が現状起きている場所が、今図面に描かれている4カ所が、その1畧から3畧、
その照明器具のところまでであるもので、そこが私の中では緊急性が考えられて、そちらは
県、これはあくまでも伊豆市の予算でやるものですから、今の現状3年前起きたところにつ
いては、そういう意味の緊急性ではないと。今あるところが、非常に危険なところが緊急に
やらなければならないという意味で発言したことでございます。

それと、あと先ほど2つ目、ちょっとなぜというのは、もう一度、わからなかったもので
すから意味を教えてください。

3つ目のボーリング調査のことでございますけれども、若干内容を、じゃ申し上げますと、
岩盤ボーリング、N値66軟岩は20メートル。50メートルまではその単価だそうございませ
て2万4,800円の49万6,000円。あと横水平が軟岩、標準が2万9,760円というような形が
出ていますけれども、これはいろいろな会社によっての単価でございますので。それとあと
体積標準注入の後、物が上がって、それを普通に市でもやられているとおりに、そういうもの
が出て、それに対する意見等、資料、断面等の印刷等もろもろがあつて、この金額と。で
すから50メートルまでは、N値が66までのものは2万4,800円、水平が50メートルまでが2
万9,760円という単価は出てございますけれども、これはあくまでも単価でございます、私
がお願いしたところの。

以上でございます。

すみません、飯田議員、2番についてわからなかったものですから、もう一度教えてくだ
さい。

○議長（杉山羌央君） 飯田正志議員。

○16番（飯田正志君） じゃ、1点、最初に緊急性のところから質問をいたします。

緊急性といいますと、実際にもうこの右側のほうは崩れておまして、それで緊急性がな
いという判断をしたというふうなことは、これをバックネット裏が亀裂がいつているから緊
急性があるんだと。右のほうは1回、もう崩れているから緊急性がないんだというふうな判
断なのか。私は、その災害3年前に、もうここも緊急性があると。実際、崩土を取り除いて
吹きつけした周りは、もう亀裂が前にいつていたんですね。そういう可能性からいつたら、
ここも緊急性があると私は思っているんですね。ですから、山は一体ですから、片方のほう

が緊急性がある、片方はないよという。山が離れたら別で、これは山はみんな続いていますから、同じようなこの等高線を見ますと、若干こっちのほうが緩やかでありますけれども、やっぱり緊急性となったら同じようなこともありますし、もう一つはこれ柏久保の配水池、これ結構重たいものがありまして、地震が来たら必ずここはいきますよ。この東南海とか東海地震が3連動があるとかならないとかというとき、緊急性がないというふうな判断をするということが、どういうふうな判断か私にはちょっと説明がつきませんし、理解もできませんので、その点についてもう一度説明をお願いします。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 申し上げます。

柏久保配水池はお聞きしたところによると、13年ぐらい前にできて、あそこの下のり面は、なおそれ以前に補修され、今データはないみたいですが、今もって被害というんですか、この間の地震、その他十数年の間に、今のところは問題ないというところですから、私はそのように判断をいたしました。

それと、あと横の、これが関係するかどうかなんですけれども、3年前に被害に遭ったときも担当したのは教育委員会部局だと思うんですけれども、そのときの図面もないというようなことですが、業者によれば、今はまだこれが本当に亀裂とか入ってあるのであれば、これはもうその業者のちょっと瑕疵担保責任までの話かとは思いますが、私はそちらのほうは踏み込まなくても、今回はより危険度が大きいバックネットから3塁、1塁側というような判断をいたしましたわけでございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 飯田正志議員。

○16番（飯田正志君） それでは、先ほどの修正のことについてお聞きした話、先ほど森島議員の質問について、そうしないと修正案が出せないから、こういうふうな図面をかきましたというふうな答弁がありましたけれども、修正案を出すために、こういう図面をかいたのかという質問だったのでと思います。それについて答弁願います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） ちょっと理解ができない。ちょっと質問の内容がよくわからないんですけれども。もう一回教えていただきたい、ごめんなさい。

○議長（杉山羌央君） 飯田議員。

○16番（飯田正志君） 先ほど森島議員に、この図面の説明のときに、修正案を出すためにはこういうふうにしなけりなかつたから、3つ目のここを抜きましたよという話を今しましたから。この3つのボーリングが必要じゃないから修正案を出したのだと思ったら、修正案を出すために、この3つ目のボーリングをよしたよというような言い方をしてしまったから。修正案を出すために、これはこういうふうな図面をつくったのかなというふう

我々は理解しますので、その辺はどうなのかなということですよ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 申しわけございません。説明不足でございました。

私も現地を見にいきまして、それで先ほど総務教育委員長からの報告の中に、当局からも短くしても手前でも大丈夫ですよというようなお話がありまして判断したところ、その垂直ボーリングをよしたんじゃないじゃなくて、そちらまでやる、私の中ではそれは除いて、その今ある4カ所の危険なところの部分までということだものですから、それはやらなくてもいいという判断をしたということでございます。

御理解していただけたでしょうか。

○議長（杉山羌央君） もう飯田議員、3回過ぎました。

○16番（飯田正志君） そうですか、3回で終わりか。

○議長（杉山羌央君） 次に、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

鈴木議員から出された動議について質問いたします。

委員会の中でも、その安全性への担保と係る費用というところがいろいろ議論になったと思いますが、やはり今聞いていまして、そのあたりが、安全性の担保というのが、どの程度、今飯田議員の質問では、やはり委員会の委員さんでありながら、その辺のところがかみ合っていないなという部分はありますよね。

それと、やはり南小の体育館のときにも教育施設であっても、こういう工事関係とかというものは、やはり専門性を持った建設部が当たっていきますという当局側の説明だったんですよ。ですから、当然鈴木議員もいろいろアドバイスを業者から受けて、その結果に対して、それだけをうのみにして、きょうこの修正動議ができたとは思いませんが、その辺のところの行政当局が、その修正動議に対してどのような判断をお持ちか、その辺のところも重ねて伺います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 三須議員の質問にお答えします。

安全性の担保と、私もいろいろ見てございまして、ともかく施設ですから、これはもう安心・安全というものは大事だということでは、そのとおりだと思っています。それと、アドバイス等見て現場を見たり、いろいろその県費、予算のこともありますがけれども、予算をかけなくていいということではなくて、そこで足りるという判断をされましたけれども。

行政当局の判断を私なりに考えますと、委員会の中で、手前でも、先ほど何回も申し上げますけれども、委員長報告もありましたように、もう少し3 墨側、そっちまでやらなくても十分ではないかというような意見はありましたので、今回の調査にして緊急性という、緊急性というかバックネット、1 墨、3 墨側にしたら、そこはやらなければならないというのは百も承知ですから、やらないということじゃなくて、皆様の市民の税金を組み込むわけですから、省くところは省かせていただいて、ともかく県費、国費が一銭も来ないという中なので、省いて緊急性といたら申しわけないですけども、今、現実外れているとかいうところを調べてやられたらいかがと。ただ、当局もそれはそれで構わないのではないかとというような感じは、私はしてございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） 今、答弁いただいたわけですけども、このいただいた資料、これだけでここで判断するのは全く難しいと思いますよ。係る予算は、なるべく係れないで済むものなら、そうしていくのがいいんだろうけれども、そこで、じゃ安全性の担保ということになると、やはりこれからこういう話が、もう少し本来なら委員会の中でやはり議論がしっかりなされてきて、ここで採決ということならいいんですが、今出されたこれで非常に難しいなという自分もそういう思いでいます。

ただ、それを、安全の担保を、じゃ動議を出した提出者にそこまで責任を負えるかという言い方をしたときに、提出者がそこまで負えるとは言い切れないんじゃないかと思うんですけども、僕は自分が一番考えているのは安全性の担保なんです。だから、そのあたりをもう一度、安全性についての認識を説明してください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 三須議員にお答えします。

私も考えますのは、今回ののり面は、調査測量委託費でありまして、ここの垂直と水平と、これ測量業務も路線測量からすべてやっております、ここをやってすべてやらないから、こっちが崩れたときにどうだということは、ちょっと私にも判断はできませんけれども、ここまでやれば事足りるというふうに。ただ、私がそう出した提出者だから、安全・安心を全部平気かということは、これから測量して工事をされてという中だと思いますので、私は安心・安全の担保というところは、ここまでで今回は足りるというふうには思っていますけれども。責任云々まではちょっと私はここで答弁ができないと。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 3回目になりますけれども。

○議長（杉山羌央君） はい。

○19番（三須重治君） カットした調査、そのところはアドバイスを受けた業者は、そこはやる必要ないですよという、その専門家の見解を再度お伺いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） カットしたここをやらなくていいとか、やるとかということじゃなくて、現場を見ていただきまして、そこをカットしていいとかじゃなくて、先ほどから申し上げましたとおりやってあると。災害でやってあるところを、再度今やることはないんだろうなということをございました。

○議長（杉山晃央君） 次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 修正案についてお尋ねします。

大枠ですけれども、当局のこの900万円の中の1つの中に委員長報告にもありましたけれども、いわゆるボーリング調査が40から45%を占めるんだよというお話を伺いました。そうすると、40%だと低いほうを見ていると、ざっと計算すると360万円なんですね、ここは。それで今の修正のお話を聞いていますと、ボーリングをカットして、測量設計をカットしたと、300万円だと。そうすると、ほど、ほぼですよ——ほぼじゃないな、60万円も違っては、ちょっとでか過ぎるね、900万円に対しては。何がこうして900万円じゃなくて、300万円減らして600万円にできるのかというところがちょっとわからない。

確かに、この事細かなこと、測量費幾らだと、設計幾らで見積もっているんだ、地質調査幾ら入っているんだという事細かなことをずっとやっていきますと、これは残念ながら、今の伊豆市の入札の制度そのものが、事前に予定価格を公表していないような状況の中になっているものですから、ここだけひとり歩きして出せということは、ちょっと無理からぬかなというように思うんですけれども、でも、我々議員としては当局案についても、それから修正案についても、ある程度の算出の根拠というのはやっぱり把握していかないと、どうなのというところが出てきているものですから、今の300万円とほぼ360万円。そうすると市当局の言うこの地質調査に360万円かかるよという対応が本当に大丈夫、いいのかな、悪いのかなとか、そういうことがちょっと疑問として浮いたものですからお願いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 木村議員にお答えします。

300万円を削ってできるんだろう根拠はということをございますけれども、まず伊豆市が出してきた900万円というのも予算であって、これオーバーすることもあるだろうし、少ないということも当然状況で考えられると。多くなれば、またそこで補正を出してくるんだろうなというところをございますけれども。

一般的にモノレールだ、上にボーリング1というところでいろんな測量屋さんがあるんですけども、ここは測量からボーリングまで一環してやれる業者であって、その中で測量をしていただいて。ただ先ほどの300万円が多分できるんだらうと、私思います。これ内容を見ますと、モノレール等を上まで運ぶ、伐採するということの価格が非常に、先ほど単価を申し上げましたけれども、測量自体の単価というのは余りかかってはいなくて、山の上まで持って行ってモノレール等で資材を運んで設置するというところの工事費等がかかっていて、普通であるならそれでできるんだらうなというところであると思います。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 当局のその1つだけわかっているのは、繰り返しますけれども、地質調査に40から45%かかるであろうということで算出しましたということなんですね。それとの対応というのは考えられたのかどうか。こっちで300万円もかかるんだったら、果たしてどうなのかなということはお出てくるんですね。300万円、ほぼこれがなくなってしまう。ちょっと減額のやり方は当然違うんだけれども、そこにこれだけの費用がかかる、約半分弱もかかるんだったら、この面積をずっと減らして、1つのボーリングを外しますよというようところで、果たして300万円かどうかということが、ちょっと比較したときにわからないものですからお願いしますと。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 私も300万円をカットしなくても、もしかすれば残っている予算、今見積もり出ているのは564万円ですか、ですから、あと50万円ぐらいの部分はあるんですけども。先ほど修正動議の場合は、市の行政当局が出す予算とは違いまして、一回決まったら、その額よりかかったからオーバーすることができないというルールがあるようでございまして、市当局は900万円を出しても、それがかかったよということならば、950万円、1,000万円かかっても、これは補正でプラスしていけばいいんだそうでございます。その中で考えますと、900万円より下のことだってあるんだらうなと。僕はあのときの感覚だと、650万円ぐらいならという話のような答弁もあったんですけども、まだ下でもできると。900万円じゃなくてもいいんだよという感覚は私はしてございますので、その900万円がひとり歩きはしないように、僕もよく見るんですけども。その根拠が900万円であるかというのは、先ほど聞いて900万円なんだらうけれども、それが900万円であるとは考えられない。もう少し平らのほうは安くてもできるから800万円とか。200万円でもできるという可能性も、それは木村議員が言うとおりであって、向こうののり面だけの調査だったら、こっちよりはるかに簡単ですから安く上がるということは、当然それはそういう考えもできると思います。

ただ、先ほどから申し上げましたように、これ以上、私の入札制度とか、裁量権のところまで、だからというところで踏み込めないところがございまして、ただししっかりとした数字は整っていかなければ修正動議という形にはならなかったもので、こういう説明をさせていただいているということで御理解いただければと思います。

○議長（杉山羌央君） 木村議員、よろしいですか。

○20番（木村建一君） はい。

○議長（杉山羌央君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

この休憩中に、事務局長より今後の討論、採決の手順について説明をさせます。その後、休憩をしていただきますので、11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

討論の順序ですが、先ほど局長が説明したとおり、初めに原案に対する賛成討論、次に原案に対する反対討論、次に原案の修正案に対する反対討論、次に修正案に対する賛成討論、次に原案に対する賛成討論、原案と修正案の両方に対する反対討論、続いて賛成討論という順に発言をお願いいたします。

最初に、原案に対する賛成討論、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）に対して賛成討論を行います。

まずは、提案理由の一つである職員の人件費について意見を述べます。

新年度予算案を組む1年の中の末、10月とか11月、12月ごろに当然市当局は予算編成をやると思うんですけども、その時期における職員の各部署の人件費と、新しい年度になって人事異動に伴う各部署の人件費は、例年のように違いが出るのは私は当たり前だというふうに思っています。例えば、今回は当初予想した退職者以上の方々新しい年度になって退職の申し出があったというように聞いていますし、また昇級職員も何人かいらっしゃるようですが、その方は当初予算を組むときに、どこの部署に配置するのか、当然決めていないという状況であります。では、その違いをどこで直していくのかと。例年だと9月議会で補正の提案がありました。ちなみに、去年の9月の補正予算は、給与費及び職員の手当等マイナス予算約3,700万円でした。今回は、6月議会になったというだけのことだと私は判断してお

ります。当初予算のときにも職員数は1名増、給与費は実質的に425万7,000円の増、職員手当が454万4,000円の増ということであります。

次に、修善寺温泉駐車場を新たにつくる提案1億1,600万円について意見を述べます。将来の温泉場のまちづくり、道路環境の整備、2年半後に高速道路と修善寺が直結される、こういう環境になっていくんだと。したがって、伊豆市内の交通網を整備する必要があるという趣旨のことを市長は述べられました。また、寺の庭園の特別開放のときに、駐車場の必要が出てきたということも質疑の中で明らかになりました。そして、今回のこの修善寺温泉場に駐車場をつくる件については、およそ100台の駐車場が確保できるであろうと。駐車場不足が問題になって観光客が減少したのではないとは思いますが、修善寺の庭園開放のときは私も見学しましたが、そのときは確かに駐車場で私も苦勞しました。

市長は、質疑の中で使われていない資源のことも述べました。例えば新井旅館の美術品やお寺のお宝を活用すべきとの話もしていましたが、観光客が来なくなる地域になるために何が必要なのか、まさに観光に関係する団体、個人はもちろんのこと、市民がみずからの地域を誇りに思えるようにしていくことが、道路整備を本当に生かすかどうかの私は分かれ目になっているというふうに思います。そういう意味では、とりわけ担当する市職員の責任で地元の方々と力を合わせて、駐車場はがらがらだと言われないように、そうなった場合にはみずからは責任をとる、そのくらいの覚悟で私は臨んでいってほしいというふうに思います。

また、解体する建物にアスベストがあるのかどうかわからないということで、取り壊す予算を計上しております。アスベストがあるならば相当に費用がかかること、たとえ解体したとしても相当に費用がかかることは、これは必然でしょう。その費用は市が持つ必要はないと私は考えております。当然、そのときの具体的な交渉の中で減額の交渉をぜひとも進めていただきたいと思います。

最後に、修善寺体育館グラウンド改修工事調査測量設計業務委託900万円について意見を述べます。のり面の工事は、修善寺中の生徒や伊豆総合高校の生徒、また市民が安心してスポーツできる環境にするには、私は必要と理解しています。ただし、平成20年度の災害復旧工事の箇所まで、今回一応調査したいということですが、私はやり直す必要があるかどうかは疑問であります。なぜならば、災害復旧は原状復旧というのが基本であるとはいえ、災害前よりも土砂が流れ落ちないように工事をしたと私は判断しております。何か種が出るとか出ないとかという論議になって、それで土が落ちることだったんですが、それは種の種類の問題であって、種をまく時期の問題であって、工事をするかどうかの判断には全く適していないというふうに私は思います。

わずか数年で、ここに手を入れないと崩れるおそれがあるとするならば、そのときの工事の責任が市当局も含めて工事者も当然問われると思うからです。今回のこの修善寺グラウンド改修工事調査測量設計業務委託は地震対策ではないんですね。そこを履き違えると、崩れるとか崩れないとか、安心だとか、不安だとか、なるんですけれども。あくまでも、今回の

その提案している根拠というのは、水が入ってきて、その水の圧力によって多分軟弱になったんでしょね、山の面が。それで崩れつつある、今、石が並んでいますけれども、それが膨らみつつあるということですから、その水をどういうふうに防いでいくのかということの対策だと私は思います。

これらのことも考えながら、今行う必要のある工事箇所なのか、本当に提案されている全域なのかどうかということも十分に見きわめていただきながら調査していただくように、心から切に願って、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（杉山兎央君） 次に、原案に対する反対討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

人件費の補正について、今回の場合は1款から教育に至るまで、さらにそれぞれの特別会計に至るまで人件費の補正予算が組まれている。これは、明らかに当初予算がおかしいということは、これもおかしいんです。いかにいいかげんな予算が組まれているか、毎回言うように、行き当たりばつりの思いつき予算であると。人件費だけじゃないでしょう。事業計画はちゃんとやっているんでしょね、市長。事業計画はちゃんとやっていますが、人件計画はやっていません、それが通るんですか。全くの行き当たりばつりだ。この件について幾ら言っても、わからない人に幾ら言ってもわからないでしょうから。

続いて、7款1項3目の駐車場の整備計画にまいります。1億1,000万円、これも全くの財政調整基金全額振り向けると。本当に必要なんですか。修禅寺の庭園開放でいっぱいになったから、これからもいっぱいになる可能性はあるでしょうかね。菊地市長、あなたの行政の最大の欠陥は将来の目測を誤る。観光客が来てくれることは、ぜひ市民が期待しているんですよ。駐車場じゃないでしょう。それぞれの誘致事業に問題があるんじゃないですか。5年後、10年後、多くの方がこの駐車場が満杯になることを期待しておりますが、残念ながら今の事業のやり方では年じゅう閑古鳥が鳴いているでしょう。

新しい高速道路との接続が行われれば、東京からは今までよりも時間短縮が行われる。ということは、観光客はさらに先へ行ってしまうんですね。必要なのは、駐車場よりも魅力ある観光施設誘致事業です。本当に駐車場がないんですか。必要なら虹の郷まで車を誘導してもいいんじゃないんですか。修善寺小学校に空き地がある、なぜ非常時は修善寺小学校の校庭を使うというふうにしておかないんですか。私たちの近くには、富士市にはそういうところがあるでしょう。やり方がいろいろあるんです。私たちの大切な財政調整基金を1億円も出すような必要はありません。私は言いましたけれども、本当に必要ならば修善寺道路の近

くにつくっておくべきだと思いますよ。

続いて、再三論議になっております修善寺グラウンドについて述べます。もう既にお答えが出ておりますけれども、この補修は何が目的なんですか。地震なんですか、それとも雨による土砂崩れが心配なんですか。議論の中では、柏久保配水池まで心配している方がいらっしゃる。平成になってからつくった施設ですよ。恐らく震度6から7にも対応できるような設計がされているはずですよ。それまで心配して、このグラウンドを補修するんだと。耐震化に対応できるような補修をするんだったら、相当立派なのり砕工でもつくらない限り、ましてや鉄筋コンクリートでのり面全部を覆うような工法をとらない限り、耐震性はありません。ここの工事の目的は、雨水に対する耐久性を向上させることです。少なくともモルタル吹きつけの部分は機能しています。ただ劣化だけは起きています。亀裂は発生しております。これは、菊地市長お得意の目地工法で十分対応できる。心配な亀裂があったら、そこに目地を打ってやればいいんです。

問題は、その基礎部分です。石積みの部分です。余りにもずさんな工事です。本来だったら、少しずつ今まで何年も時間があつたんですから、今まで少しずつ補修していけばよかつたんです。水で石が押されるような工事を一体だれがやったんですか。水抜き穴があるんですか。水抜きがなければ押されるに決まっていますよね。我々議員は、もっとしっかり現場を見て対応策を考えるべきです。

ただただ一部の業者に危険だ、危険だ、声の大きい人の意見を聞いて、危険だから直そう。市長、あなた、もっと自分の政策に責任を持ってくださいよ。あなたは、いわゆる萬城の滝の補修のとき、伊豆市の観光発展のためには必要だと言って、あなたがここで演説したんじゃないですか。それが結果が出たら、それは地元要望だと、こんな無責任な話はありませんよ。

この駐車場にしろ、修善寺グラウンドにしろ、一部の声の大きい方の意見を聞く。修善寺グラウンドは補修すれば補修したなりの効果を発揮しますけれども、温泉場の駐車場は4年後、10年後、閑古鳥が鳴いていることは確かです。そのときに、あなたはまだこれ地元要望だと言いますか。これは、菊地市政への観光政策、絶対必要だというようなあれがありますか。私には、そんなことは見えません。伊豆市の貴重な財政調整基金を失うだけです。駐車場は年じゅう閑古鳥が鳴いていることが予見できます。したがって、反対させていただきます。

終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、原案の修正案に対する反対討論を行います。

初めに、5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

○5番（松本 覺君） 5番、松本覺であります。

平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）、原案の修正に対する反対討論を行います。

平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）の修正案に対する反対討論ですが、今回の修正案であります。当局からボーリングナンバー3の調査箇所について、見送ってもよいような説明があったことに基づいて修正案を出したと、結果的にはですね、そういうふうに、私は提案理由の中で伺いましたし、委員会の討論の中でもそう解釈をいたしました。

しかし、あの当局の発言については、委員の皆さんの御賛同を得られなければ、減額もやむを得ないけれどもというような発言に基づいているわけで、750万円でいいですよなんていう発言ではないと私は解釈いたしましたので、そのことについて討論の中でただしました。そうしたら、当局のほうは、それに対して明らかに、これは900万円をお願いして、私たちはそれを必要とすると。750万円で事は済むということは考えていないけれども、皆さんのお許しを得なければというようなことで仮定で申し上げましたので、今の発言ははっきり言って取り下げますと、取り消しますと、こういう発言がありました。これは明確にしておきます。

まず、それを前提にしておきますが、問題の3墨側の災害復旧箇所のボーリング調査が必要かどうかということは、すぐに上げられます。修正案は、それ必要ないというふうにおっしゃいましたが、私はこの前の行革委員会でも現場を視察しまして、崩れたところ、補修についていろいろ説明を伺いました。そうしたら、ここはやっぱり、ここだけをやったんじゃ、ちょっと危ないだろうと。我々素人が見ても、行革委員のメンバーみんなそう言いました。ここだけやったんじゃちょっとおかしいだろうと。何か傷口にばんそうこうを張ったみたいなものだよなんていう話も出ましたけれども。そうしたら、当局の話では、これは災害復旧ですから、復旧、もとの、原状に戻すということですから、それ以外の工事はできませんと。全部県単、国の災害復旧費のほうから出ているんで、それはそう思うけれども、これは今回はやむを得ないと。こういうことで行革委員会でも、それじゃしょうがないなというふうに納得をしたわけでありまして、ナンバー3の箇所は不必要であるとか、中の状態がどうなっているかということが、大丈夫だという保証される、さっき言っている担保をとった上での結論じゃないんですね。ですから、ここは調査の必要はないという論理についても、これは私は賛成するわけにはいかないと、こういうふうに思っております。

これは、その後の説明でいろいろ積算の基礎があって、3カ所のボーリングで1カ所やめたから、単純に300万円を削って600万円じゃないというふうに後で伺いましたけれども、じゃさりとて積算の基礎はどうだといいますと、やっぱり300万円の減額修正案ですね。ですから、この前からのいきさつを見ていきますと、ちょっとそこら辺の説明も我々が修正に应ずるだけの説得力がないと、私はそう考えております。

御承知のとおり、少年のスポーツや区民の健全育成のための大事な施設でありますから、間違ってもそこで人が出たというようなことじゃ、これはとんでもない話ですから、私はしっかりと調査をしてボーリングをして、その上で工事の必要がないというなら、それはいいでしょう。でも、今問題になっているのは、ボーリングの調査をするんですから、当

然調査をして設計をして、そしてその後のことは、また後のことで当然議会にも出てくるでしょう。調査をしないで、いや大丈夫だよとか、それこそ上っ面見て中身はどうだという話になって担保ができないわけですから、調査はしっかりしてください。その上で設計図をつくって、そして本工事をするのかしないかは、また別の議案で上程をしていただきたいと、こういうふうに思うのであります。

したがって、この修正案については、以上の論旨をもって私は賛成しかねる、反対の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（杉山羌央君） 次に、原案の修正案に対する賛成討論であります。ございませんので、次の修正案に対する反対討論を許します。

15番、室野英子議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

○15番（室野英子君） 15番、室野英子です。

議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）の修正案に対する反対討論を申し上げます。

まず、この修善寺グラウンドの位置づけであります。ここは小中学生から大人まで幅広い世代の人が使用するグラウンドであります。当然、野球やサッカーなどの試合も行われます。今回、調査設計の予算の提案がありました3塁側には外野席まで観客席があります。3塁側観客席の上部は、以前から水が噴き出すことがあったことや、既存のブロックが押し出されてきている等の箇所が見受けられ、危険箇所の写真を添付した調査資料をつけて教育委員会からは説明と報告が、総務教育委員会ではありません。

ボーリングナンバー3の調査箇所を削るという修正案があった予算では、市民グラウンドとして全体的な安全性確保が危ぶまれます。市は公の施設の管理者として利用者の安全を確保することが、大変重要かつ当然の義務であると考えます。

よって、原案のとおり調査設計を進めることが望ましいと考えますので、議員の皆様方の御理解と御賛同をお願いし、修正案に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を採決いたします。

採決につきましては、先に原案に対する修正案を、次に原案を採決することになります。

それでは、初めに鈴木初司議員ほか2名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第46号の原案について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 次に、日程第3、議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、今定例会の初日に上程され、総務教育委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、育児休業をすることができない職員とはどのような職員か。また、新たに追加となる3号、4号に該当する職員とはどのような職員かとの質疑に対して、臨時職員の育児休業について、既存の1号については、育児休業及び育児休業を延長している職員の業務を処理するために採用された任期を定めた職員。2号については、定年後一定の条件により継続して勤務している職員となっております。

今回改正するもののうち、3号は一般職の任期付職員の採用等に関する条例等に基づいて、介護休業、育児休業部分の職員の業務を処理するための短時間任期付職員です。

4号のうちアは、任命権者が同一で、引き続き在職が1年以上ある者。イは、養育する子が1歳に達する日以後1年以上の任用をする者。ウは、1週間に3日以上、または1年間で121日以上勤務した者で、これらについてすべてに該当する非常勤職員が育児休業をすることができるということです。要するに、非常勤職員が1年間勤務して、引き続き2年目も継続して雇用するときに出産した場合については、1年を経過した日から子供が1歳になるまで、育児休業をとることができるということです。ただし、翌年その臨時職員を雇用することが明らかでなければ、1年勤務していても該当にはなりませんとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第53号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時41分

再開 午前 11時42分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第53号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第4、議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、経済建設委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局から伊豆市観光協会天城支部からの提案書、天城温泉会館再生プランの説明を受けた後、質疑を行いました。

まず、委員より、天城温泉会館の「温泉」の部分を取って天城会館にします。「温泉」の部分を取ることに非常に意味がある。温泉に係る蛍の部分については、今回の提案の中に入

っていますかとの質疑に対し、今回提案しました条例の中に第14条の別表第2、その中の観光振興及び誘客対策事業に蛍の部分は該当しますとの答弁がありました。

次に、委員より、こういうことをやりたいのであれば、これは観光協会なりが営業ですよ。営業ならば、その人たちが市の施設を貸してください、家賃を払いますという、そういう種類のものではありませんか。この提案内容は本来指定管理の定義におさまるものじゃないと思いますが、要望書から立ち上がった事業とすれば、その辺のところはどう考えていますかとの質疑に対し、これが指定管理かどうかということは十分議論してきました。こういう施設をやる場合には直営か指定管理、どちらかしか現在やる方法がございません。展示事業を市がやるという形でやった場合には、市の体制には営業力がありません。ということから、指定管理のほうへ行ったということです。かといって、これは営業だから観光協会が金を出してやればいいんじゃないかという論法が出るかと思いますが、現実には今の天城観光協会の状況ですと、とてもそれだけのものは振れませんので、大局的には地域の活性化を目途として、市がやはりやらざるを得ないのではないかと判断の中での提案でございますとの説明がありました。

次に、委員より、指定管理じゃなくて業務委託でやることも、もう一つの選択枠としてあると。だから、指定管理のような形で指定管理料を払ってやる方法でなくても、その選択肢はないかとの質疑に対し、地方自治法が改正されて、今までの施設につきましては、丸ごと委託ということは自治法上認められなくなり、そのかわりに指定管理制度が導入された経緯がございます。ですから、公の施設ということであれば、直営でやるのか、あるいは指定管理制度しかありません。今回は区域を区切ってではありますけれども、その区切った区域の公の施設につきまして、丸ごと、言ってみれば委託する方法としては指定管理制度をとるしかないということで、条例の改正案ということですよとの答弁がありました。

次に、委員より、公に施設の重要な要件として、住民の利用に供する施設であること、市民が主な利用者であること、住民の福祉を直接的に増進することを目的にすることだと思いがとの質疑に対し、公の施設につきましては、住民の福祉の増進を目的に利用できる施設であり、今回提出しております天城温泉会館につきましては、公の施設に該当するものと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、指定管理運営に関する伊豆市との基本的な協定書、これは公の施設の運用の中では基本的なことだと思いますが、協定書の中で指定管理の期限は何年を考えていますかとの質疑に対し、基本的には最短の3年で基本協定を結んで、年度ごとに指定管理料が変わるスタイルに年度協定を結んで見直していく、年度協定ごとで見直すというような契約執行ができればとの説明がありました。

ほかにも、また観光協会天城支部からの提案書、天城温泉会館再生プランの中身について多くの意見がございましたが、委員会室にて閲覧できますので、ごらんいただければと思っております。

以上、審査した後、2人の反対討論、2人の賛成討論に続き、採決を行った結果、挙手多数にて議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより時間の都合によりまして昼の休憩といたしたいと思います。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、昼食前に通告書を議長に速やかに提出願います。

なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（杉山羌央君） では、時間がまいりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について反対討論をさせていただきます。

この条例改正は、まず会館の名前から「温泉」を取って、「伊豆市天城会館」とするというのが1つの目的のようです。さて、その内容なのですが、何をするのか、全く斬新性がありません。今までと同じことをやろうとしているにすぎません。果たしてこのままで、この天城会館が再生、そしていろいろ再生案に載っているような、これからの天城地区の観光に寄与するようなことができるのでしょうか。提案書は確かに立派なものがあります。しかし、これ一体だれがつくったのでしょうか。まさか伊豆市の職員がつくったのではないでしょうね。市長、あなたはこれでもって、この天城地区の観光がさらに再生、活性化ができると思いますか。私は、この提案では無理だと思います。

まず、本当に事業展開をして観光の再生を凶ろうというような気力が全然見えない。いいですか、ただただお金を使うことを目的とした事業でしかないと思います。本当に活性化したいんだったら、伊豆市がこれから指定管理者として指定する天城の観光協会がもっとしっ

かりしたプランを僕はつくるべきだと思うんですね。だって、ただお金を使うだけのプランニングでしかあり得ないです。

伊豆市が投入した金額、例えば2,500万円を投入した。これが5,000万円だ、1億円だとなるんだったら確かに活性化するでしょう。しかし、これ見る限り、ただお金使うだけです。それで、夕鶴記念館、それから劇場ホール、こちらは伊豆市がやるんだと。展示館、食体験、休憩所、こちらだけが指定管理者だと。一つの施設でもって運営者が2人もいると。二重投資じゃないですか。ところが、実態はこれはあれでしょう、観光協会がやっぱりやっているんでしょう。劇場ホールや夕鶴記念館は直営といいながらも、だれがやっているかです。やはりすっきり一本化して、やるなら一本化して、本当に天城の皆さんが天城地区の発展のためにやるんだというようなことを、やはり自分らで考えてやらなければだめですよ。

この再生プランの内容を読む限りでは、何ら目新しいものはない、斬新性は全くない。蛍の飼育事業だと、飲食事業は将来の状況を見て再開検討する。何のことない、名前だけじゃないですか。夕鶴記念館、観光協会による運営を継続する。私は、夕鶴記念館で再三言いますよね。あそこへ行って何で夕鶴記念館だと。説明できないんですよ。あそこで運営をするんだったら、あそこで働いている人は、天城のことは、伊豆のことは何でも知っているようにしなければ絶対だめですよ、市長。天城のことだったら夕鶴記念館へ行って聞いてくれと。伊豆市のことだったら夕鶴記念館へ来て聞いてくれと。伊豆のジオパークだったらば夕鶴記念館へ来て聞いてくれと。そのぐらいの優秀なメンバーをそろえて、あそこへ投入しなさい。そうなれば、少しは活性化するかもしれない。

しかし、現状では、あそこへ行っても何もわからない、答えられない。何も変わらないんですよ。ただただ衰退していくだけです。予言できます。あそこの人たちが、本当に真剣になってやろうとしているような意気込みが見えません、これでは。劇場ホールは、これは伊豆市がやる。一般事業はミュージアムとしてリニューアルすると。本当にミュージアムとして生き残れるようなミュージアムは、ここじゃちょっと大丈夫かなと。いつときも来ればといたいですが、いつときも来ないでしょう、これでは。余りにも魅力のない再生プランのために、何をしようとしているのか見えない。

よって、伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論を行います。

19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。私は、委員会におきましても賛成討論をしたわけですが、それには大きな条件をつけた中で賛成討論といたしました。

私も本来ならば、この施設はもう電源も切って休館をするということが、やはり市民の利

益にとっては一番よいのではないかとずっと考えておりました。しかし、今回当局側のほうから、いろいろる説明があつて、最後の挑戦をしてみたいと。また観光協会も、そういうふうな強い意識も意欲もあるということで、市長からも敗戦処理といったような言葉も聞かれましたが、じゃ最後の戦いだつたらば、もう一度チャンスを与えてもいいのかなと、そこに期待をして賛成をしたわけです。

ただ、やはりその委員会でも言いましたが、3年なり5年の指定管理、当たり前の今までやっている指定管理とは別ですよ。やはり1年1年ちゃんとしっかり見直して、やはりもうだめと思ったら、もう即座にやめていただくと。ただ、だらだら赤字の垂れ流しで延々と続けるようなことだけは絶対にしないでもらいたいというようなことで、そんな意見もしました。そうしますと、1年ごとによく見直して将来見通しも立った中で、やはり判断していくというようなことでしたので、私も賛成ということで、今回は通してまいりました。よろしくをお願いします。

○議長（杉山晃央君） 次に、反対討論を行います。

6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、本条例一部改正案に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、この改正案ですけれども、天城温泉会館の地元団体から出された天城温泉会館再生プランなるものを、市当局はそれをそのままそっくり丸のみし、平成23年度一般会計当初予算の天城温泉会館管理事業費1,800万円はそのまま残し、市から当該団体に2,500万円もの巨額の管理料を出す指定管理をさせようとするのが根底にあるということが判明をいたしました。

それでは、何を指定管理させるのかということ、本体の劇場ホールや夕鶴会館の管理は従来どおり市にやらせて、当該団体は土産物の展示販売と吉本興業のお笑い芸人たちの素人作品を展示して入場料収入をとろうとする、そういうものであります。今までの経緯から見まして、そんな程度のことをやってお客さんが年間2万人から3万人も来て、ペイできるなんていうことは夢のまた夢としか言いいようがありません。しかも、その団体が勝手にやるのならまだしも、市は金がない金がないと言っておきながら、年間2,500万円もの大金を管理料としてその団体に支払うということです。まさに、市民の税金をどぶにうっちゃるようなもので、やすやすとそんな話に乗る市長以下、執行部の神経を私は疑うものであります。

それから、この件には今まで申したこととは別の重大な問題が隠されております。それは、この施設は、地方自治法第244条第1項に規定された公の施設でありながら、目的外使用をさせようとしていることであります。すなわち、公の施設は住民の利用に供し、住民の福祉を増進させるための、そういう目的のため設置しているにもかかわらず、観光客目当ての土産物販売やお笑い芸人の作品を展示して客を呼ぼうとすることは、住民の福祉の増進とい

う目的から大きく外れており、これは明白な法律違反、地方自治法違反であります。

どうしてもここで、この場所で収益事業をやりたいのなら、天城温泉会館のその部分を公の施設から外し、当該団体に有料あるいは無料、いずれにせよ、貸し出しをするというのが筋ではないでしょうか。それを指定管理という名のもとに、市が2,500万円もの管理料を出し、民間団体の収益事業を丸抱えで面倒を見るということは、どう考えても理解ができないわけであります。

地域経済の活性化、それを図るということをおっしゃるのなら、法律違反が濃厚な指定管理者制度などというこそくな手段を使わないで、法律にのっとった制度によった、だれが見ても納得できる施策を講ずるべきであります。果たして、この事業が指定管理に値するのか、それともとんでもないことをやろうとしているのか、甚だ私は疑問に思うところであります。

私は、以上の理由で本条例の一部改正案に反対をいたします。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 次に、賛成討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について賛成討論を行います。

私たち議員が、今一人一人本当に考えなくてはならないのは、この会館を今までどおりの直営にしていくのか、それとも指定管理者制度を導入するのか、それとも金食い虫の建物だから閉館するのかと、こういう3つの選択しかないんですね。そうすると、今回提案されているのは展示館を指定管理者制度として導入したい提案であります。

しかしながら、その指定管理者に観光協会天城支部をとということがいいのかどうかということが質疑の中でも論議されました。私はこういうふうに論議された主な原因というのは、市長及び担当部及び課の執行部が投げかけてきたことに原因があると私は思いますけれども、議会としても議論すべきなのかどうか、私は極めて疑問であります。なぜならば、まだ審査会でこの指定管理者を、どこの団体にするのかということ提案もされていないにもかかわらず、委員会のときに、その観光協会天城支部の計画書なるものが参考資料ということで出されて説明を受けましたけれども、それは私は正しい手続をとっていないというように思っています。どこが指定管理者として手を挙げていいのかどうか、憶測や内々には承知していても、こういう正式の場で私は論議すべきではないというふうに思っています。指定管理者として、この団体をとという提案があったときに、私は議論をしていきたいというふうに思います。

さて、私は直営でも閉館でもなく、今回提案の指定管理者の導入に賛成いたしますが、残念ながら直営の中の状況を見ていますと、なかなか市がやる力がないというんですか、能力といたら失礼に当たりますけれども、建物自体の大きさ等々を考えると、市の職員があそ

こに張りついてやるのが、やはり極めて難しい状況なのかなと思っています。そういう意味で指定管理者導入に賛成するものです。

この今回の案が可決されれば、天城温泉会館はどうなるか。市が管理する施設と指定管理者が管理する施設と、もう一つ行政財産使用許可をした施設が、今もう既にあります。これは、既に伊豆市観光協会天城支部が許可団体になっていますけれども、このような管理状況になることを、今回の審議で私は明らかになったことを確認しつつ、今後どういう形でこの天城会館を、条例改正される天城会館になりますけれども、温泉は抜けますけれども、注目し、その提案されたときに、また大いに論議をし、本当に指定管理者にとってふさわしい団体なのかどうか、論議をしていきたいというように思います。

以上であります。

○議長（杉山羌央君） 次に、反対討論を行います。

3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

○3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

議案第54号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正についての反対討論をいたします。

この条例改正の本当の目的は、現在中止状態になっている温泉会館1階部分、浴場部分を伊豆市観光協会天城支部が蛍の飼育に使用することです。伊豆市は、これを指定管理者制度にし、委託料として年間2,500万円を観光協会天城支部に支払います。このことは、皆さん御承知のとおり、本会議の議案説明では何もありませんでした。また、本議案第54号、条例改正案には蛍の飼育に関し、これを正当化し、許可につながる条文は何も見当たりません。

私は、この蛍の計画を去る6月23日の経済建設委員会の中で初めて知りました。しばらくは、何のことなのか、今回の議案との関係はどこにあるのかが理解できませんでした。そこで、本当にその支部から出された提案書が、今回の議案と関係があるのかということ、何度もそこで質問いたしました。そして、その結果、質問があるとして、その提案書を提示したわけでありまして。そういういきさつがあります。この行政の説明は極めて不透明です。また、議案の出し方は不誠実と言わざるを得ません。これでは、まるで議会議員を、悪く言えばごまかしていると言われても仕方がないことだと思います。議案の提出は、本当に必要と思うならば正々堂々とやるべきだと思います。

そもそも天城温泉会館は、市の設備の中でも法律に基づく公の施設であります。公の施設とは、住民の福祉を直接的に増進することを目的として、主に市民が利用するための施設です。地域の私の観光協会の事業、産業の振興目的や観光の誘客を主な目的とする金もうけのための施設ではありません。また、指定管理者制度とは、住民の福祉を増進するために、公の施設を運営する上で市の直営よりも民間に運営管理を委託し、その経営能力を活用するほうが市民の福祉サービスの向上と経費の削減を図ることができるとした制度であります。

まず、改正案は、蛍を飼育することが直接の市民の福祉の向上につながるのでしょうか。次

に、経費の点ですが、現在はすべての10の施設の管理運営費は、年間約1,800万円です。一方、指定管理者制度では展示場と食体験の2施設だけで2,500万円、これに市直営の劇場ホール、夕鶴記念館等を加えると、何と4,300万円にもなります。これでは、指定管理とする目的及び経費節減にはなりません。この議案は、初めに2,500万円の委託料、蛍の飼育ありきの本末転倒も甚だしいことです。

また、委員会では、蛍の飼育の法的根拠として、地方自治法第224条の2第3項を上げましたが、ここは第3項は、公的施設の設置の目的を効果的に達成するために、指定管理者制度の導入を認めたものであります。これに照らし合わせますと、まず蛍の飼育は市民の福祉の向上とは直接関係が全くありません。次に、施設の運営費についても、先ほど申しましたように2倍以上に膨れ上がり、効果は逆に悪くなっています。したがって、法的根拠とした第224条2第3項には該当しません。指定管理とする法的根拠は認められません。

産業の振興は、公的施設や指定管理者制度の目的とは別の課題です。直接は結びつきません。本議案は国の自治法による指定管理者制度の目的より逸脱したことを、まず伊豆市の条例により指定管理者制度とし、次に議会に具体的に内容を示し、さらに議会に縛られない規則によって税金による蛍飼育事業を行おうとする完全に先取り、後づけの議案だと思います。このような手法を伊豆市の民主主義のルールとすることには反対いたします。

問題は、本議案の129ページ別表2（第14条関係）の業務の範囲についてです。ここでは、施設の管理に関して市長が必要と認める業務に関して書いてあります。これは、普通よくある条文ですけれども、ここで市長が認めることができるのは、指定管理の法の精神からして、公的施設の目的範囲内の業務であることは言うまでもありません。ところが、本議案のごとく公的施設の業務、役割より逸脱したことで、市長が認める限り許されるとなると、市長の考えと行政の規則によって、今後公的施設で何が起きるのかわからなくなってしまいます。このような策略にも近い巧妙な手法は、行政の王道のとるべき道ではないと思います。議会軽視も甚だしいと思います。

以上、経済の停滞する伊豆市にあって産業振興というにしきの御旗、御名のためなら、国の法等を基本的考えをまげて拡大解釈し、伊豆市の勝手な独善的な条例規則をつくることには反対です。

もとより、伊豆市の産業の振興を願わない市民は一人もいません。重ねて言います。産業の振興と今回の天城温泉会館への指定管理者制度の一部導入とは、全く次元の違う話です。産業振興のためなら、それにふさわしい政策と制度で正々堂々と行うべきです。今回の件は完全に指定管理者制度の名をかりた観光協会天城支部への誤った補助金だと思います。ちなみに、委託料2,500万円のうち、人件費が何と半分近くの1,160万円と、館長の報酬は1カ月10日の非常勤で年俸400万円の予算です。

現在、一方では市民による事業評価、指定管理者審議会及び行政改革委員会等、民間による行財政の見直しを求めているとき、本来、行政のチェック機関としての役割を担い、職務

上の責任にある議会の本議案に対する正しい採決を求めまして、反対討論といたします。
以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で通告による討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（杉山羌央君） 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります資料のとおり、8月9日、静岡コンベンションアーツセンター、グランシップにおいて、平成23年度静岡県市町議会議員研修会が開催されます。これに全議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認め、資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（杉山羌央君） 次に、追加議案についてを行います。

お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この3件を日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することに決定いたしました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（杉山羌央君） 追加日程第1、報告第4号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第4号でございますが、消防団による訓練中の交通事故について

でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をいただくものでございます。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（杉山晃央君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、報告第4号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について補足説明をさせていただきます。

お配りの追加議案書の3ページ、ごらんいただきたいと思えます。

損害賠償の額でございますが、6万3,219円でございます。この内訳は、バンパーの取りかえ等に伴う修理5万1,219円、それから修理のときに使用いたしました代車、こちらのほうが1万2,000円、この合計でございます。

和解及び損害賠償の相手でございますが、伊豆市在住の男性の方でございます。

事故の発生日月日につきましては、23年5月19日、午後9時40分ごろということで、場所につきましては中伊豆支所駐車場内ということでございます。

事故の概要でございますが、消防車両を後退させる際、駐車中の相手車両の右前方部と消防車両の後方中央部が接触したものでございます。

場所の詳細、5ページをごらんいただきたいと思えます。

中伊豆支所の前の駐車場、円の部分でございますが、ちょうどかぎの手になった角でございます。下の図でいきますと、中央部に黒く塗った車両、下向きにございまして、その下向きのほうにもフェンスが回っております、かぎの手になったところでございます。

田方支部の消防の協議会の練習のために、支所の駐車場を使用しまして訓練をしております、終了したものですから方向転換をしようとした際に発生したものでございまして、後方にとまっておりました車両につきましても、消防団の団員の車両ということでございました。消防団のほうには、以前の事故以来、後方確認の補助をつけるようにというようお願いはしてございましたけれども、今回もそれが守られなかったということで、再度団長名で本部会議のほうにもお願いをしているところでございます。

事故車両については、そのまま後方に下がらずに、ここで方向転換しようということで、ちょっとフェンスとの間が多少あいていたというようなことで、ここで回り切れるというような判断をしたようでございますが、こういったことも後方の確認がぜひ必要ですので、厳重に注意をしてくださいというようなお願いはさせていただきました。

以上、事故の経過並びに概要につきまして御報告させていただきました。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 1点、お伺いいたします。

この9時40分という時間になってございますけれども、この事故をやられた損害相手方も、その消防等に練習に来ていた方であって、そこにとめられてあったのか。何ら関係なく、その駐車場に駐車しておったのか、その点をちょっと説明を求めます。

○議長（杉山晃央君） 答弁を願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） この後方にとめられていた方が、この分団の分団長でございまして、訓練で来ていた方でございます。

○議長（杉山晃央君） ほかにございますか。

12番、森議員。

○12番（森 良雄君） 自動車事故は再三起きている。その都度対策を立てるといようなことは、たしかおっしゃっていたと思いますけれども、何ら立てていないんじゃないですか。私は毎回言っているんですね。車は、後ろ向きに走るような構造にはなっていないんですよ。ましてや消防車両でしょう、これ。後ろ見えないんじゃないですか。

市長、あなたは消防団員にめくら運転を推奨しているんですか。私、初めて言っているんじゃないんだよ。何度も何度も後ろ向きに運転はできないんだと言っているんだ。なぜ誘導員をつけないんですか。また起こりますよ。市長、説明してくださいよ。もう絶対起こしませんと。これは防止できるんです、誘導員をつけることによって防止できるんですよ。あなたは何ら対策をしていないんだよ。いつも言っているように、行き当たりばったりのその場限りの行政しかやっておらぬ。ちゃんと実効性のある行政をやってくださいよ。

以上。

[発言する人あり]

○12番（森 良雄君） 答えさせてくださいよ。何も言っていないよ。

○議長（杉山晃央君） 答弁求めますか。

○12番（森 良雄君） 求めます。

○議長（杉山晃央君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当然、先ほど総務部長からありましたとおり、後進する場合、後ろに下がる場合には誘導員をつけなさいという指導は行っていたわけでございますけれども、往々にしてこのようなとき、例えば協議会で夢中になって訓練したり、あるいは訓練作業が続いて疲れたときに、こういった基本的な動作は起こることは往々にしてあるわけです、こ

れは人間ですから。したがって、そのようなときにも基本動作を徹底するように引き続き指導してまいります。しかし、時に人間ですからミスは起こりますけれども、しかしそのようなときにあっても重大な事故にならないように、人命を損なうような事故にならないように、これは組織の問題でございますので、組織全体で注意をしつつ、そして個人には基本動作を徹底するように引き続き指導を強化してまいります。

○議長（杉山晃央君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山晃央君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山晃央君） 追加日程第2、発議第2号 浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書の提案理由について述べさせていただきます。

東京電力福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けてもいいのかという、重大な問題を突きつけています。そして、原発からの撤退と自然エネルギーへの大胆な転換への世界的な流れは、この事故を契機にさらに大きくなっており、日本国内でも各種の世論調査で原発の縮小、廃止を求める声が過半数を占めるようになってきています。歴代政府が推進してきた原発依存のエネルギー政策をこのまま進めていいのか。抜本的な政策転換が必要ではないのか。こういう内容についての真剣な国民的討論と合意形成が求められております。

福島原発事故は3カ月が経過しても、皆さん既に御存じのように、今なお被害が拡大し続け、日本の災害史上でも類を見ない深刻さを持つ災害となっております。原発事故には他の事故には見られない異質の危険性があるということです。一たび重大事故が発生し、放射性物質が外部へ放出されると、もはやそれを抑える手段は存在せず、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危険を及ぼす可能性があり、地域社会の存続さえも危うくします。被害がどうなるかを空間的、時間的、社会的に限定することは不可能であります。このような事故は他に例を見ることはできません。

こういう原発のあり方というのをきちっととらえた上で、皆さんにお渡しした意見書の中にこういう文書がありますが、原子炉や使用済み核燃料などを長期にわたって安全に冷却する対策が求められる。このことについて私は説明をしていきたいと思っております。

原発で使われている軽水炉という原子炉は、運転中はもちろん運転中止後であっても、冷却水で炉心を冷やし続けることによって辛うじて安定が保たれるというものであり、冷却水がなくなると、わずかな時間に炉心が溶け、コントロール不能に陥ってしまいます。すなわち、冷却水がなくなった場合に、それを解決して原子炉を安定的な方向に向けていく原子炉としての安定性をいまだ持っていないということでもあります。

原発を運転したら必ず大量に出てくるのが、いわゆる死の灰の塊、使用済み核燃料です。自分が燃やした燃料の後始末ができないという状況であります。原発ではウランでつくった燃料を3年から4年燃やすと、それ以上は燃やさないで取り出します。しかし、一たん燃やした後の核燃料というのは、大量の放射能を絶えず出し続けます。もっと危険なのは、実はこの残りの使用済み核燃料のほうにあるのです。この使用済み核燃料はもっと強い高レベルの放射能を持つようになっていて、その放射能の中には、自然に生まれるウランが持つ放射能ぐらいいまで減るのに何千年、何万年もかかるものも、その中にあります。原発で生じた使用済み核燃料はそれぞれの原発の、今現在貯蔵プールに貯蔵されているという状況であります。

核エネルギーという巨大なエネルギーを人間は発見しましたがけれども、強烈な放射能はつきものでした。これに不用意に手をつけたら、強烈な放射能をどうするか。その手段、方法をきちんと見つけ出さない限り、このエネルギーが放射能を野放しにしたまま、解き放たれたら巨大な災害が起きます。これを使いこなす技術をまだ完全に持っていない。

大地震で災害になったら、ここの地域はどこが避難所というのは、当然決めるでしょう。しかしながら、そういうものはこの原発事故について一切余地的にもありません。日本のように震源域の真上に原発をつくっている国はありません。アメリカでは近くに震源域があるとわかって建設を中止した事例もあります。活断層の集中地帯に原発を実地すること自体が国際的に見ても異常なのです。まさに、今回意見書で提案している浜岡原発が、この震源域の真上なのです。

原子炉を動かすのに水の確保が極めて重要なことは、福島原発事故で明らかになっていきます。このことについて浜岡原発は砂地盤ですから、約1キロ先まで冷却水の配管を延ばしています。地震と液状化によって、この管が破壊されるおそれがあると。水の供給がなければ、どんな事態に陥るかは福島原発で放射能汚染の勢いが毎日のように報道されております。これらのことを考えると、浜岡原発の永久停止・廃炉を政府に求めることは必要なことではないでしょうか。

もう一つの対策、原発の停止・廃炉を求めても安全体制の確保は必要なことでもあります。原発をなくすのにも、原発から核燃料を抜かなければなりません。抜いた後も放射能は残っている。これを取り除きながらも廃炉にしなければなりません。安全優先の体制をつくって、原発をなくしていく過程をきっちり管理していくことを求めるということが、「記」と書いてあります、2つ目の要請内容であります。使用済み核燃料を安全に冷却する万全な対策を

とることということ、この2つをぜひとも政府に対して意見書を上げていただきたいということで提案理由を終わります。

○議長（杉山 晃 君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時51分

○議長（杉山 晃 君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから発議第2号について質疑、討論、採決を行います。

通告がありますので、これを許します。

7番、杉山 誠 議員。

〔7番 杉山 誠 君登壇〕

○7番（杉山 誠 君） 7番、杉山 誠 です。

発議第2号について質疑させていただきます。

今、木村議員の説明で要請事項の2番については、よく理解できたのですが、わからないことが幾つかありますので、お願いします。

まず、第1に、浜岡原発のことを今回は、この意見書ではうたっておりますけれども、そもそも浜岡原発が停止になった理由というのは、国の菅総理の要請という形であったものですから、その辺のことはちょっとここでは説明できないかと思うんですけれども、そもそも原発を停止した法的根拠というか、これこれこういう状況にあって、この場合には停止をするという、また再開するにはどのような条件かということが明確に出されていない中で停止をされてしまった。しかも要請という形で国の責任が問われない形になっている。そういう状況でこのまま永久停止になった場合に、他の原発に対する影響はどのように及ぶか。聞いた話では、活断層の上に位置する原発はほかにもあるそうでございますので、他に波及することに、どのようにお考えになっているかということが1つ。もう一つは、電力の原発依存はやめ、これ将来的には原発を縮小して自然エネルギーのようなものに転換していくことが必要だと思うんです。けれども、恒久的な代替エネルギー政策というものがまだ確立されていない中で原発だけを縮小してしまうと、これ、もうどうしても電力不足というのを招いてしまいますし、ことしのような暑い、また昨年のような猛暑に見舞われたときに電力の不足が生活に与える影響、これ深刻なものが出てくると思います。ですので、そのような経済、要するに特に厳しい状況に置かれている中小企業であるとか、またそういった電力の供給が不足した場合に、生活に与える影響をどのようにお考えになっているのか。

あと、自然エネルギーに転換された場合に、固定価格の買い取り制度というのが今でも行

われているんですけども、それが拡大していった場合に、当然電気料金の値上げにつながっていきますので、低所得者世帯や、またあるいは零細企業に対する、そういった今後電気料金の値上げに伴う対策をどのようにお考えになっているのか。あるいは、そういうエネルギー全般にわたって総合的な政策を今後どのように進めていくところまでお考えになっているのか、その辺のところをちょっとわからないもので、お答えください。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 杉山議員の3点にわたる質疑についてお答えいたします。

まず、第1点目、政府が浜岡原発を停止させた理由についてというのは、全部私はつかんでいないんですけども、今政府がやろうとしていることは津波対策なんですね。いわゆる浜岡原発は津波対策として対応できていないじゃないかと。どうも聞くところによると、津波対策ができればオーケーですよという方向性なのかなと私は判断しているんですけども。その程度ですね、それ以上、余り言う和外れちゃうから。

それで、ほかのところでもありますよということは、たしか幾つかあるんですけども、浜岡原発のある場所の絶対的な厳しい条件というのを、やっぱり私はほかのところと考え方をきちっと、ある目では、震源地の上にあるから共通する項目はあると同時に、違う点を見る必要があるというふうに思います。それから東海地震がある、連動すれば東南海、南海、それから日向沖までどんどんつながっていくおそれがあるというところに、浜岡原発は位置しているということなんですね。それと、ただ単に地殻による、この断層のずれによる地震ということじゃなくて、大陸プレートの日本海側と太平洋側から迫ってきている大陸同士のプレートのその衝撃というのは、まさに物すごいだろうと、予想がつかないという状況になっているものですから、政府は今、いろいろと浜岡原発に対する対策をとらせようとしていますが、基本がマグニチュード8.7という状況ですよ。ただ、現実にある学者なんか聞くと、今言ったマグニチュード8.7という想定は、あくまで東海地震が起きるである単体のときにはそうなるであろうと。しかしながら、今お話ししたように連動する可能性は極めて強いだろうと。そうすると、学者によると9を超えるんじゃないかという状況にもあるものですから、杉山議員が言われたほかにもあるんだけど、なぜここだけなのといったときには、その区別というのはやっぱり一番、日本でも一番危険と言われている、世界でも一番危険と言われているところに浜岡原発があるんだよということなんですね。

それから、代替エネルギーの関係でいいますと、確かに言われるように代替エネルギーがないと、原発をとめたら、後どうなるのということなんです。ちょっと今回の件について言うと、全部のことを要求しているわけじゃないですね。全部の原発を停止しろということになると、それこそ日本全体で3割ちょっとですか、30%ぐらいからもっとかな、総電力量

の原発に依存するのは。それは高いんですけども、2つお答えしていきたいなと思っているんですけども。

1つは、今回の意見書は、浜岡原発にある意味では限定しながら意見書を出しましょうということ、浜岡原発、これ中部電力のインターネット上にも出ていますけれども、時には18%という、いわゆる総電力量のその構成の中における原子力というのがあったんですけども、今10%か、せいぜい多くて14%程度なんですね。福島原発の3割、その比率に見ても、ある意味では浜岡原発をぺっととめたのは中部電力ですから、それほど影響ないだろうというのと同時に、ちょっと資料的にきょう用意できなかったんですけども、2007年ごろだったと思うんですけども、2回か、3回とまっているんですよ、いわゆる地震によって。そのときにも、中部電力は、じゃ電力不足になりましたと、計画停電ですという実態はなかった。その分についてはカバーしているんじゃないだろうかなと思っています。

それから、もう一点、自然エネルギーの買い取り価格で電気料金が値上げになるんじゃないかということの御心配なんですけれども、今回そこまで踏み込んで、今後の電気料金をどういうふうに、できた設備をどうするのかということについては、今回は触れておりません。

以上であります。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 確かに大体わかりますけれども、私心配するのは、これ、しっかりした方針がまだ国の方針も定まっていない中で、浜岡原発が先例的に永久停止、廃炉となった場合に、いわゆる原発を持っている地元のほかの自治体住民が、私のところも危ないんだという、世論的な感情的な心配が高まって、次々に点検のために停止した原子炉の再開が難しくなるということも聞いていますので、そういった世論の動きから原発がどんどん停止、再開が難しくなっていくときに、これ絶対的に日本のエネルギーの供給が間に合わなくなりますので、今回のこの提案は、あくまでも浜岡原発に限ったことなのかなということを確認したかったものですから、その辺のところをどうでしょうか。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

木村議員。

○20番（木村建一君） まさにそのとおりです。大きな流れとしては、やっぱり自然エネルギーに切りかえていこうではないかという提案、考えなんですけれども、かといって、じゃそれは勝手にどんどん進めろと。原子力だめという立場じゃなくて、少し触れましたけれども、どういうふうにして今後の日本のそのエネルギー政策を考えていくのかといったときに、大いに国民的なやっぱり議論が必要じゃないだろうか。その中でやっていく必要があるんじゃないだろうかという考え方があります。

それから、根本的には福島原発の何を本当に我々は学ばなくてはならないかということ、安全神話でずっと来ていたんですよ。何が安全神話かということ、4字、中部電力の中で、こ

れちよつと前のことですからありますけれども、ホームページに何重にも5重の壁を設けて放射性物質を閉じ込めていますと。福島原発も同じだったですよ。何重にもやっているんで、絶対漏れないと。今、どんどん漏れているという状況ですから、本来の命を本当に粗末にするような政策を国のエネルギー政策をとっていいのかどうかということが本当に問われているのかなと思います。これは、どんどん波及するんじゃないくて、国民的議論を前提にしてということでもあります。

○議長（杉山晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 大体わかりました。

いずれにしても原子力の必要性というのは、今すぐに断ち切るわけにはいきませんので、これはやっぱり計画的に30年ぐらい少なくともかかるんじゃないかと言われているんですけども、暫時そういう方向で進めていくというお考えだということで、あと浜岡原発、このことに関して結論を出すのは難しいんですけども、今の状況から再開できる条件が整うのは難しいんじゃないかなということも聞いているものですから、これに限った提案だということを確認ですけども、よろしいですね。

○20番（木村建一君） はい。

○議長（杉山晃央君） じゃ、次に、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木でございます。

発議第2号 浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書に対して質疑をいたします。大きく2点ありますけれども、一番初めの自然エネルギー活用への政策への大転換を図るという大文言をうたってあるんでございますけれども、この文書を読むと、自然エネルギー、地熱とか太陽光とか風力とかとなるんでしょうけれども、その辺が一つも触れられていないものですから、一般的に考えてそうなのかということしかわからないんですけども、その辺はどのように考えられているんでしょうか、文言に入れなかったわけは、それが1つ目と。

2つ目に、今、東電福島原発1号機、3基ともメルトスルー状態で、毎日出しているという状況は非常に怖いなというところはございますけれども、浜岡原発は実は私ども富士川以東のことでありまして、我々がここでこういうことを意見書で全員賛成するっていうのは、向こうの地域活性化のというか、地域の人たちの、何ていうんですか、気持ちを逆なでするとかということがないのかなと。福島原発1号機、2号機をとめろということであれば、即刻我々はしているわけですけども、その辺の地域に対しての考え方等がありましたら、率直なところを説明を求めます。

それと、私、浜岡原発には、すみません、杉山誠議員の質問の中で、そういうふうに限るということだったんですけども、私はほかのところもというように考えておったんですけども、やっぱりそうではないのかなというところで、その辺も再度お願いいたしたいと思っております。よろしくどうぞ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 鈴木初司議員の2つの質疑についてお答えしたいと思います。

1つ目、自然エネルギーのことについてですけれども、今回の意見書の中心テーマは、浜岡原発を停止しろということが中心です、表題にあるように、意見書の一番頭にあるように。そして、じゃ電力の原発を依存をやめようということだけで、ぷーっと切ってしまうと、じゃ後どうするのということが出てきますから、自然エネルギー活用への政策の大転換を政府はやるべきじゃないですかということなんですね。地熱だとか風力だとか太陽光だとか、さまざまなことがあります。だから、そういう意味でとらえていただきたい。

それから、地域の気持ちを、ここで中部電力なり東京電力に伊豆市議会がやったらどうなのかと。私は、心配する必要はないのかなと思っています。なぜならば、今、日本全国の国民の方々が本当に福島原発がどれだけ被害を大きくするのかと。ましてや、とりわけ子供たちへの、ただ単に今被曝するというんじゃなくて、後々被曝して、その体内被曝によってどういう状況になるかわからないというような状況が、今現実に原発の事故によって、極めてその収束は難しいといった状況のときに、浜岡原発にある自治体における交付金がなくなるとかなくなるとかということは、当然心配すると思うんですけども、自分たちの経済状況はどうなるかわからないんですけども。命というのは、繰り返しになりますけれども、自分の子供とか家族とか友人とかの方々か命と引きかえに浜岡原発をさらに続けろというのがあるのかなと。私はやっぱり危険性があるならば、取り除くという方向を、浜岡原発の立地しているところを考えてですよ、逆に自分のところの一番震源域として危険であるということは、もう百も承知の状況の中でつくられた施設を、そのまま存続しろということは、まずはないだろうなというように思っています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） わかりました。わかったんですけども、判断を非常に迷っているところですが、1点だけ確認をさせてください。

実は、浜岡原発は御前崎近隣市町に対して、ここも伊豆市もそうなんですけれども、伊豆市は関係ないにしても非常に財政に余裕がなく、それに依存しているという状況の市町がたくさんあるという事実はあるということはあるんで、先ほど大丈夫だろうという話なんですけれども、その辺、本当にそういうことで我々が判断していいのかなというところがありますので、再度その辺のお考えをお伺いしたいですけれども。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

木村議員。

○20番（木村建一君） 交付金で、交付金をもらって危険性のある、ましてや政府も言っていましたけれども、ここの東海、東南海沖地震というのは、30年以内に起きるだろうと学者が言っている。福島原発以上になるかもしれないという。そのときに、それと引きかえに、とりあえずあしたのお金を求めるということが、本当に私たち日本人として、未来の子供たちに向かって、そういう目の真ん前のお金が欲しいから、原発を受けるということが果たして正しいのかどうかというところは、また大いに論議をすべきことじゃないのかなと私は思っています。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

じゃ、鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 1点だけ、先ほどちょっと説明、2点じゃなくて求めたのは、浜岡原発に限るということなんですけれども、その他のことについては考えはどのような考えを持ってられるかというのをちょっと。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

お願いします。

○20番（木村建一君） したがって、繰り返しになってお話が下手だったかな。自然エネルギーへの活用の大転換を図っていかうじゃないかと。それが大前提であります。浜岡だけ終われば、もういいよと。あとは原発安心なところだから続けるという意見書を提案したいということではありません。

以上です。

○1番（鈴木初司君） ありがとうございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

先に反対討論ですが、反対討論はございませんので、次に賛成討論を行います。

11番、大川孝議員。

〔11番 大川 孝君登壇〕

○11番（大川 孝君） 11番、大川孝でございます。

3月11日、14時46分、起きましたこの東関東大地震並びに福島原発、この原子力発電所の安全神話というものが、その瞬間崩れたときであったことと思います。

私たちは、この原子力平和利用、原子力発電所も何も障害がなく、機械が作動して電気を起こしてくれれば、何ら問題はないわけですが、人間以外にはやはりこの自然界というものがございまして、まさに私たちの言葉で言う「想定外」、「まさか」、いろいろとそうした想像もつかないようなことが現実に起こったというようなことの大きな証明が、ここで今されているわけでございます。

そして、私たちこの狭い日本におきましても、過去、終戦、これは戦争によつての被爆で

ございますが、長崎、広島にも原子爆弾が落とされまして、それらについての放射能汚染によるその地域にいました住民は、それこそもう想像を絶するような苦しみを味わって生き延びている方は、今日も苦しんでいる方が多いと思います。

そうした中におきまして、今回の平和利用の福島原発ではございますが、やはり事故が起きますと放射能物質汚染というものは戦争であろうと平和利用であろうと、1回事故が発生しますと大変なことが起きるということで、既に10万人以上の避難者が福島県から離れて、そしてまた遠くの福島県内に今避難しているというようなのが現実でございます。そうした恐ろしさというものは、いつ来るかということは、我々想像はもちろん、予測はできないわけです。しかし、現実には起きたことにおきましては、今後もそうした自然の破壊力というものをもって、私たちはそれに十二分に耐えられるだけの生活力というものを高めていかなければならないと思うわけでございます。

そうした中、やはりこの静岡県の伊豆市、いわゆる浜岡にあります浜岡原子力発電所も一発事故がもし起きた場合には、当然風下にあります伊豆半島、関東平野におきましては、大変な放射能汚染というものも考えなければならないというふうに考えるわけです。また構造上、その設置場所がいわゆるその新潟県の糸魚川から浜岡に通ずる大きな断層があるという、その構造線上に設置されているというような、これも大変恐ろしいことがいわゆる学会のほうでも確認されているわけでございます。

そして、先ほどの議員からのお話のように、やはり今後東海地震、東南海、南海というふうに、いわゆる大変な三連動の起きるような可能性もあるというふうに、一応いろいろ地震学会の各先生方も話をされているわけでございます。そうした中、この原子力によって生活を立てている方も、それはもう何百人というふうにおります。しかし、一発こういうふうな大きな事故になった場合には、この我々民族のいわゆる存亡にかけるような大きな事態にもなるわけでございます。

そういうことによりまして、国も大変このエネルギー政策につきましては、やはり原子力中心三十数%ぐらいの全国的には力を持っての発電をしているわけでございますが、将来的にはやはりこうした大きな事故に対することを考えますと、この原子力というものはやはりなくす方向で、それにかわる自然エネルギーを中心としたエネルギー、あるいは蓄電の確保等をなされた中で、生活をやはり守っていく以外にないと思うわけです。

世界の中を見ましても、五十何基あるという、この小さなこの面積の中で原子力がはびこっている日本という国でございますが、やはり一発メルトダウンしますと、これはもう我々逃げ場がないというぐらいのことにもなりかねないわけです。そういう意味で、今回こうした意見書を出されるということには、私は本当に我々の時代はそのまま平穏に送ることができるでしょう。しかし、50年、100年先のことを考えますと、またそれ相応のこの第2の、この大きな震災が発生した場合にはどうなるかということにもなりかねないわけでございます。そういう意味で、やはり原子力は人間の手で人間がつくったその機械でございますので、

やはり30年、40年しますと、こうした機械類も部品もどんどん老朽化して交換しなければならないというようなことにもなるわけです。そして、原子力は御承知のように廃炉になっても、その原子棒を取り出して処理するまでが本当の意味での廃炉になるわけですが、その後の処理というものは大変な、またお金と、その危険性もはらんでいるようでございます。

そういう意味におきまして、ぜひともこの原子力の恩恵によって、周りの市町村の方々はそれ相応の財源をいただく中での市政の運営をされていることも事実だとは思いますが、やはり将来のこの日本民族の生き残りをかけた生活力というものを考えますと、こうした一発事故があると大変危険なものにおきましては、少しでもそれをなくす方向でいくことがいいのではないかと思います。

そういう意味で、今回木村議員のほうから提案されました浜岡原発に限りましてのこの廃炉につきましては、即だというわけにもいかないでしょうけれども、そうしたことでなくしていく方向でいくことが大変大切であろうかということにおきまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、発議第2号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

ここで10分ほど休憩をしたいと思います、9分になりますか。2時30分から再開をしたいと思います。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 追加日程第3、発議第3号 土肥こども園の津波対策に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 発議第3号 土肥こども園の津波対策に関する決議の提案

理由を申し上げます。

今回提案します決議は、土肥こども園の津波に対する万全の備えを整備していただきたいという決議です。伊豆市議会福祉環境委員会では、過日土肥こども園を視察いたしました。東日本大震災により行われた津波避難訓練では、限られた教諭が55名の園児を津波が来るまでの短時間に、避難場所の土肥中学校グラウンドまで引率誘導するのは、非常に危険であるという結果を伺いました。特に、3歳以下の園児は子供を乗せる避難車、押し車でなければ移動ができず、土肥中学校グラウンドまでの避難路には、道路や階段の段差があり、大変危険な状況でした。この決議は、伊豆市議会として土肥こども園の津波に対する万全の備えを講じられるよう、強く市当局に要望するものです。

それでは、決議文を読ませていただきます。

土肥こども園の津波対策に関する決議。

伊豆市議会福祉環境委員会では、平成23年6月8日にこども園を含む10の所管施設の視察を行いました。

土肥こども園の建物は鉄骨造り一部2階建てで、園舎内は木造調づくりの広々とした部屋があり、園児にとっても大変環境の良い施設と感じました。しかし、園長からの説明で去る3月11日の東日本大震災の津波による被害を鑑みると、こども園の園舎の鉄骨2階部分では、一時的な避難施設としては機能しないことが確認され、避難場所として指定されている道路向かいにある土肥中学校グラウンドへ避難する訓練の話を伺いました。

現状では、津波が来るまでの短時間に園児を土肥中学校グラウンドまで引率誘導は、危険であるということが確認されました。

いつ来るかわからない地震に対し、園周辺土肥地区の津波対策も考慮しなければならないことは承知しておりますが、乳幼児を預かる市施設としては、今後想定される地震や津波から最優先に避難を確保できる環境整備が急務であるとの認識で一致しました。

つきましては、早急に土肥こども園内に第1避難場所の整備を行う等、津波に対する万全の備えを講じられるよう強く要望いたします。

以上のとおり決議する。

平成23年6月30日。

伊豆市議会。

伊豆市長 菊地豊様。

以上、この決議の採択について皆様の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから発議第3号について質疑を行います。

通告がありますので、これを許します。

5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

○5番（松本 覺君） 5番、松本覺でございます。

質疑をいたします。

一番最後の今の委員長さんの言葉で、園児を避難させるための万全の策を講じていただきたいということについては、一論の反論の余地もありません。私も賛成であります。それでは、どうしたらいいんですかとなると、私も場所も地域も全部頭の中に入れていますが、それがどうしたらいいかという文がここには一つもない。

それから、これは屋形地区の一番上流に属すると思いますが、屋形地区には具体的に逃げる場所が大体想定されていないというのが私の一般質問にあったはずですが、地域全体が第1次避難場所が想定されていないんですから。それを万全の策をというのは一論の疑う余地もないんですが、どうしたらいいかということを考えないと、あるいは述べないと、発議にならない、答えようがない。あるいは、賛否を表明する仕方が私にはわからない。

ここは、距離は土肥の大川の堤防に沿っているわけですね。その堤防よりも2階は、堤防とちょうど平らになっているわけです。ですから、海拔によると多分6メートルぐらいになるはずですが、そういう状況ですが、私の一般質問の中にもあったとおり、これは津波が来た場合には、あの大川を200メートルぐらい入るのでしょうか、真っ先に海からさかのぼります。波が川を伝ってさかのぼります。その位置にあるわけですから、当然そこには土肥中学校の避難場所もそこにあります。したがって、避難場所に適しているかどうか、これはちょっと疑わしいと、私は書いてあるつもりです。

そういう状況の中で具体策が見えないまま万全を期するというと、園児を避難させる建物を現状よりも1階か2階3階と、かさ上げして、そして津波に流されないようにするしか私には方法が見つからない。それを覚悟であえて園児の命を守れと言っているのか、階段だから行きにくいからスロープにしてと言っているのか、そこら辺を限定しないと、お金も手段も格段違うわけですから、もしこれを決議を望んでいるならば、どれをどういうことを想定しているのかをまず伺いたいというふうに思います。

ちなみに距離は、3歳の乳幼児を想定しているならば、先生がおぶって走っていけば事足りるわけですよ、人数的に。距離は、50メートルそこそこで土肥中のグラウンドには達します。そこら辺をどう考えているか伺いたいと思います。

私は万全を期すということについては、これは一論の挟む余地もなく賛成なんです、そこがわからないと意思の表明のしようがないと、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁をお願いします。

古見委員長。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） ただいま松本議員が具体策がないとおっしゃいました。しかし、具体策はあります。早急に、土肥こども園内に第1避難場所の整備を行う。これが最も重要である。

あの周辺を見ましたときに、海拔6.5メートルの園から、園の2階へ上がりますと海が見えます。そして、避難場所になるであろう高い建物は海側のほうに高い建物があるんですね。そこへ避難するという事はないわけですね。そして、避難場所だという土肥中学校のところは、平らのところを走っていくわけじゃないんですね。まず、園庭におりにスロープをおりにいくわけです。そして、もう一つその下は道路へおりにところに駐車場、今度買ったところがあります。そのまた1段低いところに大きい駐車場があります。そこを通り越すと道路があります。低いんですね、その道路は。そうしますと、低い道路は、前後といますか、右左といますか、片側には川が海から直接津波が来る川があります。反対側には低い道路がまた海岸側から真っすぐ来ているわけですね。そうしますと、スロープで曲がり曲がりして5分で土肥中学へ着くということは、不可能だということを委員会全員で現地を見て、初めて確認できたわけなんです。そうしますと、逃げる高台はとても時間的に無理であると。ならば、園の中にそういう避難をする場所を設けるのが最良の策であるということで、ここに第1避難場所は園内にと一文をつづってあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

松本議員。

○5番（松本 覺君） なお、難しくなりました、現実の問題としては。私が言うことじゃないかもしれませんが、素人の私が言いますと、あの6メートルの津波を想定して、津波に流されない高台を園内につくるということですよ、今おっしゃったとおり。どれほどの施設と建物を、要するに頑丈な建物をつくるのかということが私にはわからないわけですよ。そういうことが可能であるかもわからない。

やっってもらうのは十分、それはやるにこしたことはないんですが、屋形自体も老人から乳幼児まで逃げ場所がなく、この土肥中学校へ全部集まってくることになっているんです。ですから、そういう総合的な見方をしていただかないと、園児だけ助けてくださいというと、非常に重要ないいというように見えるんですけども、果たしてそういうことなのかなという話をするわけで、私はちょっと空から見たときに、どういうことに一体なるのかなとい

う話で賛否をつけかねているというのが実情であります。

ですから、ここでもう質問事項はありません。その敷地内に高波に十分耐え得るだけの建物をつくるということですよ、今の話ですと。大変困りました。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） では、次に、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

土肥こども園の津波対策に関する決議に対して質問をさせていただきます。

私は、自分が土肥に住んでおりませんので、地元でいろんなことが次に地震が来たとき、また津波が来たときというような、そういう対策について、全く自分としてはどんなような話がされているかわかりませんので、その辺も含めた中で伺うわけですが、じゃ次に一番大きな地震が来たときに、どのぐらいの津波が来ると想定して、例えば小学校、中学校の屋上で十分避難場所としてそれが機能するか。この間の地震を、あの津波の被害を見ますと、いや、あんなもので、今ある学校、小学校、中学校、あんなものの屋上なんて一のみされちゃうんじゃないかなという素人考えですからね。だから、素人考えですから、皆さんがその辺をどのように想定したかを伺いたいわけですから。

だから、そういうことを考えていくと、園庭にどんなものを建てれば、じゃ子供たちが安全なのかというものが必然的に出てきますよね。だから、そこがやっぱりないと、どんなものを建てれば安全だという一つの絵が浮かびませんよね。だから、その辺をどのように想定してこの決議がなされたか、その辺を伺います。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

古見委員長。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 三須議員の質問にお答えいたします。

津波の高さも来てみないとわからないのは現実でありますけれども、東日本の岩手県の海岸の3階建ての知り合いが、3階にいて難を逃れたということでした。3階のしかも鉄骨づくりの3階だったそうです。でも、所によっては津波は38メートルにも達したとありますので、そういう想定外の対応はとにかくといたしましても、木造のうちが津波に一突きでぐっと動いてしまったあの現実を見ますと、55名の土肥の全部の幼児をみんな失うということは絶対にならない。

ならば、3階建ての鉄骨づくりの、今2階へ上がる建物は、これは委員会では話がありませんでした。現実には土肥こども園で園の先生方と、そして委員の皆さんといろんな案を、周囲を回りながら出た案の一つに、2階へ上がる階段は非常に広い階段があります、2階まで上がれるんですね。その続きを、その続きのところに鉄骨の3階ができれば、これが一番いい方法ではないかという意見をおっしゃっている方もおりました。しかし、委員会では具

体的なことは市当局に任せればいいんじゃないか。我々は危険だということを一番見てわかったわけですので、この部分については市当局で十分検討してもらえばいいんじゃないかという委員会の意見がございました。

よろしいでしょうか、答弁終わります。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） 私も市当局がやはり専門的な知識を広く導入して、そこで土肥では最低限度これぐらいの津波はもう想定するんだよと。だから、こういうものをつくって対策、対応しなければならぬというものは、市当局の責任としてやるべきだと思います。だから、それは気持ちは十分内容については、よくわかりますけれども、ここで園舎内に安全なそのものをつくればいいというものを一つピックアップして提案をするより、土肥全体をやはり市がどういうふうに安全を確立していくかという中で、これももちろん盛り込んでられると思いますので、やはり私はそれが今委員長が最後に言いました市に責任を持ってやっていただくという道は、それは市長ももちろん考えていると思いますので、それでいいのではないかと感じました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には、長い期間、慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後 2時49分